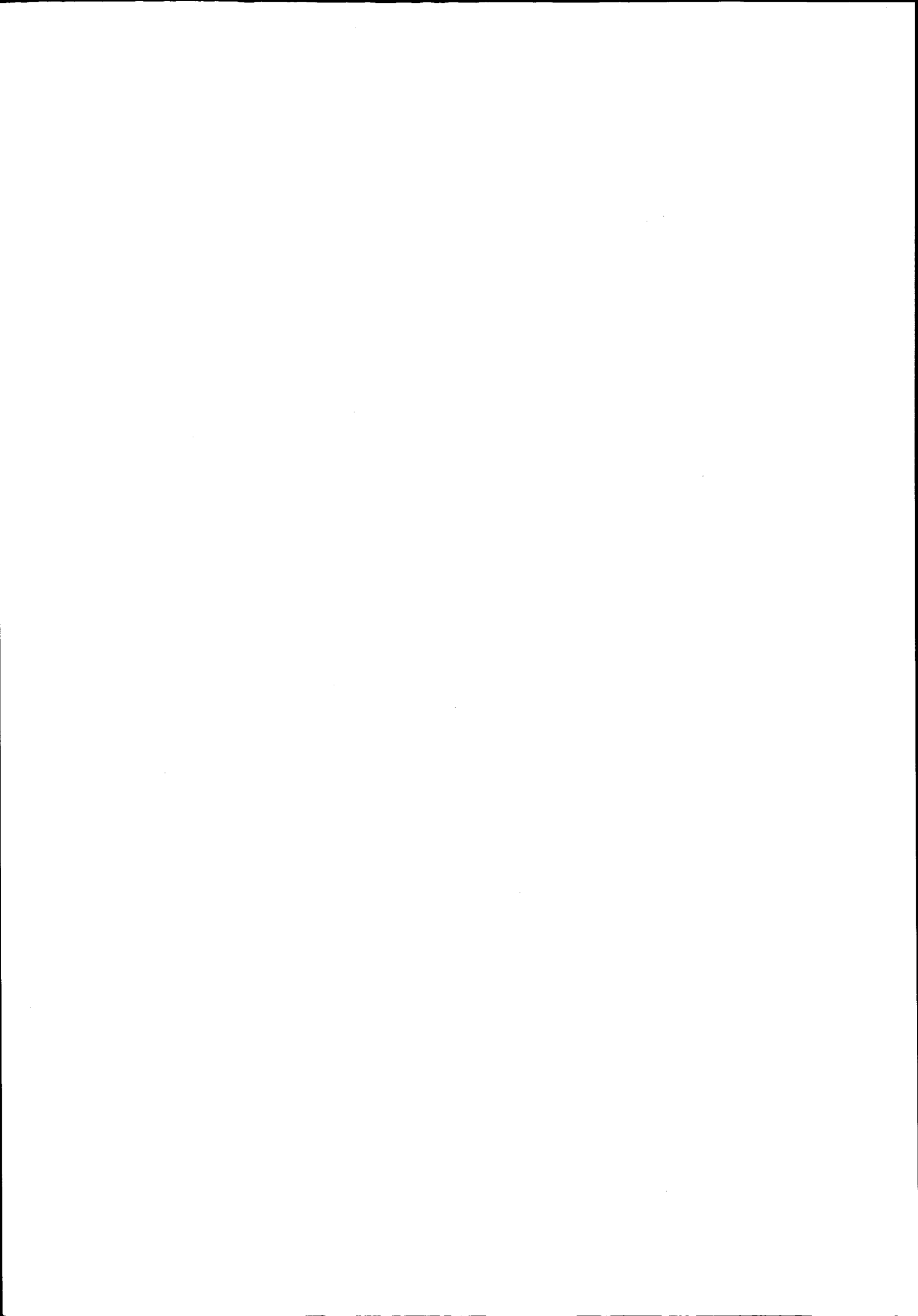


第4部

「市民社会組織」研究の フロンティアへ



第9章 現代「市民社会組織」の地理-歴史的編成

——団体結成年・郊外化・影響の継続——

山本 唯人

1 本稿の課題

現代首都圏において活動する「市民社会組織」は、いつ頃、どのように形成されたのか。この間について、本稿では、以下、3つのアプローチから検討する。

第1に、「団体結成年」に関する考察である。ここでは、個別の団体ではなく、調査対象となる「市民社会組織」の結成年を総体として観察した場合、そこから何を読み取ることができるかを課題とする。

第2に、結成された団体の空間的広がりに関する考察である。現代首都圏における「市民社会組織」の形成は、空間的にはどのようなエリアに影響を与えたのか。特に、戦後都市化の過程で形成された「郊外」空間の意義に注目する。

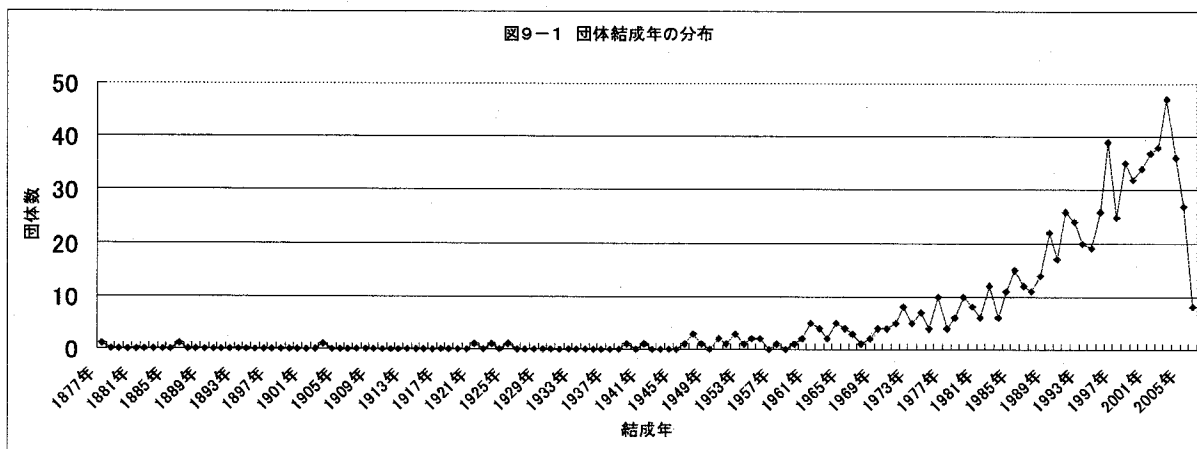
第3に、戦後日本の社会運動が「市民社会組織」の形成に与えた影響である。特に、「社会運動の噴出」の時代とされる1960年代の社会運動が、現代「市民社会組織」の形成にどのような影響を与えたのかが関心の中心となる。

このように、本稿の目的は、①「団体結成年」の分布、②空間的な広がり（郊外化）、③1960年代の社会運動との連続と断絶という3つの側面から、現代「市民社会組織」の地理的・歴史的編成過程に関する全体的なイメージを提示することにある。

2 現代「市民社会組織」の歴史的編成——団体結成年の分布

2-1 分水嶺としての1970年代

団体結成年の分布を見てみよう（図9-1）。



戦前は「1877年」を最も早い時期としていくつかの団体結成があり、戦後は「1945～60年頃」、および、「60～70年頃」の2回にわたり団体結成の小さな山が認められる。70年代以降、細かな上がり下がりを繰り返しながら右肩上がりな結成団体数が増加し、90年代後半、さらに大きな盛り上がりを迎えて現在に至る。全体の分布を見ると、現代首都圏における「市民社会組織」の大部分は、「1970年代以降」に結成されたものであることが分かる。

考察を進める前に、この「波形」が意味するものについて確認しておく。

辻中豊らの「団体の基礎構造に関する調査 (Japan Interest Group Study, JIGS)」(辻中編, 2002) では、同様の作業から、同調査の対象とする「団体」の歴史的形成過程を検討している。

「団体結成年」の分布が表すのは、第一義的には、「調査時点で存続している団体」が、いつ頃、どれくらい結成されたかであり、歴史上の各時点で実際に結成された団体数を示すものではない。例えば、ある時点 (t1) で団体結成の波があったとしても、次の時点 (t2) で団体が消えてしまえば、その波形はこの図に記録されない。

それにもかかわらず、JIGS では、ある条件のもとでは、「団体結成年」のグラフが歴史的な団体結成のサイクルを一定程度保存していると推定してかまわないとしている。

その条件とは、①団体の誕生は社会的・政治的要因に規定される側面が強いこと、②寿命のある自然人と異なり、ある時期集中的に設立された団体は、一定の永続性を持って存続すると考えられることである。

このうち、①の条件は、本調査の「市民社会組織」にも一定程度当てはまると思われる。しかし、②に関しては JIGS と同じように当てはまるとは言えない。なぜなら、JIGS は職業別電話帳に記載された「組合・団体」、地方自治体が把握する「自治会」、行政の把握する「NPO 法人」など、比較的組織化・制度化の度合いの高い団体を主な対象としているのに対して、本調査では「市民社会組織」の3要件 (自発性・集合性、イシュー対応性、介入性) を満たしさえすれば、組織化・制度化の度合いに関わらず、考察の対象に含めるという方法を採用しているからである。

例えば、JIGS では、「政治・市民・環境」などをテーマとする「アドボカシーセクター」の集積について考察する際、「大衆運動や市民団体・住民団体は、砂山のように、急速に盛り上がっては消滅してきた可能性」があるため、「団体結成年」の波形から、直ちにその強固さ／脆弱さを推論することに留保を求めている。本調査は、まさにこの「砂山」のように盛り上がっては消えていく団体まで考察のウイングを伸ばすことに主眼の1つを置いている以上、「団体結成年」の分布が表すものを、より厳密に解釈しなければならない。

では、あらためて、この「団体結成年」の分布が表すものは何か。

それは、各時点における実際の団体結成数の近似ではなく、現存する「市民社会組織」の集合体 (これを「市民社会組織」セクターと総称する) が、いつ頃から、どれくらいのペースで「蓄積」(実際の結成団体数－現在までに消滅した団体数) されたか (= 団体の蓄積過程) を近似的に表すものと解釈するのが適当であろう。「現代」という限定が必要なのは、ここで表されるものが、あくまで、現在時点でスナップショット的に観察しうる団体の集積であり、それ以上の考察には及ばないから (及ぼすことができない) である。

ただし、歴史的に多くの団体結成が見られた年は、「生き残っている」団体数も相対的に多くなると仮定すれば、図9-1の「波形」(量的水準は実際の結成団体数より大きく減少しているだろうが) そのものは、過去における団体形成のサイクルをある程度保存していると考えることができる。例えば、戦前において団体の結成が認められる時期は、立憲政治の成立期 (19世紀後半)、日露戦後期 (20世紀初頭)、大正デモクラシー期 (1920年代) など、歴史研究によって団体結成の盛り上がりが確認されてきた時期と重なるし、戦後 (特に50年代)、60年代もそれぞれ社会運動の高揚が見られた時期と重なる。

以上の限定を踏まえて、グラフの波形から、現代首都圏における「市民社会組織」の蓄積過程を5つの段階に分け、各段階に結成された団体数 (および割合) を示すと以下ようになる (表9-1)。

表9-1 現代「市民社会組織」形成の時期区分 (5段階区分)

段階	% (団体数)
I) 戦前 (1877・86・1903・21・23・25・39・41 年)	1.1(8)
II) 1946～59 年	2.5(18)
III) 1960～69 年	4.4(32)
IV) 1970～94 年	39.3(286)
V) 1995～2006 年	52.7(384)
合計	100(728)

現代首都圏における「市民社会組織」は、早い段階では 19 世紀末から蓄積を開始するが、合計 90%以上に上る圧倒的な割合が、70 年代以降に結成された団体で占められていることが改めて確認される。

JIGS では、戦後 10 年間の体制変革期における「生産者セクター (経済・農業・労働)」の噴出を、戦後日本における「団体」世界の構造を形作った契機として重視し、「権威主義体制」による抑圧を経た上での「体制変革 (戦後改革)」が持つ意義を強調した。

これと比較してみると、敗戦後に見られたであろう「市民社会組織」形成の波は、「団体」そのものの物理的存続関係で見るとかぎり小さな規模でしか痕跡を残していない。また、「戦後改革」以上に、「1970 年代」という分水嶺の存在が大きな意味を持っていることが、現代「市民社会組織」に固有の特徴として指摘することができるだろう。

2-2 イシュー別団体結成年

これらの「市民社会組織」を主なイシュー (16 分類) 別に分解して見た場合、いつ頃から、どのような順序で団体の蓄積は進行したのか。5 つの段階別に、その時期結成されたイシューの団体数 (および割合) を示すと表 9-2 のようになる。

この表をもとに、蓄積の開始時期を共有するイシューをグループにまとめ、さらに、蓄積のペースが急増する「成長期」(30%以上とする) によって下位区分を設けると、以下の 10 グループに分けることができる (表 9-3)。

第 1 は、戦前に最初の蓄積を開始したグループである (平和・福祉・災害救援)。現代「市民社会組織」を構成する最も「古典的」なイシューと呼ぶことができる。「福祉」は、全体を通して最も団体数が多く、また、70 年代以降に大きな増加が見られるという点で「現代性」も備えたイシューである (ここで取り上げたのは各団体が現在時点で最も重視しているイシューであり、必ずしも結成時に重視していたイシューと一致していないことは注意を要する)。

第 2 は、「戦後」(1946～59 年) に蓄積を開始したグループである。内訳は、比較的なだらかに増加するイシュー (消費者)、70 年代以降成長するイシュー (環境・教育・国際協力・自治・人権・ジェンダー)、90 年代以降成長するイシュー (地域活性化) の 3 グループに分けられる。この時期は、全 16 イシューの内の 8 イシューで蓄積が開始された。団体「数」の本格的集積は、70 年代以降であるものの、多様なイシューが一挙に蓄積を「開始」したという点で、「戦後」は 1 つの画期をなしている。特に、「環境」は、このグループの中で最も団体数が多く、全体でも「福祉」に次ぐ第 2 位を占めている。「戦後」を契機に後発で蓄積を開始したグループの代表的なイシューと位置づけることができるだろう。

表9-2 イシュー別団体結成年の分布 (イシュー16分類)

イシュー	戦前	1946~59	1960~69	1970~94	1995~2006	合計
平和・戦争	7.1(2)	7.1(2)	14.3(4)	25(7)	46.4(13)	100(28)
福祉・保健・医療	2.3(4)	2.3(4)	4.6(8)	38.2(66)	52.6(91)	100(173)
災害救援・地域安全	16.7(1)	0(0)	0(0)	33.3(2)	50(3)	100(6)
消費者	0(0)	7.7(1)	15.4(2)	23.1(3)	53.8(7)	100(13)
環境問題	0(0)	1.9(3)	1.3(2)	46.8(73)	50(78)	100(156)
教育	0(0)	2.1(1)	4.3(2)	46.8(22)	46.8(22)	100(47)
国際協力・国際化	0(0)	2.2(1)	4.4(2)	42.2(19)	51.1(23)	100(45)
自治・市民活動支援・政治	0(0)	4.3(3)	1.4(1)	37.1(26)	57.2(40)	100(70)
人権擁護	0(0)	4(1)	0(0)	48(12)	48(12)	100(25)
ジェンダー・セクシュアリティ	0(0)	5(1)	0(0)	40(8)	55(11)	100(20)
地域活性化	0(0)	4.3(1)	4.3(1)	21.7(5)	69.7(16)	100(23)
文化・芸術・スポーツ	0(0)	0(0)	7.1(2)	53.6(15)	39.3(11)	100(28)
職業・労働・雇用	0(0)	0(0)	4.2(1)	37.5(9)	58.3(14)	100(24)
まちづくり	0(0)	0(0)	8.6(3)	14.3(5)	77.1(27)	100(35)
情報・先端技術	0(0)	0(0)	0(0)	14.3(1)	85.7(6)	100(7)
スピリチュアル・宗教	0(0)	0(0)	0(0)	100(2)	0(0)	100(2)
合計	1(7)	2.6(18)	4(28)	39.2(275)	53.2(374)	100(702)

(注) 網かけ部分は前期から20%以上増加が見られる段階。蓄積が開始された段階の数字をゴシックで示した。

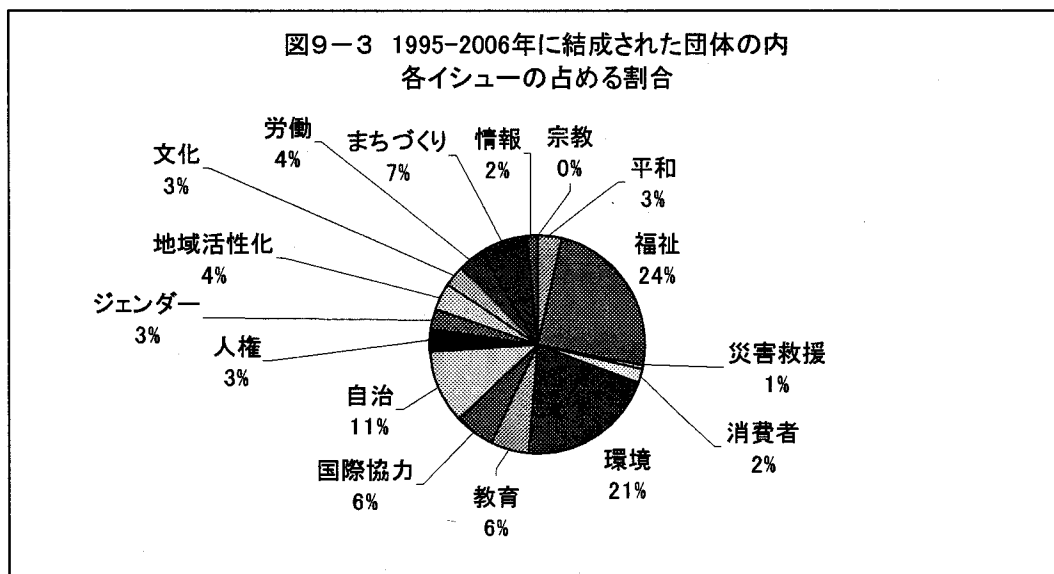
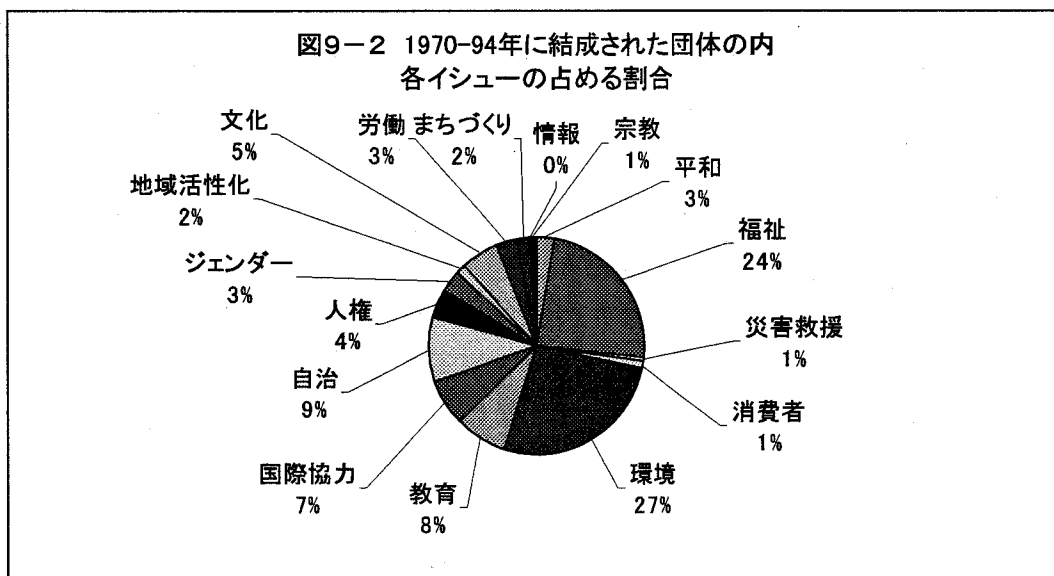
表9-3 蓄積の「開始期」と「成長期」によるイシュー分類 (10グループ)

(1) 戦前に団体の蓄積を開始したグループ	①平和・戦争 (28 団体) / 比較的緩やかな増加 ②福祉・保健・医療 (173 団体) / 70年代以降成長 ③災害救援・地域安全 (6 団体) / 70年代以降成長、特に90年代半ば以降
(2) 戦後 (1946~59) に団体の蓄積を開始したグループ	④消費者 (13 団体) / 比較的ゆるやかに増加 ⑤環境問題 (156 団体)・教育 (47 団体)・国際協力 (45 団体)・自治 (70 団体)・人権擁護 (25 団体)・ジェンダー (23 団体) / 70年代以降成長 ⑥地域活性化 (23 団体) 90年代以降成長
(3) 60年代 (1960~69年) に団体の蓄積を開始したグループ	⑦文化 (28 団体)・労働 (24 団体) / 70年代以降成長 ⑧まちづくり (35 団体) / 90年代後半以降成長
(4) 70年代以降 (1970~95年) に団体の蓄積を開始したグループ	⑨情報・先端技術 (7 団体) / 90年代後半以降成長 ⑩スピリチュアル・宗教 (2 団体) / 70年代以降結成・成長

第3は、「60年代」（1960～69年）に蓄積を開始したグループである。この時期は、「市民社会組織」としての性格を持つ「労働」団体の結成が見られると同時に、「文化」や「まちづくり」のようによりソフトな 이슈で蓄積が始まった。ただし、「まちづくり」は90年代以降に成長期が見られるという特徴がある。

第4は、「70年代以降」（1970～94年）に蓄積を開始したグループである。このグループには「情報・先端技術」「スピリチュアル・宗教」が属する。

以上を踏まえて、ではそのなかで、相対的に、70年代以降の「市民社会組織」の形成に大きな影響を与えたのは、どの 이슈なのか。表9-2から、「1970～94年」および「1995～2006年」に結成された 이슈の内訳をグラフにすると図9-2のようになる。



「1970～94年」では、「環境 (27%)」「福祉 (24%)」「自治 (9%)」「教育 (8%)」「国際協力 (7%)」など、「1995～2006年」では、「福祉 (24%)」「環境 (21%)」「自治 (11%)」「まちづくり (7%)」「教育 (6%)」「国際協力 (6%)」などが上位を占める。

特に、「環境」と「福祉」が、最も大きなウエイトを持っていたことが確認できるだろう。

2-3 団体資源の配分に対する影響

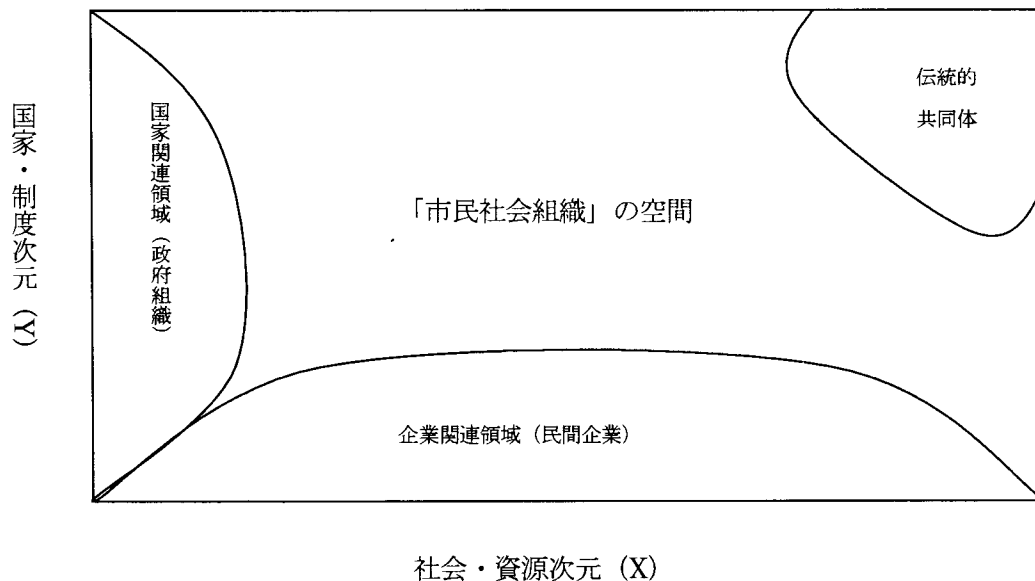
イシューごとの蓄積・成長時期の違いは、現代「市民社会組織」の蓄積過程において、このような歴史的順序で、団体資源の集積が生じたことを表している。では、こうした歴史的な資源動員のパターンは、イシュー間における団体資源の配分にどのような影響を与えるのか。以下、JIGS で採用された「団体統合空間」モデルの議論を用いて、若干の考察を行ってみたい。

「団体統合空間」モデルの発想は、以下のように要約することができる。

はじめに、国家・制度次元（団体形成の機会を提供／規制する）と社会・資源次元（団体形成の資源を提供する）の2軸によって規定される空間（＝団体統合空間）が、団体形成可能な空間の「規模」を決定する。

この空間から、「政府組織（国家関連領域）」と「民間企業（企業関連領域）」、「伝統的共同体（親族・宗教組織など）」の領域を取り除いた空間が、「市民社会組織」の成立可能な領域である。この領域を、どのような団体が、どの段階で、どの程度占拠するか、その集積によって生じる団体セクター間の布置によって、当該社会における団体の構造を特徴づけるという議論である（図9-4 模式図）。

図9-4 「団体統合空間」モデルの模式図（辻中編,2002）



JIGS は、団体統合空間を早期に占拠した団体セクターほど、「先取特権」を発揮して空間内に強固な地盤を作り上げると想定し、そこから、戦後日本における「生産者セクター（経済・農業・労働）」の「根強さ」を説明している。もし、そうだとすれば、「市民社会組織」においても、早い段階で蓄積の開始されたイシューほど、豊かな団体資源を動員し、団体空間の内部に強固な地位を占めることが、ありうるだろうか。

この点を検証するため、「市民社会組織」を構成するイシューのうち、資源動員（団体の蓄積）が開始された順に、①「平和」「福祉」「災害救援」、②「環境問題」、③「労働」「まちづくり」の6イシューを選び、代表的な団体資源（常設事務所・個人会員数・年間予算）が各イシューにどれくらい分配されているかを検討すると以下ようになる（表9-4・5・6）。

表9-4 イシュー別「常設事務所」資源の分配（網掛け部：団体数比例配分を上回る数値）

イシュー	% (団体数)	常設事務所所有
平和・戦争	3.8(34)	4.2(27)
福祉・保健・医療	24.5(219)	27.5(178)
災害救援・地域安全	0.9(8)	1.1(7)
環境問題	23.3(208)	17.0(110)
職業・労働・雇用	2.7(24)	3.1(20)
まちづくり	5.3(47)	5.1(33)
全体合計(その他のイシュー含む)	100(894)	100(648)

表9-5 イシュー別「個人会員数」資源の分配（同上）

イシュー	% (団体数)	0~9人	10~99人	100~999人
平和・戦争	3.8(34)	0(0)	1.6(6)	5.7(17)
福祉・保健・医療	24.5(219)	16.7(4)	25.3(92)	24.0(72)
災害救援・地域安全	0.9(8)	0(0)	1.4(5)	0.3(1)
環境問題	23.3(208)	29.2(7)	23.6(86)	26.3(79)
職業・労働・雇用	2.7(24)	0(0)	2.7(10)	2.3(7)
まちづくり	5.3(47)	8.3(2)	7.1(26)	4.0(12)
全体合計(その他のイシュー含む)	100(894)	100(24)	100(364)	100(300)

表9-6 イシュー別「年間予算」資源の分配（同上）

% (団体数)	% (団体数)	100万円以上～ 500万円未満	500万円以上～1,000 万円未満	1,000万円以上～ 5,000万円未満
平和・戦争	3.8(34)	4.4(9)	5.4(5)	3.4(5)
福祉・保健・医療	24.5(219)	18.2(37)	24.7(23)	41.5(61)
災害救援・地域安全	0.9(8)	1.5(3)	0(0)	0.7(1)
環境問題	23.3(208)	20.2(41)	11.8(11)	12.2(18)
職業・労働・雇用	2.7(24)	4.4(9)	2.2(2)	2.7(4)
まちづくり	5.3(47)	6.4(13)	4.3(4)	2.7(4)
全体合計(その他のイシュー含む)	100(894)	100(203)	100(93)	100(147)

上の表9-4・5・6では、各イシューの使用する資源が、団体数で比例配分した値よりも多く配分されているケースについて、網かけして示した。配分されている資源が、団体数の比例配分よりも多ければ相対的に有利な条件、少なければ不利な条件にあるイシューと見なすのである。

まず、「常設事務所」資源（表9-4）では、先発イシューの「平和」「福祉」「災害救援」が団体数比例よりも多くの資源を獲得し、後発の「環境」「まちづくり」で少なくなっている。「労働」は「市民社会組織」としては後発のグループだが、資源としては多くを確保できている。

次に、「個人会員数」資源（表9-5）では、「10~99人」規模では「福祉」「災害救援」「環境」「まちづくり」が団体数比例よりも多く、「100~999人」規模では「平和」「環境」が多くの資源を確保できている。

最後に、「年間予算」資源（表9-6）では、「100万円以上500万円未満」で「平和」「災害救援」「労働」「まちづくり」が、「500万円以上1000万円未満」で「平和」「福祉」が、「1000万円以上5000万円未満」で「福祉」が、団体数比例よりも多くの資源を確保できている。これに対して「環境」は、いずれの予算規模グループでも、相対的に少ない資源しか確保できていない。

このように、比較的早い段階から資源動員（団体の蓄積）の開始された「平和」「福祉」「災害救援」などの 이슈は、団体空間の内部に相対的に「根強い地盤」を確保できている状況が確認された。他方、後発の「環境」 이슈は、団体数では「福祉」に次ぐ位置を占め、特に、70年代以降の「市民社会組織の噴出」に最大のインパクトを与えた 이슈でありながら、「常設事務所」や「予算」などの面で、その規模（団体数や会員数）に見合うだけの資源を確保できていない。

2-4 小括

本調査に回答のあった団体のうち「結成年」の明らかなものについて、その全体的な傾向を分析すると、大部分が「1970年代以降」に結成されたものであることが分かる。「70年代」が組織形成の歴史的分水嶺となっていること—このことは、本調査のいう現代「市民社会組織」の顕著な特徴の1つである。

それらを 이슈別に分解して見た場合、団体数では「福祉・医療・保健」「環境問題」で全団体数の50%近くを占めてしまう。その意味で、これらは、現代「市民社会組織」を代表する 이슈であるといえるだろう。

しかし、辻中らが JIGS で用いた「団体統合空間」のモデルを援用すると、外面的な観察とは少し違った様相が見えてくる。「平和」「福祉」「災害救援」など、歴史的に早い段階で団体の集積を開始した 이슈では、団体数比例よりも高い割合で、「常設事務所」「個人会員数」「年間予算」などの団体資源を確保できているのに対して、後発の「環境」では、それよりも低い水準でしか団体資源（特に「常設事務所」と「年間予算」）を確保できていないという状況が浮かび上がってきた。

これらは、「団体数」とは別の次元で、「平和」「福祉」「災害救援」などの「古典的」 이슈が、今なお「市民社会組織」の世界における重要なポジションを占めていることを示している。同時に、それらが、「環境」に代表される新たな「参加者」と、どのように団体資源を分かち合い、 이슈間 の関係を組み直していくかが、「市民社会組織の空間」における隠れたテーマになっていることを示唆しているといえるだろう。

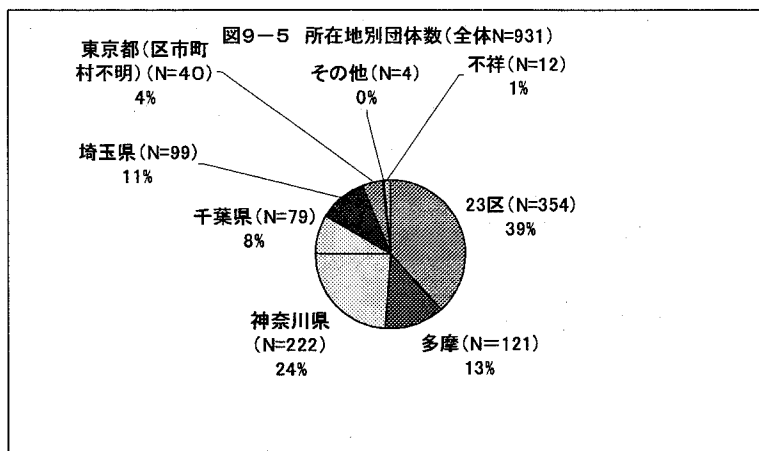
3 現代「市民社会組織」の地理的編成——「郊外」空間の意義

3-1 所在地別団体結成年の分布——「1970年代」の地理的インパクト

「市民社会組織」の活動は透明な空間の上で行われるわけではない。資源やノウハウの集積する一定の空間的フレームワークの上ではじめて機能し、展開されるものである。

では、「1970年代」を分水嶺として進行した現代「市民社会組織」の結成は、空間的には、主としてどの地域に、どのようなインパクトを与えたのだろうか。この間について、戦後都市化の過程を通じて形成された「郊外」空間の意義という観点から、検討することが第2の課題である。

はじめに、所在地別団体数の分布を見ておこう（図9-5）。



「23区」に39%、横浜市・川崎市の大都市を抱える「神奈川県」に24%という大きな集積があり、「多摩」「埼玉県」「千葉県」の順で10%前後の団体の集積が見られる。首都圏全体で見ると、約4割の団体が都心(23区)に、半数以上が「多摩」「神奈川県」「埼玉県」「千葉県」などの「郊外」地域(横浜・川崎などの大都市も含む)に集積しているのである。

そこで、次に、団体結成の波が所在地別にどれくらいのインパクトを及ぼしているのかをまとめたのが、以下の表9-7である。

表9-7 所在地別団体結成年

% (団体数)	戦前	1946~59	1960~69	1970~94	1995~2006	合計
23区	2.1(6)	3.8(11)	6.3(18)	37.3(107)	50.5(145)	100(287)
多摩	0(0)	2.1(2)	3.2(3)	44.2(42)	50.5(48)	100(95)
神奈川県	1.1(2)	1.7(3)	3.4(6)	36.2(64)	57.6(102)	100(177)
千葉県	0(0)	0(0)	1.6(1)	45.2(28)	53.2(33)	100(62)
埼玉県	0(0)	2.6(2)	3.8(3)	39.7(31)	53.8(42)	100(78)
東京都(区市町村不明)	0(0)	0(0)	3.7(1)	48.1(13)	48.1(13)	100(27)
その他	0(0)	0(0)	0(0)	50.0(1)	50.0(1)	100(2)
合計	1.1(8)	2.5(18)	4.4(32)	39.3(286)	52.7(384)	100(728)

(注) 網掛け部は30%以上の団体結成が見られた時期、団体の蓄積が開始された時期をゴシックで示した(区市町村不明東京都・その他・合計は除外)。

どの地域でも70年代以降に「市民社会組織」の急速な蓄積が進んだことが分かる。これは、前節で見た全体的な傾向をほぼそのまま反映している。ただし、地域別に「団体の蓄積」が開始された時期を見ると、大都市を抱える「23区」と「神奈川県」では始まりが速く、いずれも戦前から団体の蓄積が見られる。次いで、「埼玉県」と「多摩」では戦後に蓄積が開始され、「千葉県」では60年代以降に最初の蓄積が観察される。

蓄積の開始期から1970年代の「団体の噴出」を迎えるまでの期間の長さ(短さ)に対応して、そのインパクトに落差が生まれている。具体的にいえば、戦前以来の歴史を持つ「23区」「神奈川県」では、「団体の噴出」のインパクトは30%台に抑えられているのに対して、蓄積開始期の遅かった「千葉県」「多摩」「埼玉県」では、この順で相対的に大きなインパクトが生じた。この中では、最も遅い時期に蓄積の始まった「千葉県」が、約45%と最大のインパクト

を受けている。「埼玉県」の相対的な数値の低さは、90年代以降の伸び率の高さによって相殺されたものと思われる。

「千葉県」「多摩」「埼玉県」などの「郊外」地域は、70年代以降における「市民社会組織の噴出」のインパクトを、よりダイレクトに受けた地域といえるだろう。

3-2 きっかけ要因・イシュー・活動エリアの所在地別特性

では、「23区」、大都市と郊外の混在する「神奈川県」、郊外の「多摩」「埼玉県」「千葉県」などの地域で、「市民社会組織」の性格に何らかの違いがあるだろうか。

表9-8 所在地別結成のきっかけ

% (団体数)	メンバー	地元	国内	国外
23区	31.4(108)	23.3(80)	42.8(146)	21.6(74)
多摩	34.8(40)	44.3(51)	32.2(37)	13.9(16)
神奈川県	25.6(54)	44.7(96)	29.8(64)	13.5(29)
千葉県	28.9(22)	57.1(44)	28.9(22)	12.2(9)
埼玉県	26.0(25)	44.7(42)	34.4(33)	8.4(8)
東京都(区市町村不明)	27.0(10)	17.9(7)	44.7(17)	15.8(6)
その他	25.0(1)	50.0(2)	25.0(1)	0(0)
不祥	33.3(3)	33.3(3)	40.0(4)	22.2(2)
合計	29.5(263)	36.2(325)	36.2(324)	16.1(144)

(注) 上位2位まで網掛けで示した(区市町村不明東京都・その他・不祥・合計は除外)

まず、「団体結成のきっかけ要因」「イシュー」「主な活動エリア」の分布から、空間的側面との関連を中心に見てみよう(表9-8・9・10)。

きっかけ要因からみると(表9-8)、「23区」が唯一「国内」要因が最高になっている以外は、すべて「地元」要因が最上位に来ている(区市町村不明東京都・その他・不祥・合計は考察の対象から外す、以下同)。「神奈川県」「埼玉県」では「国内」要因が2位に来て、「多摩」では「メンバー」要因が2位、「千葉県」では「メンバー」「国内」が同率で2位、「23区」では「地元」を飛び越えて「メンバー」要因が2位となっている。

「23区」はナショナルな要因をきっかけに結成された団体が多く、「地元」レベルの要因は「メンバー」の個人的要因よりもさらに低くなる傾向がある。それ以外の「郊外」ではいずれも「地元」要因が結成のきっかけの最上位を占め、いわゆる「地元性」の高さが数字的に裏付けられたかたちである。

ただし、大都市を抱える「神奈川県」だけでなく、「埼玉県」「千葉県」においても、ナショナルな関心が「地元」要因に次ぐ位置を占めている点は念頭に置く必要があるだろう。

次に、「イシュー」についてみると(表9-9)、「環境問題」「福祉」「自治」がどの地域でも上位に来る。これは、「市民社会組織」全体で見た時の団体数の上位3位と一致する。ただし、各地域の中でそれらのイシューが占める割合をみると、「23区」以外の「郊外」の方が比較的割合が高く、特に「千葉県」では44%が「環境問題」に取り組む団体で占められる。現代「市民社会組織」が形成される過程で、「郊外」では「都心」以上に高い割合で、「環境」系市民社

表9-9 所在地別イシュー

% (団体数)	地域活性化	まちづくり	労働	環境問題	人権擁護	文化	消費者	情報	ジェンダー	教育	国際協力	平和	福祉	災害	自治	宗教	合計
23区	2.3(8)	5.0(17)	4.4(15)	15.2(52)	3.2(11)	3.5(12)	3.5(12)	1.8(6)	3.2(11)	8.2(28)	6.7(23)	6.7(23)	25.7(88)	0.9(3)	9.6(33)	0(0)	100(342)
多摩	5.3(6)	2.7(3)	1.8(2)	21.2(24)	5.3(6)	4.4(5)	1.8(2)	0.9(1)	3.5(4)	3.5(4)	8.0(9)	4.4(5)	27.4(31)	0(0)	9.7(11)	0(0)	100(113)
神奈川県	3.7(8)	5.6(12)	2.8(6)	36.4(65)	2.3(5)	5.1(11)	0.9(2)	0.5(1)	2.8(6)	5.1(11)	5.6(12)	1.9(4)	24.3(52)	1.4(3)	6.5(14)	0.9(2)	100(214)
千葉県	4.0(3)	6.7(5)	1.3(1)	44.6(33)	1.3(1)	4.0(3)	0(0)	1.3(1)	9.3(7)	1.3(1)	2.7(2)	0(0)	17.3(13)	0(0)	6.7(5)	0(0)	100(75)
埼玉県	3.1(3)	5.2(5)	0(0)	29.2(28)	5.2(5)	4.2(4)	1.0(1)	1.0(1)	2.1(2)	8.3(8)	4.2(4)	1.0(1)	24.0(23)	0(0)	11.5(11)	0(0)	100(96)
東京都(区市町村不明)	2.6(1)	7.9(3)	0(0)	10.5(4)	2.6(1)	0(0)	2.6(1)	0(0)	2.6(1)	13.2(5)	10.5(4)	2.6(1)	18.4(7)	5.3(2)	21.1(8)	0(0)	100(38)
その他	25.0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	25.0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	50.0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	100(4)
不祥	0(0)	16.7(2)	0(0)	16.7(2)	8.3(1)	16.7(2)	0(0)	8.3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	25.0(3)	0(0)	8.3(1)	0(0)	100(12)
合計	3.4(30)	5.3(47)	2.7(24)	23.3(208)	3.4(30)	4.3(38)	2.0(18)	1.2(11)	3.5(31)	6.4(57)	6.0(54)	3.8(34)	24.5(219)	0.9(8)	9.3(83)	0.2(2)	100(894)

(注) 上位5位までを網掛けで示した(区市町村不明東京・その他・不祥・合計は除外)。

表9-10 所在地別主な活動エリア

% (団体数)	ひとつの市区町村の区域内	近隣市区町村の区域程度	ひとつの都道府県の区域程度	複数の都道府県の区域程度	国内全域	国内と海外	海外中心	その他	合計
23区	13.1(46)	5.7(20)	9.7(34)	16.8(59)	36.1(106)	20.6(72)	4.3(15)	0(0)	100(352)
多摩	30.0(36)	32.9(39)	7.5(9)	8.3(10)	8.3(10)	12.5(15)	0.8(1)	0(0)	100(120)
神奈川県	13.0(73)	22.6(50)	18.6(41)	10.9(24)	5.9(13)	6.3(14)	2.3(5)	0.5(1)	100(221)
千葉県	24.1(19)	34.2(27)	24.1(19)	10.1(8)	3.8(3)	3.8(3)	0(0)	0(0)	100(79)
埼玉県	37.1(36)	28.9(28)	10.3(10)	12.4(12)	5.2(5)	5.2(5)	1.0(1)	0(0)	100(97)
東京都(区市町村不明)	5.0(2)	2.5(1)	30.0(12)	15.0(6)	27.5(11)	10.0(4)	10.0(4)	0(0)	100(40)
その他	66.7(2)	0(0)	0(0)	33.3(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	100(3)
不祥	0(0)	25.0(3)	8.3(1)	8.3(1)	33.3(4)	25.0(3)	0(0)	0(0)	100(12)
合計	23.2(214)	18.2(168)	13.6(126)	13.1(121)	16.5(152)	12.6(116)	2.8(26)	0.1(1)	100(924)

(注) 上位2位までを網掛けで示した(区市町村不明東京・その他・不祥・合計は除外)。

会組織の集積が見られたのである。

また、「23区」では「国際協力」と「平和」、「多摩」「神奈川県」では「国際協力」と、グローバルな空間性を抱え込む 이슈が上位を占め、「多摩」では「地域活性化」、「神奈川県」「千葉県」「埼玉県」では「まちづくり」などの、地元性の高い 이슈が上位を占めている。

最後に、「主な活動エリア」についてみると（表9-10）、「23区」では「国内全域」「国内と海外」とナショナル、あるいは、グローバルな空間を活動エリアとする団体が、より高い割合で集積していることが分かる。それに対して、「郊外」では、いずれも「ひとつの市区町村の区域内」「近隣市区町村の区域程度」が上位を占める。

ただし、これらの結果から直ちに、「郊外」を「地元」だけに閉じた運動圏と把握してしまわない留保が必要だろう。表9-8に戻れば、「多摩」「千葉県」「埼玉県」でも「国内」を結成のきっかけ要因とする団体は3割前後を占め、「国外」を要因とする団体も10%前後存在する。表9-9の「主な活動エリア」で見ても、特に「多摩」には「国内全域」「国内と海外」をエリアとする団体の一定の集積が見られ、それ以外の「郊外」にもケース数は少ないものの、国内や海外を主なエリアとする団体は存在している。

3-3 団体の性格・年齢層・スタッフの所在地別特性

次に、団体の性格に関する指標をいくつか見よう（表9-11・12・13）。

表9-11 所在地別団体の性格（4分類）

%(団体数)	任意団体	NPO 法人	その他の法人	その他	合計
23区	36.8(129)	45.6(160)	13.4(47)	4.3(15)	100(351)
多摩	43.8(53)	49.6(60)	5.0(6)	1.7(2)	100(121)
神奈川県	48.4(107)	46.6(103)	3.2(7)	1.8(4)	100(221)
千葉県	51.3(40)	44.9(35)	1.3(1)	2.6(2)	100(78)
埼玉県	46.5(46)	48.5(48)	2.0(2)	3.0(3)	100(99)
東京都(区市町村不明)	35.9(14)	56.4(22)	7.7(3)	0(0)	100(39)
その他	75.3(3)	25.0(1)	0(0)	0(0)	100(4)
不祥	20.0(1)	60.0(3)	20.0(1)	0(0)	100(5)
合計	42.8(393)	47.1(432)	7.3(67)	2.8(26)	100(918)

(注) 上位1位を網掛けで示した(区市町村不明東京・その他・不祥・合計は除外)。

まず、「団体の性格」を見ると(図9-11)、すべての地域で、ほぼ同じ率(約45~50%)の「NPO 法人」の集積が生じている。「NPO 法」制定以前の助走期間の短さを考えれば、後発で「市民社会組織」の蓄積を開始した「郊外」では、「都心」より一層ダイレクトに「NPO 法人」設立の波を受けたと推測される。

次に、「スタッフの最多年齢層」(図9-12)だが、「千葉県」「神奈川県」「多摩」の順で「60代」の割合が多く、「23区」と「埼玉県」でも「50代」がトップを占める。ただし、「23区」「多摩」では「30代」が最多年齢層を占める団体が10%以上あり、全体として「郊外」ほど高齢化している傾向が見られる。

表9-12 所在地別スタッフの最多年齢層

% (団体数)	10代	20代	30代	40代	50代	60代	合計
23区	0(0)	7.4(23)	12.5(39)	19.6(61)	33.3(104)	27.2(85)	100(312)
多摩	1.9(2)	3.8(5)	12.5(13)	14.4(15)	27.9(29)	38.5(40)	100(104)
神奈川県	0(0)	3.5(7)	4.5(9)	14.6(29)	35.9(71)	41.4(82)	100(198)
千葉県	0(0)	1.4(1)	2.9(2)	11.6(8)	39.1(27)	44.9(31)	100(69)
埼玉県	1.2(1)	3.7(3)	9.8(8)	14.6(12)	39.0(32)	31.7(26)	100(82)
東京都(区市町村不明)	0(0)	2.9(1)	20.6(7)	17.6(6)	26.5(9)	32.4(11)	100(34)
その他	0(0)	0(0)	0(0)	50.0(1)	0(0)	50.0(1)	100(2)
不祥	0(0)	0(0)	0(0)	40.0(4)	10.0(1)	50.0(5)	100(10)
合計	0.4(3)	4.9(40)	9.6(78)	16.8(136)	33.7(273)	34.6(281)	100(811)

(注) 10%以上までを網掛けで示した(区市町村不明東京・その他・不祥・合計は除外)。

表9-13 所在地別スタッフの性別構成

% (団体数)	ほとんど女性	女性が多い	男女ほぼ同数	男性が多い	ほとんど男性	合計
23区	24.8(80)	20.7(67)	19.5(63)	20.4(66)	14.6(47)	100(323)
多摩	24.3(26)	20.6(22)	20.6(22)	15.9(17)	18.7(20)	100(107)
神奈川県	36.4(72)	12.6(25)	17.7(35)	16.2(32)	17.2(34)	100(198)
千葉県	19.7(14)	19.7(14)	19.7(14)	22.5(16)	18.3(13)	100(71)
埼玉県	22.9(19)	16.9(14)	19.3(16)	19.3(16)	21.7(18)	100(83)
東京都(区市町村不明)	19.4(7)	22.2(8)	22.2(8)	19.4(7)	16.7(6)	100(36)
その他	50.0(1)	50.0(1)	0(0)	0(0)	0.0(0)	100(2)
不祥	20.0(2)	10.0(1)	0(0)	30.0(3)	40.0(4)	100(10)
合計	26.6(221)	18.3(152)	19.0(158)	18.9(157)	17.1(142)	100(830)

(注) 上位2位までを網掛けで示した(区市町村不明東京・その他・不祥・合計は除外)。

また、「性別構成」を見ると(図9-13)、「23区」「多摩」「神奈川県」「埼玉県」では「ほとんど女性」と答えた団体が最上位を占める。全体としては、地域に関わらず、「市民社会組織」の担い手として「女性」の占める重要性が確認された。

しかし、2位以下を含めて検討すると、「多摩」「千葉県」「埼玉県」などの「郊外」では、「ほとんど男性」から「男性が多い」「男女ほぼ同数」「女性が多い」まで、それほど水準に増減がなく分布しており、「女性が中心になっている」と言えるほどの重心は見られない。むしろ、女性率の高い団体は、「23区」や「神奈川県」の方で割合が多く、ゆるやかではあるが、都市部ほど団体スタッフへの「女性進出」が進んでいる傾向が読み取れる。

3-4 小括

1970年代以降における「市民社会組織」の形成は、相対的に団体形成の歴史の長い「都心」よりも、その歴史の浅い「郊外」の方にダイレクトな影響を与えた。

空間的な側面に関して見ると、全体としては「都心(23区)」を拠点とする団体の「ナショナル」性・「グローバル」性に対して、「郊外」の「地元」性が確認された。詳細に見ると、「郊

外」も「地元」性一色で塗りつぶされているわけではなく、「ナショナル」性や「グローバル」性も含めた重層的な空間性を内包している。

イシューの面では、どの地域でも「福祉」「環境」「自治」などが上位に来る傾向は共通しているが、地域ごとでのウエイトの違いを見ると、「23区」よりも「郊外」の方で、「環境」の割合は高くなっている。「団体の性格」の比率からは、法律制定を契機とする「NPO法人」設立の波は、「郊外」の方によりダイレクトに生じたことが推定され、「郊外」における「環境」系市民社会組織のウエイトの高さと、1998年以降における「NPO法人」の導入・定着の波がどのように関連していたかは、興味深い課題である。

「若者」や「女性」率の高い団体の割合は、ゆるやかではあるが「郊外」よりも「23区」の方で高くなる傾向がある。今後、「郊外」では、高度成長期に来住した「新住民」の高齢化、団塊世代の定年など、人口構成の大きな変化が予想される。そうした変化を背景に、高度成長の過程で一旦形成された「団体」スタッフの構成が、「都心」「郊外」の双方でどのように組みなおされるかは、今後の焦点の1つになるだろう。

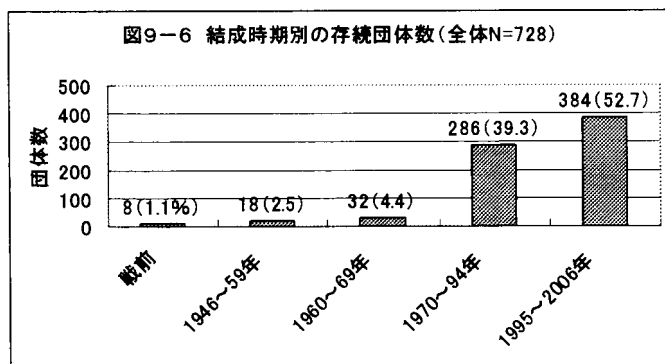
4 影響の継続——「1960年代」との連続と断絶

4-1 物理的継続

「1960年代」は、大規模な市民運動や新左翼的な価値意識を背景としたラディカルな社会運動が盛り上がりを見せた「社会運動の噴出」の時代とされる。同時に、本稿の問題意識からは、70年代以降に盛り上がりを見せる現代「市民社会組織」の形成に先行する「前史」としての位置づけを持っている。

では、「70年代」を分水嶺にして現代「市民社会組織」の顕著な集積が始まるというデータは、本調査の言う「市民社会組織なるもの」が、「60年代」に解き放たれた運動の継承・発展の上に成立することを示すのか、それとも、断絶・否定の上に現れたことを示すのか—最後に、この点について、若干の考察をまとめてみたい。

まず、第1節で整理した「結成年」に関するデータ(表9-1)から、あらためて、「1970年以前」に設立された団体が、現在までどれくらい存続しているか、存続のパターンにどれくらいの変化が生じているかを見ておこう(表9-6)。



一般に、過去へ遡るほど現在まで存続する団体数は減少すると考えられる。しかし、その点は考慮に入れたとしても、「60年代以前」と「70年代以降」の間で、存続団体数の量的水準に飛躍的な「落差」が生じていることが分かる。「組織としての継続性」という側面では、多くの団体にとって何らかの意味で「断絶」をもたらすような契機が、この間に生じていることを類推させるデータといえるだろう。

しかし、「団体」が消滅することは、必ずしも「運動」そのものがそこで途絶えることを意味

しない。特に、個別課題への対応が結集軸となって活動する社会運動においては、状況の変化に応じて、組織としての形態を柔軟に「変化」させることが、むしろ、運動の「継続」につながる場合があることは通例であり、組織としての「断絶」を運動の意義や成果に対する「否定」に直結させてしまわない解釈の枠組みが求められる。

そこで、次に、「団体結成の経緯」(図9-7)、「創立メンバーの多くが所属していた団体」(図9-8)という2つの面から、「団体」自体の存続という次元では現われて来ない、過去との関係を見てみよう。

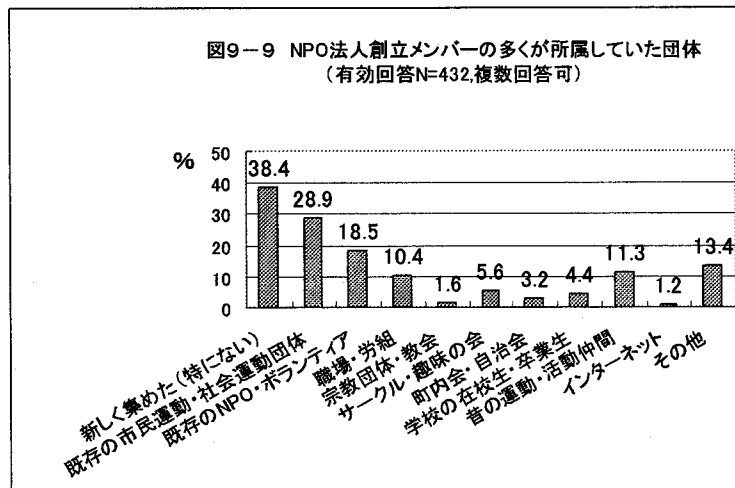
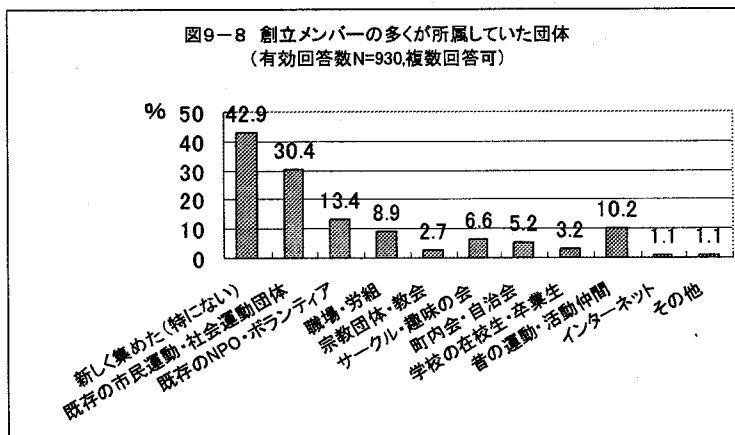
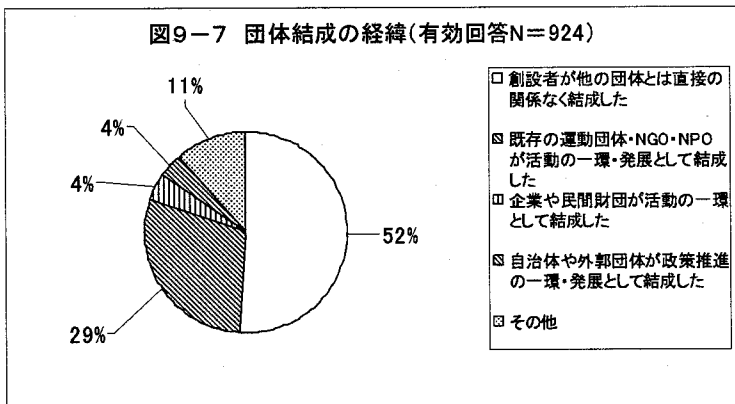


図9-7(団体結成の経緯)によれば、全体の約半数(52%)は「前身」的な団体を持たず新たに結成された団体、約3割(29%)が「既存の運動団体・NGO・NPO」から、8%が「全

業・民間財団」や「自治体・外郭団体」から発展した団体である。

次に、図9-8（創立メンバーの多くが所属していた団体）から人脈的な面を見ると、特に人脈の供給源となるような団体を持たず新たに結成された団体が全体の42.9%、それ以外は、多様な組織的背景をリソースとして団体結成が行われていることが分かる。その中で特に大きな割合を占めているのは、「既存の市民運動・社会運動団体（30.4%）」「既存のNPO・ボランティア（13.4%）」「昔の運動・活動仲間（10.2%）」である。

これを1998年以降の「NPO法人」に限って見ても（図9-9）、パターンはそれほど変わらない。「既存のNPO・ボランティア」から生じたのは18.5%であり、約3割は「既存の市民運動・社会運動団体」から、1割強は「昔の運動・活動仲間」を人脈の供給源としているのである。

では、こうした「前身団体の有無」や「人脈」という側面を加味して継承関係を捉え直した場合、図9-6で見た「断絶」の契機はどのように描き出されるだろうか。

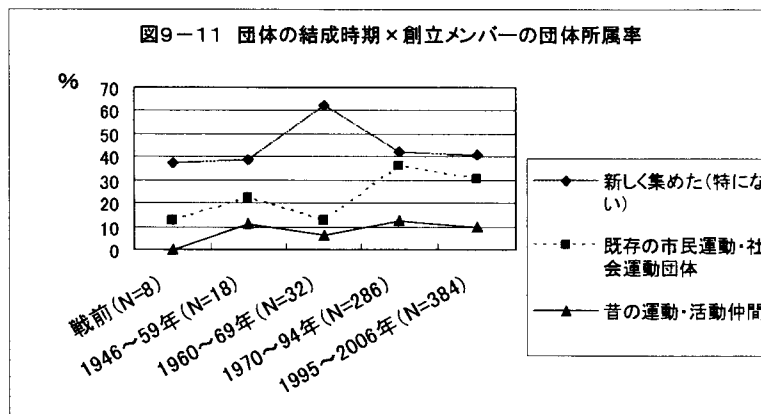
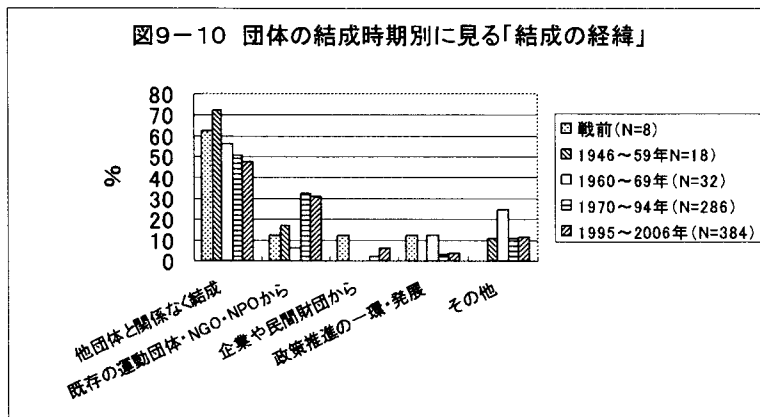


図9-10では、5段階でみた団体の結成時期別に、「結成の経緯」（前身団体）に関する質問の回答ごとの割合を比較した（ただし、「戦前」「1945~59年」「60~69年」はケース数が少ないので、参考的なデータに留まる点は配慮が必要、図9-11も同様）。「他団体と関係なく結成」の割合を見ると、全体として新しく結成された団体ほどその数値が減少する。つまり、一般的に、最近になるほど、何らかの前身的な団体から派生する割合は高まるのである。

次に、前身的な団体を持つケースを見ると、全体として「既存の運動団体・NGO・NPO」から派生した団体が多いが、「1960~69年」に結成された団体のグループだけは、その割合が低く、代わりに「政策推進の一環・発展」として結成された団体、「その他」と答えた割合が高

くなる。団体としての派生関係で見ると、70年代よりもむしろ60年代の方に、「断絶」的な傾向が読み取れるのだ。

次に、図9-11では、「新しくメンバーを集めた」場合と、創立メンバーの多くが「既存の市民運動・社会運動」に所属していた団体、それが「昔の運動・活動仲間」である場合を取り出して、その割合を5段階の結成時期別に比較した。ここでも、「1960～69年」に結成されたグループに特徴的な傾向がみられ、この時期結成された団体は、他の時期に比較して「新しく集めた」割合が高く、反対に「既存の市民運動・社会運動団体」や「昔の運動・活動仲間」との人脈的關係は薄い。

つまり、現代「市民社会組織」の大部分を占めている70年代以降に結成された団体は、「組織」そのものの連続性でいうと60年代以前に結成された団体と「断絶」的な傾向が高い。しかし、「前身」的な団体との関係や「人脈」的な継承関係という要素を入れると、「断絶」の意味はより複雑なものとなる。つまり、前身的な団体や人脈的な資源を持たないという意味で「新たな」団体の結成が行われた時期は、むしろ「60年代」に中心があり、70年代以降はそれほど特徴的な「断絶」的な傾向を持たない。

このことは、70年代以降における「市民社会組織」結成の波が、過去に前身団体や人脈的な背景を持たず本質的な意味で「新たに」設立された団体と、60年代以前に設立された団体やそこで生じた人脈を継承・発展させることで設立された団体との「混合」によって成り立っていることを示唆している。「50年代以前」から「60年代」への移行、「60年代」から「70年代以降」への移行、この2つの契機を切り離さずに、つないで捉えるアプローチの必要性を示す結果といえるだろう。

4-2 「影響」の創発性——NPOリーダー層の意識を手がかりに

次に、「団体」や「人脈」などの可視的な側面によっては捉えにくい、現代の「市民社会組織」を担っている人々の「意識」のなかで、どれくらい過去の運動が影響を継続しているのかを、検討する。まず、一般的に、過去の運動が現代の「市民社会組織」リーダー層に、どのように受け止められているのかを、見てみよう(図9-12・13)。

図9-12から、全体として、戦後日本を代表するような大きな社会運動が、発生時期とそれほど関係なく、現代まで「影響」を与え続けていることが分かる。

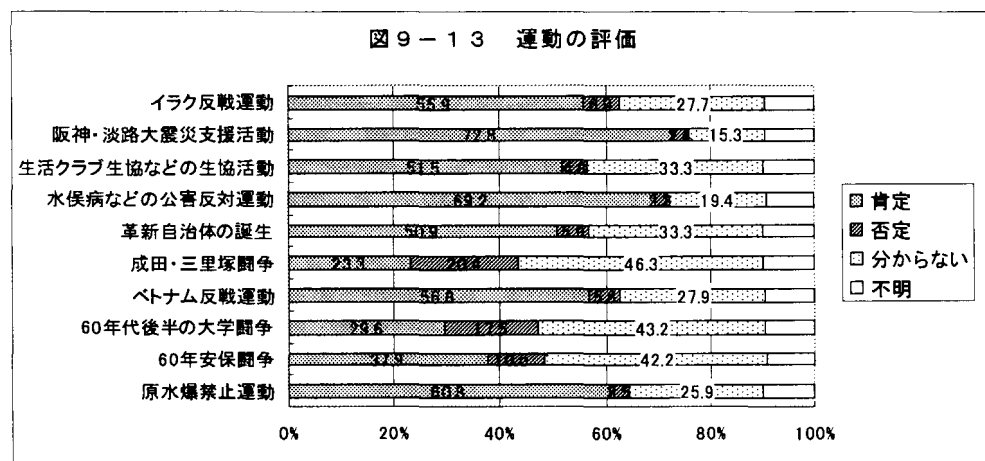
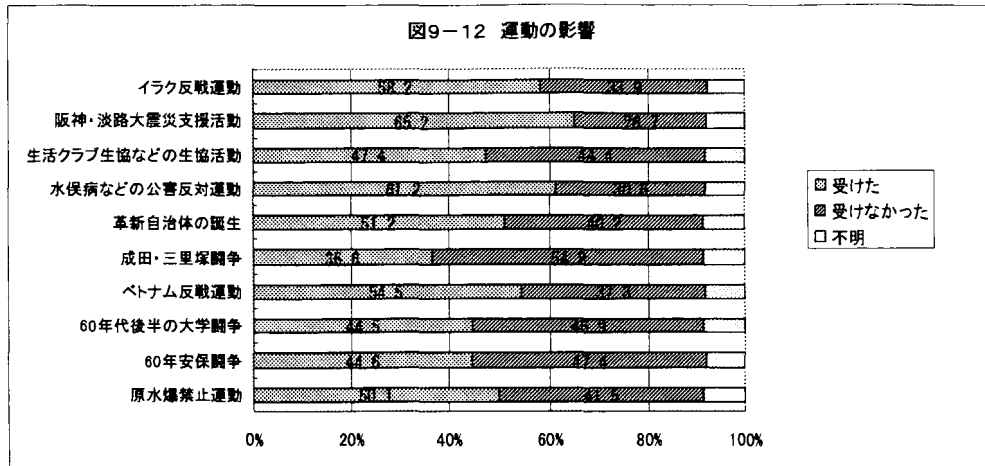
図9-13の「評価」の面でも、概ね「肯定」評価の割合が高い。ただし、「成田・三里塚闘争」「60年代後半の大学闘争」「60年安保闘争」については、他の運動に比べて特徴的で、「肯定/否定」評価が分かれる傾向にあると同時に、「分からない」と答える比率も高くなる。つまり、運動史的に「1960年代」は、多くの人にとって、評価が分かれるような、あるいは、評価の難しい社会運動が行われた時代だったのであり、そうした運動に対する「向き合い方」や「受け止め方」が、全体として、70年代以降に訪れる「市民社会組織」結成のコースにどのような影響をもたらしたかが、今後の争点の1つになるだろう。

この間について、以下、「NPO法人」リーダー層の意識に着目して、若干の検討を行ってみたい。

まず、その運動から「影響」を受けたか否か、そして、運動の「評価」をどのようにしているかを組み合わせ、過去の運動に対する「受け止め方」を、「影響あり・肯定評価」「影響あり・否定評価」「影響あり・評価不明」「影響なし」の4つに分類する。

そして、これらの、過去の運動に対する「受け止め方」の違いが、「NPO法人」「任意団体」への所属とどの程度関連するかを見た上で、現代の新自由主義的な社会再編の下で焦点となる

ような「価値意識」の選択とどのように関連するかを見てみたい。



ただし10の社会運動に共通する傾向として「影響あり・否定」「影響あり・不明」と答えた割合は1桁代でケース数も少ないので、これらに関するデータは参考として捉える必要がある（「市民社会組織」リーダー層のうち10の社会運動について「影響あり・肯定」と答えた割合は平均44.7%、「影響なし・否定」3.6%、「影響あり・不明」7.9%、「影響なし」43.8%である）。

はじめに、団体所属の方から見る（図9-14・15）。

図9-14は、先に示した運動の「受け止め方」のうち、「影響あり・肯定評価」「影響あり・否定評価」と答えた団体リーダー層のうち「NPO法人」に所属する割合を%で表し、「影響なし」と答えたリーダー層の「NPO法人」所属率と比較したものである。図9-15は、同じ作業を「任意団体」への所属率について行ったものである。

過去の運動を「影響あり・肯定評価」と受け止めているリーダー層では、「影響なし」と答えたリーダー層に比べて全般的に「NPO法人」所属率が低くなり、反対に「任意団体」所属率が高くなる傾向がある。特に、評価に分岐が生じた1960年代の3つの社会運動（「60年安保闘争」「60年代後半の大学闘争」「成田・三里塚闘争」）では、「NPO法人」所属率が他に比べて一層低くなる傾向があり、反対に「任意団体」所属率では、これに「原水爆禁止運動」を加えた4つの社会運動がやや高めの傾向を示している点は注目される。

ただし、同じ60年代の社会運動でも「ベトナム反戦運動」では、「NPO法人」所属率が微妙に上昇していることが示すように、運動によって、各組織形態への「距離」の置き方にヴァリエティが生じている。

図9-14 運動の「受け止め方」とNPO所属率

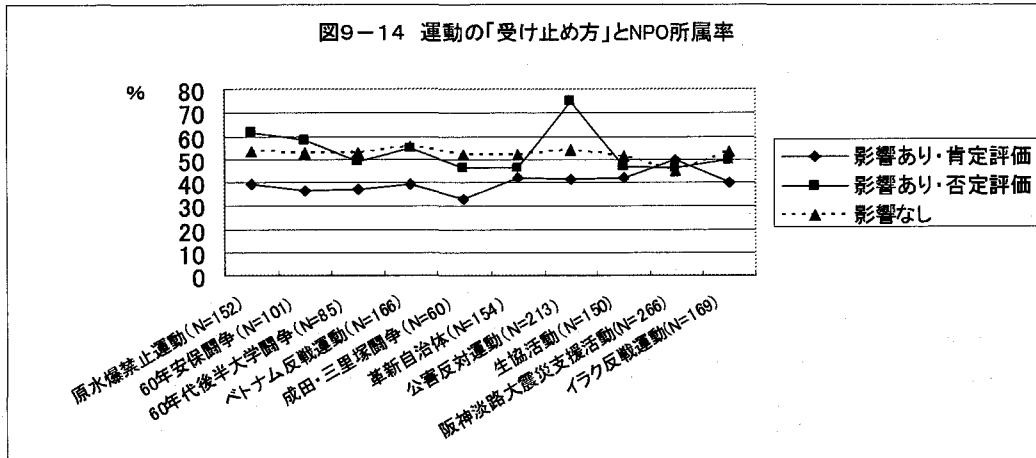
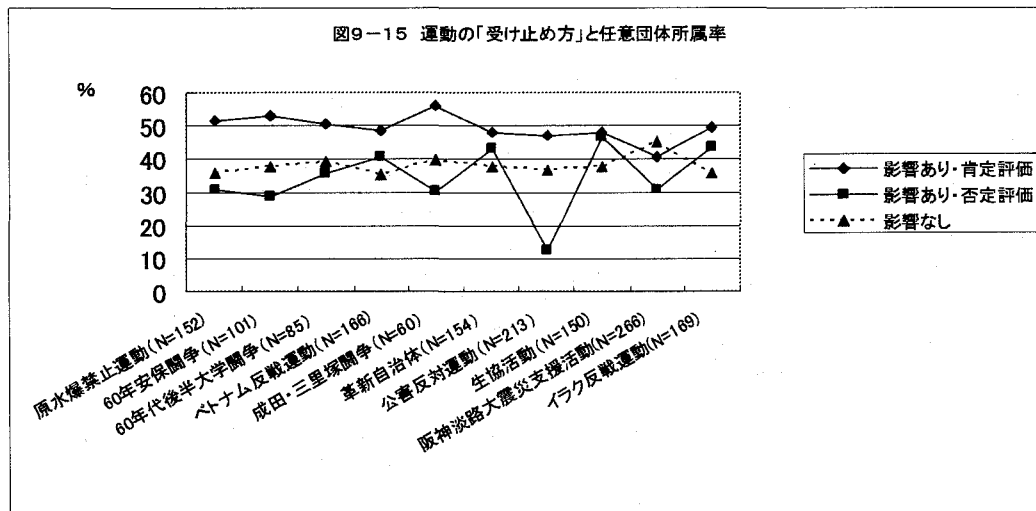


図9-15 運動の「受け止め方」と任意団体所属率



10の社会運動のうち「阪神・淡路大震災支援活動」だけは特異であり、「影響あり・肯定評価」と受け止めているリーダー層の方が「NPO法人」所属率が高く、「任意団体」への所属率が低くなっている。それらを踏まえた上で、全体として、過去の社会運動を、「影響あり・肯定評価」と受け止めている団体リーダー層は「NPO法人」に所属して活動することに距離を置いている傾向が確認できる。

しかし、これらの傾向は直ちに「社会運動」と「NPO法人」の価値意識の面での対立に結びつくとは限らないだろう。それは、「NPO法人」への参画に対して最も厳しい態度をとっている「成田・三里塚闘争」の「影響あり・肯定評価」層においてさえ、33%の人々が、「NPO法人」にそのリーダー層として所属した上で、活動を模索していることに端的に示されている。過去の運動経験を受け止めながら、「NPO法人」に参画して「市民社会組織」としての活動を模索するという選択、あえて距離を置くという選択、「参画する」という選択をしたリーダー層の内部において、さらに生じる志向の多様性など、それぞれの選択の持つ意味をていねいに腑分けし、全体としての見取り図や論点を見出していく必要があると思われる。

そこで、次に、1960年代の社会運動から「ベトナム反戦運動」と「成田・三里塚闘争」を取り出し、それぞれの社会運動に対する「受け止め方」の違いが、「NPO法人」を「担う」という選択をした団体リーダー層の価値意識とどのように関連しているかを見てみたい。

個人質問票問6の「価値意識」に関する設問と、2つの社会運動に対する「受け止め方」と

の対応関係をまとめると以下のようになる(表9-14・15)。価値意識に関する項目からは、「資本・再分配」に関わる価値として「競争主義」「経済活動への公的規制の緩和」、「民主主義」に関わる価値として「話し合いよりもリーダーシップによる決定重視」、「市民的自由」に関わる価値として「総理大臣の靖国参拝」「憲法改正」を取りだした。

表9-14 ベトナム反戦運動の「受け止め方」とNPOリーダー層の価値意識の関係

競争主義

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	11.3(18)	38.4(61)	32.1(51)	18.3(29)	100(159)
影響あり・否定評価	25(3)	66.7(8)	0(0)	8.3(1)	100(12)
影響あり・評価不明	17.4(4)	39.1(9)	39.1(9)	4.3(1)	100(23)
影響なし	21.4(36)	54.8(92)	16.7(28)	7.1(12)	100(168)
合計	16.9(61)	47(170)	24.3(88)	11.9(43)	100(362)

経済活動への公的規制の緩和

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	17.1(27)	27.8(44)	36.1(57)	19(30)	100(158)
影響あり・否定評価	16.7(2)	50(6)	33.3(4)	0(0)	100(12)
影響あり・評価不明	4.2(1)	45.3(11)	37.5(9)	12.5(3)	100(24)
影響なし	14.4(24)	39.5(66)	35.3(59)	10.8(18)	100(167)
合計	15(54)	35.2(127)	35.3(129)	14.1(51)	100(361)

話し合いよりもリーダーシップによる決定重視

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	19.5(31)	23.3(37)	34(54)	23.3(37)	100(159)
影響あり・否定評価	33.3(4)	33.3(4)	16.7(2)	16.7(2)	100(12)
影響あり・評価不明	20.8(5)	25(6)	37.5(9)	16.7(4)	100(24)
影響なし	24.9(42)	55.1(91)	25.4(48)	10.7(18)	100(169)
合計	22.5(82)	29.7(108)	31(113)	16.8(61)	100(364)

総理大臣の靖国参拝

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	1.9(3)	5(8)	17(27)	76.1(121)	100(159)
影響あり・否定評価	36.4(4)	45.5(5)	18.2(2)	0(0)	100(11)
影響あり・評価不明	5(1)	25(5)	0(0)	70(14)	100(20)
影響なし	11(18)	22.1(36)	25.8(42)	41.1(67)	100(163)
合計	7.4(26)	15.3(54)	20.1(71)	57.2(202)	100(353)

憲法改正

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	6.3(10)	15.2(24)	21.9(34)	57(90)	100(158)
影響あり・否定評価	27.3(3)	45.5(5)	18.2(2)	9.1(1)	100(11)
影響あり・評価不明	8.7(2)	21.7(5)	17.4(4)	52.2(12)	100(23)
影響なし	17(28)	35.2(58)	21.2(35)	26.7(44)	100(165)
合計	12(43)	25.8(92)	21(75)	41.2(147)	100(357)

表9-15 成田・三里塚闘争の「受け止め方」とNPOリーダー層の価値意識の関係

競争主義

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	3.4(2)	32.2(19)	37.3(22)	27.1(16)	100(59)
影響あり・否定評価	29(5)	60(15)	26(5)	0(0)	100(25)
影響あり・評価不明	11.6(5)	44.2(19)	30.2(13)	14(6)	100(43)
影響なし	21.2(49)	49.6(115)	19.9(46)	9.1(21)	100(231)
合計	17(61)	46.9(168)	24(86)	12(43)	100(358)

経済活動への公的規制の緩和

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	17.2(10)	19(11)	37.9(22)	25.9(15)	100(58)
影響あり・否定評価	28(7)	36(9)	28(7)	8(2)	100(25)
影響あり・評価不明	9.3(4)	51.2(22)	30.2(13)	9.3(4)	100(43)
影響なし	14.3(33)	36.5(82)	37.7(87)	12.6(29)	100(231)
合計	15.1(54)	34.7(124)	36.1(129)	14(50)	100(357)

話し合いよりもリーダーシップによる決定重視

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	13.8(8)	20.7(12)	31(18)	34.5(20)	100(58)
影響あり・否定評価	36(9)	32(8)	32(8)	0(0)	100(25)
影響あり・評価不明	20.9(9)	23.3(10)	39.5(17)	16.3(7)	100(43)
影響なし	23.9(56)	32.5(76)	29.9(70)	13.7(32)	100(234)
合計	22.8(82)	29.4(106)	31.4(113)	16.4(59)	100(360)

総理大臣の靖国参拝

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	1.7(1)	3.4(2)	13.6(8)	31.4(48)	100(59)
影響あり・否定評価	0(0)	25(6)	29.2(7)	45.8(11)	100(24)
影響あり・評価不明	7.1(3)	14.3(6)	11.9(5)	66.7(28)	100(42)
影響なし	9.8(22)	17.4(39)	22.8(51)	50(112)	100(224)
合計	7.4(26)	15.2(53)	20.3(71)	57(199)	100(349)

憲法改正

% (団体数)	賛成	やや賛成	やや反対	反対	合計
影響あり・肯定評価	5(3)	10(6)	15(9)	70(42)	100(60)
影響あり・否定評価	8.3(2)	29.2(7)	29.2(7)	33.3(8)	100(24)
影響あり・評価不明	9.5(4)	11.9(5)	28.6(12)	50(21)	100(42)
影響なし	14.5(33)	32.2(73)	20.3(46)	33(75)	100(227)
合計	11.9(42)	25.8(91)	21(74)	41.4(146)	100(353)

「ベトナム反戦運動」から検討しよう (表9-14)。

「資本・再分配」に関する価値では、それほど大きな違いをもたらしていない。「競争意識」の項目で、「影響あり・肯定評価」の受け止め方が、やや「反対」の価値を強める方向で作用し

ている。「民主主義」と「市民的自由」に関わる価値では、「影響あり・肯定評価」と「影響なし」のグループの間に大きな傾向の違いは生じていない。ただし、ケース数は少ないながらも、「影響あり・肯定評価」と「影響あり・否定評価」の間では、きわめて対照的な違いが生じており、「ベトナム反戦運動」の受け止め方は、特に「民主主義」や「市民的自由」の面で、「NPO 法人」リーダー層の価値意識に影響を与えている可能性がある。

次に、「成田・三里塚闘争」を見よう（表9-15）。

「資本・再分配」に関する価値では、「ベトナム反戦運動」と同様、それほど大きな価値選択の変化は現れない。ただし、「影響あり・肯定評価」のグループでは、「競争主義」よりも「経済活動への公的規制の緩和」に対して、「反対」の態度を強める傾向があるようだ。一方、「市民的自由」に関する価値については、「受け止め方」の違いがほとんど志向性の違いにつながる点が特徴的だ。「民主主義」に関しては、「影響あり・肯定評価」のグループが重視する傾向を強めている。

このように、2つの社会運動で見ると、「60年代の社会運動」が現代の「NPO 法人」リーダー層に共通してもたらしているのは「民主主義」的な価値を重視する姿勢と、「民主主義」ほど顕著ではないが「競争主義」的な価値意識に対して歯止めをかけるような態度である。また、「ベトナム反戦運動」では、「市民的自由」に関する価値意識の選択に影響を与えている傾向が読み取れる。

5 結論——現代「市民社会組織」を時間と空間の広がりの中に位置付け直す

本稿では、①団体結成年の分布、②空間的広がり（郊外化）、③1960年代との連続と断絶という3つの観点から、本調査の対象とする現代「市民社会組織」の歴史的な編成過程について検討してきた。

①団体結成年の分析（第2節）からは、本調査のいう現代「市民社会組織」の形成が、1970年代を歴史的な分水嶺としていること、また、②空間的広がりに関する分析では、「都心」と「郊外」という空間的枠組みが、各団体の活動する空間的エリアや組織類型に独特な影響を与えていることが浮かび上がった（第3節）。

その上で、第4節では、「組織」や「人脈」などの可視的な側面、団体リーダー層の「価値意識」という2つの側面から、現代「市民社会組織」の「前史」に当たる「1960年代の社会運動」との連続と断絶の関係について検討した。

第1の側面については、まず、「団体」そのものの継続性という面で、「60年代以前」と「70年代以降」の間に「断絶」をもたらすような契機が生じた可能性が確認される。その上で、「前身」となるような団体、あるいは、「人脈」の供給源となるような団体という側面から過去との関係を検証すると、むしろ、「断絶」の契機は「60年代」の方に深く生じた可能性があり、「70年代」への移行に関しては、特に他の時期と変わらない水準で、「前身」団体の活動の一環として結成・発展が行われたり、あるいは、人脈の再構成が行われている。

これらの分析結果を総合すると、60年代を中心とする「社会運動の噴出」から70年代を分水嶺とする「市民社会組織」の持続的成長への移行は、単なる「断絶」ではなく、「断絶」の契機を含んだ「再編成」のプロセスと表現するのが適当ではないかとの仮説的結論が得られる。

60年代における市民（住民）運動や新左翼的なラディカリズムとも重なり合いながら展開した各種の社会運動と、70年代からNPO法制定に至る現代「市民社会組織」の編成過程は、「AからBへ」という進化論的なモデルではなく、戦後日本における「市民なるもの」の成長過程に畳み込まれた「2つの局面」として、大きな観点から総合して捉え直される必要があるの

ではないか。

第2の「価値意識」の側面における影響関係については、60年代に生じた代表的な社会運動である「ベトナム反戦運動」と「成田・三里塚闘争」を取り上げ、それらの経験の「受け止め方」（影響+評価）が、現代の「NPO法人」リーダー層の意識にどのような影響を与えているかを検討した。特に、新自由主義的社会再編の下で焦点となる「資本・分配」「民主主義」「市民的自由」という3つの価値領域に注目したところ、2つの社会運動への向き合い方が共通して影響を与えていたのは「民主主義」的価値であり、「ベトナム反戦運動」では「市民的自由」について、「成田・三里塚闘争」では「資本・分配」に関する価値について、より強く影響を与えているという結果が見られた。

このように、「市民社会組織」が編成される「前史」的な段階で行われた大きな社会運動は、団体の多くの担い手によって参照され、公共化される過程で、「市民社会組織」の内部に、見えない「価値共有集団」を作り出したり、特有な「争点」を生み出したりする可能性がある。では、戦後日本の社会運動は、現代「市民社会組織」を担う人々の意識のなかで、どんな価値を「深め」たり、あるいは、「敵対」の構図を生み出したりする影響を与えているのか—今後は、このような観点からも、「市民的なるもの」の持つ意味の生成と変容のプロセスを、十分な時間的・空間的広がりの中かに位置付け直して、研究を深めていく必要があるだろう。

参考文献

辻中豊編著、2002、『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社。



第10章 NPO法人格取得の決定要因とは何か

村瀬 博志

1 研究の目的と背景

本章の目的は『首都圏の市民活動団体に関する調査』（以下、『市民活動団体調査』と表記）のデータに基づき、ブール代数分析を用いて、NPO 法人格取得の決定要因を明らかにすることである。ブール代数分析とは二値データの独立変数・従属変数を用いて、従属変数を生起させる独立変数の組み合わせを論理式の形で表現する方法のことである（Ragin 1987=1993; 石田 2007）。ブール代数分析を用いる理由として、扱うデータが中規模であること、従属変数を生起させる必要条件と十分条件を明らかにすることといった理由が考えられるが、本稿では独立変数間の相互作用モデルを想定したうえで、NPO 法人格取得の決定論的な構造を明らかにするために、ブール代数分析という方法を用いる。

特定非営利活動促進法（以下、NPO 法と表記）の成立から 10 年が経過し、多岐にわたる NPO 法人の活動が日本の市民活動の基盤として肯定的に論じられていることは周知の通りである（日本 NPO センター編 2007）。その一方で、NPO に対する懐疑的な議論も存在する。たとえば渋谷望によれば、1990 年代の日本では従来の福祉国家への対抗として NPO やボランティアを支持する言説が生じたが、世界的にみれば、1990 年代は福祉国家の批判として新自由主義が台頭した時代でもあった（渋谷 2005: 35）。渋谷はボランティアや NPO などの市民活動と新自由主義の親和性を指摘し、ボランティア活動経験者の階層格差の拡大を指摘する議論（仁平 2003）を参照したうえで、新自由主義を下支えするような活動が市民活動として賞賛される状況に注意を促している（渋谷 2005: 46）。NPO の位置づけをめぐるこうした議論は、いずれも日本の市民活動の現状を考えるうえで有益であろう。しかし、これらの議論が「NPO」と「NPO でないもの」という区分を強調し、その分類が市民団体を分断することになるのだとしたら、それは市民活動の展開にとって好ましいことではない（東 2004: 24）。

上記のような NPO の肯定論・懐疑論は、1990 年代に生じた福祉国家の後退や NPO 法の成立という文脈に強く規定されているため、NPO や市民活動に対して共時的な評価を下しやすい。だが、改めていうまでもなく、1990 年代以降に隆盛する NPO や市民活動は、その高揚に先立つ前史をもつ。ところが、道場親信が指摘するように、ボランティアや NPO といった活動が以前はしばしば「社会運動」（「市民運動」「住民運動」）として展開されていたこと、そしてときには「当局」と激しい対立状況にあったことなどは、既存の議論では捨象されがちである（道場 2006: 240）。では、NPO をめぐる既存の議論がこうした点を捨象してきた結果、どのような問いが放置されることになったのか。NPO 法の成立をひとつの区切りとするなら、現在活動する NPO 法人を「NPO 法の成立以前（1997 年以前）に結成された団体」と「NPO 法の成立以降に結成された団体」の二つに分類することができる。そして、とりわけ NPO 法の成立以前に結成された団体の場合、NPO 法人格を取得するかどうかはこれまでの活動経験に即して検討される懸案事項となる。すなわち、NPO 法の成立以前に結成された団体にとって、NPO 法人格の取得はひとつの分岐点になると考えられる。NPO の肯定論・懐疑論は、NPO 法の成立以前に結成された団体が直面するこの問題を十分に検討してこなかったのではないか。

以上の議論に基づき、本稿では『市民活動団体調査』のデータを用いて、ブール代数分析と

いう方法により、NPO法の成立以前に結成された団体におけるNPO法人格取得の決定条件を検証する。そして、次章で検討する先行調査を参照し、本稿ではNPO法の成立以前に結成され、国際協力または人権擁護・平和を活動分野とする団体を分析対象として取り上げる。

2 先行調査の検討

2-1 NPO法人格取得に関する意見分布

分析に入る前に、本章ではNPO法人格取得に関する意見を扱った先行調査を参照する。ここでは2001年と2005年に発表された内閣府国民生活局の調査報告書（内閣府国民生活局編2001；内閣府国民生活局2005）と、さいたまNPOセンター／埼玉NPO連絡会が発行する「さいたまNPOニュース」を取り上げる。

表10-1 任意団体のNPO法人格の取得意向

内閣府2001年調査報告(N=3,602)	%	内閣府2005年調査報告(N=3,340)	%
団体として法人格は必要ない	42.1	法人格は必要ない	66.6
団体として当面申請するつもりはない	27.1	法人格の取得を検討中である	6.5
検討はしたが申請しなかった	3.7	検討はしたが法人格の取得を断念した	5.9
申請について現在検討中である	3.3	法人格取得の申請をする予定	1.0
行政等に事前相談したが、NPO法の取得を断念した	0.4	その他	4.8
申請する	0.3	無回答	15.2
その他	1.1		
無回答	22.0		
合計	100	合計	100

表10-2 NPO法人格を申請しない最大の理由

内閣府2001年調査報告(N=2,638)	%	内閣府2005年調査報告(N=2,421)	%
法人格がないことについて困っていない	44.4	法人格がないことについて困っていない	44.7
NPO法の要件に団体の活動内容・形態が該当しない	6.5	所轄庁への申請等に必要書類の作成で事務が増大する	4.7
所轄庁への申請や報告に必要な書類の作成で事務が増大するのが面倒	5.6	NPO法、定款、規約等に縛られるため、柔軟な活動を妨げることになる	4.1
税の減免等をはじめとする優遇措置が少ないので、法人格を取得する魅力を感じない	3.8	行政の監督下におかれたくない	3.5
NPO法人格を取得・維持するには団体活動・運営内容を変える必要がある	3.6	事務所を設けることができない、又は設ける必要がない	3.0

表10-1によれば¹、内閣府の2001年の調査報告では「法人格は必要ない」「当面申請するつもりはない」「検討はしたが申請しなかった」を合計すると七割以上になり、大半の任意団体がNPO法人格取得の意思をもっていない。同様に、2005年の調査報告でも「法人格は必要ない」の割合が約67%であり、多くの任意団体がNPO法人の取得を考えていない。半数以上の任意団体がNPO法人の取得を考えない理由は何だろうか。表10-2によると²、2001年の調査報告では「法人格がないことについて困っていない」という理由が約44%でもっとも多く、「NPO法の要件に団体の活動内容・形態が該当しない」「必要な書類の作成で事務が増大するのが面倒」といった理由がそれに続いている。2005年の調査報告でも「法人格がないことに

困っていない」という理由が最大であり、「必要な諸書類の作成で事務が増大する」「NPO 法に縛られるため、柔軟な活動を妨げることになる」といった理由が挙げられている。注目すべきなのは、二つの調査報告において「法人格がないことに困っていない」という回答が四割以上みられる点である。

以上のことから、本稿では任意団体が NPO 法人格を取得しない条件として「法人格がないことに困っていない」「法人格取得に付随する事務作業が負担になる」「NPO 法の要件と団体の活動がそぐわない」の三点を取り上げる。次章で論じるように、本稿では「法人格がないことに困っていない」という理由を NPO 法の制定の影響という団体外の制度的な条件 (Pekkanen 2006=2008) の文脈から解釈し、「事務作業が負担になる」「NPO 法の要件と団体の活動がそぐわない」という理由を事務スタッフおよび政治性の有無という団体内の組織的な条件 (Davis et al eds. 2005) の文脈から解釈して、NPO 法人格取得の決定条件に関する三つの仮説を設定する。

2-2 団体の活動状況とNPO法人格取得の意向

続いて、個別の団体の活動状況に即して、NPO 法人格を取得しない理由を検討する。内閣府の 2001 年の調査報告書では、質問紙調査とともに任意団体への聞き取り調査の結果が示されている。この調査によると、1979 年に結成され、自然環境保護に取り組む団体は、NPO 法人格取得の意向について次のように述べている。「法人格がなくても、これまでの実績で社会的信用が十分にあるので行政からの嘱託事業も多い。法人格の取得によって、事務の雑務が増えることが懸念される。法人格を取得することによって、ボランティアの柔軟な活動が妨げられるおそれがある」(内閣府国民生活局編 2001: 174-5)。一方、NPO 法人格取得に関する意見が掲載されている「さいたま NPO ニュース」によれば、1995 年から市民活動に関する情報誌を発行する団体は、「法人格を取得するかしないかで、市民グループの中に線引きがされるのでは」という質問について、次のように答えている。こうした聞き取り調査の結果をみると、団体の活動分野や経験によって、NPO 法人格取得の意向に違いがあると推測できる。

「市民グループの側から線引きをすることははないと思う。ただ行政からの対応の中で結果的に市民運動の中に線引きが生まれることはあると思う。……すでに行政内事業化されてきた分野であれば、いっしょにやっていくことも可能だろう。しかしまだ『市民的公共圏』として確立していない分野、事業化・法律化されていない分野を公共化していく市民運動があり、その使命は市民運動にとって大きいと思う」(埼玉 NPO 連絡会 1998: 7)。

表 10-3 は内閣府の 2001 年調査報告における NPO 法人格取得の意向 (表 10-1 左側) を、団体の活動分野別に示したものである³。この表では、NPO 法人格の取得について「法人格は必要ない」「当面申請するつもりはない」「検討はしたが申請しなかった」と答えた団体を合わせて『申請しない』とし、「申請について現在検討中」「申請する」と答えた団体を『申請する (予定)』とした⁴。活動分野によって団体数に大きな差がある点には注意が必要だが、『申請しない』の割合が高い活動分野は男女共同参画、人権の擁護・平和の推進、国際協力であり、『申請する (予定)』の割合が高いのは NPO の団体への助言・援助、国際協力、人権の擁護・平和の推進となっている。この結果から、国際協力や人権の擁護・平和の推進という活動分野では NPO 法人格取得の意見が割れていることが推測できる。人権擁護・平和は市民運動・住民運動の豊富な経験が蓄積されている分野であり、国際協力という分野では 1980 年代から「国際 NGO」と呼ばれる団体が誕生し海外でさまざまな課題に取り組んできた。歴史のある人権擁

護・平和や国際協力という活動分野への注目は、社会運動—市民活動の通時的な展開を考えるうえで重要な意味をもつ。そこで、本稿では国際協力と人権擁護・平和における NPO 法人格取得の決定条件を分析することにする。

表10-3 団体の活動分野とNPO法人格取得の意向

	『申請しない』	『申請する (予定)』	無回答
保健・医療・福祉(N=1511)	73.1	2.9	22.7
社会教育の推進(N=145)	73.7	5.5	18.6
まちづくり(N=411)	71.3	4.8	22.6
文化・芸術・スポーツの振興(N=260)	75.0	2.3	21.2
環境の保全(N=373)	76.7	3.2	19.0
災害救援活動(N=42)	61.9	2.4	33.3
地域安全活動(N=69)	71.0	1.4	27.5
人権の擁護・平和の推進(N=40)	80.0	7.5	12.5
国際協力(N=196)	78.1	9.2	11.2
男女共同参画(N=42)	85.8	0.0	14.3
子どもの健全育成(N=169)	74.5	3.0	21.3
NPOの団体への助言・援助(N=21)	57.2	14.3	28.6
その他(N=174)	67.8	4.0	23.0
合計(N=3602)	72.9	3.6	22.0

3 仮説の設定

前節で述べたように、本稿では任意団体が NPO 法人格を取得しない条件として、「法人格がないことに困っていない」「法人格取得に付随する事務作業が負担になる」「NPO 法の要件と団体の活動がそぐわない」の三点を取り上げる。本章ではブール代数分析を行う準備作業として、二値データの変数からなる操作仮説を設定する。

NPO 法人格取得の決定条件（独立変数）を二値データにする前に、NPO 法人格の有無という従属変数について説明しておく。本来であれば、NPO 法人格をもつ団体を 1、NPO 法人格をもたない団体を 0 とする二値のデータが理解しやすいであろう。しかし、本稿が用いる『市民活動団体調査』が 2006 年に実施された調査であることを留意しなければならない。たとえば、2000 年に NPO 法人格を取得した団体の場合、2006 年の調査データから設定した独立変数によって、2000 年に NPO 法人格を取得したという従属変数を説明することになる。すなわち、因果関係の時系列が逆転することになってしまう。こうした問題を回避するために、本稿では 2006 年時点で NPO 法人格を取得していない団体を 1、2006 年時点で NPO 法人格を取得している団体を 0 として従属変数を設定する。言い換えれば、2006 年時点で任意団体である団体を 1、NPO 法人である団体を 0 とする。このように従属変数を設定するため、本稿では、NPO 法人格を取得しない条件が存在する場合を 1 とする。

では、NPO 法人格取得の決定条件を操作化していこう。まず、NPO 法人格を取得しない理由として、「法人格がないことに困っていない」を検討する。上述のように、本稿ではこれを NPO 法の制定の影響という団体外の制度的な条件の文脈から解釈する。第二章でみたように、1979 年に結成された自然環境保護団体は、「法人格がなくても、これまでの実績で社会的信用が十分にあるので行政からの嘱託事業も多い」と答えていた。このような団体が「法人格がないことに困っていない」という場合、それは NPO 法の制定による直接的な影響を受けていないことを示唆していると考えられる。『市民活動団体調査』では、NPO 法の制定が団体の活動

に与えた影響について、「悪い影響があった」を-3、「影響なし」を0、「良い影響があった」を3とする七件尺度で尋ねた。回答の分布は「影響なし」が約41%であり、「良い影響があった」(1~3)が約54%、「悪い影響があった」(-1~-3)はごく僅かであった。ここでは、NPO法の制定に「影響なし」と答えた団体を1とし、「良い影響があった」もしくは「悪い影響があった」と答えた団体を0とする二値のデータに変換して、次の操作仮説を設定する。「仮説1：NPO法の制定に影響を受けなかった団体は、2006年時点でNPO法人格を取得していない」。

次に、「法人格取得に付随する事務作業が負担になる」を検討する。NPO法人格の申請においては定款、役員名簿、事業計画書などの書類を準備する必要があり(米田2001:82)、NPO法人の設立および維持には多くの事務作業を要する。こうした作業を担当する事務スタッフがいない団体は、NPO法人格の取得を見送るのではないだろうか。『市民活動団体調査』では、会計報告・税務処理・労務管理といった事務的な活動をどのように実施しているかを尋ねた。回答の分布は、事務作業に関して「運営スタッフの中に熟知している人がいた」が約39%、「参加者・支援者の中に熟知している人がいた」が約11%、「団体関係者以外から熟知している人を見つけた」が約9%、「熟知している人に頼らずに実施した」が約24%であった。ここでは、「団体関係者以外から熟知している人を見つけた」「熟知している人に頼らずに実施した」を合わせて「事務スタッフがいない団体(=1)」とし、「運営スタッフの中に熟知している人がいた」「参加者・支援者の中に熟知している人がいた」を合わせて「事務スタッフがいる団体(=0)」とする二値データに変換して、次の操作仮説を設定する。「仮説2：事務スタッフがいない団体は、2006年時点でNPO法人格を取得していない」。

最後に、NPO法人格を取得しない理由として、「NPO法の要件と団体の活動がそぐわない」を検討する。前節でみた1995年から市民活動の情報誌を発行する団体は、「まだ『市民的公共圏』として確立していない分野、事業化・法律化されていない分野を公共化していく市民運動があり、その使命は市民運動にとって大きいと思う」と述べていた。事業化・法律化されていない分野を「公共化」しようとする団体は、そのテーマを多くの人びとに伝えるために「政治的な活動」に乗り出す傾向があると考えられる。だが、NPO法には政治活動を主たる目的としないこと、選挙活動を目的としないことという規定が盛り込まれているため、「NPO活動に関わっている人の中には、政治と距離をおく人が少なくない」(柏木2008:3)。よって、「NPO法の要件と団体の活動がそぐわない」とする団体のなかには、NPO法人格を取得すると政治との距離をおかなければならない、すなわち脱政治化・非政治化しなければならないと考えている団体が含まれているのではないか。『市民活動団体調査』では団体の政治志向を測定するために、「団体内でよく政治に関する話題が出る」という質問を設け、「よく当てはまる」から「全く当てはまらない」までの五件尺度で尋ねた。回答の分布は、「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」を合わせると約48%であり、「よく当てはまる」「やや当てはまる」を合わせると約35%となった。本稿では、「よく当てはまる」「やや当てはまる」と回答した団体を「政治志向をもつ団体(=1)」とし、「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」と回答した団体を「政治志向をもたない団体(=0)」とする二値データに変換して、次の操作仮説を設定する。「仮説3：政治志向をもつ団体は、2006年時点でNPO法人格を取得していない」。

4 ブール代数分析による仮説の検証

次に、ブール代数分析の方法を用いて、前節で設定した三つの仮説を検証する。分析の前に、ブール代数分析の基本的な手順を簡単に説明しておく。表10-4はNPO法の成立以前に結成され、国際協力を活動分野とする団体の真理表である⁵。真理表とは、独立変数の値の組み合

わせと従属変数の値を表に示したものである（鹿又ほか編 2001: 23）。表 10-4 の独立変数 1～3 は上述の仮説 1～3 に対応している。たとえば表の 1 行目をみると、独立変数・従属変数の値はすべて 0 となっている。ブール代数による論理式では、ある条件および結果が存在する場合（=1）は大文字の記号で表記し、それらが存在しない場合（=0）は小文字の記号で表記するため、1 行目を論理式で表すと $y=icp$ となる。この論理式は「NPO 法の影響を受け、かつ、事務スタッフがいて、かつ、政治志向をもたない団体は、NPO 法人格を取得している」ことを意味している⁶。前章で述べたように、本稿では 2006 年時点で NPO 法人格を取得していない団体を 1、NPO 法人格を取得している団体を 0 とするため、大文字の Y は NPO 法人格を取得していないことを表し、小文字の y は NPO 法人格を取得していることを表す。

また、表 10-4 の 3 行目と 4 行目をみると従属変数が ? となっているが、これは独立変数が iCp 、 IcP という組み合わせの場合、NPO 法人格を取得していない団体と取得している団体の両方を含んでいるため、従属変数が 1（=Y）もしくは 0（=y）に確定できないことを意味する。このような「矛盾を含む行」の処理にはいくつかの方法があるが（鹿又ほか編 2001）、本稿では NPO 法人格取得の決定条件を厳密に検証するために、矛盾を含む行の従属変数を 0 とする⁷。表 10-4 の 6 行目は IcP という組み合わせの事例が存在していないことを表しているが、事例の存在しない行についても従属変数を 0 とする。矛盾を含む行と事例の存在しない行をこのように処理すると、表 4 で従属変数が 1 となるのは 7 行目（ ICp ）と 8 行目（ ICP ）となり、これらを足し合わせると $Y=ICp+ICP$ という論理式が得られる。この論理式は ICp か ICP の条件組み合わせが存在する場合、NPO 法人格を取得していないという結果が生起することを表している。さらにブール代数の演算を用いてこの論理式を縮約すると（鹿又ほか編 2001）、 $Y=IC$ という論理式が得られる。この式は「NPO 法の制定の影響を受けず、かつ、事務スタッフがいない場合」、NPO 法の成立以前に結成され、国際協力を活動分野とする団体が NPO 法人格を取得していないことを意味する。

表 10-5 は NPO 法の成立以前に結成され、人権擁護・平和を活動分野とする団体の真理表である⁸。表 10-5 では 2 行目が矛盾を含む行、4 行目が事例の存在しない行となっているが、先程と同様にこれらの行の従属変数を 0 とする。この表で従属変数が 1 となるのは 5 行目（ iCp ）と 6 行目（ IcP ）と 8 行目（ ICP ）であり、これらを合計すると $Y=iCp+IcP+ICP$ という論理式が得られる。さらにこの論理式を縮約すると、 $Y=IP+CP$ という論理式が得られる。これは、「NPO 法の制定の影響を受けず、かつ、政治志向をもつ場合」、もしくは、「事務スタッフがおらず、かつ、政治志向をもつ場合」、NPO 法の成立以前に結成され、人権擁護・平和を活動分野とする団体が NPO 法人格を取得していないことを意味する。 $Y=IP+CP$ という式は $Y=P(I+C)$ と表せるため、人権擁護・平和を活動分野とする団体では政治志向をもつことが、NPO 法人格の取得を決定する必要条件となっている。

5 考察と含意

本稿では三つの仮説を提示し、ブール代数分析という方法を用いて、NPO 法人格取得の決定条件を検証してきた。ブール代数分析の結果、NPO 法の成立以前に結成され、国際協力を活動分野とする団体では「NPO 法の制定の影響を受けず、かつ、事務スタッフがいない場合」、NPO 法人格を取得していないことが明らかになった。これに対して、NPO 法の成立以前に結成され、人権擁護・平和を活動分野とする団体では「NPO 法の制定の影響を受けず、かつ、政治志向をもつ場合」もしくは「事務スタッフがおらず、かつ、政治志向をもつ場合」、NPO 法人格を取得していないことが明らかになった。

表10-4 NPO法の成立以前に結成され、国際協力を活動分野とする団体の真理表 (N=20)

行番号	独立変数			従属変数			合計
	1. NPO法の制 定の影響なし	2. 事務スタッフ がいない	3. 政治志向を もつ	NPO法人格なし	NPO法人格な しの事例数	NPO法人格あ りの事例数	
	I	C	P	Y			
1	0	0	0	0	0	5	5
2	0	0	1	0	0	1	1
3	0	1	0	?	1	1	2
4	1	0	0	?	4	1	5
5	0	1	1	0	0	1	1
6	1	0	1	-	-	-	-
7	1	1	0	1	4	0	4
8	1	1	1	1	2	0	2

表10-5 NPO法の成立以前に結成され、人権擁護・平和を活動分野とする団体の真理表 (N=18)

行番号	独立変数			従属変数			合計
	1. NPO法の制 定の影響なし	2. 事務スタッフ がいない	3. 政治志向を もつ	NPO法人格なし	NPO法人格な しの事例数	NPO法人格あ りの事例数	
	I	C	P	Y			
1	0	0	0	0	0	1	1
2	0	0	1	?	2	1	3
3	0	1	0	0	0	1	1
4	1	0	0	-	-	-	-
5	0	1	1	1	1	0	1
6	1	0	1	1	6	0	6
7	1	1	0	0	0	1	1
8	1	1	1	1	5	0	5

こうした結果から、次の知見が指摘できる。第一に、NPO 法人格の取得は単一の条件ではなく複数の条件の組み合わせによって決定されていることが明らかになった。国際協力を活動分野とする団体の場合、NPO 法の制定の影響（仮説1）と事務スタッフの有無（仮説2）という条件の組み合わせが NPO 法人格取得の決定条件になっていた。一方、人権擁護・平和を活動分野とする団体では、NPO 法の制定の影響と政治志向の有無（仮説3）という条件の組み合わせが NPO 法人格取得の決定条件であった。つまり、国際協力と人権擁護・平和の両方において、NPO 法の制定の影響という団体外の制度的な条件と、事務スタッフおよび政治志向の有無という団体内の組織的な条件の結合によって、NPO 法人格の取得が決定されていることが明らかになった。先行研究においては、NPO 法の制定過程やその影響については NPO 研究が主に論じ、団体の組織的な特徴については社会運動研究が資源動員論的な視点から注目するという「分業」体制もみられたが、NPO 法人格取得の決定条件を問うためには、制度論的な視点と組織論的な視点の双方が必要になることをこの結果は示唆している。

第二に、NPO 法人格取得の決定条件は団体の活動分野によって異なっていることが明らかになった。国際協力を活動分野とする団体の場合、NPO 法の制定の影響と事務スタッフの有無という条件が NPO 法人格取得の決定条件であり、政治志向の有無は関係していなかった。これに対して、人権擁護・平和を活動分野とする団体の場合、政治志向の有無が NPO 法人格の取得を決定する必要条件になっていた。この結果は、市民運動・住民運動の豊富な経験が蓄積されている人権擁護・平和において、NPO と政治の関係という問題が先鋭化していることを示しており、注目に値する。第四節で述べたように、NPO 法人を脱政治的・非政治的な存在として捉える思考も一部でみられるが、はたして「公共的な」課題に取り組む NPO 法人が脱政治的・非政治的な存在のままではいられるのだろうか（Pekkanen 2006=2008）。市民運動・住民運動の分厚い歴史をもつ人権擁護・平和の分野で NPO と政治の問題が集約的に表れているのであれば、これは社会運動—市民活動の通時的な展開を考えるうえで見過ごせない論点といえるだろう。

本稿では、ブール代数分析という方法を用いて、NPO 法人格取得の決定条件を検証してきた。『市民活動団体調査』の方法上の限界や仮説の妥当性など、本稿の分析には方法論的な問題がいくつか残されている。しかし、こうした制約はあるものの、NPO 法の成立以前に結成された団体における NPO 法人格取得の決定条件の一端を明らかにできたと考える。また、本稿では観察者の視点から NPO や市民活動の位置づけを論じるのではなく、社会運動—市民活動の展開のなかで行為者（市民団体）が直面する問題として NPO 法人格の取得に注目し、その決定条件を分析する必要性を論じた。観察者による市民団体の（意図せざる）類型化を避け、社会運動—市民活動の通時的な流れを無視することなく、市民活動の今後の動向を考察するためには、行為者の経験に内在した分析を積み重ねていく必要があると考えられる。

注

- 1 内閣府国民生活局編 [2001:105]、内閣府国民生活局 [2005:130] より作成。
- 2 内閣府国民生活局編 [2001:108]、内閣府国民生活局 [2005:133] より作成。表には NPO 法人格を申請しない最大の理由のうち、それぞれの調査における上位五つの理由のみを示した。
- 3 内閣府国民生活局編 [2001:106] より作成。
- 4 表 10-1 にある「行政等に事前相談したが、NPO 法の取得を断念した」「その他」という回答は除外したため、表 10-3 の行%を合計しても 100%にはならない。
- 5 『市民活動団体調査』では 84 の活動内容を列挙し、団体に取り組んでいるものをすべて回

答してもらった。84の活動内容のうち、国際協力に該当するものは「南北問題・反グローバリズム」「難民問題」「開発協力」「フェアトレード」「多分化共生」「留学生支援」「その他」の七項目とした。表10-4では、この七項目のいずれかを「現在もっとも重視している活動内容」と答えた団体を分析対象にしている。

6 表10-4において、独立変数1~3に対応するI・C・Pというアルファベットは、NPO法の影響(Institutional effect)、事務スタッフ(Clerical staffs)の有無、政治志向(Political orientation)の頭文字をそれぞれ表している。

7 矛盾を含む行を0とすれば「必ず1(=NPO法人格を取得していない)が生起する条件」となり、矛盾を含む行を1とすれば「1が生起する可能性がある条件」となる。

8 『市民活動団体調査』では人権擁護に該当する活動内容として「在日外国人の権利」「先住民の権利」「反部落差別」「受刑者の人権、死刑制度」「野宿者支援」「犯罪被害」「その他」の七項目を挙げ、平和に該当するものとして「戦争・地域紛争」「核兵器・軍備」「軍事基地・日米安保条約」「戦争責任・戦後補償」「戦争体験の継承」「その他」の六項目を挙げた。表10-5では、これらの項目のいずれかを「現在もっとも重視している活動内容」と答えた団体を分析対象にしている。

参考文献

Davis, Gerald, Doug McAdam, W. Richard Scott and Mayer N. Zald eds., 2005, *Social Movements and Organization Theory*, Cambridge: Cambridge University Press.

東一邦, 2004, 『『抵抗なき参加』と『参加なき抵抗』は、つながれるか』『ピープルズ・プラン』28: 22-9.

石田淳, 2007, 「ブール代数分析による社会的カテゴリーの研究——『日本人』カテゴリー認識の分析」『ソシオロジ』52(1): 3-19.

鹿又伸夫・野宮大志郎・長谷川計二編, 2001, 『質的比較分析』ミネルヴァ書房.

柏木宏, 2008, 『NPOと政治——アドボカシーと社会変革の新たな担い手のために』明石書店.

道場親信, 2006, 「1960-70年代『市民運動』『住民運動』の歴史的位置——中断された『公共性』論議と運動史的文脈をつなぎ直すために」『社会学評論』57(2): 240-58.

内閣府国民生活局, 2005, 『平成16年度市民活動団体基本調査報告書』(<http://www.npo-homepage.go.jp/data/report5.html>, February 25, 2009).

内閣府国民生活局編, 2001, 『2001年市民活動レポート——市民活動団体等基本調査報告書』財務省印刷局.

仁平典宏, 2003, 『『ボランティア』とは誰か——参加に関する市民社会論的前提の再検討』『ソシオロジ』48(1): 93-109.

日本NPOセンター編, 2007, 『市民社会創造の10年——支援組織の視点から』ぎょうせい.

Pekkanen, Robert, 2006, *Japan's Dual Civil Society: Members without Advocates*, Stanford: Stanford University Press. (=2008, 佐々田博教訳『日本における市民社会の二重構造——政策提言なきメンバー達』木鐸社.)

Ragin, Charles C., 1987, *The Comparative Method: Moving Beyond Qualitative and Quantitative Strategies*, Berkeley: University of California Press. (=1993, 鹿又伸夫監訳『社会科学における比較研究——質的分析と計量的分析の統合にむけて』ミネルヴァ書房.)

埼玉 NPO 連絡会, 1998, 『さいたま NPO ニュース』 3.

渋谷望, 2004, 「〈参加〉への封じ込めとしての NPO——市民活動と新自由主義」『都市問題』
95(8): 35-47.

米田雅子, 2001, 『NPO 法人をつくろう (第二版)』東洋経済新報社.

謝辞

本稿の草稿段階で、稲葉昭英氏（首都大学東京）から有益なコメントをいただいた。記して感謝します。

第11章 市民社会組織の自己性格規定の要因

——組織構造とリーダー層に着目して——

丸山 真央

1 問題の所在

「社会運動団体」「市民運動団体」「住民運動団体」「市民活動団体」「NPO」等々、市民社会組織 (civil society organization、CSO) はきわめて多様性に富む存在であり、そこにはさまざまな分類法が存在する¹。本章ではその中で、CSO が自らをどのような性格の組織と規定しているのかという点に着目したい。

自己規定という曖昧な基準に着目するのはなぜか。たとえば「社会運動団体」と「市民活動団体」の差異を考えてみよう。市民社会で活動する組織アクターという定義上、両者は異なるところがない。この両者を分かちものとしてまず考えられるのは、国家が付与する公的ステータスとしての法人格だが (Offe 1981)、「社会運動」であることや「市民活動」であることを規定する法律は存在しない。NPO の場合、NPO 法上の定義が存在するので、法人格が「NPO」かどうかの判別の表徴として機能しうる。しかし「社会運動団体」や「市民活動団体」は、国家や自治体が定義を与えているわけではない。だとすれば、外在的に定義されるよりほかないのだろうか。たしかに古典的なマルクス主義であれば、変革主体としての運動か否かを、階級闘争の主体たりうるかどうかで判別するかもしれない。あるいは機能主義やシステム論の立場からは、運動体の機能要件を定義することで判別を可能にするという回答が提示されるかもしれない。だが、かかる外在的な類別法があったとしても、主体自身の認識はそれとは独立に存在する可能性がある。あとでもみるつもりだが、NPO 法人格をもつ CSO であっても自らを「NPO」ではなく「社会運動団体」と規定するものが実際に少なからず存在する。

そうした現実を捉えることで、今日の市民社会の組織的編制にアプローチしたいということのほかにもうひとつ、本章で CSO の自己性格規定に着目する理由がある。ネオリベリズムによる国家・自治体の改革、「大きな政府」から「小さな政府」への再編に伴ってネオリベラル・ガバナンスといわれる統治の様式が出現する中、それまで国家・自治体が独占していた公共サービスの供給を CSO が担うような事態があらわれ、従来自明だった市民社会と政治体の領域の相互浸透と再定義が進んでいる。「新しい公共」としてしばしば称揚される事態だが、CSO にとってこれは試練というべき事態でもある。かつて行政への「包絡」(篠原 1977) として問題提起されたその再演でもあるが、CSO は国家・自治体行政とかかわりを深め、「公」の一部を担うようになり、統治機能の一部を担うようになることで、本来もちうる自律性を失うというリスクを負う。事実、近年 NPO の「下請」化や「官への従属」があちこちで指摘されているし (e.g. 阿部 2007)、理論的にも、ネオリベリズムの原理とボランティアリズムの「共振」として問題化されつつある (仁平 2005; 渋谷 2007)。

別稿 (丸山・仁平・村瀬 2008) で明らかにしたのは、そのような中で今日の CSO と政治体との関係を規定する要因として、CSO が自らをどのように性格規定しているかが決定的に重要になっていることであった。具体的にいえば、CSO の「包絡」と「自律」を分かち要因として、CSO が自らを「運動」と規定しているかどうか大きな分岐点となっている。つまり「運動」と自己規定している組織ほど、運動としての自律性、争議性を保つことができているのに対し

て、「運動」以外の規定を自らに与えている組織は「包絡」される傾向にあるという関連がみられるのである。

仮説の整理

かかる自己性格規定が、CSO そのものの社会の中での作動形態や機能をも拘束するのだとすれば、自己規定を決する条件を明らかにする必要があるだろう。しかしこのような問題は管見の限り、これまで実証的に検討されたことはなかった。ただ、既存のCSO研究からはいくつかの要因が仮説として導出できそうである。まずは二、三の研究を振り返ることで作業仮説を示しておきたい。

ひとつはCSOの組織論的研究である。たとえば官僚制論の見地に立てば、組織構造が肥大化し複雑化するにつれて、運動体が当初もつフレキシビリティが失われ(佐藤 1984; 仁平 2001)、それに伴ってより争議性の低い性格規定へと移行することが考えられる。いわばCSOの組織構造が自己性格規定に影響を与えているという仮説である。これに従えば、組織を構成するメンバーの数や予算などにみられる組織規模が肥大化するほど「運動」ではなくなり、他の自己性格規定をするようになると考えられる。

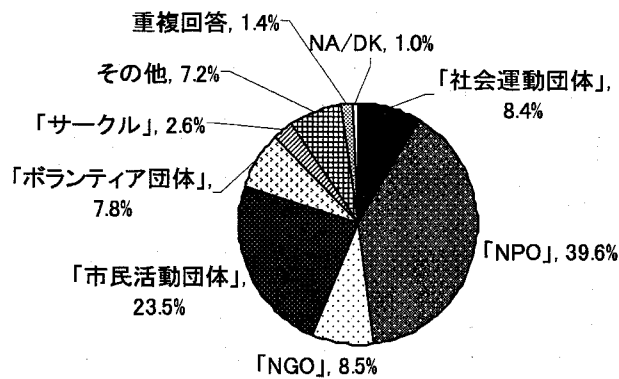
もうひとつ参照しうるのは市民活動論やNPO論である。1960年代から70年代にかけて隆盛を誇った「市民運動」は、1990年代以降「市民活動」にその主流がとって代われ、さらに近年では「NPO」が市民社会の主たる組織アクターの地歩を占めつつあるとされる(高田 2003; 牛山 2003, 2004)。これを踏襲するならば、それぞれのCSOの設立時期によって組織の自己性格規定は異なることになる。つまり設立時期が古いものほど自己を「運動」と性格規定し、新しいものほど「運動」ではなく「市民活動」や「NPO」と規定することになるろう。

あるいはCSOが活動の対象とする 이슈に着目すれば、「新しい社会運動」論の知見が参考になるかもしれない。論者によって議論の重心は異なるが、おおよそ共通する指摘としては、階級闘争や労働問題を扱う「古い社会運動」に代わって、1960年代末葉以降、階級亀裂には直接的にはのらないアイデンティティや環境、平和問題を対象とする「新しい社会運動」が登場するようになったというものである²。上述の市民活動論やNPO論によれば、近年では行政と「協働」して福祉や保健、教育、環境といった分野で公共サービスの供給を担う「さらに新しい」市民活動やNPOが台頭してきているとされる。これらの指摘に従えば、設立時期や 이슈によってCSOの自己性格規定は、「運動」から「市民活動」「NPO」へと変わってくることになるだろう。

これまでの3つはCSOの組織構造や 이슈に着目したものだったが、CSOの担い手そのものが組織の自己性格規定に影響を与えているとするモデルを考えることもできる。上述の「新しい社会運動」や「市民活動」をめぐる議論によれば、「古い社会運動」に比べて「新しい社会運動」は若年層や高学歴層、専門職層、あるいは新中間階級が中心となるという担い手の社会的属性上の特徴がある。「市民活動」や「NPO」の担い手の属性上の特徴についてもほぼ同様の指摘があてはまるだろうし、NPOの事例研究では、NPOの制度化による若年専従層や退職者層の積極的な参入が指摘されてもいる。

以上をまとめて、ここではCSOの自己性格規定の要因として、大別して2点を考えておくこととしたい。すなわち、ひとつがCSOの組織構造要因、もうひとつがCSOの担い手要因である。以下ではこの2つの説明モデルについて「首都圏市民活動団体調査」のデータで順次検討していくこととしよう。

図11-1 市民社会組織の自己規定(N=931)



2 分析

本調査では「貴団体の性格は、次のどれに近いと思いますか」という質問文で「社会運動団体」「NPO」「NGO」「市民活動団体」「ボランティア団体」「サークル」「その他」の選択肢から1つを選んでもらい、CSOの自己性格規定を調べた。以下ではこの回答を主な被説明変数として検討していく。その際、この回答を「」で表記することとする。すなわちNPOといった場合はNPO法人格をもつCSOを指し、「NPO」と表記した場合は自己性格規定を「NPO」と回答したCSOを指すものとして区別することとしたい。

図11-1はこの単純集計結果である。調査に回答したCSOのうち「NPO」が全体の4割を占め、次いで「市民活動団体」と自己規定しているCSOは4分の1弱、「社会運動団体」「NGO」「ボランティア団体」としているCSOはそれぞれ1割弱だった。これら5つの自己規定以外は回答団体が僅少なため、以下では分析対象をこの5つに限定したい。

(1) 組織構造要因

組織構造

組織構造にかかわる変数と自己性格規定の関連をまとめたのが表11-1である。まず組織の設立時期別にみてみよう。設立時期が古いものほど「社会運動団体」と自己規定する割合が高い。「NGO」「ボランティア団体」についても同じような傾向がみられる。これに対して、設立時期が新しいものほど「NPO」と自己規定するものが多い。とりわけNPO法が施行された1998年以降にできたCSOでは半分以上、2003年以降のものだと8割以上が「NPO」と自己規定している。1980年代から1990年代半ばまでに設立されたCSOには「市民活動団体」と自己規定するものが多かったが、それ以後のものでは「NPO」にとって代わられている。

次に法人格の有無と種類別をみてみよう。「社会運動団体」と自己規定するCSOは、法人格をもたない任意団体の中に多い。「市民活動団体」「ボランティア団体」とするものも任意団体の中に多い。ただ「社会運動団体」と自己規定するCSOは、財団法人や社会福祉法人など、NPO法人以外の法人格をもつCSOの中でもその割合は高い。「NPO」と自己規定するものは当然ながらNPO法人格をもつものの中に多い。ただNPO法人格をもつCSOの約8割は「NPO」と自己規定しているが、しかし「市民活動団体」「NGO」「社会運動団体」と自己規定するものもわずかながら存在する。「NGO」と自己規定するものはその他の法人格をもつものにその割

表11-1 組織構造×自己性格規定

	「社会運動 団体」	「NPO」	「NGO」	「市民活動 団体」	「ボランティア 団体」	その他	(N)	sig.
組	14.8%	12.3%	13.9%	24.6%	11.5%	23.0%	(122)	**
織	12.9%	11.2%	11.2%	36.2%	12.9%	15.5%	(116)	
結	8.8%	30.6%	13.0%	32.6%	7.8%	7.3%	(193)	
成	6.3%	59.8%	5.7%	16.1%	4.0%	8.0%	(174)	
年	1.7%	81.4%	2.5%	6.8%	5.1%	2.5%	(118)	
法	12.3%	4.1%	9.5%	44.7%	14.7%	14.7%	(389)	**
人	2.3%	79.4%	5.3%	7.4%	2.8%	2.8%	(431)	
格	19.4%	6.0%	22.4%	10.4%	4.5%	37.3%	(67)	
	22.7%	4.5%	13.6%	18.2%	4.5%	36.4%	(22)	
個	13.2%	20.7%	5.0%	28.1%	9.9%	23.1%	(121)	**
人	6.5%	57.0%	2.8%	17.8%	4.7%	11.2%	(107)	
会	3.0%	61.0%	6.1%	18.9%	7.9%	3.0%	(164)	
員	7.6%	45.4%	3.4%	28.6%	10.9%	4.2%	(119)	
数	3.6%	38.6%	12.9%	27.9%	6.4%	10.7%	(140)	
	12.8%	28.2%	13.7%	23.1%	7.7%	14.5%	(117)	
	14.3%	20.5%	17.9%	21.4%	9.8%	16.1%	(112)	
ス	11.1%	31.1%	3.3%	28.9%	8.9%	16.7%	(90)	**
タ	8.3%	43.2%	7.1%	23.1%	8.0%	10.4%	(338)	
ツ	11.4%	38.6%	8.5%	25.8%	7.6%	8.1%	(236)	
フ	2.9%	42.0%	11.6%	22.5%	10.1%	10.9%	(138)	
数	6.7%	41.3%	16.0%	12.0%	5.3%	18.7%	(75)	
	5.9%	16.1%		44.9%	16.1%	16.9%	(118)	**
	10.2%	23.7%	4.2%	42.4%	7.6%	11.9%	(118)	
	8.8%	36.3%	7.1%	24.8%	12.4%	10.6%	(113)	
	8.2%	44.9%	9.2%	23.2%	8.7%	5.8%	(207)	
	5.3%	53.7%	11.6%	16.8%	5.3%	7.4%	(95)	
	11.3%	54.7%	10.7%	8.7%	2.7%	12.0%	(150)	
	3.7%	48.1%	14.8%	7.4%	7.4%	18.5%	(27)	
	13.0%	27.8%	25.9%	7.4%		25.9%	(54)	
		100.0%					(8)	

注: 数字は行パーセント。** $p < .01$, * $p < .05$

合が高く、任意団体、NPO 法人格をもつものの中でも一定割合ある。

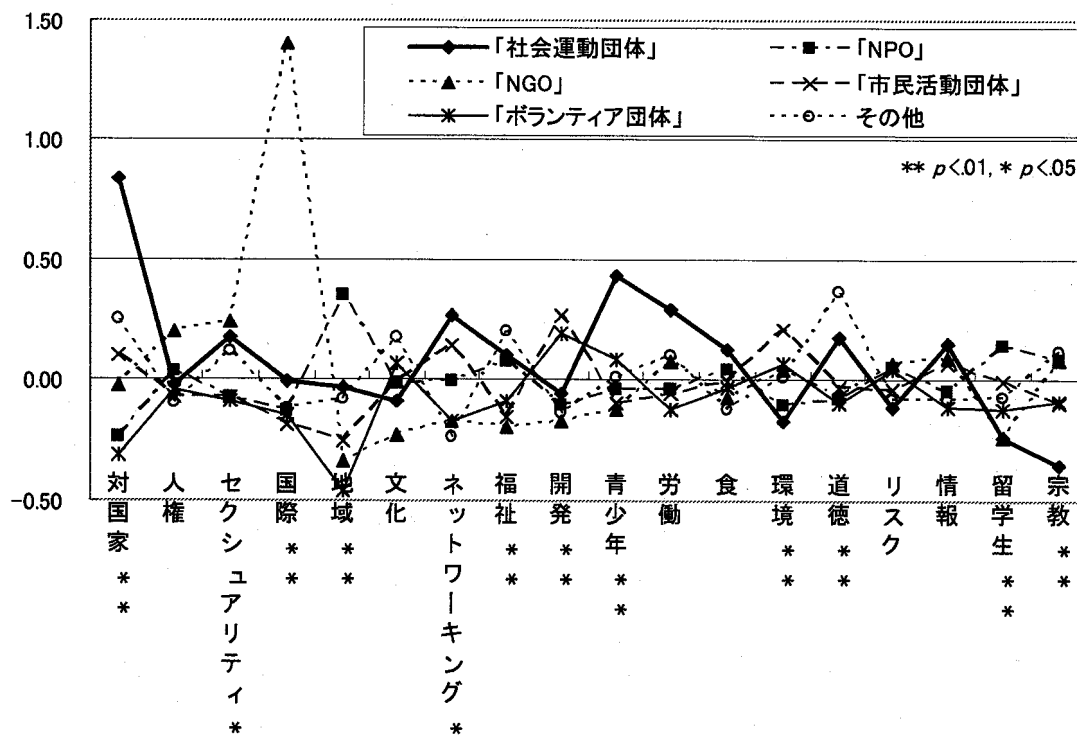
次に組織の規模として、人的資源のうち個人会員数に着目してみよう。「社会運動団体」と自己規定する CSO は、個人会員制度をもたないものと 500 人以上という大規模なものにその割合が高く、両極化しているのがわかる。「ボランティア団体」とするものもこれに似た傾向をもち、個人会員制度のないもの、50~99 人、500 人以上の CSO でその割合が高い。「NPO」と自己規定するものには数十人規模のもの CSO でその割合が高く、その前後の割合が低くなっていて正規分布に近い。「NGO」と自己規定するものは 100 人を超える大規模な CSO でその割合が目立って高く、規模の大きなものほど「NGO」という自己規定の割合が増えるという関連がみられる。「市民活動団体」と自己規定する CSO は、個人会員数規模ではさほど差はみられない³。

同様に人的資源として、日々運営にあたっている運営スタッフの人数をみてみよう。「社会運動団体」と自己規定する CSO は、スタッフなしと 10 人弱のものでその割合が最も高い。「市民活動団体」とする CSO も同様の傾向がみられる。「NPO」とするものは、運営スタッフがいる CSO でその割合が高いが、スタッフ数はまちまちである。「NGO」と自己規定するものは、スタッフ数が多いものほどその割合が高くなっている。「ボランティア団体」とする CSO は 21 人以上のものにその割合が少なく、相対的に規模が小さい⁴。

最後に資金面 (2005 年度の年間予算額) から組織規模をみてみよう。「社会運動団体」と自己規定する CSO は数十万円規模、数千万円規模、1 億円以上の 3 つのもので割合が高く、三極化している。「NPO」と自己規定する CSO は、数百万円から数千万円のものでその割合が高い。

「NGO」とするものは、予算規模が大きいものほどその割合が増える。これとは逆に「市民活

図11-2 イシューの因子得点の平均値



動団体」と自己規定する CSO は、予算規模が小さいものほどその割合が高い。「ボランティア団体」とする CSO もこれと似た傾向がみられる。

イシュー

今回は CSO が活動の対象とするイシューと自己性格規定の関連をみてみよう。本調査では「貴団体が現在取り組まれている活動の分野」として、84 のイシューの中から選んでもらった（複数回答）。その回答のうち「その他」を除いた 68 のイシューについて因子分析（主成分法：バリマックス回転）を行い、抽出された 18 の因子でイシューをみていくこととする（因子分析の結果と成分の名称は章末の表 11-補を参照）。

この 18 の因子得点について、自己性格規定別に平均得点を算出したのが図 11-2 である。「社会運動団体」と自己規定する CSO は、「対国家」「青少年」「労働」「食」「ネットワーク」系イシューの得点が他に比して高く、これらを活動の対象としているものが多いのがわかる。

「NPO」では、「地域」系イシューの得点が高いが目立つ。「NGO」の場合、当然のことながら「国際」系イシューの因子得点が群を抜いて高い。「市民活動団体」と自己規定するものでは、「開発」「環境」系イシューの得点が高く、これらに活動が集中しているのが特徴的である。「ボランティア団体」とするものでは、「対国家」「地域」「労働」「情報」系イシューの得点が低く、「社会運動団体」とほぼ対照的な位置にある。つまり「社会運動団体」と自己規定する CSO が手がけない分野で活動している。以上からは、あるイシューを活動の対象とすることと自らをどう性格規定するのかの間には一定の関連がある様子をうかがうことができる。

(2) 担い手要因

次に CSO の実際の担い手と自己規定の関連について検討する。本調査は組織あてに郵送し、「回答は、代表者、事務局長、または団体の事情に明るい方をお願いをいたします」というか

表11-2 リーダー層の属性×自己性格規定

	「社会運動 団体」	「NPO」	「NGO」	「市民活動 団体」	「ボランティア 団体」	その他	(N)	sig.
性別	女 8.3%	35.8%	9.9%	26.4%	8.5%	11.0%	(363)	n.s.
	男 8.2%	43.3%	7.6%	22.0%	6.9%	12.0%	(510)	
年代	20代・30代	5.4%	41.9%	18.9%	17.6%	5.4%	10.8%	(74) **
	40代	9.9%	46.3%	9.9%	16.5%	3.3%	14.0%	(121)
	50代	10.3%	36.9%	9.1%	24.3%	4.9%	14.4%	(263)
	60代	9.1%	42.9%	5.6%	24.2%	9.5%	8.7%	(252)
	70代以上	4.3%	36.2%	6.1%	30.1%	13.5%	9.8%	(163)
学歴	中・高	8.5%	39.2%	1.3%	24.2%	9.2%	17.6%	(153) **
	短大・高専・専門学校	9.5%	36.5%	7.9%	25.4%	10.3%	10.3%	(126)
	大学	8.5%	42.4%	8.9%	23.6%	6.7%	9.9%	(505)
	大学院	7.7%	33.0%	19.8%	22.0%	5.5%	12.1%	(91)
現職	専従	10.9%	55.7%	11.7%	10.9%	2.2%	8.7%	(230) **
	専門	3.2%	39.7%	12.8%	28.2%	3.2%	12.8%	(156)
	管理	11.3%	56.5%	1.6%	16.1%	3.2%	11.3%	(62)
	事務・販売	9.0%	35.8%	7.5%	19.4%	11.9%	16.4%	(67)
	マニュアル	12.9%	29.0%	3.2%	32.3%	9.7%	12.9%	(31)
	公務	10.5%	21.1%	5.3%	39.5%	13.2%	10.5%	(38)
	家事	6.1%	19.5%	8.5%	39.0%	18.3%	8.5%	(82)
	無職	9.6%	34.8%	3.4%	29.2%	12.9%	10.1%	(178)
	その他	3.6%	25.0%	17.9%	21.4%	17.9%	14.3%	(28)
最長職	専従	18.8%	31.8%	15.3%	16.5%	1.2%	16.5%	(85) **
	専門	6.9%	37.8%	10.3%	27.9%	7.6%	9.5%	(262)
	管理	4.9%	56.3%	4.9%	16.7%	9.7%	7.6%	(144)
	事務・販売	4.5%	42.3%	7.1%	23.1%	7.1%	16.0%	(156)
	マニュアル	11.8%	31.4%	5.9%	23.5%	11.8%	15.7%	(51)
	公務	11.8%	38.8%	5.9%	24.7%	10.6%	8.2%	(85)
	家事	11.6%	39.1%	4.3%	30.4%	11.6%	2.9%	(69)
	その他	8.0%	24.0%	16.0%	24.0%	4.0%	24.0%	(25)

注: 数字は行パーセント。** $p < .01$, * $p < .05$

たちで回答を依頼した。CSO の構成メンバー全員についての情報はないので、ここでは CSO の担い手を調査回答者に限定することにし、これを CSO のリーダー層と呼ぶこととする。

リーダー層の社会的属性

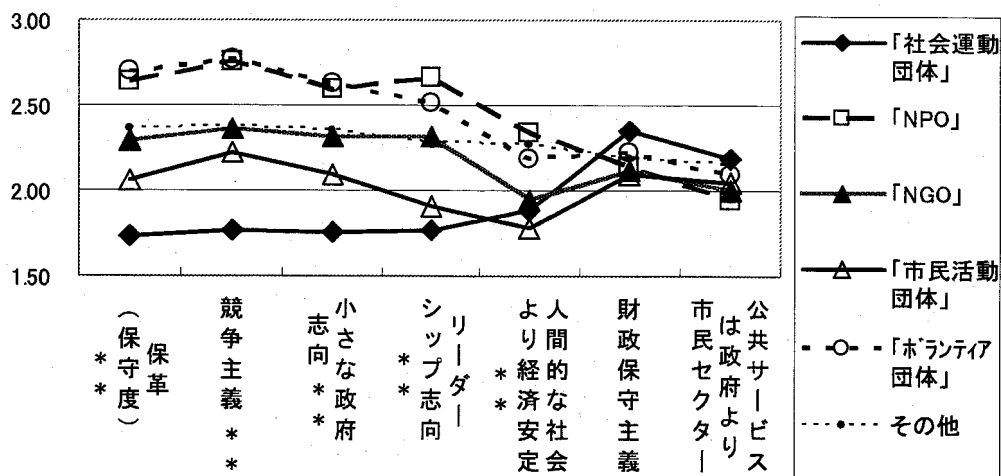
リーダー層の基本的な社会的属性と CSO の自己性格規定の関連をまとめたのが表 11-1 である。このうち性別は有意な差がなかったが、年代、学歴、職業はそれぞれ統計的に有意な関連がみられた。

年代別では、「社会運動団体」と自己規定するものは、50 代のリーダー層が率いる CSO でその割合がもっとも高く、この世代をピークとする正規分布に近いばらつきをしている。「NPO」と自己規定するものは、40 代と 60 代のリーダー層がいる CSO でその割合が高い。「NGO」とするものは、他に比べて 20 代と 30 代のリーダー層に率いられた CSO でその割合が高い傾向がみられる。「市民活動団体」とする CSO は、リーダー層の年齢が高いものほどその割合が高いという特徴がある。「ボランティア団体」とするものは、60 代以上のリーダー層のいる CSO ほどその割合が高い。

最終学歴別にみると、「NGO」と自己規定する CSO は、リーダー層の学歴が高いものほどその割合が高いという傾向がみられる。逆に「ボランティア団体」と自己規定するものは、リーダー層の学歴が低いほどその割合が高くなる。そのほかの自己規定は、リーダー層の学歴による目立った差がそれほどみられない。

最後にリーダー層の職業をみてみよう。CSO の担い手が全体的に高年層に厚みがあり、無職、退職者が多いことから、現職ではなく最長職をみたほうが職業上の特徴を捉えるのには適切だ

図11-3 リーダー層の政治意識



ろうから、ここでは最長職に注目することにしよう。「社会運動団体」と自己規定するCSOは、専従経験者のリーダー層に率いられたものの中でその割合が高い。マニュアル職、公務、家事経験リーダー層の中でも一定の割合がある。「NPO」とするものは管理職、事務・販売職経験のあるリーダー層の中でその割合が高く、家事、専門職経験者でも高い。「NGO」とするものは専従職経験者の中で割合が高い。「市民活動団体」と自己規定するCSOは家事経験者の中でその割合が高く、これは主婦が中心になっているとみられる。他の職業経験に比べて専門職経験者の中でもその割合が高い。「ボランティア団体」とするものはマニュアル、家事、公務で割合が高い。

リーダー層の政治意識

次にリーダー層の意識やイデオロギーと自己規定の関連をみる。ここでは、最も基本的な政治的態度とされる保守イデオロギーと、ネオリベリズムをめぐるいくつかの意識をみてる。その結果が図11-3である。

保守イデオロギーは「あなたは、保守か革新かと聞かれれば、どちらですか」という質問文で、5件法で尋ねた。これを得点化して自己性格規定ごとに平均値をみると(値が大きいほど保守的)、「社会運動団体」<「市民活動団体」<「NGO」<「その他」<全体平均<「ボランティア団体」<「NPO」となる(イータ二乗.084)。

ネオリベリズムをめぐる争点としては次の6点を尋ねた。いずれも2つの異なる意見を両極に置き、いずれに近いかを4件法で尋ねて得点化した(いずれも右の意見ほど、すなわち親ネオリベリズムほど得点が高くなるよう調整した)。

【競争主義】「競争は、格差を拡大させるなど問題の方が多い」 ↔ 「競争は、社会の活力や勤勉のもとになる」

【小さな政府志向】「経済への公的規制は、やはりある程度必要だ」 ↔ 「経済活動への公的な規制は、なるべく少ない方がよい」

【リーダーシップ志向】「物事を決めるさいは時間をかけて皆で話し合い、納得した結論を導くことが重要」 ↔ 「物事を決めるさいは、リーダーシップによるすばやい決定が重要」

【人間的な社会か経済安定か】「安定した経済を実現するためにも、まず人間的な社会を作る」

表11-3 ロジスティック回帰分析に投入する変数

組織構造	法人格	NPO法人格(ダミー)、NPO以外の法人格(ダミー)
	個人会員数	連続変数。個人会員制度がない場合は0
	運営スタッフ数	連続変数
	年間予算規模	「10万円未満」=100000、「10万円以上～50万円未満」=300000、「50万円以上～100万円未満」=750000、「100万円以上～500万円未満」=3000000、「500万円以上～1000万円未満」=7500000、「1000万円以上～5000万円未満」=30000000、「5000万円以上～1億円未満」=75000000、「1億円以上」=100000000を割り当てて連続変数化したものを対数変換
	組織年齢	設立年を調査時の団体年齢に換算
リーダーの属性	イシュー	68分野の因子分析で抽出した18成分の因子得点
	性別	ダミー(男性=0、女性=1)
	年齢	調査時満年齢
	学歴	教育年数(中学卒=9、高校卒=12、短大・高専・専門学校卒=14、大学卒=16、大学院卒=18)を割り当てて連続変数化
	最長職	専従、専門、管理、事務・販売、マニュアル、公務で、参照カテゴリーは家事その他
層の意識	保革イデオロギー	1=革新、5=保守の5点法で得点化
	競争主義	いずれも1～4点で、点数が高いほど意識が強い
	小さな政府志向	
	リーダーシップ志向	
	人間的な社会か経済安定か	

ことが必要だ」 ↔ 「人間的な社会を作るためにも、まず安定した経済が必要だ」

【財政保守主義】「政府が赤字に陥ったときは、赤字国債(地方債)を発行してもサービス水準を維持すべき」 ↔ 「政府が赤字に陥ったときは、収入不足に応じてサービス水準を下げるべき」

【公共サービスは政府より市民セクター】「NPO や市民・住民団体の方が、良質な福祉・教育サービスを提供できる」 ↔ 「政府・行政の方が、良質な福祉・教育サービスを提供できる」

このうち競争主義(イータ二乗.106)、小さな政府志向(同.092)、リーダーシップ志向(同.107)、経済安定重視(同.056)は有意差がみられ、財政保守主義(同.008)と公共サービスの市民セクター委譲支持(同.013)は有意差がみられなかった。図から明らかだが、得点の高い順に並べると、部分的に順が入れ替わっているところがあるものの、おおむね「社会運動団体」 < 「市民活動団体」 < 「NGO」 < 「その他」 < 「ボランティア団体」 < 「NPO」の順である。

3 自己性格規定の規定要因

ここまで自己性格規定の要因として、組織構造要因と担い手要因との関連を検討してきたが、いずれが規定要因となっているのかを特定するため、それぞれの自己規定要因(ダミー変数)を被説明変数とする二項ロジスティック回帰分析を行い、以上の分析結果を再検討した。分析に際しては、組織構造要因のみ(モデル1)、担い手属性要因のみ(モデル2)、担い手の属性と意識要因(モデル3)、組織構造と担い手要因(モデル4)の4つのモデルを設定した。投入した変数は表11-3のとおりである。

「社会運動団体」の規定要因

「社会運動団体」という自己規定の規定要因としては、組織構造要因だけを投入したモデル1では、NPO法人格をもたないことと運営スタッフ数が少ないことが有意な効果を及ぼしていた。イシューでは、「対国家」「青少年」「労働」系が「社会運動」規定に有意な効果をもっていた。

表11-4 「社会運動団体」自己規定の規定要因:二項ロジスティック回帰分析結果

		モデル1	モデル2	モデル3	モデル4
組織構造	NPO法人格	-1.749 ***			-1.658 *
	NPO法人格以外の法人格	-0.044			-0.631
	個人会員数	0.000			0.000
	運営スタッフ数	-0.042 *			-0.034
	年間予算規模	0.221			-0.145
	組織年齢	0.011			0.031 +
イシュー	対国家	0.423 ***			0.329 *
	人権	-0.005			-0.177
	セクシュアリティ	-0.013			0.158
	国際	-0.005			-0.006
	地域	0.017			0.089
	文化	-0.108			-0.067
	ネットワーク	0.222			0.335 +
	福祉	0.080			0.214
	開発	-0.175			-0.221
	青少年	0.482 ***			0.648 ***
	労働	0.257 *			0.297 +
	食	0.200			0.011
	環境	-0.294 +			-0.119
	道徳	0.091			-0.303
	リスク	-0.193			-0.007
	情報	0.159			0.182
留学生	-0.234			-0.247	
宗教	-0.154			-0.518 +	
リーダー層の属性	性別		-0.205	-0.336	-0.731
	年齢		0.001	0.007	-0.005
	学歴		0.027	0.065	0.136
	最長職(専従)		0.656	0.069	-0.534
	最長職(専門)		-0.559	-0.969 +	-1.709 *
	最長職(管理)		-0.924	-0.826	-0.278
	最長職(事務・販売)		-1.018 +	-1.015 +	-1.241
	最長職(マニュアル)		0.171	-0.264	-0.615
最長職(公務)		0.059	-0.320	-1.722 +	
リーダーの意識	改革イデオロギー			-0.508 **	-0.090
	競争主義			-0.490 *	-0.290
	小さな政府志向			-0.496 *	-0.797 **
	リーダーシップ志向			-0.117	-0.518 +
	人間的な社会より経済安定			0.230	0.568 *
定数	-3.505	-2.487	-0.212	0.069	
N(うち「社会運動団体」を選択)	647 (57)	845 (70)	756 (63)	544 (48)	
Nagelkerke R ² 乗	0.320 ***	0.052 *	0.214 ***	0.466 ***	

注:数字はロジスティック回帰係数。*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$

担い手要因に関する変数のみを投入したモデル2、モデル3は、組織構造要因だけのモデル1に比べて、モデルの説明力が低い。属性のみのモデル2では有意な効果をもつ変数がほとんどなかった。意識変数を投入したモデル3ではいくつかの変数が有意な効果をもつ。それによると、リーダー層が革新的なイデオロギーをもち、ネオリベリズムに関しては反競争主義、反「小さな政府」といった意識をもつCSOほど「社会運動団体」と自己規定する傾向があった。

組織構造要因と担い手要因のすべてを投入したモデル4では、NPO法人格をもたないという効果が消えずに残り、イシューもモデル1とほぼ同様の結果となった。担い手の属性要因としては専門職、公務職経験が負の効果、意識要因では小さな政府志向とリーダーシップ志向が負の効果、「人間的な社会より経済安定」重視が正の効果をもっていた。

4つのモデルの説明力をみると、組織構造に比べて担い手要因の効果が弱く、組織構造、とくに法人格をもたないこととイシュー（「対国家」「青少年」「労働」）が、自らの組織を「社会運動団体」であると規定する要因になっているといえる。

表11-5 「NPO」自己規定の規定要因：二項ロジスティック回帰分析結果

		モデル1	モデル2	モデル3	モデル4
組織構造	NPO法人格	4.229 ***			4.406 ***
	NPO法人格以外の法人格	-0.119			-0.736
	個人会員数	-0.001 *			-0.001 *
	運営スタッフ数	0.018 +			0.011
	年間予算規模	0.235			0.453 +
	組織年齢	-0.027 +			-0.038 *
イシュー	対国家	-0.365			-0.238
	人権	0.231			0.192
	セクシュアリティ	-0.027			0.036
	国際	-0.582 ***			-0.849 ***
	地域	0.506 **			0.466 *
	文化	0.005			0.139
	ネットワーク	-0.084			-0.242
	福祉	0.187			0.300
	開発	-0.039			-0.045
	青少年	-0.256 +			-0.286 +
	労働	-0.128			-0.277
	食	0.066			0.121
	環境	-0.017			0.088
	道徳	0.030			-0.172
	リスク	-0.047			-0.251
情報	-0.160			-0.127	
留学生	0.414 *			0.327	
宗教	0.171			0.106	
リーダー層の属性	性別		-0.213	0.115	0.494
	年齢		-0.019 **	-0.021 **	-0.014
	学歴		-0.030	-0.040	-0.132
	最長職(専従)		-0.389	-0.126	0.927
	最長職(専門)		0.028	0.269	1.435 *
	最長職(管理)		0.903 **	0.792 *	2.216 **
	最長職(事務・販売)		0.176	0.143	1.633 *
	最長職(マニュアル)		-0.321	-0.199	1.630 +
最長職(公務)		0.042	0.326	2.416 **	
リーダー意識	保守イデオロギー			0.219 **	0.228
	競争主義			0.144	0.079
	小さな政府志向			0.181 +	0.111
	リーダーシップ志向			0.297 **	-0.036
	人間的な社会より経済安定			0.062	0.228
定数	-4.286	1.087	-0.983	-5.727	
N(うち「NPO」を選択)		647 (248)	845 (340)	756 (309)	544 (214)
Nagelkerke R ² 乗		0.734 ***	0.052 ***	0.157 ***	0.771 ***

注：数字はロジスティック回帰係数。*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$

「NPO」の規定要因

「NPO」という自己規定に対しては、当然のことながら NPO 法人格をもつことが大きな効果を及ぼしており、組織構造要因のモデル1でほぼ説明され尽くしている。イシューでは、「地域」系が正、「国際系」が負の効果をもっており、地域経済や産業、住宅などの「地域」系イシューを対象とすることと「NPO」という自己規定の間には有意な関連があった。これらはモデル4で担い手要因を入れても消えなかった。

担い手のモデル2も3も説明力が低かった。ただリーダー層の年齢が負の効果をもち、最長職では管理職経験が正の効果をもっており、これらは組織構造要因を入れたモデル4でも消えなかった。意識変数を投入したモデル3では、保守的イデオロギーが有意で、ネオリベリズムをめぐる争点態度では小さな政府志向とリーダーシップ志向が正の効果をもつという結果だった。上述のように「NPO」の自己規定はほとんど組織構造、とくに法人格で説明されるが、モデル4で組織構造と担い手の両要因を入れたところ、専従職以外職業経験が有意な効果をもっていた。ただ意識変数は有意な効果がすべて消えた。

表11-6 「NGO」自己規定の規定要因：二項ロジスティック回帰分析結果

		モデル1	モデル2	モデル3	モデル4
組織構造	NPO法人格	-1.545 **			-2.134 ***
	NPO法人格以外の法人格	-0.314			0.127
	個人会員数	0.000			0.000
	運営スタッフ数	0.007			0.009
	年間予算規模	0.841 **			1.170 **
	組織年齢	0.003			-0.007
イシュー	対国家	-0.750 **			-1.096 **
	人権	0.173			0.188
	セクシュアリティ	0.333 *			0.078
	国際	1.153 ***			1.386 ***
	地域	-0.880 **			-1.072 *
	文化	-0.582 *			-0.580 +
	ネットワーク	-0.381 *			-0.543 *
	福祉	-0.452 *			-0.484 +
	開発	0.125			0.412
	青少年	-0.415 +			-0.518 +
	労働	0.145			0.319
	食	-0.133			0.028
	環境	0.000			-0.428
	道徳	-0.232			-0.309
	リスク	-0.182			-0.357
情報	0.338 +			0.267	
留学生	-0.617 **			-0.576 +	
宗教	-0.211			0.150	
リーダー層の属性	性別		0.331	0.253	0.204
	年齢		-0.023 *	-0.026 *	0.009
	学歴		0.329 ***	0.322 **	0.077
	最長職(専従)		0.798	0.489	0.777
	最長職(専門)		0.400	0.138	1.090
	最長職(管理)		0.011	-0.467	-0.989
	最長職(事務・販売)		0.315	0.021	-0.791
	最長職(マニユアル)		0.265	-0.188	0.027
	最長職(公務)		0.021	-0.280	-0.063
リーダー層の意識	改革イデオロギー			0.013	0.010
	競争主義			-0.028	-0.477
	小さな政府志向			-0.021	0.124
	リーダーシップ志向			0.292 +	0.928 **
人間的な社会より経済安定			-0.189	-0.424	
定数	-8.448	-6.724	-6.478	-13.304	
N(うち「NGO」を選択)		647 (62)	845 (71)	756 (57)	544 (46)
Nagelkerke R ² 乗		0.463 ***	0.088 ***	0.099 **	0.544 ***

注：数字はロジスティック回帰係数。*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$

「NGO」の規定要因

「NGO」という自己規定で、組織構造要因として有意な関連がみられたのは、NPO 法人格をもたないことと年間予算規模が大きいことである。これはモデル4で担い手要因を入れても効果が消えなかった。イシューは、「対国家」でも「地域」でもなく（いずれも負の効果）、「国際」系イシューを対象としていることが影響していた（正の効果）。日本のNGOが事実上INGO（国際非政府組織）を指すのと合致しており、いわば自然な結果である。

担い手要因は、モデル2、3の説明力が示すように、組織構造要因に比べて大した効果がなかった。有意な効果があったのが学歴（正）と年齢（負）である。ただしこれらも組織構造要因を入れたモデル4では効果が消えた。意識面で特徴的なのは、リーダーシップ志向が効果を持ち、組織構造要因を入れても消えないほど強固なものだということである。

「市民活動団体」の規定要因

「市民活動団体」という自己規定に効果をもつのは、組織構造要因では、NPO 法人格をもた

表11-7 「市民活動団体」自己規定の規定要因：二項ロジスティック回帰分析結果

		モデル1	モデル2	モデル3	モデル4
組織構造	NPO法人格	-1.925 ***			-2.035 ***
	NPO法人格以外の法人格	-0.850			-0.223
	個人会員数	0.000			0.000
	運営スタッフ数	-0.005			-0.011
	年間予算規模	-0.312 +			-0.311
	組織年齢	-0.001			0.002
	イシュー	対国家	-0.035		
人権		-0.014			0.052
セクシュアリティ		-0.117			-0.373 *
国際		-0.325 *			-0.269
地域		-0.157			0.069
文化		0.147			0.112
ネットワーキング		0.168			0.289 *
福祉		-0.293 *			-0.304 *
開発		0.216 *			0.221 +
青少年		-0.235 +			-0.198
労働		-0.146			-0.152
食		0.004			-0.055
環境		0.257 *			0.281 *
道徳		-0.028			-0.079
リスク		0.025			0.152
情報		-0.067			-0.124
留学生		0.022			0.016
宗教	-0.011			-0.089	
リーダー層の属性	性別		0.240	-0.011	0.556 +
	年齢		0.029 ***	0.029 ***	0.009
	学歴		0.023	0.023	0.075
	最長職(専従)		-0.289	-0.455	-0.480
	最長職(専門)		0.065	-0.030	-0.236
	最長職(管理)		-0.686 +	-0.293	-0.298
	最長職(事務・販売)		-0.116	0.089	-0.049
	最長職(マニュアル)		-0.078	-0.079	-0.573
	最長職(公務)		-0.072	-0.141	0.130
リーダー意識	改革イデオロギー			-0.234 *	-0.276 +
	競争主義			0.155	0.232
	小さな政府志向			-0.171	-0.199
	リーダーシップ志向			-0.448 ***	-0.312 +
	人間的な社会より経済安定			-0.227 *	-0.355 *
定数	1.400	-3.215	-1.180	1.566	
N(うち「市民活動団体」を選択)	647 (151)	845 (196)	756 (177)	544 (131)	
Nagelkerke R ² 乗	0.329 ***	0.044 **	0.142 ***	0.422 ***	

注：数字はロジスティック回帰係数。*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$

ないことぐらいで、この点は「社会運動団体」の自己規定要因に似ている。ただ異なるのはイシューの効果である。すなわち「社会運動団体」の自己規定に有意な効果をもつイシューが「対国家」や「青少年」だったのに対し、「市民活動団体」では「開発」「環境」「ネットワーキング」系イシューが有意な効果をもっていた。

以下でみるように、イシュー以外の組織構造要因だけでなく、担い手要因の面でも、「社会運動団体」と「市民活動団体」はかなりよく似ているのだが、こうしたイシューの相違が結局のところ両者を分かつ要因となっているとみられる。つまり「社会運動」と「市民活動」の自己規定を分けるものが、法人格や組織の規模、担い手の属性・意識ではなく（これらはいずれもかなりよく似ている）、活動対象の上の棲み分け（「社会運動」＝「対国家」「青少年」「労働」系、「市民活動」＝「開発」「環境」「ネットワーキング」系）だということである。

「市民活動団体」の自己規定において担い手要因はそれほど強い効果をもたないが、モデル2と3では、年齢が正の効果をもっていた。意識面では、革新的で、リーダーシップによる効率よりも民主的決定を重んじるという点で、「社会運動団体」に似ている。ただしこの点は、組

表11-8 「ボランティア団体」自己規定の規定要因:二項ロジスティック回帰分析結果

		モデル1	モデル2	モデル3	モデル4
組織構造	NPO法人格	-1.341 **			-2.044 **
	NPO法人格以外の法人格	-1.662 +			-2.597 *
	個人会員数	0.000			0.000
	運営スタッフ数	0.006			0.016
	年間予算規模	-0.341			-0.447
	組織年齢	0.025 +			0.047 *
イシュー	対国家	-3.104 **			-2.187 +
	人権	-1.174 +			-0.903
	セクシュアリティ	-1.239 *			-1.291 +
	国際	-0.353			-0.329
	地域	-1.412 **			-1.238 *
	文化	-0.028			-0.239
	ネットワーキング	-0.318			-0.147
	福祉	-0.257			-0.402
	開発	-0.141			-0.155
	青少年	0.019			0.096
	労働	-0.615			-0.727
	食	-0.093			0.229
	環境	-0.636 *			-0.724 +
	道徳	-0.631			-1.029
	リスク	-0.077			-0.073
情報	-0.361			-0.107	
留学生	-0.114			-0.001	
宗教	-0.242			-1.309 *	
リーダー層の属性	性別		0.393	0.389	0.229
	年齢		0.033 *	0.028 +	0.000
	学歴		-0.095	-0.077	0.124
	最長職(専従)		-1.616	-1.054	-28.691
	最長職(専門)		0.076	0.268	-0.342
	最長職(管理)		0.162	0.295	0.550
	最長職(事務・販売)		-0.102	-0.087	-0.609
	最長職(マニュアル)		0.368	0.876	-0.557
最長職(公務)		0.425	0.429	-0.269	
リーダーの意識	保守イデオロギー			0.357 *	0.584 *
	競争主義			0.167	0.362
	小さな政府志向			0.353 +	0.519 +
	リーダーシップ志向			-0.001	0.191
	人間的な社会より経済安定			-0.314 +	-0.153
定数	-1.963	-3.285	-5.027	-7.295	
N(うち「ボランティア団体」を選択)	647 (52)	845 (63)	756 (52)	544 (37)	
Nagelkerke R ² 乗	0.291 ***	0.057 *	0.099 **	0.425 ***	

注:数字はロジスティック回帰係数。*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, + $p < .1$

組織構造要因を入れると担い手要因の効果が消えた「社会運動団体」に比べて、「市民活動団体」はモデル4でもこれらの意識要因が消えず、担い手の意識がより顕著に革新的かつ民主的であるという結果である。

「ボランティア団体」の規定要因

「ボランティア団体」という自己規定に効果をもつ組織構造要因は、法人格をもたないことと組織年齢が正の効果をもつこと以外に有意な関連はみられなかった。ただ組織年齢の効果は担い手要因を入れたモデル4でも消えないことから、「ボランティア団体」という自己規定は組織の古さと関連があるといえる。イシューは「対国家」「セクシュアリティ」「地域」「環境」系のいずれでもないといった以外に積極的な特徴は見出せなかった。

担い手要因は、モデル2、3で明らかなおり、さしたる有意な効果をもつ変数が確認できなかった。ただ年齢が正の効果をもっていた。しかしこれも組織構造要因を入れたモデル4では効果が消えた。意識要因では、保守的イデオロギーと小さな政府志向が正の効果をもっていた。

4 おわりに

本章では CSO が自らの組織についてどのような性格規定をしているのかといった面に焦点をあてて、その要因を検討してきた。結果はすでに前節でまとめたのでここではくり返さないが、冒頭で述べたネオリベラル・ガバナンス時代の「運動」性についてのみ一言しておこう。

今日のネオリベラル・ガバナンスと CSO の関係を考えるうえで「運動」という自己規定の有無が重要になっているというのが、本章での分析に先立つ知見だった。前節で「社会運動団体」の自己規定要因を明らかにしたとおり、こうした「運動」規定に効果を及ぼしていたのは、組織構造面では、NPO 法人格をもたず組織が比較的早く、国家をめぐる問題や若年、労働問題を対象としているということだった。担い手要因では、属性よりも意識、とくに「小さな政府」化への抵抗感、リーダーシップによる効率よりも民主的な決定を重視するといった志向性だった。このようなネオリベラリズムに批判的な意識は、組織構造上の要因で統制しても消えずに残った要因である。リーダー層が今日のネオリベラリズムの趨勢、とくに「小さな政府」化や効率重視による民主的な決定の軽視といった趨勢にいかなるまなざしを向けているかによって、CSO の「運動」性は決まってくる。先行知見とあわせると、こうした CSO の担い手の意識的基盤がガバナンス時代の CSO の「包絡」と「自律」の差となっているというのが、以上から示唆される結果である。

しかし全体としては、いずれの自己性格規定についても、担い手要因より組織構造要因が効果をもっていた。たとえば「市民活動団体」の自己規定要因は、「社会運動団体」ときわめてよく似た構造で、担い手の特徴ではほとんど変わらなかったが、一方が自らを「運動」と規定し、他方が「運動」ではなく「市民活動」と規定していたのは、つまるところ活動対象の 이슈の違いであったといえる。戦争や平和問題など国家を相手に活動していたり、雇用・労働、あるいは若年の労働や教育問題を対象にしている組織は「運動」と自己規定し、開発や環境問題、CSO 間の連携・支援の活動をしている組織は「運動」ではなく「市民活動」と規定するという違いだった。

いずれの自己性格規定においても、全体として組織構造要因の効果が担い手要因に比べて相対的に大きかった。本章では、組織構造については基本的な変数と 이슈のみの検討にとどめたが、組織構造と自己性格規定の間に関連があるとすれば、たとえば組織のメンバーの年代構成やジェンダー構成、あるいは組織文化など、ほかにも影響を及ぼしうる要因は考えられるだろう。変数上の制約はあるが、まだ検討されるべき組織要因はありそうで、別稿で改めて検討したい。

¹ たとえば帯刀 (2004) の整理を参照。

² 「新しい社会運動」論については、さしあたり高橋 (1985) および同稿所収『思想』特集号の諸論文を参照。

³ 自己性格規定ごとに平均会員数をみると、「NPO」(136.5 人) < 「市民活動団体」(470.9 人) < 「ボランティア団体」(579.9 人) < 「NGO」(709.7 人) < 全体 (905.5 人) < 「その他」(2826.8 人) < 「社会運動団体」(4776.5 人) の順である。

⁴ 自己性格規定別の運営スタッフ数の平均値をみると、「NGO」(7.0 人) < 「市民活動団体」(8.8 人) < 「社会運動団体」(9.9 人) < 「NPO」(10.9 人) < 「ボランティア団体」(11.2 人) < 全体 (12.6 人) < 「その他」(14.7 人) である。

文献

- 阿部敦, 2007, 『「新しい公共」がもたらす“官益”市民社会——官民協働に向けた前提条件からの考察』大阪公立大学共同出版会.
- 丸山真央・仁平典宏・村瀬博志, 2008, 「ネオリベラリズムと市民活動／社会運動——東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」『大原社会問題研究所雑誌』602.
- 仁平典宏, 2001, 「ボランティア・アソシエーション再考のために——官僚制概念との関連で」『ソシオロゴス』25.
- 仁平典宏, 2005, 「ボランティア活動とネオリベラリズムの共振問題を再考する」『社会学評論』56(2).
- 帯刀治, 2004, 「社会運動研究の理論と技法」帯刀治・北川隆吉編『社会運動研究入門——社会運動研究の理論と技法』文化書房博文社.
- Offe, C., 1981, “The Attribution of Public Status to Interest Groups: Observations on the West German Case,” S. Berger ed., *Organizing Interests in Western Europe: Pluralism, Corporatism, and the Transformation of Politics*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 佐藤慶幸, 1984, 『アソシエーションの社会学——行為論の展開 新装版』早稲田大学出版部.
- 渋谷望, 2004, 「〈参加〉への封じ込めとしての NPO——市民活動と新自由主義」『都市問題』95(8).
- 篠原一, 1977, 『市民参加』岩波書店.
- 高田昭彦, 2003, 「市民運動の新しい展開——市民運動から NPO・市民活動へ」『都市問題』94(8).
- 高橋徹, 1985, 「後期資本主義社会における新しい社会運動」『思想』737 (「特集 新しい社会運動 その理論的射程」).
- 牛山久仁彦, 2003, 「市民運動の変容と NPO の射程——自治・分権化の要求と政策課題への影響力の行使をめぐる」矢澤修次郎編『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会.
- 牛山久仁彦, 2004, 「市民運動の変化と政策・制度要求」帯刀治・北川隆吉編『社会運動研究入門』文化書房博文社.

表11-補 イシュー68項目の因子分析結果

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	対国家	人権	セクシュアリティ	国際	地域	文化	ネットワーキング	福祉	開発	青少年	労働	食	環境	道徳	リスク	情報	留学生	宗教
核兵器・軍備	0.839																	
軍事基地・日米安保	0.838																	
戦争責任・戦後補償	0.805																	
憲法	0.773																	
戦争・地域紛争	0.742																	
戦争体験の継承	0.657																	
国家管理・介入反対	0.609																	
天皇制	0.582																	
教科書問題	0.566																	
行政・権力の監視	0.465																	
政党・政治家の支援																		
受刑者人権、死刑制度		0.760																
反部落差別		0.635																
先住民の権利		0.634																
犯罪被害		0.571																
野宿者支援		0.563																
在日外国人の権利		0.516																
DV対策			0.801															
性的マイノリティ権利擁護			0.700															
教育・文化性差別撤廃			0.699															
雇用の性差別撤廃			0.679															
開発協力				0.714														
フェアトレード				0.677														
南北問題・反グローバリズム				0.538														
難民問題		0.467		0.525														
多文化共生				0.514														
起業家支援					0.590													
住宅・リノベーション					0.579													
地場産業・商店街活性化					0.576													
異業種交流・企業と事業					0.529													
職業訓練、能力開発																		
アーティスト等の支援						0.788												
発表・活動等の場提供						0.743												
芸術・趣味・スポーツ活動						0.682												
市民団体間連携							0.746											
市民活動情報・知識提供							0.734											
市民団体・行政連携							0.703											
生涯教育																		
医療福祉サービス								0.712										
障害者自立支援								0.686										
患者支援・医療裁判								0.621										
高齢者介護								0.567										
計画・まちづくり、景観									0.700									
公共施設・道路問題									0.613									
自然環境保護、緑化									0.559									
自然災害防止									0.452									
ダム・原発・開発問題																		
不登校対策・フリースクール										0.684								
若者就労支援										0.611								
学校教育										0.584								
保育・子育て																		
労働災害、過労死											0.734							
雇用維持・創出、失対											0.574							
表現の自由の擁護																		
産直・共同購入												0.724						
食品・製品の安全												0.672						
公署防止・被害対策													0.682					
省資源・リサイクル・廃棄物													0.574					
消費者被害防止・対策																		
生命倫理														0.691				
精神修養・心身の鍛錬														0.680				
依存症対策																		
防犯																0.724		
災害時の被害者支援															0.516			
IT・先端技術																0.531		
個人情報・プライバシー																0.527		
留学生支援																	0.618	
啓発・普及・布教																		0.762
回転後の合計	6.4	3.2	2.9	2.5	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	1.9	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5	1.3	1.3
負荷量分散の%	9.4	4.8	4.3	3.6	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.6	2.6	2.5	2.3	2.3	2.2	1.9	1.9
平方和累積%	9.4	14.2	18.5	22.1	25.4	28.7	31.9	35.0	38.2	41.0	43.6	46.2	48.7	51.0	53.3	55.6	57.4	59.3

因子抽出法:主成分分析。回転法:Kaiserの正規化を伴うバリマックス法。カットオフ値を.450に設定。

第12章 資源としての専門知識・技術

——市民社会組織の専門化とそのポテンシャルに関する考察——

植田 剛史

1 問題の所在と本章の課題

近年、様々な決定の領域において、「市民」の「参加」を可能にすることで決定の正当性を調達しようとする制度（「参加」制度）が構築されつつある。時を同じくして、積極的に「参加」する「市民」を基礎とした「市民」社会（「参加」型「市民」社会）を構想する議論も盛んになり、市民社会組織は、たとえば「参加」する個々の「市民」の力を結集し組織化する存在として、あるいは政府や市場の論理ではすくいとれない問題を実際に解決する能力をもったアクターとして、積極的に評価されつつある。

さまざまな決定の場面に「参加」制度が導入されつつあることに目を向けると、こうした「参加」型「市民」社会の構想は、確かに実現にむけて動き始めているかにみえる。しかし「参加」型「市民」社会は、その「参加」過程に関わる/巻き込まれる「市民」の実質的な影響力行使が可能とならない限り、「参加」という適正手続きの名のもとに決定の正当性を担保し、その背景に温存される現実の力関係の格差を隠ぺいする危険性をはらむ。市民社会組織もまた、実質的に影響力を行使できるポテンシャルを持たない限り、ただ縮小する公共サービスや崩壊する専門処理システムの補完に都合よく利用されることになりかねない。

では、現在の日本における市民社会組織は、実質的な影響力行使のためのポテンシャルをどれほど備えているのか。たとえば Pekkanen (2006=2008) は、他国の市民社会組織と比較したとき、日本の市民社会組織のアドボカシー能力が低いことを指摘しており、その理由として、日本の市民社会組織が、第一に組織の規模が小さく、第二に制度化が進んでいないために、専門化していないことを挙げている。専門分化の進んだ現代社会において、実質的な影響力行使のポテンシャルをもつためには、市民社会組織もまた専門化することを要請されよう。活動に必要な専門知識・技術を必要に応じて利用・運用できるかが、市民社会組織が実効的に影響力を行使できるポテンシャルをもてるかどうかを大きく左右する可能性は、確かにある。パフォーマンスに焦点を当てた評価尺度を過度にあてはめることは、市民社会組織に標準化圧力をかけ、結果としてその力を削ぐことになりかねず、その点で、こうした議論には十分な注意が必要である。しかし、現実に進む「参加」制度の構築を「参加」型「市民」社会の構想と照らし合わせて評価・批判するためにも、こうした視角は確かに必要なものでもある。

本章の課題もまた、現在の市民社会組織の実効的影響力行使のポテンシャルと、市民社会組織の専門化との関係を考察することにある。「首都圏の市民活動団体に関する調査」の対象となった市民社会組織では、実際のところ、組織の専門化とその影響力行使のための能力との間には、Pekkanen (2006=2008) が前提とするような関係はあるのだろうか。こうした問題関心から、本章は以下の点について検証する。第一に、実効的影響力行使のための活動と市民社会組織の専門化との間にはどのような関係があるのか。Pekkanen (2006=2008) が前提とするように、市民社会組織の専門化は実効的影響力行使の能力を既定するのか。第二に、高い実効的影響力行使のポテンシャルをもつ専門化した市民社会組織とは、どのような組織特性をもつ団体であるのか。それは Pekkanen (2006=2008) が前提とするように、専従職員の規模が大きく、

また組織の制度化の進んだ市民社会組織に限られるのか。

2 市民社会組織の専門化の操作化

2-1 専門知識・技術の調達方法からみる市民社会組織の専門化

上記の課題の検証にむけた分析方法について述べる前に、市民社会組織の影響力行使のポテンシャルと市民社会組織の専門化との関係を考察するにあたって、市民社会組織の専門化をどのような事態として考える必要があるのか、確認しておこう。Pekkanen (2006=2008) では、市民社会組織の専門化の度合いは、組織の制度化の度合い、市民社会組織の専従職員数を尺度として測定されている。確かに専従職員の多い団体では、メンバーが特定の活動に継続的にコミットすることが可能となり、必要な知識・技術は研ぎ澄まされつつ組織内に蓄積されるだろう。専従職員の多い市民社会組織が専門化している可能性は高い。しかし、専従職員が少なく組織の制度化の進んでいない市民社会組織であっても、その活動に必要となる専門知識・技術の保有者がメンバーのなかに含まれている場合、専門知識・技術の利用・運用可能性は、多くの専従職員を抱え制度化した市民社会組織に劣るものではないだろう。あるいは、専従職員が少なく制度化の度合いは低くても、外部の専門家や専門家組織と密接な交流をもつ市民社会組織は同様に、必要な専門知識・技術を広く利用・運用できる可能性がある。市民社会組織の実効的影響力行使のポテンシャルと市民社会組織の専門化との関係を考察する場合、専門化という事態の本質は、活動に必要な専門知識・技術を必要に応じて利用・運用できることにこそ求める必要があると考えられる。したがって本章では、活動に必要な専門知識・技術を必要に応じて調達し利用・運用できる市民社会組織を、専門化した市民社会組織としてとらえる。

市民社会組織の専門化をこのように定義すると、活動に必要な専門知識・技術には、どのようなものが含まれるのかがまず問題となる。日本の市民社会組織のうち、とりわけ NPO については、ただ行政が外部化した業務の受け皿に墮さないための立脚点として、専門性を獲得する必要性が提起されてきた(藤井 1999, 2004; 李 2004)。たとえば李 (2004) は、NPO を市民活動やボランティア活動から概念上区別するための根拠として、NPO の専門的能力を提起する。すなわち、市民活動やボランティア活動とは専門化の度合いが決定的に異なることを、NPO 概念の独自性の根拠とすることを主張する。また、藤井 (2004) は、阪神大震災の救援に取り組む個別の団体の事例研究から、特定の活動に長くコミットすることで団体内部に生成する専門性に焦点を当てる。これらの議論をふまえて本章では、市民社会組織が必要とする専門知識・技術には、業務独占を定めた国家資格などの制度によってその専門性の根拠づけがなされる知識・技術に限らず、市民社会組織の活動の経験をとおして研ぎ澄まされることで、ある種の専門性が確立される知識・技術が含まれるものとする。こうした幅をもったものとして専門知識・技術を考察対象に据えるべく、「首都圏の市民活動団体に関する調査」では、10 種の専門知識・技術について、その運用・利用経験の有無、(経験のあった場合については) その専門知識・技術の調達方法を尋ねてある(表 12-1 参照)。本章ではこの 10 種類の専門知識・技術を考察対象として分析を進める。

次に問題となるのは、専門知識・技術が必要に応じて利用可能なものとなるのは、それがどのように調達された場合かである。「市民活動団体調査」で尋ねた専門知識・技術の調達方法のうち、まず、「熟知している人に頼らず実施した」場合とは、必要とする専門知識・技術を、活動のなかで模索しつつ組織内部でどうにかして生み出しいく場合であると考えられる。「熟知している人に頼らずに実施」する場合それ自体は、組織内部で専門知識・技術を生成する市民社会組織のポテンシャルを示してはいる。しかしこの場合、専門知識・技術の保有者(専

表12-1 10種の専門知識・技術とその調達方法

専門知識・技術	調達方法
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	運営スタッフの中に熟知している人がいた 参加者・支援者の中に熟知している人がいた 団体関係者以外から熟知している人を見つけた 熟知している人に頼らず実施した
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	
法的手続きに関する専門知識・技術	
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	
アートによる表現に関する専門知識・技術	
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	

門家)を介した調達に比べて、その専門知識・技術の運用・利用の効果は弱まらざるをえないことが推測される。次に「団体関係者以外から熟知している人を見つけた」場合とは、主に金銭的対価を払って専門サービスを購入する場合であると考えられる。この調達方法では、専門知識・技術を利用できるのは予算規模の大きな市民社会組織に偏り、また、その時々団体の経済状態によって専門知識・技術の利用・運用の可否が大きく左右される。一方、「運営スタッフに熟知している人がいた」「参加者・支援者の中に熟知している人がいた」場合、すなわち、市民社会組織の関係者内部から専門知識・技術が調達される場合は、それ以外の調達方法に比べて、比較的自由的な専門知識・技術の利用・運用が可能であると考えられる。したがって本章では、団体関係者内部からの調達（「運営スタッフに熟知している人がいた」もしくは「参加者・支援者の中に熟知している人がいた」のどちらかに該当する場合）を、専門知識・技術を必要に応じて利用できるための調達方法とみなす。

以上をふまえ本章では、市民社会組織の専門化を、10種の専門知識・技術（表12-1参照）のそれぞれを、団体関係者内部から調達できているかどうかによって測定するものとする。

2-2 専門知識・技術の調達状況

市民社会組織の制度化の測定方法について、もう一点、確認しておこう。10種の専門知識・技術について団体関係者内部から調達できているかを指標とする場合、専門化した市民社会組織はあらゆる専門知識・技術について専門化しているのかどうか問題となる。仮に、専門化した市民社会組織が、10種の専門知識・技術のすべてについて団体関係者内部から調達する傾向にあるならば、市民社会組織の専門化は、10種の専門知識のうちいくつを団体関係者内部から調達できているかによって測定するのが適当であろう。逆に、そうした傾向がないのであれば、それぞれの専門知識・技術の領域ごとに、市民社会組織の専門化を測る必要がある。

まず、市民社会組織による上記10種の専門知識・技術の利用・運用状況、そしてその調達方法を確認しよう。図12-1からは、「会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術」、「書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術」「Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」が、比較的多くの市民社会組織において団体関係者内部から調達されていることがわかる。これらは、取り組むイシューや採用する活動レポートリにかかわらず比較的共通して必要とされる専門知識・技術であることがうかがえる。一方、「法的手続きに関する専門知識・技術」、「アートによる表現に関する専門知識・技術」、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」については、団体関係者内部から調達する市民社会組織が相対的に限られていることがわかる。以上のように、団体関係者内部から調達している団体がどれほどを占めているかは、10種の専門知識・技術の間でも、かなりのばらつきがある。

■ 運営スタッフに熟知している人がいた
 □ 団体関係者以外から熟知している人を見つけた
 ■ 参加者・支援者の中に熟知している人がいた
 □ 熟知している人に頼らずに実施した
 □ 実施したことがない

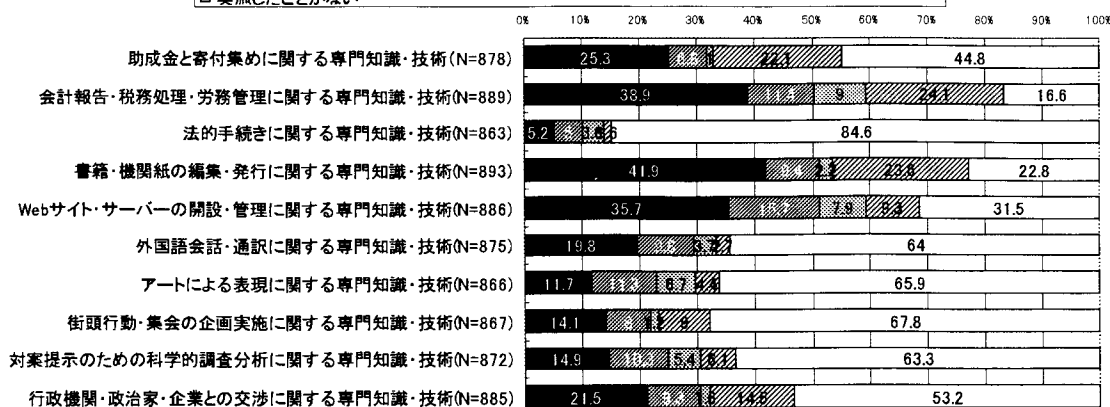


図12-1 専門知識・技術の調達状況

表12-2 10種の専門知識・技術についての団体関係者からの調達あり/なしに関する相関

助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	法的手続きに関する専門知識・技術	書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	アートによる表現に関する専門知識・技術	街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	1									
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	0.439	1								
法的手続きに関する専門知識・技術	0.141	0.163	1							
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	0.296	0.340	0.244	1						
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	0.263	0.300	0.184	0.407	1					
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	0.268	0.237	0.246	0.339	0.334	1				
アートによる表現に関する専門知識・技術	0.253	0.155	0.213	0.236	0.247	0.337	1			
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	0.264	0.184	0.347	0.314	0.193	0.242	0.280	1		
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	0.287	0.196	0.243	0.272	0.247	0.276	0.278	0.403	1	
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	0.300	0.240	0.309	0.300	0.183	0.225	0.250	0.474	0.461	1

値はPearsonの相関係数

では、ある専門知識・技術を団体関係者内から調達できている団体は、別の専門知識・技術についても関係者内部で調達できるといった傾向はあるのか。10種の専門知識・技術それぞれの間で、団体関係者内部からの調達の有無についての相関関係を示した表12-2をみてみよう。

相関係数の値は全体として低く（最も高いものでも、「行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術」と「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」との間での0.474）、それぞれの専門知識・技術の間で、団体関係者内部からの調達の有無についての相関関係は弱いことをみてとれる。この結果からは、市民社会組織が、あらゆる専門知識・技術を団体関係者内部から調達できる専門化した市民社会組織とそうでない市民社会組織とに2分化しているといった傾向をみてとることはできない。したがって本章では、市民社会組織の専門化について、10種の専門知識・技術の領域それぞれにおいて測り、それぞれの領域における専門化が影響力行使のポテンシャルにおよぼす影響を検討する。

3 分析の方法

2節で述べた市民社会組織の専門化の操作化をふまえ、本章では、1節で提示した二つの課題を検証するために、以下の分析を行う。

第一の課題に対応して、まず、市民社会組織の専門化と、実効的影響力行使のポテンシャルとの関係について検証する（4節に対応）。専門化していないが故に日本の市民社会組織はアドボカシー能力を持っていないとする Pekkanen (2006=2008) の議論からは、より専門化した市民社会組織ほど、実効的影響力行使のポテンシャルが高いという仮説が得られる。この仮説を検証するにあたって、ここでは、市民社会組織の実効的影響力行使のポテンシャルを採用するレパトリの数によって測定する。「首都圏の市民活動団体に関する調査」では、市民社会組織の活動レパトリとして「運営メンバーや会員に対する活動」に関する6種の活動、「団体外へ向けたアピール・啓発活動」に関する6種の活動、「団体外へ向けた直接行動」に関する14種の活動、「事業活動・経済活動」に関する8種の活動を挙げ、それぞれ実施経験の有無を尋ねてある。ここでは、10種の専門知識・技術のうち、レパトリの数を相対的に強く規定するのはどの専門知識・技術であるのか検証するために、この4つの活動レパトリ類型の選択数をそれぞれ被説明変数、10種の専門知識・技術に関する団体関係者内からの調達の有無を説明変数

表12-3 影響力行使のための活動レパトリ数を被説明変数とした重回帰分析の統制変数・説明変数

統制変数		設立年から換算(2006-設立年)
団体年齢		NPO法人格あり=1、NPO法人格なし=0
NPO法人格取得しているか		
年間予算規模		「10万円未満」=10000、「10万円以上50万円未満」=300000、「50万円以上100万円未満」=750000、「100万円以上500万円未満」=3000000、「500万円以上1000万円未満」=7500000、「1000万円以上5000万円未満」=30000000、「5000万円以上1億円未満」=75000000、「1億円以上」=100000000を割り振った
個人会員数		個人会員数(連続変数)
運営スタッフの人数		運営スタッフ数(連続変数)
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	説明変数	団体関係者から調達(「運営スタッフの中に熟知している人がいた」または「参加者・支援者の中に熟知している人がいた」)=1、それ以外=0)
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術		
法的手続きに関する専門知識・技術		
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術		
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術		
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術		
アートによる表現に関する専門知識・技術		
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術		
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術		
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術		

表12-4 活動資源としての専門知識・技術の調達数を被説明変数とした重回帰分析に用いる説明変数

団体年齢	設立年から換算(2006-設立年)
NPO法人格取得しているか	NPO法人格あり=1、NPO法人格なし=0
個人会員数	個人会員数(連続変数)
運営スタッフの人数	運営スタッフ数(連続変数)
運営スタッフに占める女性比率	1から5点(「女性がほとんど」=5点、「どちらかという と女性が多い」=4点、「男女ほぼ同数」=3点、「ど ちらかというと男性が多い」=2点、「男性がほとんど」 =1点)
年間予算規模	「10万円未満」=10000、「10万円以上50万円未満」= 300000、「50万円以上100万円未満」=750000、「100 万円以上500万円未満」=3000000、「500万円以上 1000万円未満」=7500000、「1000万円以上5000万円 未満」=30000000、「5000万円以上1億円未満」= 75000000、「1億円以上」=100000000を割り振った
支援者ネットワーク(会費・カンパ・寄付)の広さ	「会費・カンパ・寄付などの支援を寄せてくれた人数 (団体は除く)」が「10人未満」=10、「10~29人」= 20、「30~49人」=40、「50~99人」=75、「100~499 人」=300、「500~999人」=750、「1000~2999人」= 2000、「3000人以上」=3000を割り振った
組織の制度化度合い1(スタッフの役割分担の固定度)	1点から5点(「スタッフの役割は明確に決まっている」 につき「よく当てはまる」=5点~「まったく当てはま らない」=1点)
組織の制度化度合い2(スタッフ・参加者の固定度)	1点から5点(「スタッフや参加者は固定されていて入 れ替わりはない」につき「よく当てはまる」=5点~ 「まったく当てはまらない」=1点)

とする重回帰分析を行う。また、採用可能なレパトリの数は、当然、市民社会組織の予算規模、組織規模、設立後の経過年数やNPO法人格の有無などによっても規定されると考えられる。そのためこの重回帰分析では、10種の専門知識のそれぞれを団体関係者内部で調達しているかを説明変数として投入し、加えて組織特性に関わる変数を統制変数として投入することで、その影響を除外したうえでなお残る市民社会組織の専門化がもたらす独自の効果を検証する(表12-3参照)。

第二の課題に対応して、次に、市民社会組織の専門化と市民社会組織の組織特性との関連を検証する(5節に対応)。日本の市民社会組織は、組織の制度化が進んでおらず専従職員が少ないために専門化しておらず、アドボカシー能力が低いとする Pekkanen (2006=2008) の議論に依拠するならば、組織の制度化が進み、常勤職員の多い市民社会組織ほど専門化しており、実効的影響力行使に必要な専門知識・技術をより調達できているという仮説が導かれる。この仮説を検証するために、実効的影響力行使のための活動資源となる専門知識・技術の団体関係者内調達数を被説明変数とし、市民社会組織の組織特性を説明変数とする重回帰分析を用いて検証する。ここでは、4節で検討する各活動レパトリタイプの選択数に有意な影響をおよぼす専門知識・技術について、実効的影響力行使のための活動資源となる専門知識・技術とみなし、それぞれ何種類を団体関係者内から調達できているかを被説明変数とする。また、この重回帰分析で説明変数として投入する団体の組織特性は、NPO法人格の有無、予算規模、組織規模、組織の制度化、スタッフに占める女性比率、支援者ネットワーク規模である(表12-4を参照)。

4 影響力行使への資源としての専門知識・技術

4-1 「運営メンバーや会員に対する活動」の選択数と専門知識・技術

表12-5 「運営メンバーや会員に対する活動」の選択数を被説明変数とする重回帰分析

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	0.022
NPO法人格取得しているか	0.059
年間予算規模	0.069
個人会員数	0.028
運営スタッフの人数	0.142 **
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	-0.026
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	0.041
法的手続きに関する専門知識・技術	-0.075
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	0.057
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	0.151 **
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	0.047
アートによる表現に関する専門知識・技術	0.061
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	0.092 +
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	0.009
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	-0.020
N=476	
R2乗値=0.117	
調整済みR2乗値=0.088	
F値=4.068***	
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

「運営メンバーや会員に対する活動」を何種類実施しているのかは、専門知識・技術を団体関係者内から調達できているかどうかによって規定されるのか。そして、規定されるとしたら、どの専門知識・技術が相対的に強く規定しているのか。ここでは、「運営メンバーや会員に対する活動」の選択数を被説明変数として重回帰分析を行う。説明変数として、10種の専門知識・技術についての団体関係者内での調達の有無を投入し、また統制変数として、市民社会組織の設立後の経過年数（団体年齢）、NPO 法人格の有無、予算規模、個人会員数、運営スタッフの人数を投入した（表 12-3 を参照）。

分析の結果は、表 12-5 のとおりである。モデル全体は有意であり（R2 乗値=0.117, F 値=4.068, $p<0.001$ ）、また、いずれの説明変数・統制変数についても VIF の値は 2 未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表 12-5 からは以下のことを指摘できる。「運営メンバーや会員に対する活動」として採用されるレパトリの数は、「Web サイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」を市民社会組織内部で調達できているほど多い（1%水準で有意）。加えて、有意水準は若干低いものの、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」も、「運営メンバーや会員に関する活動」のレパトリ数を規定していることをみてとれる。また、統制変数に着目すると、「運営スタッフの人数」が多いほど、「運営メンバーや会員に対する活動」として採用されるレパトリ数も多い（1%水準で有意）。「Web サイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」による規定は、「運営スタッフの人数」による規定を除いてなお残る影響であり、しかも、「Web サイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」の方が、わずかではあるが影響力が強い。一方で、市民社会組織の「年間予算規模」や「NPO 法人格を取得しているか」といった組織特性は、「運営メンバーや会員に対する活動」のレパトリ数に影響を及ぼしていない。

表12-6 「団体外へ向けたアピール・啓発活動」の選択数を被説明変数とする重回帰分析
被説明変数:「団体外へ向けたアピール・啓発活動」の選択数(0から6)

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	-0.069
NPO法人格取得しているか	-0.033
年間予算規模	0.129 **
個人会員数	-0.038
運営スタッフの人数	0.066
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	0.003
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	-0.033
法的手続きに関する専門知識・技術	-0.023
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	0.113 *
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	0.214 ***
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	0.172 ***
アートによる表現に関する専門知識・技術	0.140 **
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	0.123 *
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	0.026
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	-0.046
N=476	
R2乗値=0.271	
調整済みR2乗値=0.247	
F値=11.391***	
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

4-2 「団体外へ向けたアピール・啓発活動」の選択数と専門知識・技術

「団体外へ向けたアピール・啓発活動」を何種類実施しているのかは、専門知識・技術を団体関係者内から調達できているかどうかによって規定されるのか、そして、規定されるとしたら、どの専門知識・技術が相対的に強く規定しているのか。ここでは、「団体外へ向けたアピール・啓発活動」の選択数を被説明変数として重回帰分析を行う。4-1における分析と同様に、説明変数として10種の専門知識・技術についての団体関係者からの調達の有無を投入し、また統制変数として、市民社会組織の設立後の経過年数(団体年齢)、NPO法人格の有無、予算規模、個人会員数、運営スタッフの人数を投入した(表12-3を参照)。

分析の結果は、表12-6のとおりである。モデル全体は有意であり(R2乗値=0.271, F値=11.391, $p<0.001$)、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-6からは以下のことを指摘できる。「団体外へ向けたアピール・啓発活動」として採用されるレパトリの数は、「Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」(0.1%水準で有意)、「外国語会話・通訳に関する専門知識・技術」(0.1%水準で有意)、「アートによる表現に関する専門知識・技術」(1%水準で有意)、「街頭行動・集会の企画・実施に関する専門知識・技術」(5%水準で有意)、「書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術」(5%水準で有意)を市民社会組織の関係者内部から調達できているほど多い。また統制変数として投入した組織特性をみると、「年間予算規模」の大きな市民社会組織ほど「団体外へ向けたアピール・啓発活動」として採用されるレパトリの数が多い(1%水準で有意)。以上に指摘した専門知識・技術は、「年間予算規模」による規定を差し引いてもなお残る効果をもつものであり、とりわけ「Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」、「外国語会話・通訳に関する専門知識・技術」、「アートによる表現に関する専門知識・技術」については、「年間予算規模」よりも強い効果を及ぼしている点が注目される。

表12-7 「団体外へ向けた直接行動」の選択数を被説明変数とする重回帰分析

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	0.039
NPO法人格取得しているか	-0.213 ***
年間予算規模	0.023
個人会員数	0.137 ***
運営スタッフの人数	-0.089 *
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	-0.028
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	-0.079 +
法的手続きに関する専門知識・技術	0.196 ***
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	0.037
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	0.027
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	0.057
アートによる表現に関する専門知識・技術	0.044
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	0.231 ***
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	0.042
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	0.168 ***
N=476	
R2乗値=0.403	
調整済みR2乗値=0.383	
F値=20.667***	
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

4-3 「団体外へ向けた直接行動」の選択数と専門知識・技術

「団体外へ向けた直接行動」を何種類実施しているのかは、専門知識・技術を団体関係者内から調達できているかどうかによって規定されるのか、そして、規定されるとしたら、どの専門知識・技術が相対的に強く規定しているのか。ここでは、「団体外へ向けた直接行動」の選択数を被説明変数として重回帰分析を行う。これまでの分析と同様に、説明変数として10種の専門知識・技術についての団体関係者からの調達の有無を投入し、また統制変数として、市民社会組織の設立後の経過年数（団体年齢）、NPO法人格の有無、予算規模、個人会員数、運営スタッフの人数を投入した（表12-3を参照）。

分析の結果は、表12-7のとおりである。モデル全体は有意であり（R2乗値=0.403、F値=20.667、 $p<0.001$ ）、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-7からは以下のことを指摘できる。「団体外へ向けた直接行動」として採用されるレポートの数は、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」、「法的手続きに関する専門知識・技術」、「行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術」を市民社会組織の団体関係者内部で調達できているほど多い（いずれも0.1%水準で有意）。有意確率は低いものの、「会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術」を団体関係者内部から調達していないほど、採用されるレポートの数が多いことも指摘できる。統制変数として投入した組織特性に着目すると、「個人会員数」が多いほど多く（0.1%水準で有意）、また「NPO法人格を取得」していないほど（0.1%水準で有意）、「運営スタッフの人数」が少ないほど（5%水準で有意）、採用されるレポート数が多くなる。以上で指摘した専門知識・技術は、統制変数として投入した組織特性の効果を差し引いてもなお残る独自の影響力をもっており、なかでも「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」は、もっとも強い影響力を及ぼしてい

表12-8 「事業活動・経済活動」の選択数を被説明変数とする重回帰分析

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	-0.059
NPO法人格取得しているか	0.062
年間予算規模	0.140 **
個人会員数	-0.004
運営スタッフの人数	0.112 *
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	0.056
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	0.088
法的手続きに関する専門知識・技術	-0.053
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	0.064
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	0.036
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	-0.004
アートによる表現に関する専門知識・技術	0.101 *
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	0.107 *
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	0.113 *
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	-0.024
N=446	
R2乗値=0.169	
調整済みR2乗値=0.142	
F値=4.183***	
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

る。

4-4 「事業活動・経済活動」の選択数と専門知識・技術

「事業活動・経済活動」を何種類実施しているのかは、専門知識・技術を団体関係者内から調達できているかどうかによって規定されるのか、そして、規定されたとしたら、どの専門知識・技術が相対的に強く規定しているのか。以下に、「事業活動・経済活動」の選択数を被説明変数として重回帰分析を行う。これまでの分析と同様に、説明変数として10種の専門知識・技術についての団体関係者からの調達の有無を投入し、また統制変数として、市民社会組織の設立後の経過年数(団体年齢)、NPO法人格の有無、予算規模、個人会員数、運営スタッフの人数を投入した(表12-3を参照)。

分析の結果は、表12-8のとおりである。モデル全体は有意であり(R2乗値=0.169, F値=4.183, $p<0.001$)、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-8からは以下のことを指摘できる。「事業活動・経済活動」として採用されるレパトリの数は、「対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術」、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」、「アートによる表現に関する専門知識・技術」を市民社会組織の関係者内で調達できているほど多い(いずれも5%水準で有意)。また、統制変数として投入した組織特性に着目すると、「年間予算規模」が大きいほど(1%水準で有意)、また「運営スタッフの人数」が多いほど(5%水準で有意)、採用されるレパトリ数が多くなる。ここに挙げた専門知識・技術は、統制変数として投入した組織特性の効果を差し引いてもなお残る独自の影響力をもっている。

4-5 小括

表12-9 各専門知識・技術の調達が活動レパトリ選択数へ及ぼす影響

	被説明変数			
	「運営メンバーや会員に対する活動」選択数	「団体外へ向けたアピール・啓発活動」選択数	「団体外へ向けた直接行動」選択数	「事業活動・経済活動」選択数
助成金と寄付集めに関する専門知識・技術	-	-	-	-
会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術	-	-	(-)	-
法的手続きに関する専門知識・技術	-	-	(+)	-
書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技術	-	(+)	-	-
Webサイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術	(+)	(+)	-	-
外国語会話・通訳に関する専門知識・技術	-	(+)	-	-
アートによる表現に関する専門知識・技術	-	(+)	-	(+)
街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術	(+)	(+)	(+)	(+)
対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術	-	-	-	(+)
行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術	-	-	(+)	-

以上、4-1 から 4-4 で検討したそれぞれのモデルの説明力は、「運営メンバーや会員に対する活動」、「事業活動・経済活動」を被説明変数とした場合には相対的に低く (R2 乗値はそれぞれ、0.117、0.169)、一方、「団体外へ向けたアピール・啓発活動」、「団体外へ向けた直接行動」の選択数を被説明変数としたときには相対的に高くなっている (R2 乗値はそれぞれ、0.271、0.403)。

「団体外へ向けた直接行動」の選択数を被説明変数としたときに、専門知識・技術の団体関係者内調達を説明変数としたこのモデルがとりわけ高い説明力をもつことは、「団体外へ向けた直接行動」において、専門知識・技術が資源として重要であることを示唆している。逆に、「運営メンバーや会員に対する活動」、「事業活動・経済活動」は、専門知識・技術ではない別の資源によっても支えられている可能性があり、こうした資源についての検討は残された課題である。

以上の課題は残るが、専門知識・技術が、市民社会組織の採用する活動レパトリ数に対して、市民社会組織の組織特性の効果を差し引いたうえでなお残る独自の効果をもつことは明らかとなった。4つの活動レパトリの類型において、レパトリの採用数を規定する専門知識・技術は、経済的資源や単なる人的資源とは異なった独自の効果をもつ資源であると考えられる。

ここまでの結果は、表 12-9 にまとめられる。表 12-9 からは、「運営メンバーや会員に対する活動」、「団体外へ向けたアピール・啓発活動」「団体外へ向けた直接行動」、「事業活動・経済活動」が、それぞれ異なる専門知識・技術に基礎づけられていることがわかる。以降の分析にむけて、4つの活動レパトリ類型それぞれにおいて必要な資源とされる専門知識・技術について、次のように名付けておこう。

「運営メンバーや会員に対する活動」に関わる活動レパトリの数を規定する専門知識・技術である、「Web サイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」を、「組織内活動」資源としての専門知識・技術と名付ける。

「団体へ向けたアピール・啓発活動」に関わる活動レパトリの数を規定する専門知識・技術である、「Web サイト・サーバーの開設・管理に関する専門知識・技術」、「外国語会話・通訳に関する専門知識・技術」、「アートによる表現に関する専門知識・技術」、「街頭行動・集会の企画・実施に関する専門知識・技術」、「書籍・機関紙の編集・発行に関する専門知識・技

表12-10 「組織内活動」資源としての専門知識・技術の調達数を被説明変数とする重回帰分析
被説明変数:「組織内活動」資源としての専門知識・技術の団体関係者内調達数(0から2)

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	-0.003
NPO法人格取得しているか	0.021
個人会員数	0.061
運営スタッフの人数	-0.008
運営スタッフにしめる女性比率	-0.144 **
年間予算規模	0.082
支援者ネットワーク(会費・カンパ・寄付)の広さ	0.179 **
組織の制度化度合い1(スタッフの役割分担の固定度)	0.038
組織の制度化度合い2(スタッフ・参加者の固定度)	-0.105 *
N=446	
R2乗値=0.079	
調整済みR2乗値=0.060	
F値=4.183***	
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

術」を、「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術と名付ける。

「団体外へ向けた直接行動」に関わる活動レパートリの数を規定する専門知識・技術である、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」、「法的手続きに関する専門知識・技術」、「行政機関・政治家・企業との交渉に関する専門知識・技術」を、「直接行動」資源としての専門知識・技術と名付けておく。

「事業活動・経済活動」に関わる活動レパートリの数を規定する専門知識・技術である、「対案提示のための科学的調査分析に関する専門知識・技術」、「街頭行動・集会の企画実施に関する専門知識・技術」、「アートによる表現に関する専門知識・技術」を、「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術と名付けておく。

「街頭行動・集会に関する専門知識・技術」は、この4つの資源として専門知識・技術のすべてに含まれている一方、「助成金と寄付集めに関する専門知識・技術」と「会計報告・税務処理・労務管理に関する専門知識・技術」は、いずれにも含まれていないことが注目される。

5 資源としての専門知識の調達と市民社会組織の組織特性

5-1 「組織内活動」資源としての専門知識・技術の調達と組織特性

4節での検証から導き出された「組織内活動」資源としての専門知識・技術を何種類調達できているかは、団体のどのような組織特性によって規定されるのか。ここでは、市民社会組織の関係者内から調達される「組織内活動」資源としての専門知識・技術の数を被説明変数、市民社会組織の組織特性に関わる変数を説明変数とする重回帰分析を行う。説明変数として投入する組織特性に関する変数は、NPO法人格の有無、予算規模、組織規模、組織の制度化度合い、スタッフに占める女性比率、支援者ネットワーク規模である(表12-4参照)。

分析の結果は、表12-10のとおりである。モデル全体は有意であり(R2乗値=0.079, F値=4.183, $p<0.001$)、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-10からは以下のことを指摘できる。「支援者ネットワーク」が広いほど(1%水準で有意)、運営スタッフに女性が少ないほど(1%で有意)、スタッフや参加者が固定されていないほど(5%水準で有意)、団体関係者内から調達される「組織内活動」資源としての専門知識・技術の種類は多くなる。なかでも、「支援者ネットワーク」の影響は相対的に最も強い。一方、年

表12-11 「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術の調達数を被説明変数とする重回帰分析
被説明変数:「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術の団体関係者内調達数(0から5)

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	0.005
NPO法人格取得しているか	-0.036
個人会員数	-0.037
運営スタッフの人数	0.007
運営スタッフにしめる女性比率	-0.105 *
年間予算規模	0.146 **
支援者ネットワーク(会費・カンパ・寄付)の広さ	0.249 ***
組織の制度化度合い1(スタッフの役割分担の固定度)	0.041
組織の制度化度合い2(スタッフ・参加者の固定度)	-0.077

N=441
R²乗値=0.114
調整済みR²乗値=0.096
F値=6.180***
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)

間予算や組織規模(スタッフ・会員数)は有意な効果を及ぼしてはいない。

5-2 「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術の調達と組織特性

では、「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術を何種類調達できているかは、どのような団体の組織特性によって規定されるのか。ここでは、市民社会組織の関係者内で調達される「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術の数を被説明変数とし、5-1での分析と同様に、市民社会組織の組織特性に関わる変数を説明変数とする重回帰分析を行う(表12-4参照)。

分析の結果は、表12-11のとおりである。モデル全体は有意であり(R²乗値=0.114, F値=6.180, p<.001)、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-11からは以下のことを指摘できる。「支援者ネットワーク」が広いほど(0.1%水準で有意)、「年間予算規模」が大きいほど(1%水準で有意)、運営スタッフに女性が少ないほど(5%で有意)、組織内で調達される「アピール・啓発活動」資源として専門知識・技術の種類は多くなる。ここでも、「支援者ネットワーク」の影響は相対的に最も強く、その一方で、組織規模(スタッフ・会員数)や組織の制度化の度合いは有意な効果を及ぼしてはいない。

5-3 「直接行動」資源としての専門知識・技術の調達と組織特性

次に、「直接行動」資源としての専門知識・技術を何種類調達できているかは、どのような団体の組織特性によって規定されるのか。ここでは、市民社会組織の関係者内から調達される「直接行動」資源としての専門知識・技術の数を被説明変数とし、これまでの分析と同様に市民社会組織の組織特性に関わる変数を説明変数とする重回帰分析を行う(表12-4参照)。

分析の結果は、表12-12のとおりである。モデル全体は有意であり(R²乗値=0.104, F値=5.660, p<.001)、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-12からは以下のことを指摘できる。「年間予算規模」が大きいほど(1%水準で有意)、「支援者ネットワーク」が広いほど(0.1%水準で有意)、また、NPO法人格を取得していないほど(0.1%水準で有意)、運営スタッフに女性が少ないほど(5%で有意)、組織内で調達され

表12-12 「直接行動」資源としての専門知識・技術の調達数を被説明変数とする重回帰分析

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	-0.038
NPO法人格取得しているか	-0.186 ***
個人会員数	0.061
運営スタッフの人数	0.027
運営スタッフに占める女性比率	-0.094 *
年間予算規模	0.158 **
支援者ネットワーク(会費・カンパ・寄付)の広さ	0.136 **
組織の制度化度合い1(スタッフの役割分担の固定度)	0.046
組織の制度化度合い2(スタッフ・参加者の固定度)	-0.035
N=447	
R2乗値=0.104	
調整済みR2乗値=0.086	
F値=5.660***	
(+p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

る「直接行動」資源として専門知識・技術の種類は多くなる。「直接行動」資源として専門知識・技術の種類の数をもっと強く規定しているのはNPO法人格の有無であり、「支援者ネットワーク」はそれに次ぐ影響力をもっている。その一方で、ここでも組織規模(スタッフ・会員数)や組織の制度化の度合いは有意な効果を及ぼしてはいない。

5-4 「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の調達と組織特性

それでは、「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術を何種類調達できているかは、どのような団体の組織特性によって規定されるのか。ここでは、市民社会組織の関係者内で調達される「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の数を被説明変数とし、これまでの分析と同様に市民社会組織の組織特性に関わる変数を説明変数とする重回帰分析を行う(表12-4参照)。

分析の結果は、表12-13のとおりである。モデル全体は有意であり(R2乗値=0.077, F値=4.008, p<.001)、また、いずれの説明変数・統制変数についてもVIFの値は2未満であり、多重共線性の高い変数はないものと考えられる。

表12-13からは以下のことを指摘できる。「スタッフに占める女性比率」が低いほど(1%水準で有意)、「年間予算規模」が大きいほど(1%水準で有意)、「支援者ネットワーク」が広いほど(5%水準で有意)、また、NPO法人格を取得していない団体ほど(5%水準で有意)、組織内で調達される「事業・経済活動」資源として専門知識・技術の種類は多くなる。「直接行動」資源として専門知識・技術の種類の数をもっと強く規定しているのはNPO法人格の有無であり、「支援者ネットワーク」はそれに次ぐ影響力をもっている。その一方で、ここでも組織規模(スタッフ・会員数)や組織の制度化の度合いは有意な効果を及ぼしてはいない。

5-5 小括

以上、5-1から5-4で検討したそれぞれのモデルの説明力は、「組織内活動」資源としての専門知識・技術、「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の選択数を被説明変数とした場合に相対的に低く(R2乗値はそれぞれ、0.079、0.077)、「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術、「直接行動」資源としての専門知識・技術の選択数を被説明変数とした場合(R2乗値はそれぞれ、0.114、0.104)、それより若干高くなる。全体として、モデルの説明力は必ず

表12-13 「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の調達数を被説明変数とする重回帰分析
被説明変数:「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の団体関係者内調達数(0から3)

説明変数	標準化偏回帰係数(β)
団体年齢	-0.029
NPO法人格取得しているか	-0.120 *
個人会員数	0.030
運営スタッフの人数	0.020
運営スタッフにしめる女性比率	-0.150 **
年間予算規模	0.146 **
支援者ネットワーク(会費・カンパ・寄付)の広さ	0.123 *
組織の制度化度合い1(スタッフの役割分担の固定度)	0.037
組織の制度化度合い2(スタッフ・参加者の固定度)	-0.003
N=441	
R2乗値=0.077	
調整済みR2乗値=0.058	
F値=4.008***	
(†p<.10 *p<.05, **p<.01, ***p<.001)	

しも高くないことから、専門知識・技術を団体関係者内からどれだけ調達できるかについては、市民社会組織の組織特性によって説明しきれるものではないことが示唆される。市民社会組織の組織特性以外の要因を考慮した検証が今後の課題として残る。

こうした課題は残るものの、市民社会組織の組織特性のうち、どのような特性がそれぞれの活動資源としての専門知識・技術の選択数に相対的に強い影響をおよぼすのかは明らかとなった。5-1 から 5-4 の結果は、次の表 12-14 にまとめられる。ここからはまず、「直接行動」資源としての専門知識・技術、「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の選択数を被説明変数としたときに、同じ組織特性が影響を及ぼしていることを指摘できる。活動レパートリとしての「直接行動」と「事業・経済活動」との間には一見距離があるものの、そのために必要となる専門知識・技術の調達を規定する組織特性に共通性があることは興味深い(こうした事態がなぜ生じるのか、市民社会組織による活動レパートリの採用についての検討は今後の課題として残る)。

また、確かに市民社会組織の予算規模は「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術、「直接行動」資源としての専門知識・技術、「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の団体関係者内調達数を規定しているが、その一方で、会員やスタッフ数などにみる市民社会組織の組織規模、あるいはスタッフの固定度合いやその役割の固定度合いにみる市民社会組織の制度化の度合いは、いずれの専門知識・技術の調達についても、影響力を及ぼしていない。どころか「組織内活動」資源としての専門知識・技術については、スタッフ・参加者の固定度において組織の制度化が進行していないほど、その調達数が多くなることが示された。以上の結果からは、組織の制度化が進み、常勤職員の多い市民社会組織ほど、必要となる専門知識・技術をより利用できているというわけではないことが明らかとなった。

その一方で、いずれの活動資源としての専門知識・技術についても影響力を及ぼしているのは、「支援者ネットワーク」の広さである。とりわけ「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術、「直接行動資源」としての専門知識・技術、「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術については、「年間予算規模」も同時に影響を及ぼしており、「支援者ネットワーク」の広さの効果は、それを差し引いてもなお残る独自のものであることがわかった。影響力行使のために必要な専門知識・技術を団体関係者内で調達するためには、専門知識・技術を保有するアクターとゆるやかに結びついていられることが重要であると考えられる。

図12-14 組織特性が各活動資源としての専門知識・技術の調達数に及ぼす影響

	被説明変数			
	「組織内活動」資源としての専門知識・技術の調達数	「アピール・啓発活動」資源としての専門知識・技術の調達数	「直接行動」資源としての専門知識・技術の調達数	「事業・経済活動」資源としての専門知識・技術の調達数
団体年齢	-	-	-	-
NPO法人格取得しているか	-	-	(-)	(-)
個人会員数	-	-	-	-
運営スタッフの人数	-	-	-	-
運営スタッフにしめる女性比率	(-)	(-)	(-)	(-)
年間予算規模	-	(+)	(+)	(+)
支援者ネットワーク(会費・カンパ・寄付)の広さ	(+)	(+)	(+)	(+)
組織の制度化度合い1(スタッフの役割分担の固定度)	-	-	-	-
組織の制度化度合い2(スタッフ・参加者の固定度)	(-)	-	-	-

加えて、いずれの活動に必要な専門知識・技術の調達においても影響を及ぼしているのは、「運営スタッフにしめる女性比率」である。いずれの専門知識・技術においても、女性スタッフが少ないほど、すなわち、男性スタッフが多いほど団体関係者内で調達される種類が増える。この結果には、市民社会組織の組織特性に関する問題を越えて、専門的知識・技術の保有とジェンダーに関わる問題一般の存在が反映されていると考えられる。この問題については、知識・技術の専門性を基礎づける制度とジェンダーとの関係、専門知識・技術を特定のアクターが獲得していく過程とジェンダーとの関係といった論点に遡った考察が必要であると考えられる。

6 考察

本章では、「首都圏の市民活動団体に関する調査」の対象となった市民社会組織における、実効的影響力行使のポテンシャルと市民社会組織の専門化との関係について検証することを試みてきた。そのために第一に、実効的影響力行使のための活動と市民社会組織が関係者内部で調達できる専門知識・技術との関係について、第二に、実効的影響力行使に必要な専門知識・技術の団体関係者内調達数と市民社会組織の組織特性との関係について、検討した。結果は以下に要約できる。

第一に、専門知識・技術を団体関係者内から調達できているかが、実効的影響力行使のための活動レパトリの選択数に対して、組織規模・予算規模・法人格などの組織特性をコントロールしてもなお残る独自の影響力をもつことが明らかとなった。市民社会組織の専門化は確かに、その影響力行使のポテンシャルを規定しているといえる。

第二に、実効的影響力行使に必要な専門知識・技術は、必ずしも、組織規模が大きく組織の制度化の進んだ市民社会組織においてより調達されているわけではないことが明らかとなった。必要となる専門知識・技術を団体関係者内から調達できるために重要な組織特性は、組織規模の大きさや制度化が進行していることではなく、むしろ、支援者ネットワークの広さである。こうした組織特性に基礎づけられた専門知識・技術は、経済的資源とは異なる独自の論理で市民社会組織に配分されている資源であると考えられる。ただし、専門知識・技術はスタッフのうちに女性が少なく男性の多い市民社会組織においてより多く調達される傾向にあり、専門知

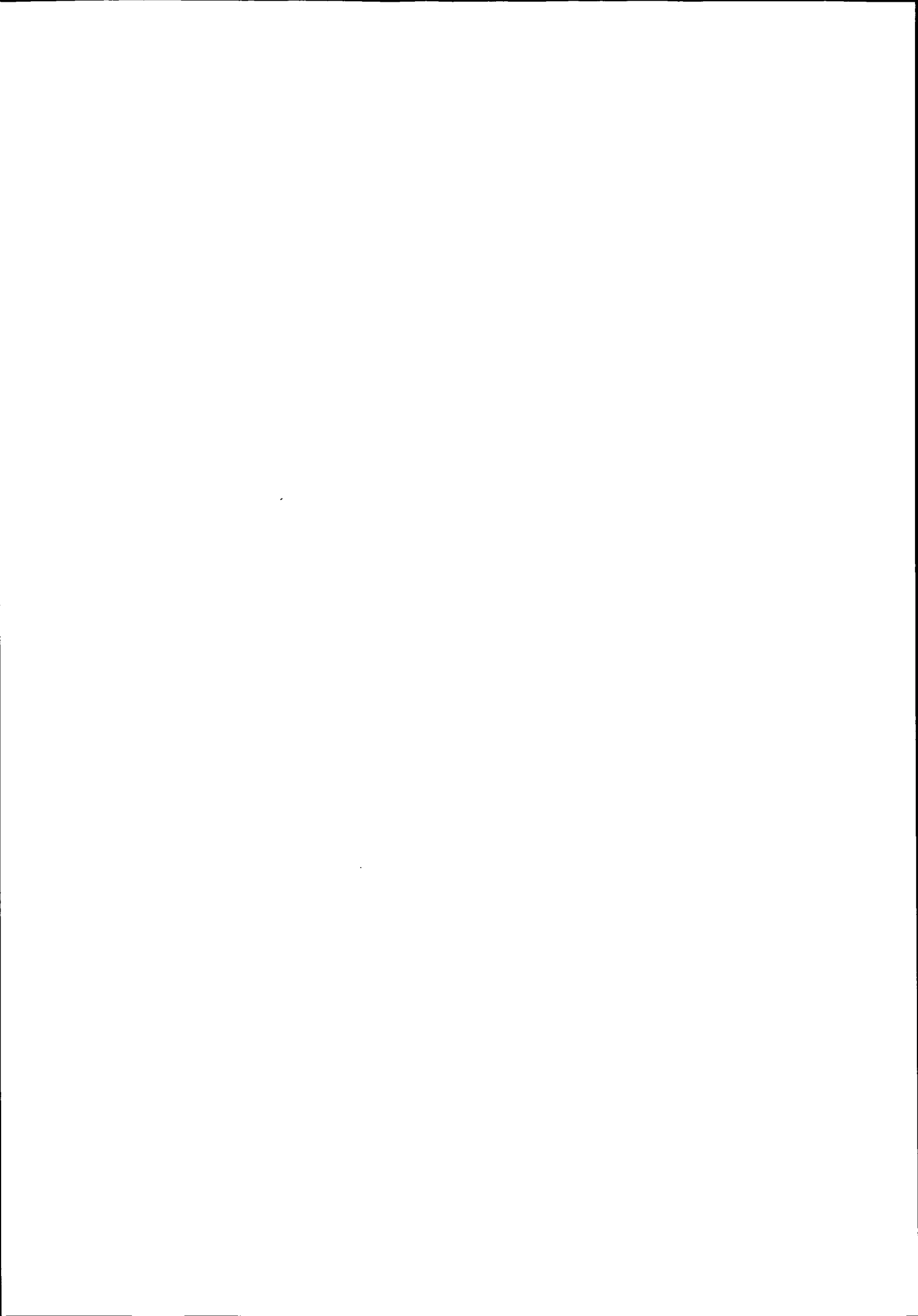
識・技術の保有における男女格差という点で問題をはらむ資源である可能性に留意が必要である。

以上のように、本章の分析からは、専門知識・技術を団体関係者内部からより調達しているという意味で専門化した市民社会組織ほど、実効的影響力行使のための活動レパートリをより多く採用しているが、しかし、それは市民社会組織の組織規模や制度化の度合いによって必ずしも規定されておらず、むしろ、(予算規模に加えて) 支援者ネットワークの広さが影響することが明らかとなった。この結果からは、経済的資源とは異なる論理で配分される専門知識・技術が、市民社会組織の実効的影響力行使のポテンシャルにとって、資源として一定の重要性をもつことをみてとることができる。すなわち、予算規模や組織規模が小さい市民社会組織であっても、資源としての専門知識・技術を必要に応じて利用・運用できる場合、高い実効的影響力行使のポテンシャルをもてる可能性がある。資源としての専門知識・技術への着目は、実効的な影響力行使を可能にするためには多くの資金を安定的に獲得できるように組織を適合化せざるを得ないという見解を、市民社会組織が選択の余地のないものとして受け入れ実行していく状況を解毒する、オルタナティブな視角を提示するうえで有用であると考えられる。

とはいえ、「参加」制度が構築され「参加」型「市民」社会が構想される現在、実効的な影響力行使を可能にするための資源として一定の重要性をもつ専門知識・技術を利用・運用するアクターは、市民社会組織だけではない。実効的影響力行使の資源としての専門知識・技術が、どのようなアクターに配分されるかは、専門家や専門家組織の活動や、知識・技術の専門性を基礎づける諸制度に強く規定される。市民社会組織による専門知識・技術の利用・運用を、諸アクターの間での専門知識・技術の配分の問題のなかに位置づけなおしたうえで、専門知識・技術が市民社会組織を介して利用・運用されること自体の可能性や限界を考察する必要がある。今後の課題としたい。

参考文献

- 藤井敦史, 1999, 『『市民事業組織』の社会的機能とその条件——〈市民的専門性〉の形成』角瀬保雄・川口清史編『叢書現代経営学第7巻 非営利・協同組合の経営』ミネルヴァ書房: 177-206.
- 藤井敦史, 2004, 「NPO における〈市民的専門性〉の形成——阪神高齢者・障害者支援ネットワークの事例を通して」『社会学年報』33: 23-47.
- 船橋晴俊・船橋恵子, 1976, 「『対抗的分業』の理論」『現代社会学』講談社, 3(2):114-129.
- 梶田孝道, 1988, 『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学』東京大学出版会.
- 李妍焱, 2004, 「専門的職業集団としてのNPO——日本におけるNPOの社会的位置付けに関する再検討」『社会学年報』33: 49-68.
- Pekkanen, R., 2006, *Japan's Dual Civil Society: Members without Advocates*, Stanford: Stanford University Press. (=2008, 佐々田博教訳, 『日本における市民社会の二重構造——政策提言なきメンバー達』木鐸社.)
- 羅一慶, 2008, 『21COE-ECC 多文化世界における市民意識の動態 34 日本の市民社会におけるNPOと市民参加』慶應義塾大学出版会.
- 佐藤慶幸, 1973, 「社会変革をめぐる現代プロフェッションの問題」『日本労働協会雑誌』171:25-33.
- 辻中豊編, 2002, 『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社.



第13章 ネオリベリズムの時代の市民社会組織と政党

——市民社会組織リーダー層の政党支持の分析を通じて——

丸山 真央

1 問題の所在

近年の市民社会論の整理によれば、市民社会組織 (civil society organization、CSO) は定義上、政治社会と経済社会を活動領域とする組織アクターと異なって、市民社会を主たる活動領域とする。これに対して政党は政治社会を主な活動領域とするものである。しかし市民社会と政治社会は部分的に重複する領域が存在することから、CSO と政党は、市民社会と政治体を媒介する機能をもつという点で、類似ないしは同様の性格をもっている¹。

本章では、こうした CSO と政党の関係を、市民社会の担い手、とくに CSO のリーダー層の政党支持 (party identification) に限定して検討したい。多くの場合、こうした関係は組織間ないしは制度的な関係に着目して考察される。それに対してここで担い手の意識、選好といった相対的に不安定なものに着目するにはいくつかの理由がある。

たとえばかつて革新政党と傘下組織にみられたような指導と動員の関係が弱体化し、政党と CSO の関係が自明ではなくなった今日、政党との制度的関係が必ずしも前提されない CSO が圧倒的多数を占めるため、制度上の関係だけでは両者の柔軟かつ多様な関係を捉えきれないという現実がある。また、であればこそ両者にはさまざまなコアリションやパートナーシップが成立しうる余地もあるはずである。政治体と市民社会の媒介関係が機能不全にあるとしばしば指摘される今日、未発の可能性も含めて、そうした媒介関係の在処を探ることは、民主制の正統性回復への方途を見出すよすがとなるかもしれない。

このような CSO の担い手の意識過程に着目した実証研究は、管見の限り豊穡とはいいがたい。そうした中で隣接諸領域を含めて参照しうる数少ない例外のひとつが労働運動研究であろう。労働団体は定義上必ずしも CSO ではないが、政党とくに革新政党との関係については労働運動研究に長年の蓄積がある。代表的なものが大原社会問題研究所による調査だが、そこでは労働組合のリーダー層の政党支持についても実証的な研究が行われてきた。それによると、1960年代まで革新政党と市民社会組織が密接なつながりを持ち、社会党であれ共産党であれ、それぞれの傘下に系列化された組織が大衆動員機能を果たしていた。冷戦体制が終わって保革対立が弱体化した 1990 年代初頭になされた調査においても、革新政党と労働組合の関係は強固で、どのナショナルセンターに属する組合かによってリーダー層の支持政党が異なることが明らかにされている。つまり総評系であれば社会党、全労連系だと共産党といったぐあいである (ユニオンリーダー研究会 1990, 1991)。

しかし CSO の場合、このような革新政党との蜜月はかなり早く 1960 年代から部分的に終わっていた。1960 年代末から 1970 年代に隆盛をみせた市民運動の中には、革新政党とつながりをもたないもの、あるいは顕在的であれ潜在的であれ対立関係にあるものも登場した。「新しい社会運動」論は、こうして新たに勃興してきた運動における政党との関係をうまく説明する議論のひとつだった。日本でも多くの事例研究が行われたが、その中でしばしば指摘されたのが、「新しい社会運動」における参加者の革新政党離れや無党派性・脱党派性、シングルイシュー政党志向などだった²。

今日、市民社会を構成する組織アクターは、そうした市民運動のみならず、市民活動団体や NPO など、よりいっそう多様多彩になっており、そこでの CSO と政党との関係は、ますます自明のものではなくなっている。とりわけ戦後日本政治の基本的な対立軸であった保守対革新の構図が揺らぎ、さらに 2000 年代に入るあたりから本格化したネオリベリズムの侵攻による戦後日本の政治経済体制の解体・再編に際しては、保革やその対立図式に基づく運動と革新政党の同盟関係という旧来の構図が、完全に自明のものでなくなった。政党についていえば、1990 年代の政界再編の中で登場した新政党の中には、保革という対立図式にのらないものも多くあらわれ、その最たるものが今や二大政党の一角となった民主党であろう。他方 CSO の側でも、国家・自治体の「小さな政府」化が進められる中で、公共サービスの民営化の受け皿となって行政活動に参画し統治の担い手になるものも現れ、ネオリベラル・ガバナンスと呼ぶような新たな統治のあり方によって、体制対反体制、統治者と被治者、対抗と包絡という従来の前提が通用しないものとなった³。

かかる現実に対して、政治学の利益団体研究の中には、CSO と政党との今日的關係を捉えようという本章の問題意識と通底する研究が現れてきている。本報告書でもたびたび参照してきた辻中豊らの研究はそのひとつである。辻中らは従来の利益団体研究よりも幅広く対象組織を設定しており、我々が CSO と呼ぶものと重複している。またそこで対象とされた組織と政党の關係が実証的に検討されている。それによると、組織が活動対象とする 이슈によって、具体的にいうと、農業や労働にかかわる組織が深く政党の選挙過程にかかわることが明らかにされており、とくに農業団体の自民党支持、労働団体の社民党、民主党支持が実証されている（辻中編 2002:7 章; 辻中ほか 2007）。

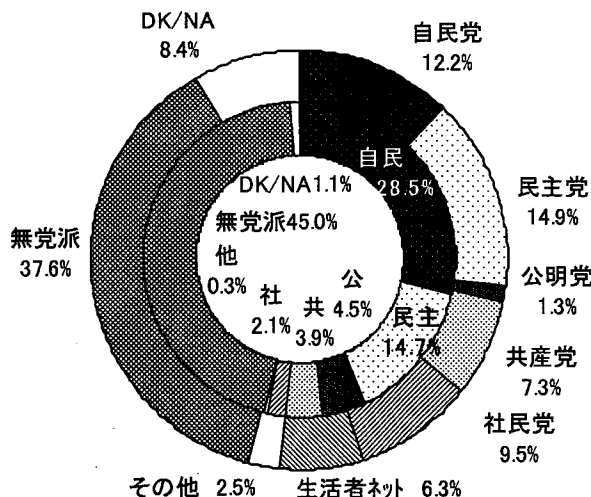
辻中らは、そうした組織と政党との制度的關係に関心を集中させて、組織そのものの政党選好を検討しており、CSO の担い手の政党支持を扱っているわけではない。本章では、上述のような関心に基づいて CSO の担い手の政治的選好に焦点をあてることで、辻中らとは異なる角度から、今日の日本の市民社会組織と政党との關係を明らかにしてみたい。そこで以下では、CSO を対象に実施した大規模質問紙調査のデータの分析を行い、これを通じて今日の CSO と政党の關係、また市民社会と政治体の媒介關係について考えてみたい。

2 方法と概要

本章で用いるデータについては本報告書中の調査方法にかかわる章を参照されたいが、とくにここでは、調査に回答してもらった CSO リーダー層の政党支持を検討対象とする。調査は組織のリーダーに回答を依頼し、その中で支持政党を尋ねた。設問は「あなたは普段、どの政党を支持していますか」というもので、自民、民主、公明、共産、社民、生活者ネット、その他、支持政党なしの 8 つから 1 つ選んでもらった。本章での分析はこの設問が中心となる。

無党派層が増大し、明確な支持政党をもたない人が大多数を占めるというのは、有権者全般についてはここ数十年言い古された感さえあるが、CSO のリーダー層はどうだろうか。我々がいうところの CSO は定義上、社会に向けてさまざまな働きかけを行うものであり（第 1、2 章参照）、それゆえ社会や政治にかかわることから、有権者全般に比べて政治意識が明確で政党支持もはっきりしていると考えられそうだが、データによると、実際は必ずしもそうでもない。図 13-1 は本調査の政党支持の質問の単純集計結果を、ほぼ同時期に有権者全般を対象に行った調査のデータと比較したものである⁴。これによると、リーダー層に最も多いのはやはり無党派層で、全体の 4 割近くを占めている。リーダー層に際立って無党派が少ないというわけではなく、無党派が第一党であるのは有権者全般と変わらないという点をまずは確認しておきたい。

図13-1 CSOリーダー層(外側)と有権者全体(内側)の支持政党



ただし明確な支持政党をもつ者に関しては、有権者全般と分布がだいぶ異なっている。CSOリーダー層の支持政党の場合、民主党が最も多く、これに自民党が続く。民主党支持者の割合は有権者全般と変わらないが、自民党支持者の割合が有権者全般の半分に満たない。特筆すべきは社民、共産両党の支持者の割合の高さである。有権者全般ではいずれも数%しか支持はないが、CSOリーダー層の場合、ともに7~10%に上る。国政与党の支持者が少なく、野党とくに旧革新政党支持者が多いというのがリーダー層の特徴として指摘できるだろう。

ついでにCSOの組織形態によるリーダー層の支持政党の違いをみておこう。図13-2はCSOの法人格ごとにリーダー層の支持政党をみたものである。無党派が第一党なのはどれも同じだが、実際に政党名を挙げた人をみると、法人格の有無、種類でかなり異なっているのがわかる。すなわち任意団体のリーダー層には社民党支持が最も多く、これに民主党支持が続き、3位の共産党支持も他に比べるとかなり割合が高い。NPO法人格をもつ組織のリーダー層には民主党支持が最も多く、次いで自民党、生活者ネットとなっている。その他の法人格をもつ組織のリーダー層では自民、民主がほぼ拮抗し、共産党がそれに続いている。このように組織の法人格の有無、種類によってリーダー層の支持政党はかなり異なっている。

図13-2 法人格別にみたリーダー層の支持政党(%)**

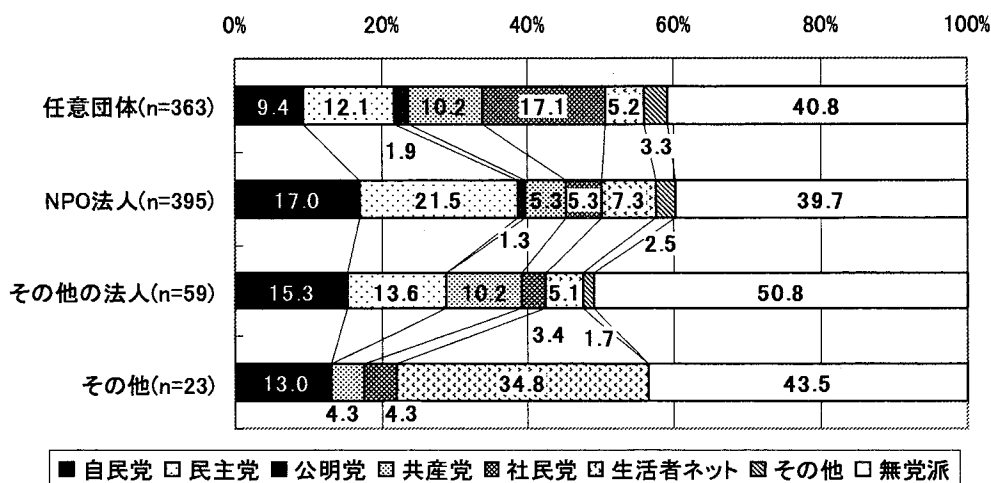


表13-1 リーダー層の属性別にみた支持政党

		自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	生活者 ネット	その他	無党派	N	sig.
性別	女	7.6	10.2	1.4	7.6	14.4	12.2	3.4	43.1	(353)	**
	男	17.6	20.6	1.4	8.3	7.3	3.2	2.2	39.3	(494)	
年代	20代・30代	11.8	13.2	1.5	2.9	13.2	1.5		55.9	(68)	**
	40代	11.9	10.2	2.5	3.4	6.8	8.5	5.1	51.7	(118)	
	50代	8.0	14.2	0.8	8.0	7.7	11.9	3.4	46.0	(261)	
	60代	16.6	18.3	1.2	11.2	12.9	5.0	0.8	34.0	(241)	
	70代以上	19.5	23.3	1.9	8.8	11.3	3.1	3.8	28.3	(159)	
学歴	中・高	18.0	18.0	4.7	8.0	8.0	4.7	4.0	34.7	(150)	**
	短大・高専・専門学校	11.7	12.5		8.3	11.7	10.8	5.8	39.2	(120)	
	大学	13.5	17.8	1.0	7.6	8.6	7.4	2.0	42.0	(488)	
	大学院	6.6	11.0		9.9	19.8	3.3		49.5	(91)	
現職	専従	9.7	15.7	1.4	8.3	8.3	13.8	4.1	38.7	(217)	**
	専門	11.7	14.5	2.1	9.0	9.0	4.1	2.1	47.6	(145)	
	管理	26.7	28.3		6.7	3.3	1.7		33.3	(60)	
	事務・販売	6.6	13.1		4.9	14.8	3.3		57.4	(61)	
	マニュアル	17.9	7.1	7.1		10.7	10.7	3.6	42.9	(28)	
	公務	5.3	10.5		10.5	7.9	2.6		63.2	(38)	
	家事	10.3	9.0	2.6	6.4	15.4	10.3	3.8	42.3	(78)	
	無職	16.8	22.2	1.2	11.4	13.2	3.0	3.6	28.7	(167)	
	その他	10.7	14.3			7.1	3.6	3.6	60.7	(28)	
最長職	専従	4.0	13.3	2.7	10.7	12.0	13.3	6.7	37.3	(75)	**
	専門	8.3	15.5	1.2	11.1	13.9	4.8	1.6	43.7	(252)	
	管理	25.2	29.8	0.8	6.1	3.8	3.8	3.1	27.5	(131)	
	事務・販売	15.2	14.5	2.1	5.5	11.0	4.1	2.8	44.8	(145)	
	マニュアル	19.1	17.0	4.3	4.3	2.1	8.5	2.1	42.6	(47)	
	公務	12.0	14.5		12.0	6.0	4.8	2.4	48.2	(83)	
	家事	9.2	6.2		4.6	13.8	23.1	3.1	40.0	(65)	
	その他		8.0		4.0	12.0	4.0	4.0	68.0	(25)	

注: 数字は行パーセント。 ** $p < .01$, * $p < .05$

3 社会的属性と政党支持

では、こうした政党支持はCSOリーダー層の社会的属性によってどのように異なるのか。属性と支持政党の関連をみたのが表13-1である。

まず明らかなのは、性別による支持政党の差が大きいことである。女性に社民党、生活者ネット支持が多く、男性には民主党、自民党支持が多い。有権者全般については近年、女性の民主党嫌いがしばしば指摘されるが(e.g. 丸山ほか 2008)、CSOリーダー層でもこれは変わらない。

年代別にみると、若いリーダー層ほど無党派の割合が高く、これも若年層の無党派化という一般的な傾向と変わらない。ただし50代、60代の無党派は有権者全般の同年代よりも割合が高く、中高年のCSOリーダー層に強い政党拒否感情があるようにみえる。民主党支持は、40代を底としてその上下の年代層の割合が高い。自民党支持には一般に年齢効果がみられるものだが、CSOリーダー層の場合、50代が自民党支持の割合が最も低く、ここを谷の底として上下で自民党支持の割合が高くなっている。社民党支持は40代、50代で目立って少なく、その上下の年代で支持の割合が高いという特徴がある。これに対して共産党支持は高年層ほど支持があり、ほぼ年齢効果がみられる。生活者ネットは年代による違いが際立って異なる政党で、若年層と高齢層では支持の割合が低いのに対して、50代、40代では支持が1割前後ある。

最終学歴別にみると、学歴の低いリーダー層ほど無党派が多く、これは有権者全般の傾向と変わらない。民主党支持は、女性が多い短大・専門卒で極端に支持の割合が低いが、中高卒と大卒では同程度に根強い。大学院卒には人気がない。自民党は学歴が低いほど支持の割合が多いが、やはり女性が多く含まれる短大・専門卒では割合が低い。社民党と共産党支持は似た傾

向があるが、社民党は短大・専門卒と大学院卒で支持の割合が突出して高く、いずれの学歴層でも同程度の支持である共産党と異なる。

職業による違いについては、CSO リーダー層に退職者、無職層が多く、0セルも多いため、最長職で検討する。無党派はいずれの職業経験でも割合は高いが、ただひとり管理職経験層だけが低い。自民党支持は管理、マニュアル、事務・販売職経験層に多い。これに対して民主党支持は、管理、マニュアル職経験層で割合が高いのは自民党支持と変わらないが、専門職経験層にも支持が一定割合あり、専従職経験者にも支持がある。共産党支持は、公務労働経験層できわめて割合が高く、専門、専従職経験者層の中でも支持が多い。これと比べて社民党支持は事務・販売、家事労働経験層（主婦）が多く、公務労働経験層が少ないのが特徴的である。生活者ネットは、性別や学歴別の分析からも示唆されていたことだが、家事労働経験層の中で支持が圧倒的に高く、専従職経験者層の支持も厚い。

4 政治意識と政党支持

有権者全般を対象とした政治意識研究や投票行動研究では、社会的属性の規定力の低下がこの数十年の長期的傾向として指摘されてきている。こうした「社会学モデル」の説明力の低下に代わって政党支持の説明モデルとして主流にあるのが、イデオロギーや政治意識、争点態度、業績評価といった心理的要因に着目する「社会心理学モデル」である⁵。有権者全般とCSO リーダー層の支持政党を比較した前掲の図13-1からもわかるとおり、この2つの集団の政党支持にはそれほど決定的な差異があるわけではなく、属性の規定力の低下と意識変数の必要性は、CSO リーダー層の政党支持を説明するうえでも変わらないと思われる。そこでここでは次の諸意識に着目して政党支持との関連を検討したい。

ひとつは戦後政治の基本的対立軸とされてきた保守対革新を分かち保革イデオロギーである（蒲島・竹中 1996）。脱イデオロギーの時代が叫ばれて久しいが、有権者意識の実証分析によると、1990年代以降も日本の有権者全般の保革イデオロギーの認知も分布もそれほど変わっておらず（竹中 2008）、保革イデオロギーは今もって政治的争点への態度を整序する機能を果たしている⁶。本調査では、「あなたは保守か革新かと聞かれれば、どちらですか」という質問文で、「どちらでもない」を含む5件法で尋ねた。

もうひとつは、保守と革新に代わる新たな政治的対立軸を構成するネオリベリズムをめぐる意識である。このイデオロギーは経済的自由主義を中核的理念として、「大きな政府」から「小さな政府」への再編、競争や効率の重視などの諸要素からなるが、とくに市民社会や上述のネオリベラル・ガバナンスとの関係を考えた場合、公共サービスの担い手として政府を評価するかCSOを評価するかが重要になってこよう。そこでここでは以下の5つの意識を検討する。いずれも異なる2つの意見を両極に置き、いずれに近いかを選んでもらう4件法で尋ねた。

【競争主義】競争は「格差を拡大させるなど問題の方が多い」 ↔ 「社会の活力や勤勉のもとになる」

【小さな政府志向】経済への公的規制は「やはりある程度必要だ」 ↔ 「なるべく少ない方がよい」

【リーダーシップ志向】物事を決めるさいは「時間をかけて皆で話し合い、納得した結論を導くことが重要」 ↔ 「リーダーシップによるすばやい決定が重要」

【財政保守主義】政府が赤字に陥ったときは「赤字国債（地方債）を発行してもサービス水準を維持すべき」 ↔ 「収入不足に応じてサービス水準を下げるべき」

表13-2 政治意識の規定要因

	保革 (保守度)	競争主義	小さな政府 志向	リーダーシップ 志向	財政 保守主義	サービスは 政府より 市民セクター
性別(女性ダミー)	-0.124 **	-0.157 ***	-0.007	-0.186 ***	0.007	-0.119 **
年齢	-0.006	0.071 +	0.066 +	0.042	-0.030	-0.019
学歴(教育年数)	-0.103 **	0.017	0.013	0.021	-0.052	-0.005
最長職(参照=家事・その他)						
専従	-0.104 *	-0.150 ***	-0.131 **	-0.106 *	0.025	-0.102 *
専門	-0.069	-0.102 +	-0.073	-0.012	-0.002	-0.031
管理	0.003	0.046	0.110 *	0.168 ***	-0.001	0.001
事務・販売	0.040	0.038	-0.005	0.035	-0.005	-0.072
マニュアル	0.036	-0.026	-0.061	-0.039	0.074	-0.034
公務	0.015	-0.049	-0.051	-0.024	-0.018	0.091 +
NPO法人格	0.217 ***	0.247 ***	0.211 ***	0.288 ***	-0.039	-0.116 **
NPO以外の法人格	0.102 **	0.146 ***	0.127 ***	0.160 ***	-0.023	0.052
N	783	801	797	808	745	769
調整済み R2 乗	0.086	0.138	0.094	0.206	-0.001	0.044
推定値の標準誤差	1.019	0.886	0.868	0.924	0.725	0.750
F 値	7.688	12.654	8.511	20.114	0.928	4.199
有意確率	***	***	***	***	n.s.	***

注: 数字は標準化偏回帰係数。*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, + $p < .1$

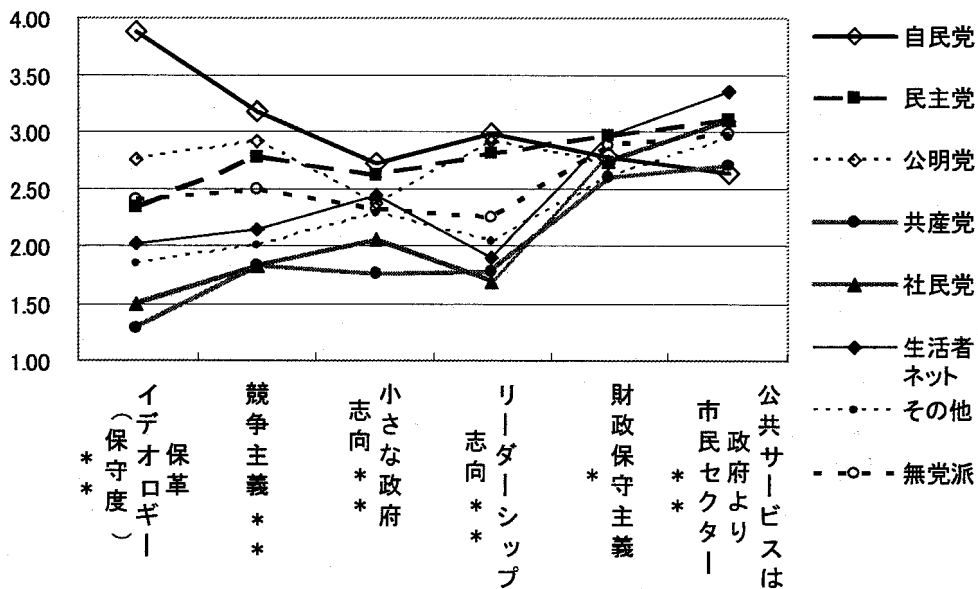
【公共サービスは政府より市民セクター】「NPO や市民・住民団体の方が、良質な福祉・教育サービスを提供できる」 ↔ 「政府・行政の方が、良質な福祉・教育サービスを提供できる」

支持政党ごとにそれぞれの意識の傾向をみる前に、こうした意識への社会的属性の規定力を確認しておこう。表13-2はそれぞれの意識項目を被説明変数として属性の効果をみた重回帰分析を行った結果である⁷。「財政保守主義」を除くいずれの意識にも組織形態(法人格の有無と種類)の影響が大きい、属性はそれぞれの項目で異なる効果を見せている。保革イデオロギーには性別、学歴、専従職が有意な効果があり、とくに性別の効果が大きい。つまり女性、高学歴、専従職経験ありのほうが革新的である。「競争主義」には性別と専従職経験の効果が大きく、年齢と専門職経験も有意な効果がある。つまり女性、若年、専従・専門職経験ありのほうが競争に否定的である。「小さな政府志向」は、専従職経験が最も有意差が大きく、管理職経験、年齢も有意となった。つまり専従職経験あり、若年のほうが大きな政府志向で、管理職経験は小さな政府志向に効果がある。「リーダーシップ志向」には性別(女性ほど民主的決定重視)と管理職経験(経験ありのほうが効率重視)が有意な効果をもっており、専従職経験も、それほど大きな有意差ではないが効果があった(経験ありだと民主的決定重視)。「財政保守主義」には属性の有意な効果がなく、法人格変数も効かなかった。「公共サービスは政府より市民セクター」は、性別(女性のほうが政府志向)、専従職経験(ありのほうが政府志向)、公務職(ありのほうが市民セクター志向)が有意だった。

さて、こうした政治意識によって政党支持はどのように異なるのだろうか。図13-3は支持政党ごとにそれぞれの意識得点の平均値を求めた結果である。「保革」(イータ二乗値0.430)、「競争主義」(同0.188)、「小さな政府志向」(同0.082)、「リーダーシップ志向」(同0.167)の4つは、支持政党ごとにおおよそ自民党>公明党>民主党>無党派>生活者ネット>その他>社民党>共産党の順に並んでいる。つまり自民党支持層は保守的でネオリベリズムに肯定的、共産党支持層は革新的でネオリベリズムに否定的といった傾向がみられる。

しかし「財政保守主義」(イータ二乗値0.023)は、生活者ネットと民主党の支持層が一番強く、次いで無党派、最も低位なのは自民党、公明党、社民党、共産党支持層である。55年体制の保革対立を構成してきた保革両サイドの政党の支持層は、公共財政の拡張という点で、西欧

図13-3 支持政党別にみた政治意識の平均得点



福祉国家でいわれるところの「戦後和解」と似たような合意形成が成立していたが、保革対立が弱体化したあとのポスト 55 年体制期に登場した民主党や 55 年体制からはみ出た生活者ネットの支持層の場合、財政拡張に否定的で、こうした旧体制の両サイドの政党支持層と対立するのがうかがえる。

こうしたポスト 55 年体制型の政党支持層間の亀裂がより顕著なのが公共サービスの担い手の評価である。すなわち公共サービスの担い手としての市民セクターへの信頼（「公的サービスは政府より市民セクター」）（イータ二乗値 0.060）は、生活者ネット＞民主党＞社民党＞公明党＞その他＞共産党＞自民党の順である。ここでも旧来の保革両サイドの政党支持層の間では、公共サービスは政府が担うべき、裏を返せば市民セクターが担うべきではないという意識が強いのに対して、生活者ネットと民主党の支持層には、このような政府に期待するといった考えへの否定感と市民セクターへの信頼感が強いことがうかがえる。

5 政党支持の規定要因

これまでみてきた CSO リーダー層の社会的属性と政治意識のうち、何が政党支持を規定する要因となっているのかを確かめるため、支持政党を被説明変数、属性・意識変数を説明変数とする多項ロジスティック回帰分析を行った。その結果が表 13-3 である⁸。参照カテゴリーは無党派層である。

分析に際しては、属性要因のみの Model 1 と意識要因を含めた Model 2 を設定した。モデル自体はいずれも有意となった。説明力は当然のことながら、政党支持と近接性の高い意識変数を入れた Model 2 のほうが高かった。

結果を要約しよう。無党派層との比較において自民党支持の規定要因としては、まず Model 1 だと年齢の効果（高年齢ほど自民支持）が有意に大きかった。性別（男性のほうが自民支持）、学歴（低学歴ほど自民支持）、管理職経験（経験があるほうが自民支持）も有意な効果があった。Model 2 では、年齢と管理職経験の効果が消えずに残り、意識変数では、保守的イデオロギ-、「リーダーシップ志向」「公共サービスの政府」志向の効果がみられた。

表13-4 無党派層の規定要因の多項ロジスティック回帰分析結果

	支持あり層		積極的無党派層	
	Model 1	Model 2	Model 1	Model 2
切片	-0.985	-2.379	-5.528	-10.289
性別(女性ダミー)	-0.109	0.142	-0.746 +	-0.320
年齢	0.033 ***	0.037 ***	0.006	0.006
学歴(教育年数)	-0.025	-0.014	0.268 *	0.339 **
最長職(参照=家事・無職)				
専従	0.401	0.605	-2.305 *	-1.614
専門	-0.063	-0.002	-1.044 +	-0.815
管理	0.295	0.539	-1.733 *	-1.613 +
事務・販売	-0.033	0.118	-0.558	-0.481
マニュアル	0.044	0.110	-0.317	-0.162
公務	-0.343	-0.172	-0.612	-0.275
保革(保守度)		-0.039		0.181
競争主義		-0.059		0.958 ***
小さな政府志向		-0.016		-0.356
リーダーシップ志向		0.261 *		0.268
財政保守主義		0.157		0.129
サービスは政府より市民セクター		0.127		0.256
NPO法人格	0.134	-0.023	0.436	-0.229
NPO以外の法人格	-0.335	-0.591 +	0.730	0.070
N	471	407	44	41

Nagelkerke-R2: Model 1=0.099***, Model 2=0.169***

注: 数字はロジスティック回帰係数。参照カテゴリは「従来型無党派層」(Model 1のN=276, Model 2のN=226)。*** $p < 0.001$, ** $p < 0.01$, * $p < 0.05$, + $p < 0.1$

派層なのかを見分けるというものである。調査によっては、拒否政党や「特に支持する政党でなくても、ふだん好ましいと思っている政党」を尋ねる場合もある。1990年代の政界再編以降、政党の離合集散が激しかったが、その際に経験的に明らかになったのが、従来型の無党派層である「政治的無関心層」(「伝統的支持なし層」にほぼ重なる)のほか、「政党拒否層」と「脱政党層」の存在である(田中2003)。「政党拒否層」は、政治的関心はあるが支持政党がない層で、「脱政党層」は、1993年の55年体制崩壊以降、支持政党を捨てた、あるいは支持政党がなくなったという層である⁹。

これらを踏まえて、ここでも「支持なし」層を類別することとしたい。ただ変数上の制約があるため、次の方法で代用することとした。すなわち、政治的信頼感の有無によって「積極的無党派層」と「従来型無党派層」を分けるという方法である¹⁰。「積極的無党派層」は、田中愛治がいうところの「積極的支持なし層」ないし「政党拒否層」に近く、「従来型無党派層」は「伝統的支持なし層」ないし「政治的無関心層」に近いという想定である。この結果、政治的信頼感がなく支持政党もない「従来型無党派層」は全体の34.8%、政治的信頼感があるが支持政党をもたない「積極的無党派層」は同5.4%、「支持あり層」は同59.9%と分けられた。

これら「支持あり」「従来型無党派層」「積極的無党派層」の3つのカテゴリーを被説明変数として、多項ロジスティック回帰分析を行った結果が表13-4である¹¹。参照カテゴリーは従来型無党派層である。

これによると、「積極的無党派層」は「従来型無党派層」に比べて次のような特徴がある。属性面では学歴(高学歴ほど「積極的」)、性別(男性のほうが「積極的」)で有意差がみられた。ただし意識変数を投入すると性別の効果は消える。職業経験では専従、専門、管理職が有意にマイナスの効果があった。つまりこれら3つの職業経験をもたないほうが「積極的無党派層」であるが、これは3つの職業経験を持つものがすでに明確な支持政党をもっているからである。

意識変数を投入した場合、唯一有意な効果があったのが「競争主義」で、これが正の効果をもっていた。つまり「従来型無党派層」に比べて「積極的無党派層」のほうが「競争主義」に

肯定的である。意識変数を入れて有意差が消えなかったのは、学歴と管理職経験だけだった。

7 まとめと考察

本章では市民社会組織のリーダー層の政党支持を検討してきた。それぞれの政党への支持がどのような要因によって規定されているかを簡単にまとめておこう。

まず政党名を挙げた中で最も多かった民主党支持層は、無党派層に比べて、男性、高年層、管理職経験ありという属性上の特徴がみられた。意識面では、保革イデオロギーの効果が無いのが特徴的で、その代わりにリーダーシップ志向の影響が有意だった。次いで支持の割合が高かった自民党支持は、属性上の特徴は民主党支持とほぼ同様で、意識面でもリーダーシップ志向がプラスに影響するという点が似ていた。唯一異なっていたのが、保守的イデオロギーが強いという点である。共産党と社民党の支持層は属性面でも意識面でもよく似ており、高年層の支持が顕著だった。意識面では何よりも革新的イデオロギーの効果が特徴的だった。生活者ネット支持層の特徴としては、女性、とくに職業経験をもたない専業主婦層という点がきわめて大きかった。意識面では反ネオリベリズムである点で革新政党支持層に似ていた。

自民党と社民、共産両党、すなわち55年体制期の保革の両サイドの政党の支持を分かつ主たる要因が保革イデオロギーであるという点で、これらの政党支持層はポスト55年体制期の今日にあっても、なお保革対立に規定されているといえる。またこれら3党の支持層の規定要因では、ネオリベリズムをめぐる意識がほとんど効果をもたなかったのも特徴的である。

しかしこれらに対して、民主党支持層は保革イデオロギーの効果が有意にならず、生活者ネットの場合もその効果にわずかの有意差しかみられなかった。その代わりに民主党支持層の場合、ネオリベリズムをめぐる意識のうちリーダーシップ志向が有意な効果をもっていた。より興味深いのは「公共サービスは政府より市民セクターが担うべき」という意識の効果である。自民、共産、社民の3党の支持層ではこれがマイナスの効果をもっていたのに対し、生活者ネットの支持層はプラスの効果をもっていた。つまり55年体制期の保革対立を構成した両陣営の政党の支持層に「公共セクターの市民セクター委譲」に否定的な意識をもつという共通点がみられ、その意味で旧体制下の両陣営の支持層の間では、今なお政府役割を護持する点で「合意」ができていなのに対して、55年体制から外れた新しい地方政党たる生活者ネットの支持層は、市民セクターへの信頼とそこへの委譲を求める意識をもっており、その点で55年体制の保革両陣営の政党支持層と対立するのである。

ただしこうした政党支持あり層はCSOのリーダー層でも半数程度にすぎず、4割近くは無党派である点で、有権者全般と同様、リーダー層の脱政党化もかなり進んでいるといえる。しかし政治への信頼感を一定程度もちながらしかし支持政党がないという「積極的無党派層」は、高学歴層に多いという有権者全般と同様の傾向に加えて、ネオリベリズムをめぐる意識のうち競争主義がプラスの効果をもっていた。

CSOリーダー層の政党支持を見渡すと、ポスト55年体制の今日にあっても、そこには55年体制的な保革の亀裂が今なお深く走る一方、しかし新たな亀裂、具体的にいえばネオリベリズムをめぐる対立もみられるようにもなりつつある。ネオリベリズムの中のある要素によっては、政党支持層ごとに、保革対立とは異なる傾向がはっきりみられるようになってきている。つまりリーダーシップ志向や公共サービスの市民セクターへの委譲の是非といった点で、民主党や生活者ネットといった55年体制の保革「和解」の構図からはみ出す政党の需要がCSOリーダー層の中に生まれている。自民 vs. 社共と自社共 vs. 民ネという2つの亀裂が交錯しているのが、今日のCSOリーダー層の政党支持の構図なのであろう。

さて、ここでネオリベリズムの時代の市民社会組織と政党の関係というはじめの問いに立ち返っていくらか考察を加えておこう。ひとつは旧革新政党支持の規定要因として、革新的イデオロギーの効果をもつ一方、ネオリベリズムをめぐる意識がほとんど効果をもたなかったことである。ネオリベリズムによる戦後日本の政治経済体制の「改革」に対して旧革新政党が対抗を組織する際、CSOがこれを支えたりコアリションを組んだりするとすれば、職業など社会的属性による支持基盤がほとんどみられない今日、最大の結集軸となるのが政治的な価値意識、とくに革新的イデオロギーである。しかしこれは裏を返せば、社共両党そして生活者ネットも含めて、ネオリベリズムをめぐる争点（反ネオリベリズム）でCSOの担い手たちから支持を十全に調達できておらず、場合によっては裂け目さえ孕んでいることを示唆するものである。リーダー層の少なくない部分にはこうした対抗の意識的基盤があるにもかかわらず、それが政党支持につながっていないとすれば、政党の側がこれらの争点を押し出しえていないか対応できていないことを示唆する結果とみたほうがよいだろう。

民主党を支持するCSOのリーダー層は無党派層に比べてリーダーシップ志向という点でネオリベリズムに親和的だが、支持政党をもたないCSOのリーダー層のうち、ある程度政治に信を置きながら現在は支持政党をもたないという「積極的無党派層」の場合、「従来型無党派層」に比べて競争主義的な意識を強くもっており、競争原理の貫徹や効率志向が強調され争点化された場合、民主党はCSOのリーダー層のある部分を取りこむことができる。少なくとも価値意識上の類似性は存在している。

他方、ネオリベリズムへの対抗については、上述のとおり、旧革新政党と生活者ネットの支持層に加えて、「従来型無党派層」の中にも、少なくとも反競争主義的意識という点で共有可能な意識的基盤がある。この十数年急速度で進められてきたネオリベラルな「改革」の綻びが噴出している今日、市民と政治体を媒介する政党とCSOの両者の関係の構築がここに求められていようし、それを可能にする基盤は確実に存在する。

担い手個人によってその方向性が可塑的なCSOだからこそ、ここでの知見は一定程度有効であると思われる。とはいえ、はじめにも述べたとおり、本章の分析はあくまでもCSOのリーダー層個人に着目したもので、CSOの組織そのものと政党の関係とはただちにみることはできない。組織間の制度的非制度的関係が重要なのはいうまでもなく、この点の分析は稿を改めて行うこととしたい。

¹ 以上の整理は山口（2004：とくに第6章と終章）、および同書でも引用されているM・ハウードの図式（Howard 2003: 36-7）を参照。

² 「新しい社会運動」論についてはさしあたり『思想』737号「新しい社会運動 その理論的射程」（岩波書店、1985年）を参照。

³ ネオリベラル・ガバナンスにおけるCSOの対抗と包絡に関しては別稿（丸山・仁平・村瀬2008）で検討した。

⁴ 有権者全般のデータは、2007年5月に東京都内の有権者を対象に層化多段抽出法で行った「都民の社会意識と政治に関する調査」によった。基本統計量は丸山ほか（2008）を参照。政党支持の質問文は本調査と同じ。ただし選択肢は自民、民主、公明、共産、社民、国民新、新党日本、その他、支持政党なしの9つである。データ使用を許諾してくださった共同研究者の皆さんに感謝したい。

⁵ 投票行動研究の分析モデルについては以前整理したことがある（丸山2007）。

⁶ 丸山（2009）を参照。後述のネオリベリズムをめぐる意識との関連についてもそこで検討した。

⁷ それぞれの意識には回答に応じて得点を割り当てた。保革イデオロギー（保守度）は1～5点（得点が高いほど保守的）。ネオリベラリズムをめぐる意識が1～4点で、いずれも右の意見ほど、すなわちネオリベラリズムに親和的であるほど得点が高くなるよう調整した。説明変数は表のとおりだが、性別はダミー変数（女性=1）、学歴は教育年数を割り当てて連続変数としたもの（中卒=9、高卒=12、短大・高専・専門学校卒=14、大卒=16、大学院卒=18）、最長職はダミー変数で、参照カテゴリーは家事・無職である。なお統制変数として、NPO法人格とその他の法人格のダミー変数（法人格あり=1）を投入した。

⁸ 投入した変数は表のとおりで、属性変数は表2と同じである。意識変数は、保革イデオロギーが1～5点（高いほど保守）、その他の意識項目は1～4点（高いほど意識が強いように調整済み）である。統制変数は、NPO法人格とその他の法人格のダミー変数（法人格あり=1）である。ケース数が少なかった公明党支持、その他の政党支持は欠損値として処理し分析から除いた。

⁹ このほかにもさまざまな政治意識の類似性からクラスター分析で無党派層を分類する試みもある（堤 2001）。

¹⁰ 政治的信頼感の測定は「以下のような意見があります。あなたはAとBどちらの意見に近いですか」として「A 国民の意見や希望は、国の政治には相当程度反映されている」←→「B 国民の意見や希望は、国の政治にほとんど反映されていない」から選ぶ設問を用いた。「どちらかといえば」を含む4件法だが、ここでは「信頼」層と「不信」層の2値に再カテゴリー化した。

¹¹ 投入した変数は表13-3と同じである。

文献

Howard, M. M., 2003, *The Weakness of Civil Society in Post-Communist Europe*, Cambridge: Cambridge University Press.

蒲島郁夫・竹中佳彦, 1996, 『現代日本人のイデオロギー』東京大学出版会。

丸山真央, 2007, 「投票行動研究における社会学モデルの現代的再生に向けて——社会的ミリュール論による日本政治研究のための方法論的整理」『一橋研究』31(2)。

丸山真央, 2009 (forthcoming), 「ネオリベラリズムの時代の保革イデオロギー——世界価値観調査にみる日本人のイデオロギー構造の現在形」『World Value Survey (世界価値観調査) の二次分析』東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJDA リサーチペーパーシリーズ。

丸山真央・仁平典宏・村瀬博志, 2008, 「ネオリベラリズムと市民活動／社会運動——東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」『大原社会問題研究所雑誌』602。

丸山真央・松谷満・久保田滋・伊藤美登里・矢部拓也・田辺俊介・高木竜輔, 2008, 「日本型ポピュリズムの論理と心情——2007年東京都知事選における有権者の投票行動の分析」『茨城大学地域総合研究所年報』41。

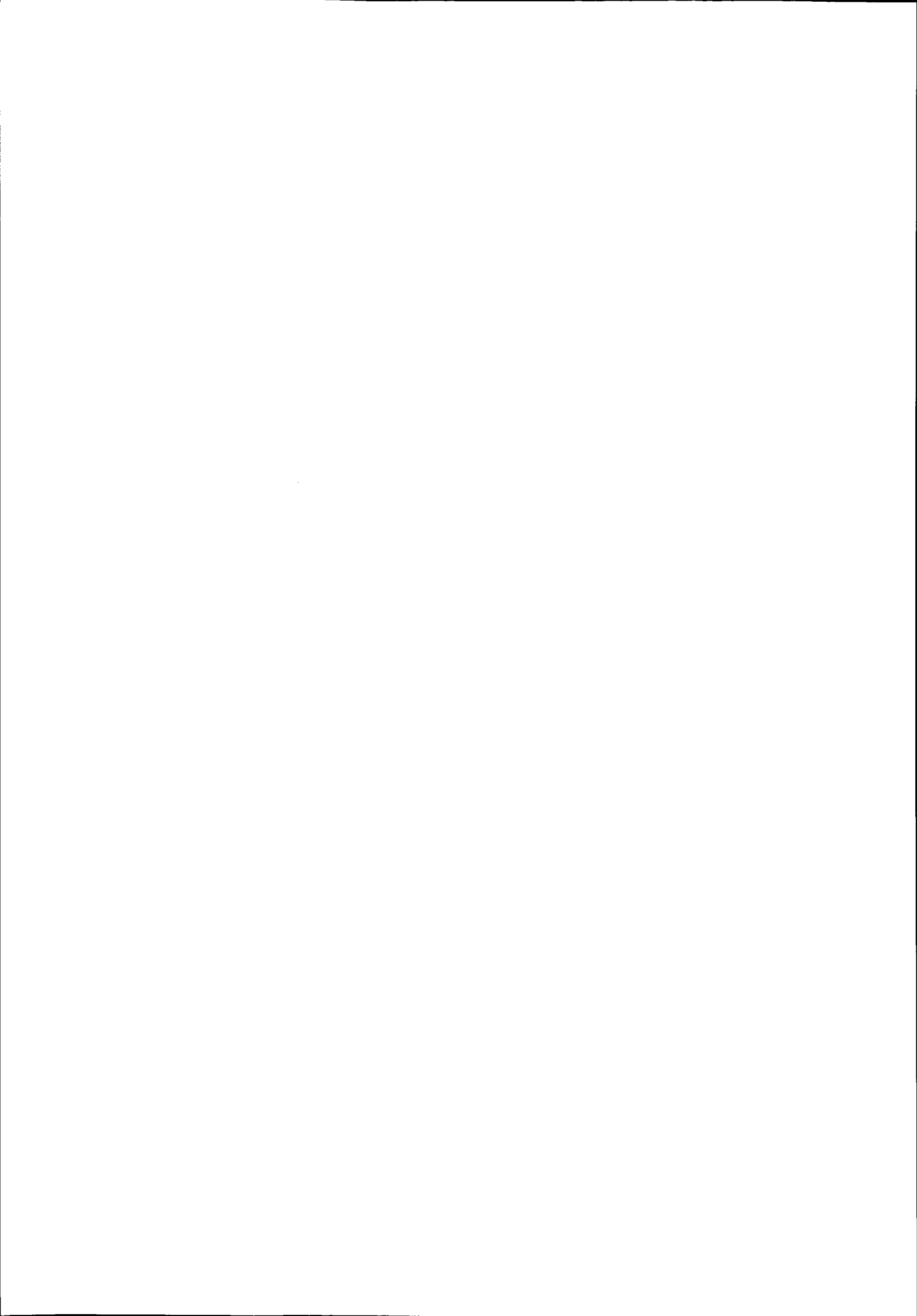
竹中佳彦, 2008, 「現代日本人のイデオロギー再考——対立・拘束力・規定力」『論叢現代文化・公共政策』（筑波大学人文社会科学研究所現代文化・公共政策専攻）7。

田中愛治, 1997, 「『政党支持なし』層の意識構造——政党支持概念再検討の試論」『レヴァイアサン』20。

田中愛治, 2003, 「投票行動」久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』有斐閣。

辻中豊編, 2002, 『現代日本の市民社会・利益団体』木鐸社。

- 辻中豊・崔宰栄・山本英弘・三輪博樹・大友貴史, 2007, 「日本の市民社会構想と政治参加——自治会、社会団体、NPOの全体像とその政治関与」『レヴィアサン』41.
- 堤英敬, 2001, 「無党派層の認知的類型——異なるタイプの無党派層の政治意識と投票行動」『香川法学』20(3・4).
- ユニオンリーダー研究会, 1990, 「ユニオン・リーダー調査についての中間報告」『大原社会問題研究所雑誌』382.
- ユニオンリーダー研究会, 1991, 「現代日本のユニオンリーダー——ユニオンリーダー調査の総計とナショナルセンター間の比較」『大原社会問題研究所雑誌』393.
- 山口定, 2004, 『市民社会論——歴史的遺産と新展開』有斐閣.



第14章 都市開発をめぐる市民活動とリーダー層の意識

——抗議行動と参加・参画——

上野 淳子

1 問題の所在——大規模再開発と市民運動

1960年代から70年代は郊外開発や公害に反対する運動が全国で展開し「住民運動の時代」であったが、1980年代は一転して「保守化の時代」と言われた¹。1995年は「ボランティア元年」と呼ばれているが、2000年代は何の時代と名付けられるだろうか。

都市計画の分野において2000年代は、都心部の急速な大規模再開発によって特徴づけられる。短期間に都心部で大規模再開発が進むことで、オフィスの「2003年問題」、マンションの「2005年問題」、ホテルの「2007年問題」というように、それぞれの建設がピークに達する時期以降、過剰供給にともなう業界淘汰がはじまると懸念されてきた。不動産ファンド市場の拡大により先延ばしにされてきた過剰供給の問題であるが、一昨年来、不動産業界では倒産が相次ぎ、これらの懸念が現実のものとなっている。

問題の発端となった大規模再開発は、1990年代後半からの規制緩和と小泉純一郎内閣下で実施された「都市再生」政策によって可能となった。これらの政策は、都市の将来を資本の手に委ねてしまう政策であると批判されてきた（矢作, 2002; 五十嵐・小川, 2003 など）。小泉内閣において「都市再生」は経済再生の手段、不良債権処理の切り札として掲げられ、都市計画上の規制を大幅に緩和することで民間の大規模再開発を促進することを目的にしている。2001年に小泉内閣に都市再生本部が設置されて以来、「都市再生」政策の効果や意義をめぐる都市計画家や建築家、経済学者の間で激しい議論の応酬があった²。しかし、都市研究者の間の論争や、民間事業者の熱意の高さに比して、「都市再生」政策への市民の関心はほとんど見られなかったように思われる。「都市再生」反対派は、政官財のトライアングルによる都市再生に対抗する原動力として「都市を経済的な儲けの対象としかみずくに食い物にする一握りの政官財とそれにつらなる人々をのぞいた、ほとんど全部の国民と地域」に期待をよせる（五十嵐・小川, 2003: 208）。だが、千代田区の丸の内ビルディングや港区六本木の東京ミッドタウンなど「都市再生」政策の産物が開業時に大盛況であったことは、むしろ市民が「都市再生」を積極的に支持していることを示している。

こうした「都市再生」政策ないし大規模再開発に対する研究者と市民の温度差はなぜ生じたのか。1990年代半ばに臨海副都心開発と世界都市博覧会への反対運動が盛り上がり、東京都知事選挙の争点にまでなったことを考えれば、市民が大規模再開発や都市政策に無関心であるとは決して言えない。問題は市民の意識の変化より、大規模再開発をとりまく制度の変化に由来するだろう。1990年代の臨海副都心開発や世界都市博覧会と2000年代の「都市再生」関連の大規模再開発では、政策主体（東京都/国）と推進方法（公的な資金の投入/規制緩和）が異なる。近年の大規模再開発は、「都市再生」政策にともなう一連の規制緩和なしではあり得ないほどの規模と速度で進展したが、規制緩和という手法ゆえにそれらの大規模再開発が「都市再生」政策の産物であるという認識が形成されにくく、政策そのものへの一体的な反対運動を困難にしているだろう³。

本章では、都市開発を統制する制度の変化を概観しつつ、そうした制度の変化が市民活動に

与えた影響を検討する。また、市民活動団体は、大規模再開発を促進する「都市再生」政策をどのように評価し、政府とどのような関係にあるかを見ていこう。

2 都市計画の権限

2-1 権限のねじれ

市民参加・参画という観点から都市計画の制度を眺めたとき、ここ数十年は都市開発の規制緩和と、地方自治体や市民の権限を強化し都市開発をコントロールしようとする動きとのせめぎあいであった。1980年代以降、都市計画の権限については①市民参加の拡大ないし参画・決定主体の多様化、②国・都道府県から市区町村への委譲へと向かう大きな流れがある(表14-1)。1980年の「地区計画制度」導入は都市計画の策定過程への市民参加の道を開いた。これにより街区単位で住民が建物の用途・高さ・デザインや公園の配置等を調整し条例化することを可能になり、1981年に神戸市、1982年には世田谷区でまちづくり条例が制定された。この後、まちづくりを住民主体で進めるため、地域住民や自治会代表、専門家などが参加して「まちづくり協議会」の設立が全国的に広まっていく。1992年の都市計画法改正により、「市区町村マスタープラン」作成における住民参加が義務づけられる。さらに1999年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(いわゆる「地方分権一括法」)制定によって都市計画法が改正され、都市計画審議会を市区町村に移管、市区町村計画の最終決定権が都道府県から市区町村へと移った。しかし、単線的に市民参加・参画と地方分権化が進んだとは言えず、国の介入により地方自治体や市民の権限が切り詰められる動きも同時に進行している。なかでも2002年の都市再生特別措置法の影響は大きく、民間事業者が国土交通省との直接交渉により、自治体と相談することなく大規模再開発が可能になった。都市計画の権限をめぐって1980年、1992年、1999年、2002年の4つの転換点があったことが分かる。

表14-1 都市計画制度の変化と市民参加・参画(1980年～現在)

○まちづくり条例とまちづくり協議会
1980年都市計画法・建築基準法の改正：「地区計画」制度の導入
1992年都市計画法改正：「市区町村マスタープラン」作成における住民参加の義務づけ
☆1995年都知事選：臨海副都心開発、世界都市博が争点に
▼1997年建築基準法・都市計画法改正：高層住居誘導地区、共用部分の容積率参入
○TMO (Town Management Organization)
1998年中心市街地活性化法の制定
→市区町村が基本計画を策定し、その事業実施は商工会、商工会議所、第三セクターの特定会社、第三セクターの財団法人などがTMOとなって行う
☆1998年12月NPO法施行
▼1998年連担建築物設計制度の創設
□地方分権化
1999年地方分権一括法の制定、都市計画法改正
▼自治体の権限の切詰
2002年都市再生特別措置法
2002年都市計画法改正
→○都市計画の提案制度：市区町村の都市計画に対して、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者による提案が可能に。
2003年斜線制限の緩和
○□開発規制の強化
2004年景観法を含む景観緑三法の整備：地方自治体の計画や住民の協定に法的強制力を付与

注) ①地方分権化を□、②市民参加の拡大ないし参画・決定主体の多様化を○、規制緩和を▼で表した。

「都市再生」政策は、1990年代までの地方分権化の流れに逆行して国主導で民間の大規模開発を推し進めることで、都市計画・都市開発の領域に2つのねじれをもたらした。第一に、政策の推進主体と事業主体のねじれである。近年の大規模再開発は、「都市再生」政策にともなう一連の規制緩和なしではあり得ないほどの規模と速度で進展したが、規制緩和という手法ゆえにそれらの大規模再開発が国の主導する「都市再生」政策の産物であると認識されにくい。このため、個別の「都市再生」事業に関して民間事業主への反対運動は起きても、政策の是非を問う形で国に対する一体的な反対運動へと発展していかない。第二に、国と地方自治体の権限のねじれがある。1990年代までは都市計画法の改正などを通じて市区町村がもつ都市計画の権限は強められたが、「都市再生緊急整備地域」を指定することで市区町村が策定した都市計画に国が介入することが可能になった。国と市区町村のあいだで都市計画に対する方針が異なるとき、権限のねじれは行政に対する市民および市民活動の立ち位置を複雑にする。3節後半の分析では、この第二のねじれに注目し、「都市再生」政策に対する市民活動団体の評価によって、国・都県・市区町村それぞれとの関係のあり方が異なることを説明していく。

2-2 「市民参加・参画」の諸形態

都市計画の制度を見た場合、市民の権限は強化されたり切り詰められたりとその時々状況に応じて揺れ動いているが、地方分権化が進むなかで市民が地域の都市計画やまちづくりに関与する仕組みが徐々に整ってきたと言える。問題は、「市民参加・参画」の仕組みによって、誰が、どのように参加しているかである。

「市民参加・参画」は、自治体行政のどの段階に参加するかによって5つに分けられる(市川, 2006: 217-218)。(1)自治体行政に関する情報を共有する段階には、市民の考えや情報を行政に送る方向の参加と市民が行政のもつ情報を入手する方向の参加とがある。(2)政策を形成する段階では審議会等への参加が、(3)政策を決定する段階では住民投票や、議員選出を通じた参加があげられる。(4)政策を執行する段階においては、執行過程を外部から監視する形が考えられ、市民オンブズマンの活動があてはまる。また、自治体と協働関係を取り結び、行政活動に参加する形態も近年、広まりつつある。(5)政策を評価する段階においても、外部から市民団体が評価する形態と、自治体の評価委員会に市民が加わる形態がありえるだろう。

表14-2 行政活動の5つの過程と市民参加・参画の諸形態

	情報共有過程	政策形成過程	政策決定過程	政策執行過程	政策評価過程
自治体	情報公開 公聴会、パブリック コメント	審議会	議会	協働	評価委員会
↑↓ 市民			住民投票	監視・評価(オンブズマン)	

間接民主制のもとでは政策決定過程は議会が握っているため、市民参加・参画は政策決定過程を除いた4つの過程が中心となる。公聴会の開催や、審議会・委員会への市民参加・参画は1980年代から行われているが、行政と市民との「協働」という言葉は1990年頃から広まった。

「協働」は情報提供・情報交換から協議会、イベントの共催、委託まで、表14-2のほとんどを含む多様な形態を意味する場合もあるが、行政から民間への委託に限れば、介護保険制度(2000年開始)、緊急雇用創出特別基金(1999年創設、2001年支給開始)、指定管理者制度(2003年施行)の影響によって急速に広まった。都市計画・まちづくりに関する委託では、調査や公共施設の運営、情報提供などが委託されている。

こうした委託事業の浸透は、市民参加・参画のあり方をどのように変えるだろうか。Osborne

と McLaughlin は、地方自治体と市民団体セクターの関係について、市民団体が公的サービスを供給することで生み出される関係 (co-production/ coordination) と政策決定に関与することで生まれる関係 (co-governance) の 2 つに分けたうえで、両者が密に形成されているタイプを地域ガバナンス (community governance) と呼ぶ (Osborne and McLaughlin, 2004: 579)。しかし、現実のイギリスの地域再生においては、サービス提供主体として行政の補完的役割を担わされてきた市民団体に対して 1997 年のブレア労働党政権成立後、一旦は地域ガバナンスの主体として行政とともに政策決定過程に関与することを期待しながらも、2002 年から再び、政策決定よりもサービス提供役割を偏重する方向へと転換した。日本における行政の民間委託の広がり、行政から市民ないし市民活動団体に期待する役割が政策形成・決定機能から公的サービスの供給機能へと移行していることを示すのか、それとも、地域ガバナンスの形成をもたらすのか。

分析の後半では、市民参加・参画の諸形態のうち、公的サービスの供給 (共同事業や委託事業などの実施) と政策形成過程への関与 (勉強会・審議会などへの出席) をとりあげて、検討しよう。

3 都市再開発への意識と行動

3-1 都市空間の形成に関わる市民活動団体

以下では、都市空間の形成に関与する団体に限定して分析するため、現在の活動分野で地域活性化またはまちづくりを選んだ団体 361 団体 (以下、都市関連の団体) のみを対象とした。この都市関連の団体には、主な活動分野が必ずしも地域活性化やまちづくりではない団体が含まれていることに注意したい。まず、都市関連の団体の特徴を把握するために、主な活動分野と結成の時期やきっかけ、活動空間などを見ていく。

都市関連の団体が現在重視する活動分野は、環境問題が最も多く、福祉、まちづくりの順である。市民活動団体全体と比べると、地域活性化・まちづくりの多さは当然として、環境問題を重視する団体の比率も高く、相対的に福祉団体の比率を下げている (表 14-3)。結成年を見ると、都市関連の団体は比較的新しく結成された団体が多い。市民および市区町村の権限が確立・拡大した 1990 年代に結成された団体が全体の 4 割以上を占めるとともに、「都市再生」下の 2002 年以降結成の団体が 3 割弱あり、住民運動が盛んな 1970 年代、市民参加・参画の試みが始まった 80 年代に結成された団体はあまり多くない。

表 14-3 現在最も重視する活動分野

	N	地域活性化	まちづくり	環境問題	福祉・保健・医療	自治・市民活動支援・政治	その他
都市関連	346	8.4%	13.6%	30.1%	17.9%	9.2%	20.8%
その他	549	0.0%	0.0%	18.9%	28.8%	9.3%	43.0%
総数	895	3.2%	5.3%	23.2%	24.6%	9.3%	34.4%

表 14-4 団体の結成年

	N	1979 年以前	1980~1991 年	1992~1998 年	1999~2001 年	2002~2006 年
都市関連	277	11.2%	18.8%	26.4%	16.6%	27.1%
その他	451	20.4%	23.9%	25.1%	12.6%	18.0%
総数	728	16.9%	22.0%	25.5%	14.1%	21.4%

表 14-5 団体結成の経緯

	N	新たに設立(他 団体と関係なし	既存の運動団体・ NPO・NGO から発展	企業の活動 の一環	自治体の政策 推進の一環	その他
都市関連	359	49.3%	32.9%	6.4%	7.5%	3.9%
その他	565	56.1%	30.1%	2.8%	3.9%	7.1%
総数	924	53.5%	31.2%	4.2%	5.3%	5.8%

表 14-6 活動する空間の範囲

	N	近隣市区町村	都道府県	国内	国内から海外	海外中心	その他
都市関連	359	51.8%	28.1%	12.3%	7.0%	0.8%	0.0%
その他	565	34.9%	25.5%	19.3%	16.1%	4.1%	0.2%
総数	924	41.5%	26.5%	16.6%	12.6%	2.8%	0.1%

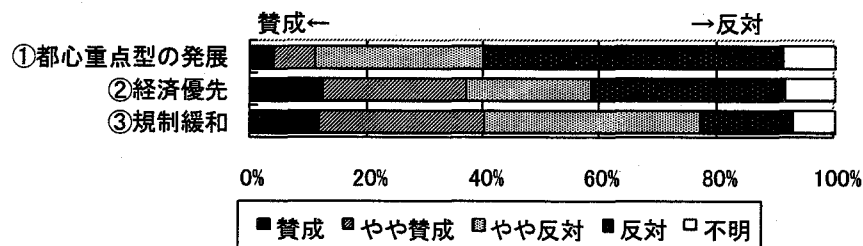
また、設立の経緯に関しては、都市関連およびその他の団体の約半数が他団体と直接関係なく設立されている(表 14-5)。しかし、都市関連の団体は企業の活動の一環や自治体の政策推進の一環として結成された団体の比率が高い。企業の活動の一環として結成された都市関連団体の半数(23 団体のうち 12 団体)は 2002 年以降に結成された新しい団体である。

都市関連の団体の活動空間は、近隣市区町村内が 5 割を占め、複数の都道府県内とあわせて 8 割にのぼる(表 14-6)。支援空間についても、活動空間に比べて近隣市区町村内がやや減るが、複数の都道府県内とあわせて 8 割以上を占める。都市関連団体はその他の団体より活動・支援の空間ともに小さく、地域に根ざした団体であると言える。

3-2 都市再開発への態度と抗議行動

次に、都市関連の団体 361 団体(現在の活動分野で地域活性化またはまちづくりを選んだ団体)について「都市再生」政策への態度を検討する。「都市再生」政策の特徴は、①国土均衡型ないし多極分散型開発から大都市、特に都心部への重点的開発への転換、②経済再生の手段としての都市再開発の利用(生活者の視点ではなく資本の論理の優先)、③規制緩和の 3 点にまとめられる。調査ではこの 3 点に関連した項目について市民活動団体のリーダー層に賛成・反対を尋ねた。

図 14-1 市民活動団体リーダーの政治的態度 (n=361)

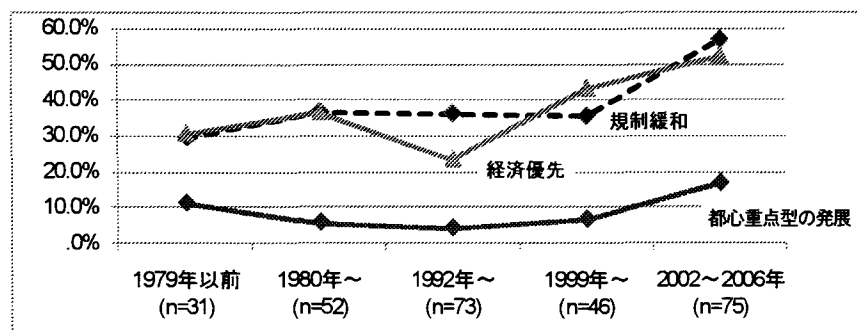


結果は、①都市内のバランスより都心に重点を置いた発展を目指すべきという項目に対して賛成は 1 割強にすぎなかった。また、②人間的な社会を作るためにもまず安定した経済が必要だ(経済優先)、③経済活動への公的な規制はなるべく少ない方が良いという項目では賛成がそれぞれ 4 割程度に留まる。これらの質問は直接、「都市再生」政策への賛否を問うものではないが、総合すると「都市再生」政策が目指す方向や手段に市民活動団体の多くが反対であるという様相が浮かび上がる。特に、①活力ある都心部に重点を置いて発展を目指すべきという項目

については強い反対を示した団体が半分以上であり、都心重点型の開発を推進する東京都や国の方針と市民活動団体リーダー層の意向が対立している。

全体としては、各項目に反対する比率が圧倒的に多いが、市民活動団体の結成時期によって都心重点型の発展、経済の優先、規制緩和に対して賛成する比率は異なる。「構造改革」が推進され「都市再生」政策が実施された2002年以降に結成された団体はそれらに賛成する傾向にあり、都や国が目指す都市開発の方向を支持していると言える。2002年以降に結成された団体には企業が設立の後押しをした団体が比較的多いことも関係するだろう⁴。2002年より前に結成された団体については、結成時期による差はほとんど見られないが、経済優先という項目に関しては1992年から1998年に結成された団体の賛成比率がかなり低い。この時期はバブル崩壊後の不況期にあたり、地価高騰にともなう都心のコミュニティ崩壊や不動産投資に走った末の企業倒産など、「経済優先」の失敗を目の当たりにする中で団体が結成されたことが賛成比率の低さに影響していると考えられる。

図14-2 結成時期別にみた各項目の賛成比率（都市関連の団体のみ）



では、市民活動団体はその意向をどのように行政に伝えているのか。過去3年間に市区町村や都県、省庁・政府のいずれかに要望書・意見書を提出したことがある団体は約47%、直接交渉や街頭行動を行ったことがある団体は約21%であった（表14-7）。まちづくりや地域活性化に携わる団体の半分は行政に対して何らかの抗議行動を行った経験があり、その他の活動分野の団体の約42%と比べて若干比率が高い。

表14-7 行政への抗議行動を行っている市民活動団体の比率

	N	抗議行動	
		抗議行動(要望書・意見書の提出および/ないし直接交渉・街頭行動)	抗議行動(要望書・意見書の提出 直接交渉・街頭行動)
市区町村	359	40.1%	16.2%
都県	359	26.5%	10.6%
省庁・政府	359	21.7%	10.9%
行政全体	359	49.6%	21.4%

都市関連の市民活動団体の圧倒的多数が国や都の都市開発方針と反対の志向をもつこと、過半の団体は抗議行動を通じて自らの意向を積極的に行政へ伝えているということは、国や都が後押しする都心重点型の開発がさしたる反対を受けていないように見える現状と矛盾する。この矛盾を解明する鍵は、市民参加や協働を促す仕組みにある。1980年代以降、市民参加を進める動きは全国に広まり、特に市区町村レベルでは都市計画の決定過程に市民が参加したり市民

活動団体の意見を聞いたりすること、行政と市民活動団体が共同事業を実施することは一般的になりつつある。こうした市民参加の仕組みを通じて、行政は市民活動団体の意向を吸い上げ、市民活動団体と行政との対立が顕在化することを防いでいるのではないか。

実際に、抗議行動を行ったことのある団体の約 8 割（178 団体のうち 142 団体）は政府からの意見聴取や審議会への参加、共同事業の実施など何らかの形で「市民参加」を経験している。この「市民参加」の比率は、抗議行動を行っていない団体の 6 割弱（181 団体のうち 105 団体）より高く、上記の推測は妥当であると言えよう。ただし、抗議行動の形態によって、市民参加の比率には明らかな差が存在する（表 14-8）。二種類の抗議行動のうち、より穏健な要望書・意見書の提出のみを行っている団体の 85%が市民参加を経験している一方、直接交渉または街頭行動のみを行っている団体では 5 割強にとどまる。この結果を行政と市民活動団体両方の側から考えることができる。団体間の差は、要望書・意見書を提出した団体がより敵対的な抗議行動へ向かう前に、そうした団体を集中的に市民参加制度のなかへ囲い込む行政の戦略の表れと解釈できる。また、直接交渉や街頭行動というかなり敵対的な行動しかとらない団体は、市民参加の制度には期待していないため参加せず、広く社会に訴えることで制度の外から行政の変革を目指しているとも考えられる。

もっとも、直接交渉・街頭行動のみを行っている団体の市民参加の比率は、抗議行動を何も行っていない団体における比率とあまり変わらない。直接交渉・街頭行動のみを行っている団体が非常に少ないことに注意する必要があるが、直接交渉や街頭行動を行うことは市民参加への回路を断つことにつながっていない。抗議行動と市民参加・参画の関連からは、「抗議・告発型から自治・参加型へ」（牛山, 2003）という変化よりも、自らの主張を通すために抗議行動、市民参加を問わずあらゆる手段を動員する市民活動団体の姿が浮かび上がる。市民参加の制度は抗議行動に取って代わるものではないが、主義主張のある市民活動団体にとっては行政と交渉する新たな手段を提供し、行政にとっては団体の抗議行動が先鋭化・急進化することを防ぐ緩衝材となっている。

表 14-8 行政への抗議行動の形態と市民参加・参画の比率

抗議行動の形態	市民参加・参画		合計
	あり	なし	
要望書・意見書の提出および 直接交渉・街頭行動	50 75.8%	16 24.2%	66 100.0%
要望書・意見書の提出のみ	86 85.1%	15 14.9%	101 100.0%
直接交渉・街頭行動のみ	6 54.5%	5 45.5%	11 100.0%
なし	105 58.0%	76 42.0%	181 100.0%
合計	247 68.8%	112 31.2%	359 100.0%

注) 行政のレベルに関わらず、「勉強会・審議会などへの出席」「共同事業や委託事業などの活動」「意見聴取やインタビュー、執筆依頼を受けた」いずれかに該当すれば、市民参加・参画の経験が「あり」と見なした。

3-3 誰が参加・参画するのか

市民参加・参画を経験した市民活動団体は非常に多いが、団体が期待した効果は得られたのか。団体の主義主張が行政過程に反映されたかどうかを実際に把握することは困難であるが、本論では市民参加・参画を行う市民活動団体に偏りがなければ見ること、市民参加の「効果」を推測する。統一された市民参加のルールが存在しないため行政過程にどのように市民活動団体の意見を取り入れるかは各自治体に任されているが、そもそも市民参加・参画の制度がどん

な団体にも開かれているかどうかは、その自治体における市民参加・参画の位置づけを示す。市民参加の制度に組み込まれた団体が恣意的に選ばれている状況では、政府の意向と対立する団体の意見が政策に反映されることは期待できないだろう。

さて、行政側が市民参加・参画する団体を選ぶとき、団体の活動年数の長さや会員数・予算規模の大きさ、法人格は団体の信頼性を示すものとして、基本的な選別基準となるだろう。特に、公的サービスの供給を任せるのであれば、団体が安定した組織基盤を確立しているかが重要になる。組織基盤と市民参加との関連をまとめたのが、表 14-9 である。明確な傾向はつかみづらいが、都県および省庁・政府レベルでは年間予算規模が大きい団体ほど市民参加の比率が比較的高くなり、1 億円以上の団体で参加の比率が最も高い。財政基盤の安定性によって、市民参加・参画できる市民活動団体が選別されていると言えよう。それに対して、市区町村レベルの参加については個人会員数は影響するが、会員数が 20 人から 200 人未満という中規模の団体において参加の比率が高い。また、結成時期が 2001 年までは、結成時期が最近である方が参加の比率がやや高くなるが、2002 年以降の団体では参加の比率が下がる。2-1 節で指摘したように、2002 年を境に都市計画の分野では市民参加と地方分権化の流れが逆転したが、そうした団体結成時の時代背景が団体の市民参加の動向と関連するのだろう。市区町村レベルにおいては、行政が会員数や財政などの基準で参加・参画する団体を選別するというよりは、市民活動団体がその主義主張を行政過程に反映したいかどうか、参加・参画を志向するかどうか参加を規定すると考えられる。

表 14-9 組織基盤と市民参加・参画の比率

	市区町村		都県		省庁・政府	
	N	sig	N	sig	N	Sig
1979 年以前	43.3%	(30) **	40.0%	(30)	30.0%	(30)
結成時期						
1980~1991 年	54.9%	(51)	42.3%	(52)	25.5%	(51)
1992~1998 年	74.0%	(73)	47.9%	(73)	28.8%	(73)
1999~2001 年	73.9%	(46)	39.1%	(46)	26.1%	(46)
2002~2006 年	46.7%	(75)	26.7%	(75)	12.0%	(75)
個人会員制度がない	43.2%	(37) *	27.0%	(37)	10.8%	(37)
個人会員数						
20 人未満	54.9%	(51)	25.5%	(51)	13.7%	(51)
20~49 人	67.5%	(77)	40.3%	(77)	15.8%	(76)
50~99 人	66.0%	(53)	44.4%	(54)	22.6%	(53)
100~199 人	75.0%	(52)	38.5%	(52)	32.7%	(52)
200 人以上	53.4%	(73)	46.6%	(73)	26.0%	(73)
年間予算規模						
10 万円未満	49.0%	(51)	25.5%	(51) *	6.0%	(50) **
10 万円以上~50 万円未満	65.5%	(55)	29.1%	(55)	9.1%	(55)
50 万円以上~100 万円未満	59.6%	(47)	39.6%	(48)	23.4%	(47)
100 万円以上~500 万円未満	61.3%	(80)	43.8%	(80)	18.8%	(80)
500 万円以上~1,000 万円未満	52.8%	(36)	33.3%	(36)	36.1%	(36)
1,000 万円以上~5,000 万円未満	68.9%	(45)	51.1%	(45)	37.8%	(45)
5,000 万円以上~1 億円未満	71.4%	(7)	42.9%	(7)	28.6%	(7)
1 億円以上	70.0%	(20)	70.0%	(20)	50.0%	(20)
法人格						
NPO 法人格あり	64.8%	(193)	39.7%	(194)	22.3%	(193)
NPO 法人格なし	55.3%	(161)	37.3%	(161)	21.3%	(160)

- 注) 1. 各グループにおける市民参加・参画を行っている団体の比率を示した。 ** p<.01 * p<.05
 2. 「勉強会・審議会などへの出席」「共同事業や委託事業などの活動」「意見聴取やインタビュー、執筆依頼を受けた」のいずれかに該当すれば、市民参加・参画の経験が「あり」と見なした。

では、市民活動団体が行政過程に参加・参画できるかどうかは、組織基盤や団体自身の参加志向のみで決まるのか。市民参加制度への参加団体の偏りを検討するために、都市開発に対する団体リーダー層の意識と抗議行動を組み合わせて、市民参加との関連をみていく。まず、都心重点型開発への賛否と行政への抗議行動の有無によって市民活動団体を次の4つに分類した。(a)都心重点型開発に賛成かつ行政への抗議行動を行っている団体(賛成・積極行動)、(b)都心重点型開発に賛成で行政に抗議行動を行っていない団体(賛成のみ)、(c)都心重点型開発に反対で行政に抗議行動を行っていない団体(反対のみ)、(d)都心重点型開発に反対かつ行政への抗議行動を行っている団体(反対・積極行動)。これらの団体がどのくらい市民参加を行っているかを、市区町村、都県、省庁・政府の3つのレベルに分けて比較した。

表14-10から、市区町村から省庁・政府までどのレベルにおいても、抗議行動を行う団体(賛成・積極行動および反対・積極行動)はそうでない団体(賛成のみ、反対のみ)よりも市民参加の比率が高いことが分かる。また、抗議行動も市民参加も、全体として行政単位が小さくなるほど行う団体の比率が上昇する(省庁・政府レベルで市民参加・参画する団体は約2割、都県では約4割、市区町村約6割)。ただし、団体によって傾向は異なる。都心重点型開発に反対し市区町村に抗議行動を行っている団体(反対・積極行動)は、約8割が市区町村レベルで市民参加を行っているが、都県、省庁・政府と行政単位が大きくなるほど市民参加を行う比率が下がる。それに対し、都心重点型開発に賛成し要望書や直接交渉などで積極的に意見表明する団体(賛成・積極行動)は、実数は少ないものの、行政単位が大きくなるほど市民参加の比率が上昇する。市区町村レベルにおいては団体の志向や行動に関わらず多くの団体が市民参加・参画を行っているが、都県や省庁・政府レベルの市民参加では団体の志向による明らかな偏りが存在する。

表14-10 都心重点型開発への態度と抗議行動、市民参加・参画

	市民参加・参画の比率		
	市区町村	都県	省庁・政府
(a)賛成・積極行動	60.0% (3/5)	85.7% (6/7)	100.0% (3/3)
(b)賛成のみ	42.4% (14/33)	37.5% (12/32)	14.3% (5/35)
(c)反対のみ	52.8% (86/163)	35.7% (74/207)	16.6% (36/217)
(d)反対・積極行動	77.8% (98/126)	45.1% (37/82)	38.0% (27/71)
合計	61.5% (201/327)	39.3% (129/328)	21.8% (71/326)

- 注) 1. 各グループにおける市民参加・参画を行っている団体の比率を示した。()内は市民参加を行っている団体の実数および合計数。各レベルにおいて最も高い比率を示したセルに網がけをした。
 2. 「勉強会・審議会などへの出席」「共同事業や委託事業などの活動」「意見聴取やインタビュー、執筆依頼を受けた」の3項目いずれかを行っていれば、市民参加・参画をしていると見なした。
 3. 行政への抗議行動および市民参加についての質問は行政レベルごとに行っているため、それぞれのレベルによって有効回答数は異なる。

行政のレベルによる参加団体の違いは、都市政策の違いを反映している。市区町村は地域住民や市民活動団体からの要望に直にさらされることが多く、都県や省庁・政府に比べると企業よりも地域住民を意識した政策にむかう傾向が強い。都市計画分野においては、規制緩和によって都心部を活性化しようとする都や政府の方針とは反対に、再開発をある程度コントロールしようとするだろう。こうした行政のスケールによる都市開発方針の違いが、市民活動団体の参加・参画のあり方に影響している。都心重点型の開発に反対する市民活動団体は市区町村と協働する一方で、都県や省庁・政府レベルでの参加・参画においては都心重点型の開発に賛成

する団体のプレゼンスが相対的に高くなっている。市区町村が都市計画に強い権限をもち、市民の声を積極的に取り入れている限り実害はない。しかし、「都市再生」政策のように、自治体が決めた都市計画に国が介入するとき、団体の志向によって国と協働する比率が異なり、国の方針に批判的な大多数の市民活動団体は参加・参画の制度から外されている現状は大きな問題であろう。

3-4 参加・参画の形態

最後に、市民参加の形態に注目し、公的サービスの供給（共同事業や委託事業などの実施）と政策形成過程への関与（勉強会・審議会などへの出席）のどちらに重点が置かれているかを簡単に確認しよう。2000年代に入って行政が公的サービスを民間に委託する傾向が広まっているが、行政は市民活動団体の役割を公的サービスの供給に限定して政策決定過程から弾きだそうとしているのか、それとも市民活動団体を地域ガバナンスの担い手と見なして政策決定、公的サービス供給の両面での協働を図っているのだろうか。

表 14-11 共同事業・委託事業および勉強会・審議会への参加の比率（結成年別）

	N	共同事業・委託事業			勉強会・審議会		
		市区町村	都県	省庁・政府	市区町村	都県	省庁・政府
1979年以前	30	13.3%	13.3%	3.3%	36.7%	36.7%	26.7%
1980年代	52	30.8%	19.2%	9.6%	48.1%	32.7%	19.2%
1992~1998年	73	39.7%	23.3%	11.0%	64.4%	43.8%	20.5%
1999~2001年	46	41.3%	15.2%	8.7%	63.0%	28.3%	13.0%
2002~2006年	75	21.3%	9.3%	8.0%	33.3%	18.7%	2.7%
計	276	30.4%	16.3%	8.7%	49.6%	31.5%	14.9%
sig.		*			**	*	**

注) 数値は実施ないし参加している団体の比率である。 * p<.05 ** p<.01

表 14-11 によれば、行政のどのレベルにおいても、共同事業・委託事業の実施の比率より勉強会・審議会への参加の比率の方が高い。また、共同事業・委託事業の実施および勉強会・審議会への参加どちらにおいても、市区町村レベルにおいて行っている団体が最も多く、都県、省庁・政府の順に比率が下がっていく。今回の調査は一時点での調査であるため市民参加の形態の変化は追えないが、現時点では政策形成過程への参加の方が公的サービスの供給よりも市民参加の形態として主流であると言える。

さらに詳しく見ると、市区町村レベルにおいては、共同事業・委託事業、勉強会・審議会への参加のどちらも団体の結成年が 2001 年まではほぼ近年になるほど実施しているが、2002 年以降に結成された新しい団体は参加の比率が低い。都県レベルでは 1992 年~1998 年結成の団体をピークにして、それ以降に結成された団体では参加比率が下がる傾向にある。

共同事業・委託事業の実施と勉強会・審議会への参加を比べた場合、基本的には後者の比率が高いが、2002 年以降に結成された団体では省庁・政府レベルで共同事業・委託事業実施の比率の方が高くなっている。また、都県、市区町村レベルにおいても両者の比率の差がそれ以前に結成された団体よりも小さい傾向が見られる。この傾向が、3-2 節でみた団体リーダー層の意識の差（図 14-2）によるものか、あるいは新しい団体から順に市民参加の重点を共同事業・委託事業へ移していこうという行政の意向を反映したものであるかは、今後の動向を見守りながら検討する必要があるだろう。

4 結論

本論の分析の出発点は、国が主導する「都市再生」政策に対して圧倒的な批判がありながら、なぜ政府と市民の対立が顕在化しないのかという素朴な問いであった。結成時期で分けた場合、2002年以降の「都市再生」政策下に結成された都市関連の団体は、それ以前に設立された団体に比べて、都心重点型、経済優先、規制緩和という「都市再生」に深く関わる価値を支持する傾向にあることが分かった。しかし、全体として見たとき、「都市再生」的な考え方を支持する団体は少数派である。

市民活動団体と行政との関わり方を検討する中で見えてきたのは、市民参加の制度が果たす役割と参加・参画する団体の偏りである。要望書の提出や街頭行動など積極的な抗議行動を通じて意見を表明している市民活動団体ほど、審議会や行政からのインタビュー、共同事業などに関わっていた。団体の意向を行政側に伝える様々な機会をもつことで、時には行政の方針と対立しながらも、その対立は激化しない水準にとどまっている。ただし、市民参加・参画が抗議行動に取ってかわったわけではなく、市民参加制度が有効でないと判断されれば、市民活動団体と行政との対立が再燃する可能性も残されている。

市民参加や市民と行政とのパートナーシップは今や全国的に普及しており、特に市区町村レベルではほぼ定着した。しかし、どのような団体が行政過程に参加・参画しているのかは、行政のレベルによって異なっていた。市区町村レベルでは都市開発に対する考え方に関わらず多くの団体が参加する傾向にあったが、都県、省庁・政府のレベルにおいては行政の都市開発方針に近い考えをもつ団体が相対的に参加する比率が高くなっている。審議会への出席や共同事業によって都市計画・政策が完全に決まるわけではないが、行政の意向に近い団体が選ばれているように見える状況は市民参加・参画制度への信頼を損なう。制度の公平性・透明性を保つためには参加する団体の偏りをなくすか、選別の基準を明確にすることが必要だろう。

参考文献

- 市川虎彦, 2006, 「新しい住民参画の技法と政策決定」岩崎信彦・矢沢澄子監修『地域社会の政策とガバナンス』東信堂, 215-228.
- 五十嵐敬喜・小川明雄, 2003, 『「都市再生」を問う』岩波書店.
- 町村敬志, 1987, 「低成長期における都市社会運動の展開—住民運動と『新しい社会運動』の間—」庄司興吉・栗原彬編『社会運動と文化形成』東京大学出版会, 157-184.
- 片桐新自, 1997, 「公共政策と住民運動」蓮見音彦・似田貝香門・矢沢澄子編『現代都市と地域形成』東京大学出版会: 121-137.
- Osborne, Stephen P. and McLaughlin, Kate, 2004, “The Cross-Cutting Review of the Voluntary Sector: Where Next for Local Government- Voluntary Sector Relationships?” *Regional Studies*, 38(5): 571-580.
- 牛山久仁彦, 2003, 「市民運動の変容とNPOの射程——自治・分権化の要求と政策課題への影響力の行使をめぐる」矢澤修次郎編『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会, 157-178.
- 矢作弘, 2002, 「ランドデザインなき『都市再生』」『都市問題』93(3): 3-15.

¹ 1980年代に住民運動が減ったというイメージに対して、むしろ運動の数は増えていることが片桐(1997)、町村(1987)によって指摘されている。

² 「都市再生」政策をめぐる議論については『都市問題』(第93巻第3号)、『都市問題研究』

(第54巻第6号)、『地域開発』(448号、462号、492号)の特集を参照のこと。また、実務系の雑誌では、2001年に『建設業界』(第50巻第2号)、『財界』(第49巻第20号)、『港湾』(第78巻第10号)、『鉄鋼界』(第51巻第10号および第11号)などでいち早く政府の取り組みが紹介されている。

³ 個別の「都市再生」事業については、千代田区丸の内ビルディング(三菱地所)の保全を求める運動や、港区虎の門・六本木地区の再開発(森ビル)への反対運動などが起きており、また、「都市再生」事業以外でも高層マンションへの反対運動は各地で頻発している。

⁴ 企業の活動の一環として結成された団体は、2002年以降に結成された団体の16.2%を占め、全体の6.2%に比べてかなり高い。

第15章 市民社会組織の活動アリーナ

—その構造と動態—

町村 敬志

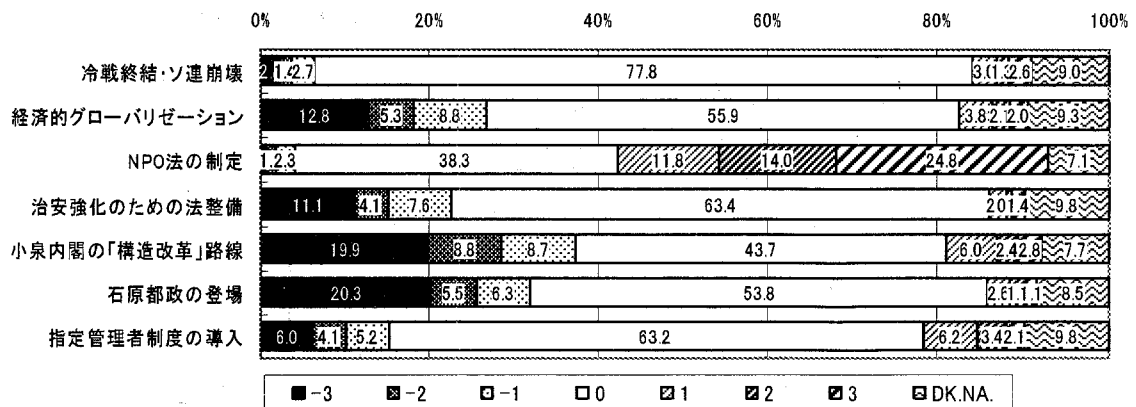
社会運動／市民活動を取り巻く状況は1990年代以降大きく変化をした。冷戦終結以降、経済的グローバリゼーション、新自由主義など国境を越える動きが日本国内の政治・経済・社会を翻弄する。規制緩和が進み、政府に代わって企業や市民社会の各種アクターの果たす役割が拡大するなか、特定非営利活動促進法が制定され（1998年）、NPO法人の数は増加の一途をたどった。他方で、国・自治体の「構造改革」は格差や排除などの問題を引き起こし、また市民セクターの「動員」という事態を招いたとされる。はたして、「自発性の動員」か、それとも市民社会の拡大か。一連の変化は社会運動／市民活動の団体構成にどのような影響を与えているのか。

この章では、社会運動／市民活動団体が自らの目標達成と利害追求をめざして他の団体・組織との間で多様な関係を取り結ぶ舞台を、市民社会組織の活動アリーナと呼ぶ。こうした活動アリーナの構造について、従来、印象的に語られることはあっても、実際のデータに基づいて語られることはほとんどなかった。以下では、調査の結果を利用しながら、第1に、社会運動／市民活動の団体が他の社会運動／市民活動の団体との間でどのような関係を取り結んでいるのか、第2に、行政や企業など他の領域の団体・組織とどのような関係を取り結んでいるのか、検討する。

1 変化する時代背景——グローバリゼーションと新自由主義の台頭

1990年代以降の変化を考える場合、見落としてならないのは、ローカル、ナショナル、グローバルという異なる水準の出来事が相互に関連しあいながら、私たちの日常生活の背景を形作るようになってきたという事実である。日本の市民社会セクターもその例外ではない。本調査では、冷戦終結以降の7つの出来事について、自らの団体の活動にどのような影響を及ぼしたと感じているかを尋ねた。

図15-1 「近年の出来事が団体に及ぼした影響」に関する評価点（-3～+3）（n=931）



回答は、もっとも「悪い影響」を-3、もっとも「良い影響」を3とする7点尺度による。団体結成前に起きた出来事については「その後の影響」として答えていただいた。回答結果を図15-1に示した。

総じて「0点」が半数以上を占める中で、「NPO法の制定」からはプラスの影響を受けた団体が、また「小泉内閣の「構造改革」路線」からはマイナスの影響を受けた団体が、それぞれ約半数近くという比較的高い割合を占めた。これら一国レベルの出来事に続き、ローカル・レベルの出来事である「石原都政の登場」、グローバル・レベルの出来事である「経済的グローバリゼーション」がいずれもマイナスの影響面で高い割合を示す。

では、この影響の評価点は団体の特徴とどう関係しているか。出来事の多くが1990年代以降のものであること考えれば、団体の結成時期との関係をまず問う必要がある(図15-2)。最近結成の団体ほど、どの項目でも平均点が高い。そのなかで特に目をひくのが、「NPO法の制定」「小泉内閣の「構造改革」路線」「石原都政の登場」の影響評価に関して、1990年代前半以前に結成された団体とその後結成された団体の間では、明確な差がみられることである。「改革」登場以前から存在する団体にとって、新自由主義的「改革」が総じてマイナスの影響を及ぼしたと受け止められたことが、ここからわかる。

図15-2 「近年の出来事」の影響に関する評価
——「結成年ごとの平均点」——

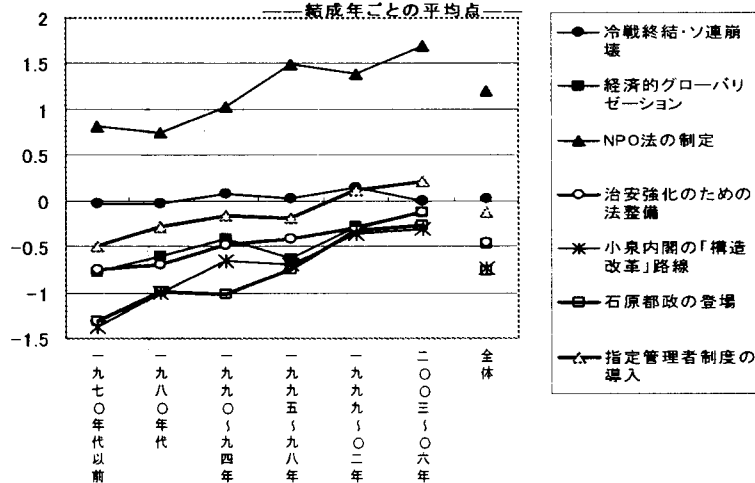
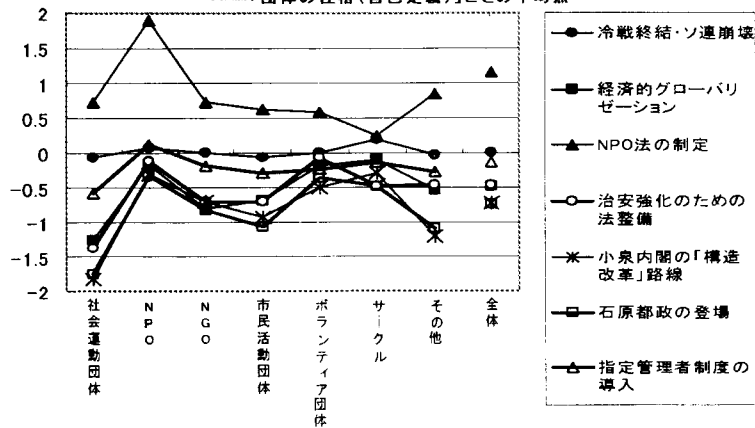


図15-3 「近年の出来事」の影響に関する評価
——「団体の性格(自己定義)」ごとの平均点——



影響の差異は、図 15-3 にあるように「団体の性格（自己定義）」とも深く関係している。結成時期の概して古い「社会運動団体」では、全般的にどの項目でもマイナスの影響評価が大きい。また NGO や「市民社会組織」にも否定的な評価が概して多い。これに対して、「NPO」と自己定義する団体では、「NPO 法の制定」が飛び抜けてプラスに評価されている。しかしこのほかは平均で 0 に近く、影響の存在が意識されていないか、あるいは明確な回答を避ける傾向がうかがわれる。

ここから、市民活動団体、とりわけ NPO における「政治的保守化」や「新自由主義への適応」という傾向を指摘することは、それほど難しいことではない。だが、これだけではあまりに印象論に過ぎる。なぜなら、否定的影響を感じる団体とそうした意識をもたない団体の中間には、「市民活動団体」や「NGO」など多様な団体がさらに分厚く存在しており、新自由主義の影響もまたこれら団体の性格ごとに、また活動領域ごとに、異なる形をとっていると考えられるからである。そこで、次に、社会運動／市民セクターの構成じたいを取り上げながら、さらに検討を深めていくことにしよう。

2 市民社会セクターの内部構造——活動分野（インダストリー）からの視点

2-1 活動分野（インダストリー）の構造分析

社会運動／市民活動が取り組むテーマ領域は実際にはきわめて多岐にわたる。個別の組織は、活動のスケールこそ違え、それぞれ独自の目標と利害をもつ。しかし、現実に既存の社会に何らかの変化を起こそうとするとき、個別の組織だけでは壁にぶつかることが少なくない。メディアの注目を集め幅広い人びとの支持を得て活動の正統性を確立するためにも、また、制度化された政策領域を前に、政府や企業、各種団体などへの影響力を行使するためにも、類似のテーマを掲げる組織／団体がゆるやかな形につながり、その活動領域の存在自体を社会的に認知させることに一定の利得が生ずるようになる。ちょうど経済活動の世界に生産物の種類に応じて「業界」があるように、社会運動／市民活動の世界にも活動テーマ領域ごとの「業界（social movement）industries」がある。こうした観点に立てば、市民社会セクター全体は複数の「業界」からなる集合体としてみることもできる。

本調査でも、活動分野をあらかじめ 84 の細分類に分け、それぞれについて活動しているかどうかを尋ねた。またあわせて、細分類を束ねた 16 の大分類ごとに、「結成時にもっとも重視していた分野」と「現在もっとも重視している分野」を尋ねた。これら設問を組み合わせていくことにより、社会運動／市民活動の各「業界」がどのような団体によって構成されているかを、明らかにすることができる。

表 15-1 をみてみよう。活動分野全体をここでは 18（調査結果を踏まえ 2 つの大分類を分割し、当初の 16 を 18 とした）に分けている。各団体は、「現在もっとも重視している分野」をもつ一方で、実際にはそれを含む複数の分野にまたがって活動していることが多い。ここから、個別の団体を介した活動空間のクロスオーバーという現実が浮かび上がっている。たとえば、「環境問題」分野に取り組む団体は、合計 414 のうち、同分野を「最重視する」団体が約半数を占める。これに対して、

「職業・労働・雇用」分野の場合、同分野を「最重視する」団体は13%に止まり、他の幅広い分野の団体が同分野の活動を担っていることがわかる。

このように、社会運動／市民活動の各活動分野（「業界」）には、いわばコアになる当該分野の「最重視層」と、他の領域を主分野としながらも活動に参加する「周辺層」が存在する。活動分野全体の存在感は2つの層を含めた全体の規模によって左右される。しかし、各活動分野の直接的な影響力とその内容は、おそらくコアとなる「最重視層」の規模と特性によってとりわけ左右されるだろう。したがって、新自由主義的動きへの対応を検討する場合にも、各活動分野のこうした構造を念頭におかなければならない。

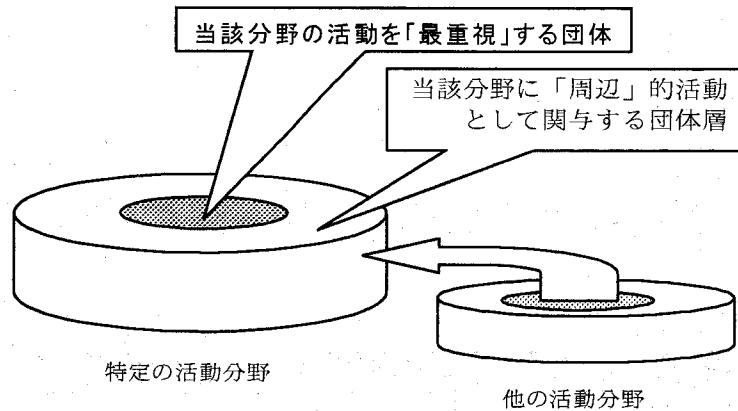
表15-1 活動分野間のクロスオーバー：各活動分野で実際に活動している団体が現在最も重視する分野とは

活動分野 (18分類)	各分野で実際に活動する団体のコア活動分野の比率—その団体が現在最も重視する活動分野別比率—(横方向合計100%)																		
	地域活性化	まちづくり	職業・労働・雇用	環境問題	人権擁護	文化・芸術・スポーツ	消費者	情報・先端技術	ジェンダー・セクシュアリティ	教育	国際協力・国際化	戦争・平和	福祉サービス	自立支援	災害救援・地域安全	市民活動支援	政治	スピリチュアル・宗教	団体数
地域活性化	15.7	8.9	3.7	10.4	2.1	5.2	3.7	2.6	2.6	4.2	3.1	1.0	11.0	5.8	0.5	8.9	0.5	0.5	191
まちづくり	7.0	17.3	2.2	11.5	1.5	2.2	0.7	0.4	1.8	2.2	1.1	1.1	12.1	5.9	1.1	8.1	1.5	0.4	272
職業・労働・雇用	6.7	2.8	13.3	11.1	5.0	2.8	2.8	1.1	3.3	3.9	3.3	1.7	15.4	15.4	0.0	8.3	2.2	0.6	180
環境問題	4.6	6.3	1.4	50.2	1.2	3.1	3.1	0.5	0.7	3.4	3.4	3.1	6.0	2.4	1.0	8.3	2.4	0.2	414
人権擁護	2.2	2.2	5.4	4.9	16.3	2.7	1.6	0.0	7.1	5.4	10.9	7.1	8.7	12.0	0.5	5.4	7.1	0.5	184
文化・芸術・スポーツ	4.4	4.4	1.5	18.2	4.4	18.7	1.5	2.0	4.4	5.9	3.9	4.4	8.9	6.9	0.5	5.4	3.9	0.5	203
消費者	8.5	3.5	3.5	20.6	2.1	3.5	13.3	1.4	2.1	3.5	3.5	3.5	12.1	5.0	0.7	7.1	5.0	0.7	141
情報・先端技術	9.0	4.1	2.5	14.8	3.3	5.7	4.1	9.0	3.3	4.9	3.3	1.6	11.5	4.9	1.6	9.0	6.6	0.8	122
ジェンダー・セクシュアリティ	1.5	2.2	8.1	4.4	11.0	2.9	0.7	0.0	22.8	3.7	6.6	3.7	14.0	2.2	0.0	6.6	8.8	0.7	136
教育	4.4	3.2	2.3	18.5	3.8	6.1	2.3	1.5	2.9	18.6	4.4	2.9	10.5	6.1	1.2	7.3	3.5	0.6	344
国際協力・国際化	3.7	1.4	2.3	14.7	6.4	6.4	3.2	0.9	3.7	5.0	14.8	6.4	7.8	2.3	0.9	6.0	3.7	0.5	218
戦争・平和	3.4	2.0	4.0	8.1	6.0	3.4	3.4	0.7	4.7	4.0	7.4	11.4	8.1	2.7	0.7	8.1	10.1	0.7	149
福祉サービス	4.5	3.0	3.0	6.9	3.9	2.4	2.1	0.9	3.6	5.4	2.1	1.5	18.6	11.3	0.0	7.2	1.5	0.3	335
自立支援	2.9	1.2	2.5	4.5	4.9	2.5	2.1	0.4	2.1	2.5	1.2	2.1	17.4	14.2	0.0	4.9	3.3	0.4	243
災害救援・地域安全	7.5	6.7	3.3	26.7	7.5	1.7	2.5	2.5	0.0	3.3	4.2	4.2	6.7	5.8	6.7	9.2	0.8	0.8	120
市民活動支援	3.6	6.1	3.2	14.2	4.1	3.6	2.7	1.1	2.5	5.2	3.6	3.2	12.4	5.9	0.9	14.3	2.9	0.0	444
政治	0.8	4.1	4.1	10.4	7.4	3.3	2.3	0.0	2.5	4.1	2.5	13.9	7.4	4.1	0.0	9.0	17.1	0.8	122
スピリチュアル・宗教	7.7	1.9	0.0	13.5	0.0	9.6	1.9	0.0	5.8	7.7	5.8	5.8	15.4	15.4	0.0	3.8	1.9	3.8	52
全体	3.2	5.3	2.7	23.2	3.4	4.2	2.1	1.2	3.5	6.4	6.0	3.8	15.3	9.3	0.9	6.9	2.3	0.2	895

注1： 1つの団体は複数の活動分野にまたがって活動しているため、分野ごとの団体数合計は団体総数を超える。

注2： 行方向の活動分野ごとに、最も比率の高い団体活動分野を「太字・塗りつぶし」で示し、二番目に高い分野を「塗りつぶし」で示す。

図15-4
社会運動／市民活動
における活動分野の
クロスオーバー



2-2 新自由主義のまだらなインパクト——各活動分野の「コア」と「周辺」

図15-4は、以上を簡単な模式図として示したものである。これにもとづき、各活動分野を構成する団体群を「最重視層」と「周辺層」とに分けた上で、それぞれが、新自由主義の影響をどのように評価しているかを検討することにした。選出した設問は、図15-1において回答にばらつきの大いことが明らかとなった「小泉内閣の「構造改革」路線」が団体に与えた影響についてである。18の各活動分野について「最重視」団体と「周辺の」団体とが、それぞれどのような回答を行ったのかを、一覧表としてまとめたのが、表15-2と表15-3である。

両方の表において、各活動分野ともおおむね、「0」点のところにピークがきている。しかしながら、「最重視層」の場合には、「職業・労働・雇用」「消費者」「戦争・平和」「自立支援」「政治」の各活動分野の団体において、また「周辺層」の場合には、「人権擁護」「ジェンダー・セクシュアリティ」「戦争・平和」「政治」の各活動領域の団体において、それぞれ「-3」点にピークがきている（濃い網掛けの部分）。さらに、「最重視層」の場合の「環境問題」「人権擁護」「文化・芸術・スポーツ」「ジェンダー・セクシュアリティ」「教育」「福祉サービス」の各活動分野の団体において、また「周辺層」の場合の残りすべての活動分野の団体において、「0」点について「-3」点が第2位の比率を占めている（淡い網掛けの部分）。このことは前者の各活動分野には、「小泉内閣の「構造改革」路線」に対する「否定」派が多いことを意味する。また後者の各活動分野では、同じく中立的な立場と否定的な立場が共存していることを意味する。

以上を踏まえ、これら二つの表の結果をひとつにまとめ、「小泉内閣の「構造改革」路線」に対する評価という観点から、社会運動／市民活動の各活動分野を分類したのが、表15-4である。全体は、1) 最重視層は小泉「構造改革」に肯定的だが、周辺層で意見が割れている「コア肯定・周辺分極」型、2) 最重視層、周辺層ともに意見が割れている「全体分極型」、3) 意見が割れている最重視層を、否定的な周辺層が囲む「コア分極・周辺否定」型、4) 最重視層は否定的だが、周辺層では意見が割れている「コア否定・周辺分極」型、そして5) 最重視層、周辺層ともに否定的な「全体否定」型の5類型に分けられる。

これらの結果は非常に興味深い。たとえば、「災害救援・地域安全」「市民活動支

表15-2 「小泉「構造改革」路線」が団体に及ぼした影響の評価--各分野の「最重要」団体

活動分野(18分類)	「小泉内閣の「構造改革」路線」の影響評価(-3~+3)(%)								団体数
	-3	-2	-1	0	1	2	3	合計	
地域活性化	7.69	15.38	3.85	61.54	7.69	0.00	3.85	100	26
まちづくり	2.22	11.11	6.67	57.78	11.11	2.22	8.89	100	45
職業・労働・雇用	54.17	0.00	4.17	20.83	8.33	8.33	4.17	100	24
環境問題	16.32	7.89	5.79	58.42	6.32	2.63	2.63	100	190
人権擁護	37.04	7.41	7.41	40.74	0.00	7.41	0.00	100	27
文化・芸術・スポーツ	14.71	14.71	0.00	55.88	5.88	2.94	5.88	100	34
消費者	36.04	21.05	5.26	26.72	5.26	0.00	5.26	100	19
情報・先端技術	10.00	0.00	10.00	80.00	0.00	0.00	0.00	100	10
ジェンダー・セクシュアリティ	19.35	9.68	19.35	45.16	3.23	3.23	0.00	100	31
教育	25.00	8.93	3.57	46.43	8.93	7.14	0.00	100	56
国際協力・国際化	14.58	0.00	8.33	72.92	4.17	0.00	0.00	100	48
戦争・平和	42.42	3.03	9.09	26.36	0.00	3.03	4.06	100	33
福祉サービス	21.26	12.60	18.11	33.86	8.66	1.57	3.94	100	127
自立支援	34.18	13.92	13.92	34.18	2.43	1.27	0.00	100	79
災害救援・地域安全	0.00	0.00	0.00	75.00	25.00	0.00	0.00	100	8
市民活動支援	10.91	7.27	12.73	52.73	12.73	1.82	1.82	100	55
政治	57.89	10.53	10.53	21.05	0.00	0.00	0.00	100	19
スピリチュアル・宗教	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100	1
全体	21.88	9.25	9.38	47.72	6.49	2.52	2.76	100	832

注:太字は第1位、斜字体は第2位を示す。

表15-3 「小泉「構造改革」路線」が団体に及ぼした影響の評価--各分野の「周辺の」団体

活動分野(18分類)	「小泉内閣の「構造改革」路線」の影響評価(-3~+3)(%)								団体数
	-3	-2	-1	0	1	2	3	合計	
地域活性化	13.84	8.81	8.18	44.03	13.84	6.29	5.03	100	159
まちづくり	18.55	11.76	12.22	42.08	8.60	1.36	5.43	100	221
職業・労働・雇用	23.23	13.55	12.26	34.19	7.74	4.52	4.52	100	155
環境問題	19.02	11.71	9.76	42.44	8.78	2.93	5.37	100	205
人権擁護	38.91	14.19	11.49	27.70	5.41	1.35	1.35	100	146
文化・芸術・スポーツ	23.35	12.57	10.78	37.72	6.59	3.59	5.39	100	167
消費者	21.74	15.65	9.57	41.74	4.35	4.35	2.61	100	115
情報・先端技術	24.32	13.51	8.11	39.64	9.01	0.90	4.50	100	111
ジェンダー・セクシュアリティ	34.00	13.00	15.00	31.00	3.00	2.00	2.00	100	160
教育	22.03	12.24	7.69	43.36	7.69	2.80	4.20	100	286
国際協力・国際化	27.95	9.94	11.80	37.27	5.59	4.35	3.11	100	161
戦争・平和	42.86	12.50	8.93	33.23	1.79	2.68	0.00	100	112
福祉サービス	23.63	13.57	9.05	37.19	8.04	3.02	3.52	100	199
自立支援	26.58	10.13	15.19	34.18	6.33	3.80	3.80	100	158
災害救援・地域安全	20.54	8.93	10.71	41.07	7.14	4.46	7.14	100	112
市民活動支援	25.47	12.33	9.92	38.87	5.90	4.02	3.49	100	373
政治	44.66	8.74	12.62	18.43	7.77	3.88	3.38	100	103
スピリチュアル・宗教	13.04	10.87	13.04	58.70	2.17	0.00	2.17	100	46

注:太字は第1位、斜字体は第2位を示す。各団体が複数回答しているため合計は団体総数を超える。

表15-4 各活動分野（活動インダストリー）はどのような団体によって構成されているか

「小泉構造改革」評価からみた内部構造類型	活動分野(18分類)	当該分野の「最重視層」			当該分野の「周辺層」			「最重視層」に対する「周辺層」の団体数比
		「小泉構造改革」の影響評価			「小泉構造改革」の影響評価			
		分布タイプ	平均 (-3~+3)	該当団体数	分布タイプ	平均 (-3~+3)	該当団体数	
コア肯定 周辺分極型	(スピリチュアル・宗教)	肯定型	3.00	1	分極型	-0.65	46	46倍
	災害救援・地域安全	肯定型	0.25	8	分極型	-0.53	112	14倍
	情報・先端技術	肯定型	-0.40	10	分極型	-0.84	111	11.1倍
	市民活動支援	肯定型	-0.38	55	分極型	-0.87	373	6.8倍
	地域活性化	肯定型	-0.38	26	分極型	-0.26	159	6.1倍
	まちづくり	肯定型	0.07	45	分極型	-0.64	221	4.9倍
	国際協力・国際化	肯定型	-0.48	48	分極型	-0.92	161	3.3倍
全体分極型	教育	分極型	-0.73	56	分極型	-0.72	286	5.1倍
	文化・芸術・スポーツ	分極型	-0.44	34	分極型	-0.76	167	4.9倍
	福祉サービス	分極型	-0.83	127	分極型	-0.88	199	1.6倍
	環境問題	分極型	-0.51	190	分極型	-0.60	205	1.1倍
コア分極 周辺否定型	人権擁護	分極型	-1.19	27	否定型	-1.43	146	5.4倍
	ジェンダー・セクシュアリティ	分極型	-0.87	31	否定型	-1.30	100	3.2倍
コア否定 周辺分極型	職業・労働・雇用	否定型	-1.29	24	分極型	-0.79	155	6.5倍
	消費者	否定型	-1.37	19	分極型	-0.85	115	6.1倍
	自立支援	否定型	-1.39	79	分極型	-0.90	158	2倍
全体否定型	政治	否定型	-2.05	19	否定型	-1.37	103	5.4倍
	戦争・平和	否定型	-1.18	33	否定型	-1.55	112	3.4倍

注：「最重視」「周辺」は各団体からみた「位置づけ」であって、当該の活動分野における「中心」「周辺」を必ずしも意味しないことに注意を要する。

援」「地域活性化」「まちづくり」といった活動分野は、一方で阪神・淡路大震災以降におけるボランティア活発化や地域コミュニティ再生の流れのなかで、また他方では「国民保護法」（2004年）や地域犯罪予防など治安維持強化の流れのなかで、地域動員型の活動をめぐり、もっとも評価の分かれる活動領域であった。この分野で活動するコア層において、「構造改革」路線が肯定的に受け止められていることは予想の範囲内と言えるが、周辺層にまで担い手層を広げると、必ずしも一枚岩ではないという状況が浮き彫りになる。

労働条件の規制緩和や不況の影響が直撃している「職業・労働・雇用」の領域は、近年、多くの団体が参画している領域である。そのコアには、新自由主義に批判的な団体が多いのに対し、周辺部にまで目を向けると、その構成団体はやはりここでも一枚岩ではない。また、「ジェンダー・セクシュアリティ」や「人権擁護」といった、近年の社会運動の中核的テーマ領域において、他の運動と並行して参画する周辺部の団体では否定派が多いのに対し、コア部分の団体には、新自由主義への否定派だけでなく、穏健な中立派が含まれていることがわかる。

このような「まだら」模様がどのように生み出されるのか。それは、「自発性の動員」の証拠なのか、それとも市民社会の拡大・浸透の証左なのか。現実に即したりアルな分析が求められる。

3 市民活動団体の活動アリーナ——組織連関の視点から

つぎに、社会運動／市民活動の外にある組織との連関という視点から、活動アリーナの成り立ちを検討してみよう。市民活動団体による活動の圏域はどのように構成されているのだろうか。また、そこでは、多様な機関・組織を対象にどのような関係が展開しているのか。本調査では、各団体に対して、政府・行政機関、企業、政治家・政治団体・議員など7つの機関・組織との間で、過去3年の間に計10種類の「関わり方」の経験があるかどうかを尋ねた（問25）。

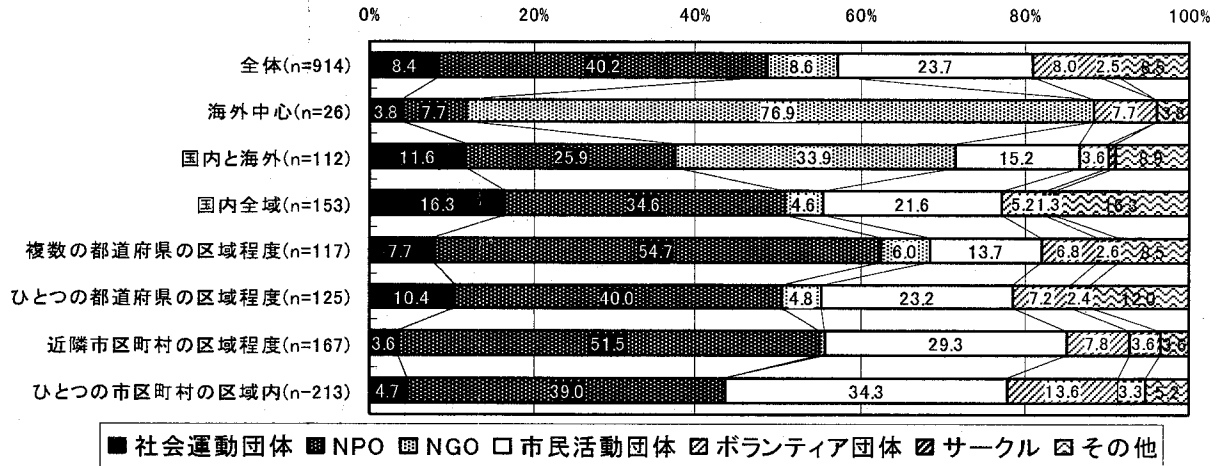
結果は表15-5にあるように、計70の組み合わせのうち、「市区町村」の「主催イベントに参加した」の39.8%を筆頭に、30%台の団体が経験した項目が計3個（他に「市区町村」の「勉強会・審議会に参加した」37.2%、「マスコミ・出版社」から「意見聴取やインタビュー、執筆依頼を受けた」33.1%）、20%台が計10個あった。ただし、この数字は全体の単純平均に過ぎない。

実際には、図15-5にもあるように、「活動の主な地域」ごとに団体のタイプは大きく異なっている。たとえば「海外中心」では「NGO」が圧倒的多数を占め、ローカルになるほど「市民活動団体」と「NPO」の割合が大きくなる。また「社会運動団体」は「国内全域」で相対的に大きな位置を占める。したがって、こうした活動の舞台に応じて、市民活動団体と機関・組織との「関わり方」にはさまざまなヴァリエーションが生まれている。

表15-5 政府・行政機関・企業等との過去3年間の関係——「ある」と答えた団体比率(%)
(n=931、15%以上の団体が「ある」と答えた項目について斜字体で表記)

関係対象の 機関・組織	左記機関に対して					左記機関から				
	主催イベントに 参加した	勉強会・審議会 に参加した	共同事業や委託 事業を実施した	要望書・意見書 を提出した	直接交渉や街頭 行動を実施した	活動・事業資金 の助成を受けた	活動場所・機材 の提供・貸与を 受けた	情報の提供を受 けた	意見聴取やイン タビュー、執筆 依頼を受けた	活動への干渉や 制約を受けた
市区町村	39.8	37.2	22.6	28.7	10.8	22.1	27.5	29.4	14.7	4.0
都・県	21.9	22.8	12.0	21.3	8.3	12.1	9.5	21.2	9.0	2.1
中央省庁・政府	11.6	14.3	6.3	21.6	10.3	6.6	2.4	13.9	7.4	2.3
企業	6.8	6.8	7.6	6.0	3.0	16.0	7.8	7.7	6.0	0.5
国際機関・外 国政府	6.1	4.5	1.7	6.4	2.5	1.5	0.4	5.0	2.7	0.2
マスコミ・出版社	4.7	2.6	2.0	8.5	1.7	0.4	0.4	7.2	33.1	0.1
政党・政治団 体・議員	6.4	9.0	1.3	17.8	8.1	0.8	1.5	13.0	8.3	0.3

図15-5 「活動の主な地域」別にみた「団体の性格(自己定義)」構成比(%)



アリーナ水準ごとに各団体はどのような「関わり方」を示しているのだろうか。図11-5の計7つのグラフは、「団体の性格(自己定義)」分類のうちの主要な5類型である「社会運動団体」「NPO」「NGO」「市民活動団体」「ボランティア団体」について、各「関わり方」への関与率を対象機関ごとに図示したものである。

たとえば「市区町村」との関わり方をみると、「市民活動団体」と「NPO」がともに高い関与率を示す。ただし「NPO」が、「共同事業・委託業務の実施」など、もっぱら「協働」的な側面の関わりに限定されているのに対し、「市民活動団体」は「要望書・意見書を提出」などの面でも高い関与率を示す。これに対し、「都・県」や「中央省庁・政府」になると、「NPO」「市民活動団体」の関与の度合いは大きく低下する。

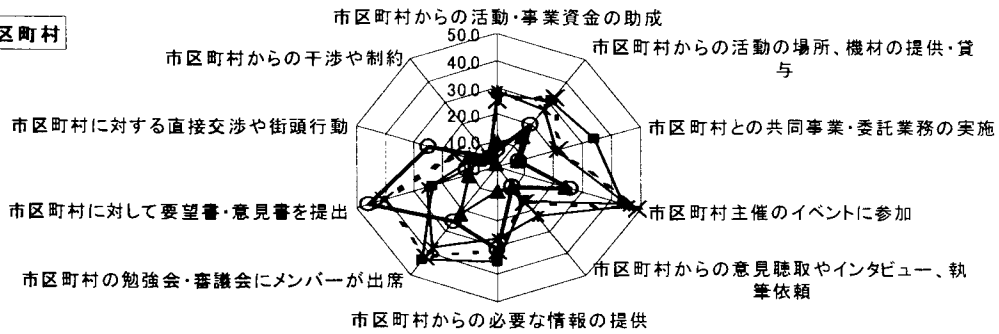
「社会運動団体」は対象のいかに関係なく、「要望書・意見書の提出」「直接行動や街頭行動」などの直接行動の面で一貫してアクティブな特徴を見せる。また、政党・政治団体・議員とのつながりも深い。

「海外」に活動の中心がある「NGO」は、「国際機関・外国政府」と各方面にわたって幅広い関わりがあるのに加え、「企業」からの「資金援助」「場所提供」「イベント参加」「勉強会・審議会参加」「意見聴取」等、「マスコミ・出版社」からの「意見聴取」等でも分厚い関わりを見せている。

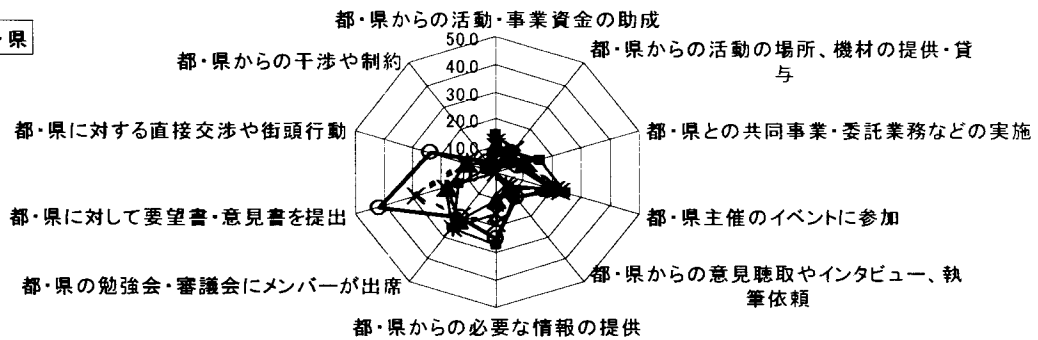
類型ごとの団体数には大きな差があるため、関与率の高さがそのまま当該の「関わり方」の内部における各団体の多寡を表すわけではない。しかし、スケール別に構成された、各機関・組織と市民活動団体が織り成す活動アリーナの隠れた構造を教えてくれている。

図15-6 「関わり方」の対象・形態別にみた政府・行政機関・企業等との関与率(%)
 ——主要な「団体の性格(自己定義)」別——

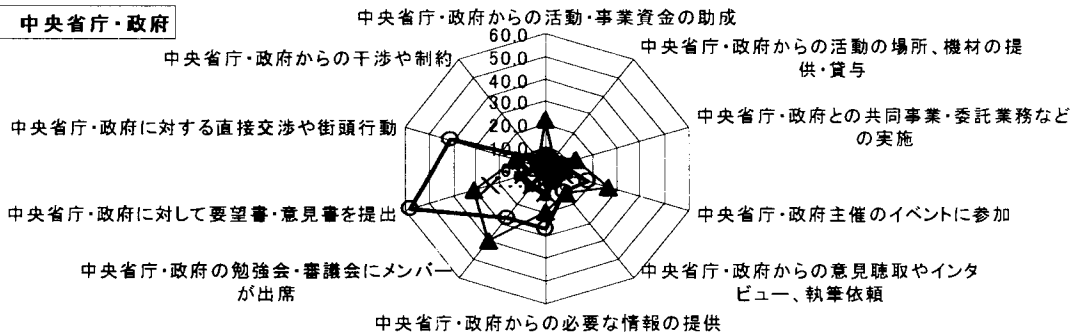
1 市区町村



2 都・県



3 中央省庁・政府



4 企業

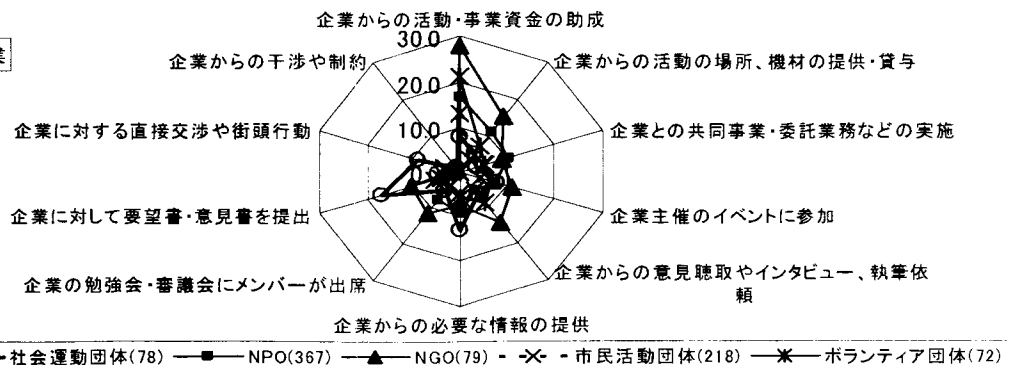
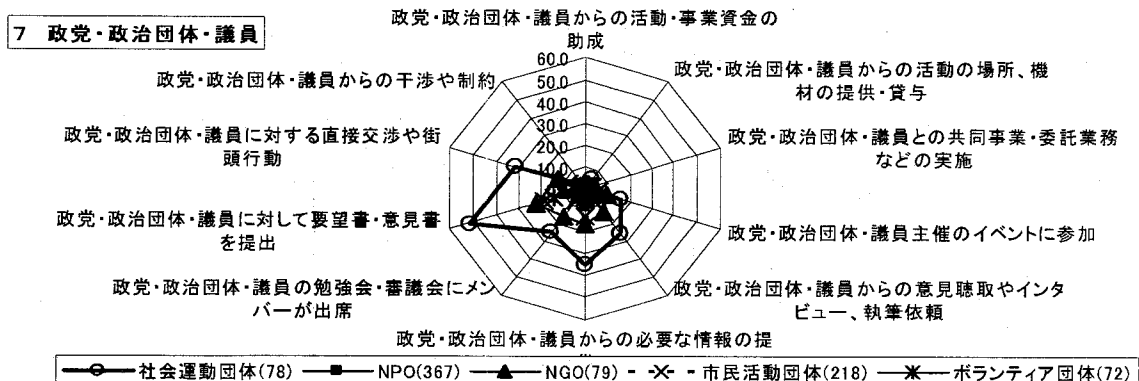
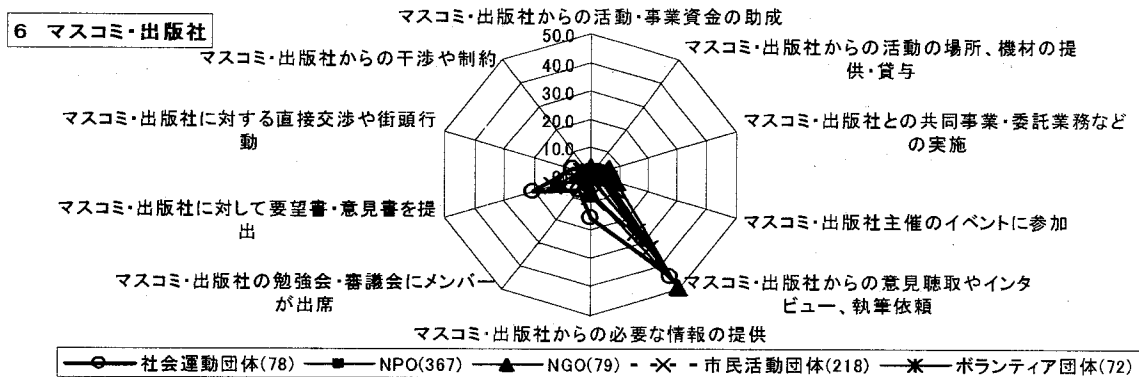
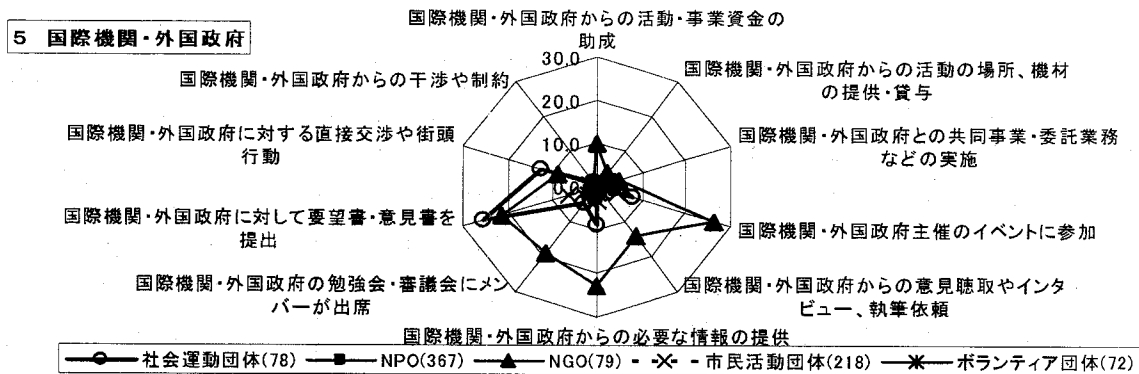


図15-6 「関わり方」の対象・形態別にみた政府・行政機関・企業等との関与率 (%) (続き)



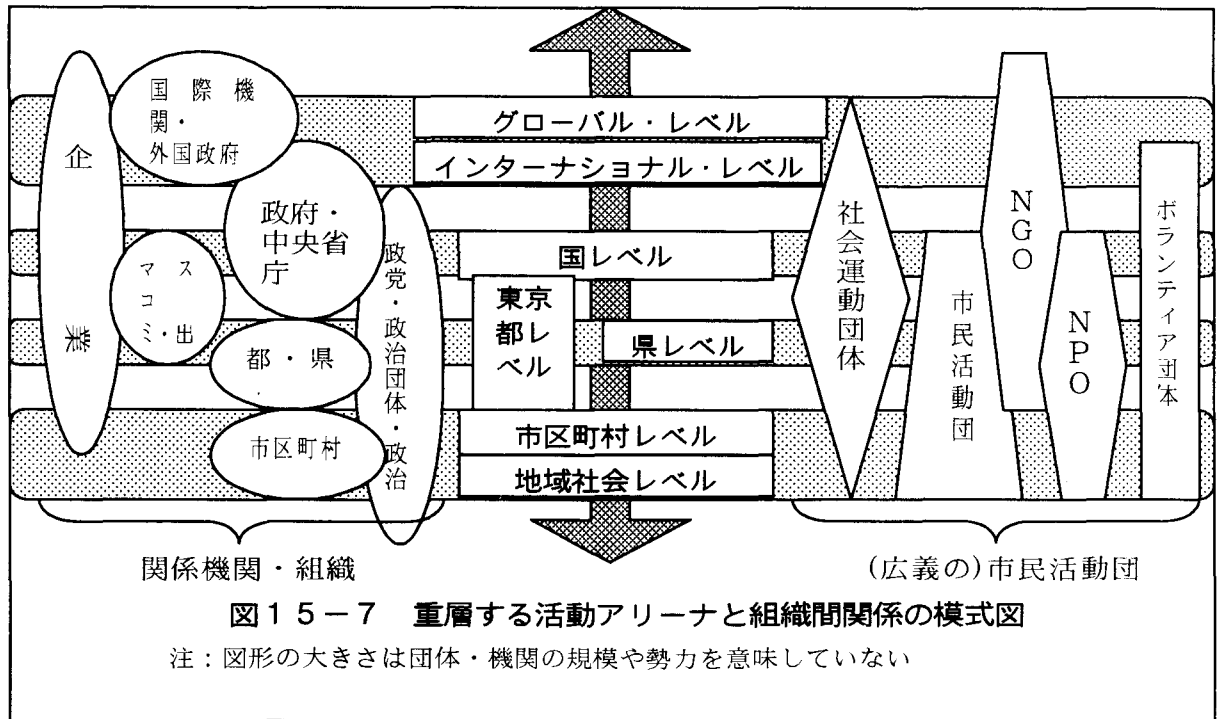
注) 凡例中の「団体の性格(自己定義)」別の団体数(括弧内)は問25前半への回答者数。

4 <構造と権力>の関係変容と市民社会組織の新しい役割

以上、おもな結果を概観してきた。ここまでの結果を要約するならば、市民活動団体が関わる活動の重層的なアリーナに関して、図11-6のような模式図を仮想的に描き出すことができる。異なるレベルごとに、特徴的な市民活動団体と諸機関・組織との間には、支援、協力、協働、助言、提言、異議申し立てなど多様な関わり方が展開している。それらの具体的な内容については事例分析も含め今後さらに深めていくことにしたい。

新自由主義やグローバリゼーション、各種の「改革」の動きとは、こうしたアリーナ内部でそれを統制する力として展開するだけでなく、決定のアリーナ相互の関係、アリーナ全体の構成を、市場中心主義的な論理の下で再編させていく力として作用している。こうした決定のアリーナとは、始めから「ある」のではなく、それ自体絶えず「構築されていく」対象だということを忘れないようにしたい。重要なことは、この再構築されつつあるアリーナとそこにおける関わり方の構造を、市民の立場から民主的にコントロールしていく基盤をいかに用意できるかという点にある。広義の市民活動団体はそこで中心的な役割を担っていくことができる。

本章で見たように、市民活動団体とは言っても、団体によりその性格には大きな差がある。また活動分野ごとに政治的立場や組織文化が大きく異なっている。本報告書の各所で明らかにされる団体の分化とは、変化する社会的政治的背景に対する市民セクター側の「創造的な適応」なのか、「抵抗」なのか、それとも「変質」や「後退」なのか。この点に関して、事実に基づく冷静な分析はぜひとも欠かせない。しかし大切なのは、一つひとつの団体の変化を問題とするだけでなく、多様な市民活動団体の世界内部における分業や補完、協業、対抗の形態がいかにその豊かさを増しているかを確認することである。不定形で遍在する権力に対して一枚岩では抗することはできない。さらに引き続き、変化の中におかれた市民活動団体の動態について分析を深めていきたい。



第16章 社会運動とグローバリゼーション

村瀬 博志

1 問題設定

社会運動とグローバル化（トランスナショナル化）という論点は、近年の社会運動研究においてもっとも盛んなテーマのひとつである（Smith et al. eds. 1997; Keck and Sikkink 1998; della Porta et al. eds. 1999; Guidry et al. eds. 2000; Khagram et al. eds. 2002; Smith and Johnston eds. 2002; della Porta and Tarrow eds. 2005; Tarrow 2005; della Porta et al. 2006; della Porta ed. 2007）。1999年の「シアトル暴動」以降、国際的なテーマを取り上げ、超国家的なアクターと対決する運動に社会運動研究者は注目し、それらを「グローバルな社会運動」と呼ぶことになった。

だが、こうした一国内に留まらない運動は20世紀末に突如として生じたわけではない。メアリー・カルドーが指摘しているように、20世紀以前においても、反奴隷制運動や労働運動などの国際的な運動は存在していた（Kaldor 2003=2007: 118-23）。それでは、なぜ近年になって「グローバルな社会運動」がこれほど注目を集めるようになったのか。その理由として、次の二点が考えられる。

第一の理由はグローバルな運動の増殖、および、その定着という運動の現状に関連する。Donatella della Portaらが示しているように、グローバルな運動イベントは1990年代と比べると2000年代に入って大きく増加した（della Porta ed. 2007: 41）。こうした運動イベントの一例であり、サミットと並行して実施される「カウンター・サミット」という運動の手法が一般化したことも、グローバルな運動の増加に寄与しているだろう。また、グローバルな運動イベントの増加だけではなく、これらの運動を目撃する側の認知的な変化にも注目する必要がある。たとえば、多様な人種の人びとが集い、さまざまな旗や幟が掲げられたデモ行進の光景は、多くの人びとにとって、もはや既知の風景になったといえるだろう。つまり、グローバルな運動イベントが抗議活動の手段として普及し、こうした運動の光景が様々な媒体を通じて広く伝えられることによって、グローバルな運動に対する関心が醸成されたといえる。

そして、第二の理由は社会運動研究の理論的な展開に関係している。周知のように、1960年代の「運動の季節」を経て、欧米の社会運動研究では1970年代中頃から「新しい社会運動」論と資源動員論という二つの理論枠組みが生み出された（Zald and McCarthy 1987; Offe 1985）。だが、欧州では「新しい社会運動」とされた運動が1970年代後半以降に停滞することになり、さらに右派的な運動が台頭するという状況のなかで、「新しい社会運動」論という枠組みの有効性が問われることになった（伊藤 1993）。また、運動組織の資源動員に注目する資源動員論や、資源動員論をベースとする政治過程論（次節参照）に対しても、社会運動の文化的な側面を重視する論者からこれらの理論が用いる概念の曖昧さを指摘されている（Goodwin and Jasper eds. 2004）。さらには、政治過程論の主導的な論者自身によってもその理論的な問題点が提起されている（McAdam et al. 2001）。こうした結果、社会運動研究が依拠してきた理論的な枠組みが揺らぐことになり、社会運動研究者は新たな理論モデル（運動モデル）を模索することになった。詳しくは次節で述べるが、このような理論動向を背景とし、グローバルな運動の増加という社会運動の実状に牽引されるかたちで、「グローバルな社会運動」という概念が盛んに論じられるようになったといえる。

しかし、社会運動とグローバル化をテーマとする論考が多く発表される一方で、こうした議論の論点は十分に整理されていない。また、「グローバルな社会運動」と呼ばれる集合行為がどのように編成されているのかを経験的に分析した研究は、まだ途上の段階にある。

こうした問題関心に基づき、本稿では次の三つの課題に取り組む。第一に、社会運動とグローバル化をテーマとする議論を参照し、先行研究において「グローバルな社会運動」がどのように概念化されているのかを整理する。ここではいくつかの議論を参照したうえで、「グローバルな社会運動」という概念の定義を検討する。第二に、「グローバルな社会運動」の所在を経験的に検証した David Stark ら (Stark et al. 2006) の調査研究を参照し、『首都圏の市民活動団体に関する調査』(以下、『市民活動団体調査』と表記) のデータを用いて、グローバルな市民社会組織 (以下、CSO と表記) が首都圏にどれだけ存在しているのかを検討する。第三に、グローバル化研究一般でも論点となる「グローバル化とローカル化の関連」を検討するために、上記の Stark らの議論を参照し、「グローバルな社会運動」における「ローカルな基盤」を検討する。

2 先行研究の整理——「グローバルな社会運動」の定義

本節では、社会運動とグローバル化をテーマとする先行研究を参照し、「グローバルな社会運動」がどのように概念化されているのかを検討する。前節で指摘したように、「グローバルな社会運動」という概念が活発に論じられる背景には、社会運動論の閉塞状況が関係している。1990年代の社会運動研究では、資源動員論の分析視角を基礎としながらも、「新しい社会運動」論が重視する運動の文化的・価値的要素にも注目した「政治過程論」と呼ばれるアプローチが影響力をもつようになった (McAdam et al eds. 1996)。そして、運動の内的・外的環境を包括的に検討するために、政治過程論は政治的機会やフレーミングなどの概念を提示し、その精緻化を志向してきた。しかし、グローバルな運動の普及に代表される今日の運動状況は、このような社会運動研究の展開に再考を迫っている。上述のように、社会運動論を構成する「新しい社会運動」論・資源動員論・政治過程論は、それぞれその基本的な視角を問い直す状況に直面しているからである。こうした文脈において、新たな理論モデル (運動モデル) を必要とする社会運動研究者が、グローバルな運動という現象に着目するようになったと考えられる。たとえば、Robin Cohen らは、「古い」社会運動と「新しい」社会運動という識別は多くの研究者が思っているほど顕著でもなければ説得的でもないとしたうえで、グローバリゼーションに対する抗議と社会運動概念を接合する必要性を示唆している (Cohen and Rai eds. 2000: 7)。同様の議論は Michel Wieviorka も行っており、労働運動・階級運動との対比で提起された「新しい社会運動」という分析枠組みでは 1980 年代以降の運動状況を考察できないとし、Wieviorka は「グローバルな運動」という視座を提起している (Wieviorka 2005)。つまり、社会運動研究は、運動に及ぼすグローバリゼーションの影響を考慮しながら、社会運動という概念を再構成する必要があると考えられる。

では、こうした関心をもつ論者は、どのようにして「グローバルな社会運動」という概念を規定しているのだろうか。先行研究をみていくなかで、「グローバルな社会運動」に関する定義を検討していこう。まず、比較的早い段階で社会運動とグローバル化 (トランスナショナル化) について論じた Jackie Smith の議論を取り上げる。Smith はグローバルな運動現象の考察において、トランスナショナルな社会運動組織 (以下、TSMOs と表記) に注目する。Smith によると、TSMOs とは二ヶ国以上で活動する社会運動組織 (Social Movement Organizations) のことであり、それは主に人権、環境、女性の権利、平和、開発などのイシュー領域でみられる (Smith 1997: 42)。

Smith はこれらのイシュー領域をトランスナショナルな社会運動インダストリー (以下、TSMIs と表記) という言葉で表現し、TSMIs の規模が 1970 年代から 1990 年代にかけて増加していることを示している (Ibid 1997: 47)。このように、Smith はグローバルな運動現象を人権や環境といった特定のイシューを扱う運動として捉えている。また、社会運動組織や社会運動インダストリー (Social Movement Industries) という用語系から推察できるように、Smith の議論のベースには資源動員論的な視角がある。資源動員論 (および「新しい社会運動」論) に対して、それが「方法論的な一国主義」を前提としていたという批判もなされているが (樋口・稲葉 2004: 190-1)、Smith の議論はグローバル (トランスナショナル) な水準において資源動員論の分析枠組みを再構成しようとする試みだと考えられる (Smith 1997: 56-8)。

次に Smith の議論と同時期に発表され、社会運動とグローバル化をテーマとする研究で頻繁に参照される Margaret E. Keck らの議論を取り上げる。Keck らは国際政治の舞台で活動する運動をトランスナショナルなアドボカシー・ネットワーク (以下、TAN と表記) と表現し、アドボカシー・ネットワークを次のように定義している。Keck らによれば、アドボカシー・ネットワークとは特定のイシュー領域に関与し、そのイシューに精通している行為者の間で生まれる流動的で開かれた関係性のことである (Keck and Sikkink 1998: 8)。こうしたネットワークのトランスナショナルな形態が、TAN だと考えられる。このように、Keck らはグローバルな運動現象を超国家的なネットワークの側面から捉えている。また、上記の Smith (1997) の議論を参照し、Keck らは TAN が人権、環境、女性の権利などのイシューに取り組む国際 NGO でみられるとも述べている (Keck and Sikkink 1998: 10-2)。

Smith や Keck らの議論では、グローバルな運動現象が生じる舞台として、人権や環境などの特定のイシュー領域が想定されていた。これに対して、Sidney Tarrow は社会運動をイシュー (運動の目標) の観点から定義することを批判し、トランスナショナルな社会運動 (以下、TSMs と表記) を次のように定義している。つまり、TSMs とは少なくとも二ヶ国のメンバーをもつ集団のことであり、その集団が属する以外の国家、国際的な制度、もしくは多国籍の経済的アクターにおける権利保持者 (powerholders) と持続的に対決的な相互行為を行っているものである (Tarrow 2001: 11)。Smith や Keck らとは異なり、Tarrow による TSMs の定義には、特定のイシューという要素が含まれていない。その代わりに、彼の議論では多国籍のメンバーという運動組織の性質に加えて、自国以外の国家や国際制度といった運動の相手 (opponents) が取り上げられている。これは、Tarrow が、運動の発生や展開において運動の相手側の動向を重視する政治過程論の立場にあることと関係していると考えられる。

Tarrow と同様、della Porta もグローバルな運動現象の概念化において運動の相手に注目する。della Porta はグローバルな社会運動 (以下、GSMs と表記) を、みずからの目標をグローバルなものとして定め、ひとつ以上の国家もしくは国際的な政府組織に対して抗議活動などを計画する行為者のトランスナショナルなネットワークと定義している (della Porta 2007: 6)。ただし、Tarrow とは異なり、della Porta の定義には目標 (cause) という運動の意味的・文化的要素が含まれている。これは、della Porta が GSMs の経験的なアクターのことを「グローバルな正義の運動 (The Global Justice Movement)」と表現し、それは多様な組織の緩やかなネットワークから構成されると定義していることに関係しているといえる。「グローバルな正義の運動」というこの用語には「シアトル暴動」以降の反 G8・反 WTO 運動、もしくは世界社会フォーラムといった注目を集める運動現象を参照して特定の運動モデルを立ち上げようとする della Porta の問題関心が込められていると考えられるからである。

本節では、社会運動とグローバル化をテーマとする先行研究をいくつか取り上げ、それらが

どのようにグローバルな運動現象を概念化しているのかをみてきた。ここでの問題関心はいずれの議論がもっとも適切かを問うことではなく、「グローバルな社会運動」という概念の構成要素を包括的に問うことにある。Smith、Keckら、Tarrow、della Portaの四つの議論を検討した結果、「グローバルな社会運動」という概念には次の要素が含まれるといえる。すなわち、それはグローバルな活動領域、グローバルなイシュー領域、トランスナショナルなネットワーク、運動のグローバルな相手という四つの要素である。

3 首都圏における「グローバルな社会運動」の所在

前節の議論をふまえたうえで、「グローバルな社会運動」の所在を検証した David Stark らの調査研究 (Stark et al. 2006) を参照し、「グローバルな社会運動」が首都圏にどれだけ存在しているのかを検討しよう。Stark らはハンガリーの約 1000 の市民団体に対して面接法による質問紙調査を実施し、これらの団体がもつ七種類の外国との関係 (foreign ties) に注目して、ハンガリーの CSO のトランスナショナル化について考察している。その関係とは、1) 外国の非営利団体や国際機関 (EU、国連、世界銀行など) とのコミュニケーション、2) 海外の団体から資金の寄付を受けること、3) 海外の団体から金銭以外の資源 (情報やノウハウなど) を受けること、4) 「パートナー」と呼べる外国の団体の存在、5) 外国の団体との共同活動の実施、6) 意思決定において外国の団体の意見を考慮すること、7) 外国の団体への報告義務があること、の七種類である (Stark et al. 2006: 331)。表 16-1 は、ハンガリーの CSO における外国との関係の所在を示したものであり、七種類の関係のいずれかひとつをもつ団体が半数以上となっている。

では、Stark らが論じる外国との関係と、前節で述べた「グローバルな社会運動」の四つの要素とは、どのように対応しているのだろうか。まず、グローバルな活動領域だが、外国との関係をもつかどうかという点に注目する Stark らの議論において、これは「グローバルな社会運動」の前提条件として位置づけられている。グローバルなイシュー領域については、次節でみる Stark らの多変量解析 (重回帰分析) の統制変数として、分析モデルのなかに取り入れられている。グローバルなネットワークは、外国との関係を七種類に分類することによって、Stark らの議論で詳細に検討されている。最後に、運動のグローバルな相手については、上記の 1) 外国の非営利団体や国際機関とのコミュニケーションとして、部分的に扱われている。

表 16-1 ハンガリーの CSO における外国との関係の種類 (N=1002)

	%
「パートナー」と呼べる団体 あり	33.0
外国の団体や国際機関とのコミュニケーション あり	29.8
資金の寄付 あり	28.3
金銭以外の資源の援助 あり	25.9
共同活動の実施 あり	23.4
報告義務 あり	15.4
意見の考慮 あり	11.0
上記のいずれかひとつがある	54.4

Stark et al. 2006: 333 より作成

次に、表 16-1 と正確に対応しているわけではないが、『市民活動団体調査』のデータを用いて、首都圏の CSO における外国との関係を分析する。『市民活動団体調査』のデータでは Stark

らが述べる七種類の外国との関係のうち、1)～3)に該当する設問がある。すなわち、1)については「海外の団体との交流がある」という設問が対応し、2)は「過去三年間に、国際機関・外国政府から資金の助成があった」が相当し、3)は「過去三年間に、国際機関・外国政府から活動の場所や機材、情報の提供があった」が対応する。これらに加えて、ここでは「過去三年間に、国際機関・外国政府と共同で活動した」「過去三年間に、国際機関・外国政府に対して抗議活動を行った」という設問を取り上げる。Starkらの調査では、「外国の団体や国際機関とのコミュニケーションがあるかないか」という設問であったが、ここでは海外の団体との交流と、国際機関・外国政府との共同活動を別種のものとして考える。また、前述の Tarrow や della Porta の議論では抗議活動・対決的な相互行為が「グローバルな社会運動」の要素として挙げられていたため、国際機関・外国政府に対する抗議活動の有無にも注目する。さらに、海外の支援者の有無についても取り上げる。表 16-2 は、首都圏の CSO における外国との関係を示したものであり、六種類の外国との関係のうち、いずれかひとつをもつ CSO は約三割であった。

表16-2 首都圏のCSOにおける外国との関係(N=914)

	%
海外の団体との交流 あり	23.4
国際機関・外国政府からの資金助成 あり	1.5
国際機関・外国政府からの金銭以外の資源提供 あり	5.3
国際機関・外国政府との共同活動 あり	9.5
国際機関・外国政府に対する抗議活動 あり	7.2
海外の支援者 あり	7.3
上記のいずれかひとつがある	29.8

それでは、どのような CSO が外国との関係をもっているのだろうか。表 16-2 のうち、「海外の団体との交流」「国際機関・外国政府との共同活動」「国際機関・外国政府に対する抗議活動」「上記のいずれかひとつがある」を取り上げよう(表 16-3 参照)。CSO の法人格をみると、任意団体や NPO 法人と比べて度数は少ないが、公益法人・中間法人において外国との関係をもつ CSO が多く、その約七割が外国との関係のいずれかひとつをもっている。自己定義では、みずからのことを「NGO」と定義する CSO において外国との関係をもつものが多くみられ、八割以上の「NGO」が外国との関係のいずれかひとつをもっていた。ただし、「国際機関・外国政府に対する抗議活動」については、「社会運動団体」と自己定義する CSO の比率が一番高くなっている。所在地では東京都の CSO で外国との関係をもつものが多くなっており、予算規模では 5000 万円以上の CSO において外国との関係をもつものが多かった。これらの結果をふまえると、東京都に所在し、予算規模が大きく、みずからを「NGO」と自己定義する団体、いわば「国際 NGO」と呼ばれる CSO において、外国との関係をもつものが多いといえる。

4 「グローバルな社会運動」における「ローカルな基盤」

このように、Stark らはハンガリーのトランスナショナルな CSO を分析しているが、かれらの問題関心は論文の題名の *Rooted transnational politics*、いわば「グローバルな社会運動」の「ローカルな基盤」を検証することにある。かれらによれば、国際 NGO を扱う先行研究では社会運動のグローバル化(トランスナショナル化)が一般参加者の参加を難しくし、専門化された運動と草の根の人びとを隔てることになるといった指摘がある(Mendelson and Glenn eds. 2002)。また、こうした懸念は国際 NGO の当事者自身によっても表明されている(藤岡ほか編 2006)。

つまり、運動のグローバル化に基づく CSO の専門化がそのローカルな基盤を掘り崩すことにな
 るのではないか、という問題が重要な論点となっている。

表16-3 CSOの基本属性×外国との関係(%)

		海外の団体との 交流あり**	国際機関・外国政 府との共同活動あ り**	国際機関・外国政 府に対する抗議活 動あり**	いずれかひとつ あり**
法人 格	任意団体(N=387)	24.0	7.5	10.1	30.2
	NPO法人(N=429)	18.2	8.6	2.6	23.3
	公益法人・中間法人(N=53)	60.4	28.3	18.9	69.8
	営利法人・その他(N=32)	25.0	18.8	12.5	43.8
	合計(N=901)	23.4	9.7	7.1	29.7
自己 定義	「社会運動団体」(N=77)	39.0	11.7	27.3	50.6
	「NPO」(N=364)	15.9	6.0	1.9	19.8
	「NGO」(N=79)	67.1	39.2	26.6	84.8
	「市民活動団体」(N=213)	18.3	5.6	6.6	23.5
	合計(N=733)	24.6	10.1	8.6	31.1
所 在 地	東京都(N=508)	31.3	14.2	9.8	39.8
	神奈川県(N=215)	14.9	2.8	5.6	19.1
	千葉県(N=77)	13.0	6.5	1.3	18.2
	埼玉県(N=98)	10.2	4.1	1.0	11.2
	合計(N=898)	23.5	9.7	7.1	29.8
年 間 予 算	10万円未満(N=114)	7.0	0.9	2.6	10.5
	10～100万円未満(N=228)	13.6	4.4	4.8	18.9
	100～500万円未満(N=209)	28.2	11.0	9.6	33.0
	500～5000万円未満(N=245)	27.8	11.4	7.8	36.3
	5000万円以上(N=80)	53.8	28.8	15.0	65.0
	合計(N=876)	23.9	9.7	7.4	30.3

** p<0.01

しかし、Stark らはこうした意見に対して、むしろ外国との関係 (foreign ties) をもつトランスナショナルな CSO の方が、ローカルな (国内の) 団体や人びとと強く結びついていると主張する。かれらはローカルな (国内の) つながり (domestic integration) として participation、embeddedness、associativeness の三つを挙げている。Stark らによると、participation とは意思決定においてメンバーの意見を考慮することやメンバーに対する説明責任をもつことであり、embeddedness とは意思決定において他団体の意見を考慮することや他団体に対する説明責任をもつことである。そして、associativeness とは CSO 以外の二種類のアクター (政府や企業など) と共同で活動することである。Stark らはこの三種類のローカルなつながりに注目し、ハンガリーの市民団体の調査データを分析した結果、次のように述べている。すなわち、外国との関係をもつ CSO はそうした関係をもたない CSO よりも、メンバーの統合 (participatory integration) や他団体との統合 (embedded integration)、CSO 以外のアクターとの統合 (associative integration) をもつという。

では、Stark らの議論は首都圏の CSO にも当てはまるのか。まず、メンバーの統合 (participatory integration) について検討する。『市民活動団体調査』では、メンバーの意見が CSO の運営にどのくらい反映されているのかを尋ねた¹。この設問は、Stark らのいうメンバーの統合にほぼ対応する。分析の結果、外国との関係をもつ CSO はそうした関係をもたない CSO に比べて「メンバーの統合 あり」の比率が大きかったが²、 χ^2 検定において有意差はみられなかった (表

16-4参照)。次に、他団体との統合 (embedded integration) をみるが、『市民活動団体調査』ではこれに正確に対応するような質問を設けていなかった。そのため、ここでは他団体との共同活動に関する質問で検討する³。表 16-5 によると、外国との関係をもつ CSO はそうした関係をもたない CSO よりも「他団体との統合 あり」の比率が大きくなっている (χ^2 検定において1%水準で有意)。最後に、CSO 以外のアクターとの統合 (associative integration) については、政府、企業などとの共同活動に関する質問を用いて検討する⁴。表 16-6 によると、Stark らの分析とは異なり、外国との関係をもたない CSO の方が「CSO 以外のアクターとの統合 あり」の比率が大きかったが、 χ^2 検定において有意差はなかった。Stark らの分析では、外国との関係をもつ CSO はそうした関係をもたない CSO よりもメンバーの統合、他団体との統合、CSO 以外のアクターとの統合をもつ比率が大きくなっていたが、『市民活動団体調査』のデータでは他団体との統合のみが同様の結果となった。

表16-4 外国との関係×メンバーの統合(%)

		メンバーの統合	
		あり	なし
外国との関係	あり(N=262)	41.6	58.4
	なし(N=602)	37.4	62.6
	合計(N=864)	38.7	61.3

$p \geq 0.05$

表16-5 外国との関係×他団体との統合(%)

		他団体との統合	
		あり	なし
外国との関係	あり(N=262)	89.3	10.7
	なし(N=602)	81.1	18.9
	合計(N=864)	83.6	16.4

$p < 0.01$

表16-6 外国との関係×CSO以外のアクターとの統合(%)

		CSO以外のアクターとの統合	
		あり	なし
外国との関係	あり(N=262)	32.1	67.9
	なし(N=602)	33.2	66.8
	合計(N=864)	32.9	67.1

$p \geq 0.05$

ただし、Stark からも指摘するように、外国との関係やローカルなつながりをもつかどうかは、CSO の立地や予算規模、活動分野にも関係していると考えられる。そこで、Stark らは CSO の所在地・予算規模・活動分野を考慮したうえで、外国との関係がローカルなつながりに及ぼす効果をみようとする。かれらは三種類のローカルなつながり、つまりメンバーの統合、他団体との統合、CSO 以外のアクターとの統合のそれぞれを従属変数とした三つのモデルを多変量解析によって検証している⁵。分析の結果、所在地・予算規模・活動分野を統制変数として投入しても、外国との関係をもつほどローカルなつながりをもつという効果は、三つのすべてのモデルにおいて統計的に有意であった。では、この知見が首都圏の CSO にも当てはまるのか。『市

民活動団体調査』のデータを用いて、多変量解析（重回帰分析）によって検討する⁶（表 16-7 参照）。

表16-7 重回帰分析に使用する変数

変数名	質問項目の情報
独立変数	
外国との関係	あり=1 なし=0
所在地	東京所在=1 神奈川・千葉・埼玉県=0
予算規模	中央値以上=1 中央値未満=0
活動分野(国際協力・国際化)	国際協力・国際化をもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(平和・戦争)	平和・戦争をもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(政治)	政治をもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(職業・労働・雇用)	職業・労働・雇用をもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(消費者)	消費者をもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(文化・芸術・スポーツ)	文化・芸術・スポーツをもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(教育)	教育をもっとも重視している=1 それ以外=0
活動分野(自立支援)	自立支援をもっとも重視している=1 それ以外=0
従属変数	
メンバーの統合	1～5の値
他団体との統合	0～16の値
CSO以外のアクターとの統合	0～6の値

表 16-8 は、メンバーの統合を従属変数とした重回帰分析の結果である。このモデル自体は有意であったが、Stark らの分析結果とは異なり、CSO の所在地・予算規模・活動分野を統制変数として投入したところ、外国との関係という独立変数は有意にはならなかった。表 16-9 は、他団体の統合を従属変数とした重回帰分析の結果を示したものである。モデル自体は有意であり、外国との関係、予算規模、活動分野（国際協力・国際化、政治、職業・労働・雇用、文化・芸術・スポーツ）が有意であった。Stark らの分析結果と同様、統制変数を投入しても外国との関係という独立変数は有意となった。表 16-10 は、CSO 以外のアクターとの統合を従属変数とした重回帰分析の結果である。モデル自体は有意であったが、Stark らの分析結果とは異なり、CSO の所在地・予算規模・活動分野を統制変数として投入したところ、外国との関係という独立変数は有意にはならなかった。

表16-8 「メンバーの統合」を従属変数とした
重回帰分析の結果(偏回帰係数)

独立変数	モデル
定数	2.89
外国との関係(=1)	0.10
東京所在(=1)	0.03
予算規模(中央値以上)(=1)	0.17
国際協力・国際化(=1)	-0.28
平和・戦争(=1)	0.38
政治(=1)	-0.14
職業・労働・雇用(=1)	0.44
消費者(=1)	-0.08
文化・芸術・スポーツ(=1)	-0.27
教育(=1)	0.32
自立支援(=1)	-0.39 *
R ²	0.025 *
調整済みR ²	0.012

* p<0.05 N=813

表16-9 「他団体との統合」を従属変数とした
重回帰分析の結果(偏回帰係数)

独立変数	モデル
定数	1.81
外国との関係(=1)	1.35 **
東京所在(=1)	-0.14
予算規模(中央値以上)(=1)	0.38 *
国際協力・国際化(=1)	-1.00 **
平和・戦争(=1)	0.53
政治(=1)	1.64 **
職業・労働・雇用(=1)	1.18 *
消費者(=1)	0.71
文化・芸術・スポーツ(=1)	-0.98 *
教育(=1)	-0.40
自立支援(=1)	-0.44
R ²	0.121 **
調整済みR ²	0.109

* p<0.05 ** p<0.01 N=842

表16-10 「CSO以外のアクターとの統合」を従属変
数とした重回帰分析の結果(偏回帰係数)

独立変数	モデル
定数	0.40
外国との関係(=1)	0.14
東京所在(=1)	-0.09
予算規模(中央値以上)(=1)	0.37 **
国際協力・国際化(=1)	-0.28 *
平和・戦争(=1)	-0.38 *
政治(=1)	-0.35
職業・労働・雇用(=1)	0.06
消費者(=1)	0.06
文化・芸術・スポーツ(=1)	-0.34 *
教育(=1)	-0.09
自立支援(=1)	-0.18
R ²	0.057 **
調整済みR ²	0.044

* p<0.05 ** p<0.01 N=842

Stark らの分析ではメンバーの統合、他団体との統合、CSO 以外のアクターとの統合のそれぞれを従属変数とした三つのモデルすべてにおいて、外国との関係をもつほどローカルなつながりをもつという効果がみられた。これに対して、『市民活動団体調査』のデータでは他団体との統合を従属変数とするモデルにおいてのみ、外国との関係をもつほどローカルなつながりをもつという効果が確認された。

5 考察

本稿では、第一に社会運動とグローバル化をテーマとする先行研究を参照し、「グローバルな社会運動」がどのように概念化されているのかを考察した。いくつかの議論を検討した結果、「グローバルな社会運動」という概念にはグローバルな活動領域、グローバルなイシュー領域、トランスナショナルなネットワーク、運動のグローバルな相手という四つの要素が含まれてい

ることを確認した。こうした議論をふまえたうえで、第二に「グローバルな社会運動」の所在を検証した Stark らの議論を参照し、『市民活動団体調査』のデータを用いて、首都圏における「グローバルな社会運動」の所在を分析した。分析の結果、外国との何らかの関係をもつ CSO が三割ほど存在していることがわかった。そして、東京都に所在し、予算規模が大きく、みずから「NGO」と自己定義する団体、いわば「国際 NGO」と呼ばれる CSO において、外国との関係をもつものが多いことを指摘した。第三に、Stark らの議論に基づき、「グローバルな社会運動」の「ローカルな基盤」を検証した。運動のグローバル化に基づく CSO の専門化がそのローカルな基盤を掘り崩すことになるという先行研究の指摘に対して、Stark らは異を唱える。つまり、外国との関係をもつトランスナショナルな CSO の方が、ローカルな（国内の）団体や人びとと強く結びついていると主張する。Stark らはハンガリーの市民団体の調査データを分析し、外国との関係をもつ CSO はそうした関係をもたない CSO よりも、ローカルな（国内の）つながり——メンバーの統合、他団体との統合、CSO 以外のアクターとの統合——をもつことを論証した。こうした知見が首都圏の CSO にも当てはまるのかを検証するために、『市民活動団体調査』のデータ分析を行った結果、外国との関係をもつ CSO ではメンバーの統合、他団体との統合をもつ比率が大きくなっていった。さらに、CSO の所在地・予算規模・活動分野を統制変数とし、独立変数を外国との関係、従属変数をローカルなつながり（メンバーの統合、他団体との統合、CSO 以外のアクターとの統合の三変数）とした重回帰分析を行った結果、他団体との統合を従属変数とするモデルにおいてのみ、外国との関係をもつほどローカルなつながりをもつという効果が確認された。これらの分析結果に基づき、社会運動とグローバル化に関する知見を以下の二点に整理し、その含意を考察する。

第一に、「グローバルな社会運動」という概念を精緻化する必要性を指摘したい。二節で述べたように、既存の社会運動論——「新しい社会運動」論、資源動員論、政治過程論——の閉塞状況を背景として、社会運動研究者は新たな理論モデル（運動モデル）を提供してくれるものとしてグローバルな運動現象に注目するようになった。だが、「グローバルな社会運動」のどの要素を重視するかは、論者によって異なっている。本稿ではいくつかの議論を参照した結果、グローバルな活動領域、グローバルなイシュー領域、トランスナショナルなネットワーク、運動のグローバルな相手という「グローバルな社会運動」の四つの要素を指摘した。「グローバルな社会運動」という概念の構成要素を確定することによって、その概念は分析的な概念としての意義を高めていくと考えられる。そして、Stark らの調査研究を参照し、首都圏における「グローバルな社会運動」の所在を分析したところ、外国との何らかの関係をもつ CSO が三割ほど存在していた。社会運動とグローバル化に関する先行研究は多くの場合、反 G8・反 WTO のような特定の運動現象から新たな理論モデル（運動モデル）を導出するという論理構成をとっていた。しかし、「グローバルな社会運動」という概念を精緻化するためには、その汎用性を検討する作業、いわば理論モデルの経験的な妥当性に関する考察が必要になるだろう。Stark や本稿の分析は、そうした考察の第一歩となるものである。

第二に、「グローバルな社会運動」の「ローカルな基盤」を明らかにする実証研究の重要性を指摘したい。上述のように、国際 NGO のあり方を批判的に問う議論では、運動のグローバル化に基づく運動組織の専門化がそのローカルな参加基盤を弱めることになるという指摘がなされてきた。こうした意見に対して、ハンガリーの CSO はグローバルなネットワークか、それともローカルな（国内の）つながりかという択一的な選択には必ずしも直面していないと Stark らは主張する (Stark et al. 2006: 343)。Stark らの主張をふまえて『市民活動団体調査』のデータを分析した結果、首都圏の CSO でも「グローバルな社会運動」における他団体との統合という

ローカルなつながりは確認されたが、Stark らの分析結果とは異なり、メンバーの統合や CSO 以外のアクターとの統合というつながりは明らかではなかった。この結果だけを見ると、ハンガリーの CSO に比べて、首都圏の CSO は「グローバルな社会運動」における「ローカルな基盤」が弱いといえるかもしれない。ただし、本稿の分析結果だけで、運動のグローバル化がそのローカルな参加基盤を弱めることになるのか、それとも弱めることになるのかに答えを出すことはできないだろう。より重要なことは、「グローバルな社会運動」の「ローカルな基盤」という分析視点の必要性である。この視点は、運動の制度化が「草の根」の人びとの運動参加を阻害することになるとして、既存の社会運動研究でもたびたび問われてきた論点と深く関係する。運動の制度化・専門化と人びとの運動参加との懸隔が問題視されるのは、政治参加の手段という参加民主主義的な機能を運動が担っているからに他ならない。運動のグローバル化は、ローカルな（草の根の）デモクラシーにどのような影響を及ぼすのか。社会運動とグローバル化というテーマを扱ううえでは、この問いを避けることはできないといえるだろう。

注

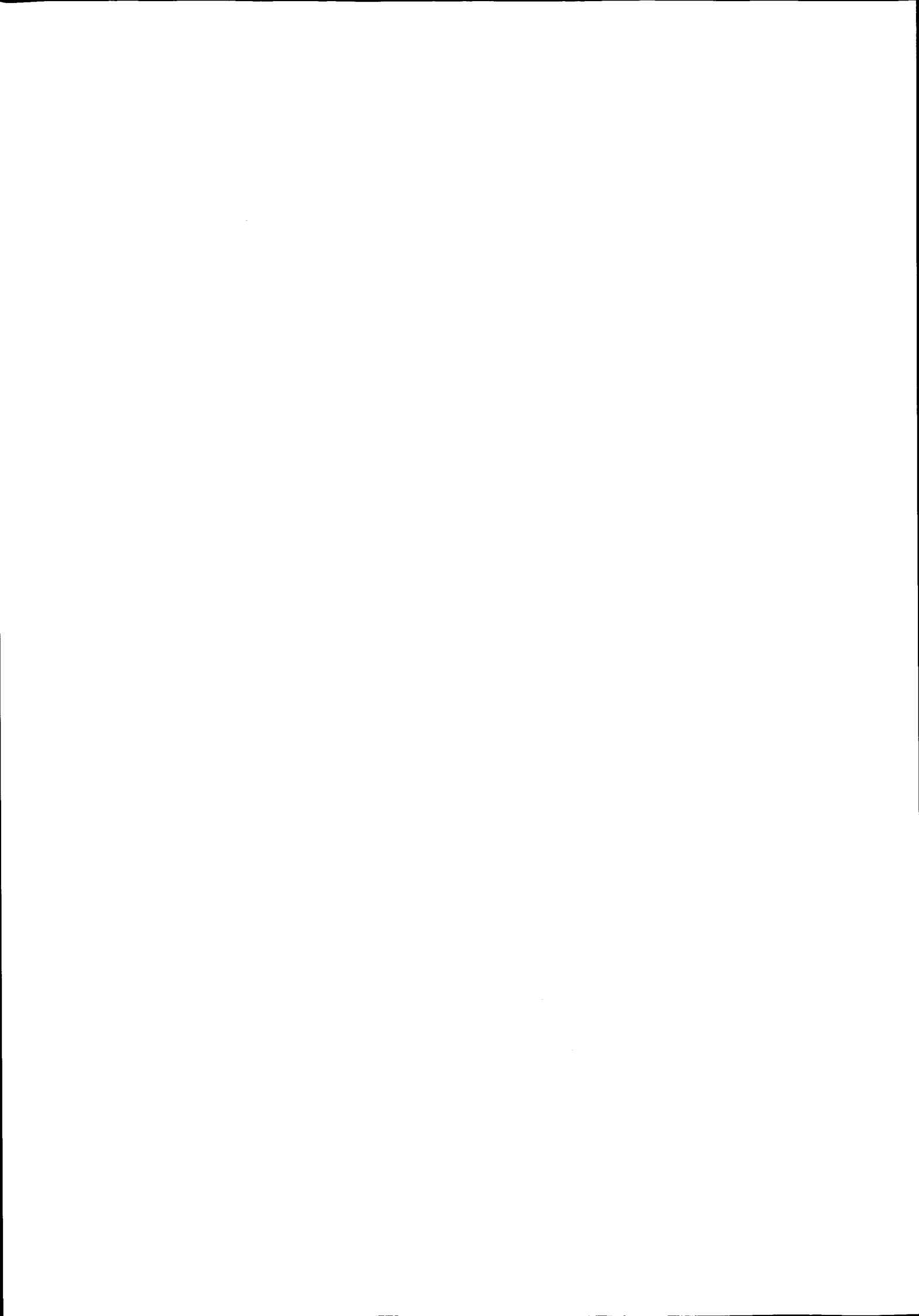
- 1 『市民活動団体調査』では、「団体の活動方針は、一部の参加者が決めている」という質問を、「よく当てはまる」から「全く当てはまらない」までの五件尺度で尋ねた。
- 2 「団体の活動方針は、一部の参加者が決めている」という質問に対して、「あまり当てはまらない」「全く当てはまらない」と回答したものを「メンバーの統合 あり」とし、「よく当てはまる」「やや当てはまる」「どちらともいえない」と回答したものを「メンバーの統合 なし」とした。
- 3 『市民活動団体調査』では、「地域活性化」「まちづくり」「職業・労働・雇用」「環境問題」「人権擁護」「文化・芸術・スポーツ」「消費者」「情報・先端技術」「ジェンダー・セクシュアリティ」「教育」「国際協力・国際化」「平和・戦争」「福祉・保健・医療」「災害救援・地域安全」「自治・市民活動支援」「スピリチュアル・宗教」の 16 の活動分野に取り組むそれぞれの CSO と、共同で集会やシンポジウムを行ったことがあるかを複数回答で尋ねた。よって回答は 1 から 16 の値になるが、表 16-5 の「他団体との統合 あり」はこの回答が 1 以上のものを示し、「他団体との統合 なし」は 0 のものを示している。
- 4 『市民活動団体調査』では、「市区町村」「都・県」「中央省庁・政府」「企業」「マスコミ・出版社」「政党・政治団体・議員」のそれぞれと、共同事業や委託事業などの活動を行ったことがあるかを複数回答で尋ねた。回答は 1 から 6 の値になるが、表 16-6 の「CSO 以外のアクターとの統合 あり」はこの回答が 1 以上のものを示し、「CSO 以外のアクターとの統合 なし」は 0 のものを示している。
- 5 Stark らの議論では、団体の所在地が首都（ブダペスト）かどうか、団体の予算規模が中央値以上かどうか、団体の活動分野が「芸術・文化・科学」「宗教」「医療・社会サービス」「環境・人権」「開発」「ビジネス・専門家」「労働」かどうかを統制変数としている。そして、メンバーの統合の有無・他団体との統合の有無・CSO 以外のアクターとの統合の有無をそれぞれ従属変数としたロジスティック回帰分析を行っている (Stark et al. 2006: 345)。
- 6 以下の重回帰分析では、外国との関係をもつ CSO の比率が大きかった七つの活動分野、「国際協力・国際化」「平和・戦争」「政治」「職業・労働・雇用」「消費者」「文化・芸術・スポーツ」「自立支援」を統制変数として投入した (表 16-7 参照)。このうち、「政治」「自立支援」という活動分野は、もっとも重視している活動分野の回答を用いて、筆者がリコードしたものである。

参考文献

Cohen, Robin and Shirin M. Rai eds., 2000, *Global Social Movements*, New Brunswick: Athlone.

- della Porta, Donatella., 2007, "The Global Justice Movement: An Introduction," della Porta, Donatella ed., *The Global Justice Movement: Cross-National and Transnational Perspectives*, Boulder: Paradigm, 1-28.
- ed., 2007, *The Global Justice Movement: Cross-National and Transnational Perspectives*, Boulder: Paradigm, 1-28.
- , Hanspeter Kriesi and Dieter Rucht eds., 1999, *Social Movements in a Globalizing World*, Basingstoke: Macmillan.
- and Sidney Tarrow eds., 2005, *Transnational Protest and Global Activism*, Lanham, MD: Rowman and Littlefield.
- , Massimiliano Andretta, Lorenzo Mosca and Herbert Reiter, 2006, *Globalization from Below: Transnational Activists and Protest Networks*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- 藤岡美恵子・越田清和・中野憲志編, 2006, 『国家・社会変革・NGO——政治への挑戦/NGO運動はどこへ向かうべきか』新評論.
- Goodwin, Jeff and James M. Jasper eds., 2004, *Rethinking Social Movements*, Lanham, Md.: Rowman & Littlefield.
- Guidry, John A., Michael D. Kennedy and Mayer N. Zald eds., 2000, *Globalizations and Social Movements: Culture, Power, and the Transnational Public Sphere*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- 樋口直人・稲葉奈々子, 2004, 「グローバル化と社会運動」曾良中清司ほか編『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂, 190-229.
- 伊藤るり, 1993, 「<新しい社会運動>論の諸相と運動の現在」山之内靖ほか編『岩波講座 社会科学の方法Ⅷ システムと生活世界』岩波書店, 121-57.
- Kaldor, Mary, 2003, *Global Civil Society: An Answer to War*, Cambridge: Polity. (=2007, 山本武彦ほか訳『グローバル市民社会論——戦争へのひとつの回答』法政大学出版社.)
- Keck Margaret E. and Kathryn Sikkink, 1998, *Activists beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Ithaca: Cornell University Press.
- Khagram, Sanjeev, James V. Riker and Kathryn Sikkink eds., 2002, *Restructuring World Politics: Transnational Social Movements, Networks, and Norms*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- McAdam, Doug, Sidney Tarrow and Charles Tilly, 2001, *Dynamics of Contention*, Cambridge, U.K.; New York: Cambridge University Press.
- McAdam, Doug, John D. McCarthy and Mayer N. Zald eds., 1996, *Comparative Perspectives on Social Movements: Political Opportunity, Mobilizing Structures and Cultural Framings*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Mendelson, Sarah E., and John K. Glenn eds., 2002, *The Power and Limits of NGOs: A Critical Look at Building Democracy in Eastern Europe and Eurasia*, New York: Columbia University Press.
- Offe, Claus, 1985, "New Social Movement: Challenging the Boundaries of Institutional Politics," *Social Research*, 52(4): 817-68.
- Smith, Jackie, 1997, "Characteristics of the Modern Transnational Social Movement Sector," Smith, Jackie, Charles Chatfield and Ron Pagnucco eds., *Transnational Social Movements and Global Politics: Solidarity beyond the State*, Syracuse, N.Y.: Syracuse University Press, 42-58.

- Smith, Jackie and Hank Johnston eds., 2002, *Globalization and Resistance: Transnational Dimensions of Social Movements*, Lanham, Md.: Rowman & Littlefield.
- Stark, David, Balazs Vedres and Laszlo Bruszt, 2006, "Rooted Transnational Publics: Integrating Foreign Ties and Civic Activism," *Theory and Society*, 35(3): 323-49.
- Tarrow, Sidney, 2005, *The New Transnational Activism*, Cambridge; New York: Cambridge University Press.
- Wieviorka, Michel, 2005, "After New Social Movements," *Social Movement Studies*, 4(1): 1-19.
- Zald, Mayer N. and John D. McCarthy, 1987, *Social Movements in an Organizational Society: Collected Essays*, New Brunswick: Transaction Books.



第17章 「NPO革命」と反革命

——敵対性を胚胎する場所をめぐる——

仁平 典宏

1 はじめに

現在、奨励されている「公共空間」における身振りとは、要求を求めて抗議や直接的行動やデモンストレーションを行うのではなく、非政治的な社会参加や、参画対案や政策提言を行う「建設的」な形態である。その一方で、既存の秩序のラディカルな組み替えを要求するような運動の敵対性や政治性は、いびつなもの、逸脱したものとして封殺される。例えば、ボランティアをめぐる言説の中でさえ、戦後しばらくは「運動」との接続は肯定されてきたが、1980年以降それが転調し、「運動」は古いものさらには「自立していないもの」であるため、NPOが事業や提案を行なう社会参加／参画こそ望ましい市民社会の文法だと定義されるにいたっている（仁平 2008）。

批判者によると、これによって、ネオリベラリズム自体に対する異議申し立てのレパートリーは縮減され、ネオリベラリズムというゲームの規則には触れない範囲内で、よい「まちづくり」や「学校づくり」のために「参画」が推奨されるという事態が生じている（仁平 2005）。

本章では、「参加・参画」と「運動」の断絶というテーゼについて、その妥当性をデータから検証することを目的とする。しかしその前に、次のように問う余地があるだろう。果して、この問いは、正面から取り組む必要はあるのだろうか。「争議的な運動」や「ラディカルな敵対性」が必要だと思うことは、一部の古い政治的立場（左翼？）の幻想／郷愁にすぎないのであって、市民が成長し、行政も市民の力を認めて様々な領域を参加／参画に開いている現在、そのような「民度の低い」形態に操を立てる必要はない——このような感覚は、ボランティア論やNPO論にとどまらず、参加型市民社会や公共性をめぐる論議に広く流通していると考えられる。よってまずは、「運動の封殺」という共振問題は存在しない（問題とするに値しない）という主張について、検討していきたい。

2 「NPO革命」と反革命

“「運動の封殺」という共振問題は存在しない”という主張は、“「運動」は「NPO」「ボランティア」的なもの（参加・参画的なもの）に代替されたため、もはや不要である”という主張によって主導される。この立場は、いくつかに分かれる。

まず考えなくてはならないのは、①その主張が〈運動〉という意味論自体を不要とするものなのか、②〈運動〉の意味論自体は擁護しつつ、そのレパートリー／形態として「争議的な運動」よりも参加・参画の方が望ましいとするものなのか、という種別性である。

この種別性の意味を的確に抑える上で、ここで社会学（社会運動論）における「運動」の定義を参照しよう。それによると「運動」概念は、それが準拠する意味論を不可欠の内包としていると考えられる。例えば、社会学の社会運動論として代表的なシドニー・タローの次の定義を見てみよう。

社会運動は、エリート、敵手、当局との持続的な相互行為の中での、共通目標と社会的連帯に基づいた、集合的挑戦である。(Tarrow 1998=2006 : 24)

この定義のポイントは、「エリート、敵手、当局」という構成的外部が用いられていること、「敵手」というニュートラルな分析概念と、「エリート」「当局」といった〈政治〉に訴求する意味論とが混淆しているということである。換言すれば、ここには、「エリート」「当局」(=既存の社会秩序)といった政治的意味論=実定性をもった世界観が折りこまれているといえる。実際に、このような政治的意味論を要件に含めず、形態の特徴のみで定義しようとする試みは、外延の不明確化に陥る。よって、定義を実効的なものとするためには、政治的意味論に訴求することで意味を縮減せざるをえない。

ここから確認できることは、第一に、「何が『運動』か」ということは、その外部にある「何が『敵手』か」という問いと鏡像的な関係にある、つまり「既存の社会とは何か」という問いが構成的外部として潜在的に先行していること。このメタ言及性こそが〈運動〉論を構成している。第二に、何が〈運動/外部=敵手〉か、ということは観察者の観察位置と相関的に決定される。この二点である。

このように考えると、〈運動〉と、「参加・参画」は、概念の位相が異なると考えることができる。両者の間には、分業体制が成り立っているのである。

例えば〈運動〉からみると、「参加・参画」とは、〈運動〉の目的の実現のために採用される手段/レパートリー(形態)の偶有的な選択肢の1つに過ぎない。それは、抗議行動、集会、デモ、バトラー的攪乱、「文化=政治」……等と並ぶもので、選択肢の中では最も争議性(contentiousness)の低い部類に入る。しかしそれは、状況に応じて選択される手段の一つである。

一方で、「参加・参画」からみると、〈運動〉は、NPOなどの参加・参画主体が掲げうる目的(意味)の偶有的な選択肢の1つに過ぎない。それは、サービス提供、親睦、営利、共益増進……等と並ぶ目的の一つである。

つまり、相互は相互に偶有的である。この幸福な分業体制が成り立っている限り、「運動は参加・参画に代替された」という言明は生じえない。両者は存在身分が異なるからである。逆にいえばこの言明は、この分業体制に何らかの形で揺るがされていることを示している。しかしそれはいかなる形で揺るがされたのであろうか。

ここでまず、本節の最初に掲げた区別が有効になる。つまり、(1)「〈運動〉という意味論自体が不要である」と、(2)「〈運動〉の意味論自体は擁護しつつ、そのレパートリー/形態として『争議的な運動』よりも『参加・参画』の方が望ましい」という二つの立場の区別である。ここで(1)を分業体制自体を否定する「革命モデル」、(2)を分業体制は維持しつつ、レパートリー間の配分構造を変えようとする「体制内改革モデル」と呼んでおこう。

(1)「革命モデル」とは、「参加・参画」に〈運動〉と同じレベルの(意味論レベルの)存在身分を与えることを要求した上で、〈運動〉という意味論自体がもはや不要なものとなった(死んだ)ため、上記の旧体制(アンシャンレジーム)としての分業体制は失効したことを宣言するものである。〈運動〉の意味論が変わって、今後は、「参加・参画」に込められる別の意味論(〈生きがい・自己実現〉や、NPO論に見られる〈経営論的なもの〉など)が、意味論のレベルにおいて主導するとされる。1990年代以降、盛んに「NPO革命」とか「ボランティア革命」ということが言われるが、この「革命」の言表は、字義通り受け取るべきなのである。

この立場に対しては、基本的に交渉は困難である。というより、〈運動〉の意味論に準拠する

限り、相互は相互に「環境」とならざるを得ないため、交渉を打切るしかない。つまり後は世界観の問題、「神々の闘争」というわけである。〈運動〉論は、「運動の封殺」という共振問題は存在しない」と主張する相手に対し、以後は、交渉者（対抗者）ではなく敵対者として対応することしかできないだろう。〈運動〉論に準拠しながら〈運動〉を抹消することの「問題」を告発することは、準拠しないものにとってはトートロジーにしか聞こえないのだから。規範理論や社会哲学の領域に入るこの争点について、本章で扱うことはできない。

(2)「体制内改革モデル」とは、〈運動〉の存在身分や分業体制自体は脅かさず、〈運動〉を有効に遂行する形態として「参加・参画」が、争議性の高い形態（直接行動・抗議・告発……）に替わって、特権的・独占的な場を占めるに至ったとするものである。

これは事実認識に関わることであり、本章で検討することができる。ただし、体制内改革派には、2つの立場がある。一つが「段階論」派である。これは、「参加・参画」という形態を——争議性が高い形態より——「新しい段階」であるという主張から、規範的含意を導く主張である。もう一つが、「プラグマティスト」であり、有効性の問題として「参加・参画」を擁護する。ここには、さらに、政治機会的プラグマティスト、表象動員的プラグマティストに区別することが可能である。

3 「段階論」派との交渉

“運動の封殺”という共振問題は存在しない”＝“運動”は「参加・参画的なもの」に代替されたためもはや不要”と主張する最初の交渉相手である「段階論」派は、「参加・参画」という形態は争議的な形態より「新しい段階」にあるという歴史哲学を用いるものである¹。この「事実性」に関する記述から、だから「参加・参画」は望ましいという規範論的言明を導出し、意味論＝存在身分の同定／境界設定に関する含意を取り出す。この種の議論は、〈運動〉の意味論を否定する「革命派」によっても用いられるが、その意味で、段階論派と革命派との間には接続（内通？）の可能性が絶えず存在している。

さて、この議論の問題点とは、この立場に「段階論」という名称を与えた道場親信（2006）によると、『類型論と段階論とが無媒介に重ね合わせられる』ことで「特定の集合行為が『古い型』のもの」とされ、また別のものが『新しい型』のもの」とされるだけでなく、それは『古い段階』のもの、『新しい段階』のものへと『無媒介』に意味づけられていく。その結果、現に生き生きと行われている活動や運動が『段階論』的に価値づけられ、選別される、という転倒が起きる（道場 2006：243）という点にある。

道場自身が運動の重厚な歴史を描いて示しているように（道場 2005；2006）、実際の運動は、そのような単純な「段階」を経るものではない。また、新しい段階といわれる「ボランティア」が「新しい」わけでも、昔の「ボランティア活動」が「自己犠牲的な滅私奉公」だった（から今のボランティアは新しく素晴らしい）わけでもない（仁平 2008）。

よって、「段階論」派との交渉は、その事実誤認だけを指摘して終わりにしてもよいのだが、もう一つ本稿の枠組のもとでつけ加えられるのは、段階論によって「参加・参画」を「新しい型」と言祝いだ議論も、再び「段階論」によって否定されるということである。

以下、道場（2006）とは若干異なる形で、運動における「段階」として一般的に語られることについて再整理してみたい。

表 17-1 特定の形態に規範的意味を読み込むタイプの段階論

	運動		敵手＝「既存の秩序」
労働運動論	④ 搾取への抵抗	意味論	① 資本主義・産業社会
	⑤ 前衛的かつ合理的なツリー状の官僚制組織	形態	② 封建的・非「近代」的秩序
			③ 形式合理的なツリー状の官僚制組織
「新しい社会運動」論	④ 抑圧・管理されたアイデンティティ/生の形式の反乱	意味論	① 介入国家としての(社会)国家(=福祉国家) テクノクラシー・プログラム化社会(トゥレーヌ)
	⑤ フレキシブル/ネットワーク型組織・参加 (「ボランティア」的なもの?)	形態	② 形式合理的なツリー状の官僚制組織
			③ 生の包摂(フレキシブルな組織形態、創造性・コミュニケーションの活用)
ポスト「新しい社会運動」論?	③ ネオリベリズム/グローバル化が生み出す 排除・抑圧への抵抗 (「国家」や「共同体」の両義化)	意味論	① ネオリベリズム(グローバル資本主義) (社会的なもの)(=福祉国家)の解体 ネットワーク型社会(カステル)
	④ ?	形態	② フレキシブルな社会編成・脱中心型=ネットワーク型権力・創造性・コミュニケーションの活用・「ボランティア/NPO」への「封じ込め」

(一方向矢印は「要素の移動」、双方向矢印は「要素の対立」を表す)

表 17-1 は、特定の形態から規範的含意を引き出すタイプの段階論について整理したものである。なお通常の議論では、「労働運動論」と『「新しい社会運動」論』との対比が中心的な論点だが、ここではその次の「段階」(ポスト「新しい社会運動」論)を想定して作成している。

以下、それぞれの段階について説明を加えていく。番号は、それぞれの表のセルの番号と対応している。

労働運動論

①④敵手は、資本主義・産業社会であり、労働運動は、それがもたらす搾取への抵抗という意味論をもつ(もちろん多くの場合それは「革命」への連続線上で捉えられる)。

②敵手である資本主義の形態は、特に日本の場合——しかも講座派の意味論の中では——封建的・非近代性と接続するものと捉えられていた。

⑤労働運動のツリー状で形式合理的な(官僚制的な)形態は、そのような後進性との関係において「前衛」性を主張でき、価値的な優越性を主張することができる。(形態に規範的含意を読み込む議論の完成)

③しかしいうまでもなく、近代資本主義は、ツリー状で形式合理的で官僚制的な組織形態をも主要な装置として配備する。この意味で、形式合理的な官僚制組織という「形態」は、運動も敵手(社会)も用いることが可能なテクノロジー(技術)の総体・あるいは統治的合理性(governmentality)²というべきものである。(形態に規範的含意を読み込む議論の破綻)

「新しい社会運動」論

①新しい社会運動論の社会を観察する意味論では、ポスト産業社会段階に入った資本主義が国家と強い連関を結んだ「組織化された資本主義」(国家独占資本主義)が敵手となる。そして

これを「統治」するのが「テクノクラシー」であるとされる³。つまり、敵手は、資本主義から国家に重心がシフトする。この国家とは端的に言えば「介入国家」としての〈社会〉国家＝「福祉国家」でもあった。

④よって、運動の目的は、抑圧・管理されたアイデンティティの反乱であるとされる。

②さて、ここで主要な社会編成／組織形態は、前段階では運動側も使用していた「官僚制組織」とイメージされることが多い。

⑤ここからツリー型の官僚制の対義語である（とされる）、アソシエーション／ネットワーク／創造性／自主性／参加／リゾーム……などの形態が、規範的根拠をもつという議論が生まれる。（形態に規範的含意を読み込む議論の完成）

③とはいえ、この段階の運動論の全てが、このような単純な議論を展開しているわけではない。「新しい社会運動」論のトゥレーヌは、この時期の趨勢的な社会秩序を「プログラム社会」と呼び、その編成・組織原理が硬直な官僚制とは異なり「柔軟性」を備えていることを繰り返し指摘していた⁴。つまり、組織の柔軟性・創造性といった特質は、運動側の特徴的な組織形態であると同時に、「既存の社会」の側も持ち、生の包摂のために活用されているという観察が成り立っていたといえる。またも両者は統治的合理性の水準で一致していたといえるだろう。

（形態に規範的含意を読み込む議論の潜在的な破綻）

ちなみに、メルッチは、マルクス主義的な労働運動論を、統合主義的で本質主義的な社会運動概念とし、その前提となる、単一の基準から社会を一般的に記述することの誤りを批判している（Melucci 1989＝1997：235-308）。この批判は、官僚制社会という社会観察を持って、形態・意味のレベル共に、その反対物として設定しようとする、新しい社会運動論の「単純なバージョン」に対しても当てはまる。ここでも形態は、規範的論拠となり得ない（仁平 2001）。

しかし、「参加・参画」の形態を、段階論的に擁護しようとする議論は、基本的にこの段階にとどまっている

ポスト「新しい社会運動」⁵論？

さて、この『新しい社会運動』論の単純なバージョンは、今や、他ならぬその段階論によって「復讐」されようとしている。

①まず社会認識として、前段階時の「敵手」だった「福祉国家＝介入国家」は、経済のグローバル化と相関するように進展したネオリベラリズムによって、基盤が崩されつつある（酒井 2001、Harvey 2005＝2007）。敵手の側は、再び「（グローバル）資本主義」が主要な位置に着いたといえる（Castells 1989；Hardt & Negri 2000＝2003 など）。

②しかも、ネットワーク／創造性／自主性／参加／リゾーム……などの形態を、経済における付加価値の増大や、コストのかかる国家の縮小のために積極的に活用されるようになった。それらは主要な統治的合理性として、現勢化・前景化するようになったとされる。この観察を踏まえるなら、「参加／参画」や「NPO」を前段階の認識をもとに言祝ぐ『新しい社会運動』論の単純なバージョンは、「ネオリベラリズム／グローバル化」というより新しい段階論によって「周回遅れ」化することになった。そしてこれこそが、言うまでもなく、ネオリベラリズムとの「共振」という事態である⁶。（形態に規範的含意を読み込む議論の完全な破綻）ここから、徹底的な批判が生じるようになった（Rose 1999；中野 2001、渋谷 2003、渋谷 2004、Sinha 2005、Harvey 2005＝2007 など）。

③ここにおいて現在の「運動」の意味論は、「ネオリベラリズム／グローバル化」が

もたらず排除への抵抗、という形で構成されることが多い。もちろん、ここで「抑圧する国家」という問題系が相対化されたわけではない。確かにグローバル資本が一国の経済・社会政策を左右するようになったという種別性はあるが、国家はグローバル資本の逃避を避けネオリベリズムの秩序を作るために、むしろ強権的・抑圧的に行為するとされる（「構造改革」「骨太の方針」を想起）（Harvey2005=2007 など）。国家は、抗いの対象と共に、社会保障やグローバルな社会政策などを求めていく名宛人という意味で、両義性を帯びる。

④さてここで、運動の「形態」には、何が名指されるのだろうか。結論から言うと、それはもはや単一の何かを——しかも規範的含意を込めながら——同定できるものではない。例えば、現在、様々な運動が「貧困」でつながれつつあるが、それは単一のアイデンティティ（プレカリアートなど）に回収されるわけではない。「前段階」としてプロットされる「新しい社会運動論——というより、それらを包括するポスト構造主義の諸思想／気分——が開いた形態的地平（ex. Melucci 1996）——「偶有的で暫定的なアイデンティティの縫合という方が普通だし抑圧も少ないでしょ？」——を、もはや塞ぐことはできない。表 17-1 の「ポスト『新しい社会運動』？」の④のセルには「？」が入っているが、それは、ここに新しい何かが入るわけではないことを示している。目的に応じたレポーターが——「直接行動」や「参加／参画」も含め——その時に応じて選ばれる。もちろん、「参加／参画」だけが独占的な位置につけるわけではない。

ここに至って、もはや、このような段階論的歴史のリストを長くしていくことには意味がないといえるのではないだろうか。新たな「段階」が真に示しているのは、**特定の形態に規範的意味を読み込むような段階論＝歴史哲学が失効した**ということであると思われる。

4 「政治機会的プラグマティスト」との交渉

(1) 2つの疑問

“「運動の封殺」という共振問題は存在しない” = “「運動」は「参加・参画的なもの」に代替されたためもはや不要”と主張する第二の立場は、「参加・参画」の形態面における有効性を主張する「プラグマティスト」である。プラグマティストはさらに二つの立場に区別しうるが、先に「政治機会的プラグマティスト」と名付けうる立場の主張について検討したい。

「政治機会的プラグマティスト」の主張とは、「市民参加・参画の機会が開かれてきたので、反対・抗議のような直接行動をくり返すのではなく、行政とパートナーシップを組んで、提案・対案を行った方が、効果的である」というものである。

この主張は、確かに説得的なものである。しかし二点疑問が残る。

疑問の1つ目は、「参加・参画」はたえず開かれているのか？というものである。つまり「参加・参画」は、国家・市場とベクトルが（偶然？）一致したところにはしか開かれないのではないだろうか。実際には、イシュー（issue）によって政治機会の開かれの度合いは異なり、イシューによっては、「参加・参画」が開かれないということがあるのではないだろうか。例えば、反グローバル化や反戦といったイシューの場合、一体どこに「参加・参画」したらいいのだろうか。そのような領域の場合、まずは、「直接行動」というレポーターを駆使して、問題の共有化を訴えたり、「参加・参画」への「こじ開け」をめざすことが合理的なのではないだろうか。例えば、1990年代の新宿のホームレス「問題」においては、東京都は徹底した物理的排除で望み、当事者と支援者は「直接行動」をレポーターとして選択せざるをえなかった。東京都や新宿区がこのコストを認識し、当事者／支援者団体に対して「参加・参画」の場を開

いていったのは、逮捕者を何名も出すような激しい「直接行動」を経た後である。

以上のことが示唆するのは、公共性=openness=〈開かれてあること〉とは、温情（おねだり？）で開かれるのを待つものではないということである。今「参加・参画」が開かれていたとしても、そこには、閉じているものをこじ開ける（原・力）があったと考えることは可能であり、同時にそれが、参加型市民社会を創り支えるものではないだろうか。この点を、アレント＝ハーバーマスの公共性論は忘却しているように思われる。日本で現在「まちづくり」などの文脈で行われている「参加・参画」も、〈原・力〉としての1970年代「住民運動」に起源を求めることは可能だろう。1970年代のボランティア論の一部は、そのような「運動」に共振する形で——少なくとも言説のレベルでは——自らの規準として取り入れていたすでに述べたとおりである。つまり、「参加・参画」とは単なる類型ではなく、この歴史性＝〈原・力〉性を刻印したものであるといえる。

逆にいえば、政治機会的プラグマティストの主張は、〈原・力〉の記憶を喪失した場合、「参画・提案の場（政治機会）が開かれているとき、参画・提案は効果的である」というトートロジカルな真理に墮すると考えられる。

では、現在の「ボランティア」や「NPO」は、この〈原・力〉たる「運動（争議性の高いレパートリー）」に、どの程度開かれているのだろうか。もし、この回路が開かれている場合、「ボランティア/NPO」は、〈原・力〉としての「運動」を排除することなく、“敵対性の封殺”という問題は杞憂であるという主張に同意することができる。

疑問の2つ目は、「参加・参画」を主導する「ボランティア/NPO」は、その意味論を、〈運動〉と共有しているのか？というものである。

政治機会派の前提は、「参加・参画」を行う「ボランティア/NPO」も、意味論（問題意識や世界観）は〈運動〉と共有しており、レパートリー（形態）レベルで、より効果的なものを選んでいただけ、というものであった。しかし、「ボランティア/NPO」が、〈運動〉と意味論を共有しているという想定は、アプリアリに是認できるものではなく、検証を行う余地があると思われる。

以上二つの疑問を解消するために、以下では、「ボランティア」「NPO」「社会運動」など、様々な言表と形態のもとに活動を行う団体への調査結果の分析をもとに、検証を行っていく。

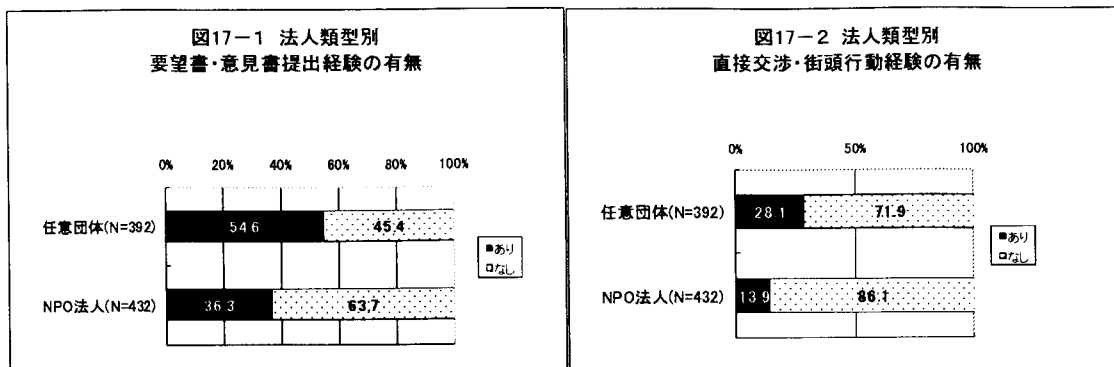
（2）検証1：「ボランティア/NPO」は「運動」への回路が開かれているのか

はじめに、「参加・参画」を主要なレパートリーとする「ボランティア/NPO」が、より争議性の高い——より「運動」的な——レパートリーに開かれているのか、開かれているとしたらどのような形か、ということを検証していく。この問いは、上述のように、「政治機会的プラグマティスト」に対する一つ目の疑問——「参加・参画」はたえず開かれているのか？——を展開する形で、設定されたものである。

分析の基本的な方向性は、①「ボランティア/NPO」を掲げる団体は、争議性の高いレパートリーも取ることがあるのか、②「ボランティア/NPO」を掲げる団体は、「運動」と自己定義する団体とネットワークを形成しているのか、という二つ作業レベルの問いを検証するという形を取る。つまり、①では、「ボランティア/NPO」は、必要に応じて「参加・参画」を開くための〈原・力〉＝「争議的行動」のレパートリーを選択することがあるのか、について、②では、「ボランティア/NPO」は「運動」を忌避せずに関係性を維持しているのか、について検討する。

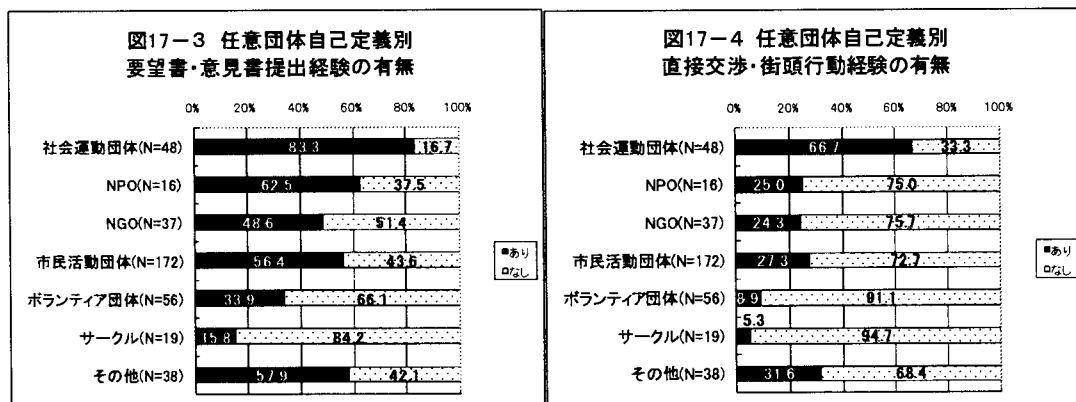
まず、①から検討しよう。

図 17-1、2 は、過去3年の間に市区町村行政、都道府県行政、国家に対して、「要望書・意見書を提出した」「直接交渉や街頭行動を行った」という経験の有無について、それぞれの法人類型（任意団体／NPO 法人）の結果を示したものである。



データの性格上、母集団の特定が困難な上、無作為抽出もできないため、統計的検定は行わない。しかし、一見して明らかなように、どちらの項目についても、「任意団体」の方が「NPO 法人」に比べて経験のある団体の割合は高い。

次に、法人格のない「任意団体」だけに注目し、自己定義（自分たちをどのような「団体」と認識しているか）によって、行政への要求・抗議行動の経験率がどう違うのかを見てみたい。



「社会運動団体」と自己定義している団体は非常に高く、「NPO」「市民活動団体」「NGO」はそれに続き、「ボランティア団体」「サークル」と自己定義する団体は、非常に低いことが見てとれる。特に、制度的立場としては同じ任意団体でありながら、「社会運動団体」と「ボランティア団体」との間の差は、極めて大きい。

ちなみに、図 17-3、4 において、「NPO」という自己定義の団体において、争議性が高いという結果が出ている。しかしこれは「NPO」が運動＝争議性に関わっていると考えるべきではない。なぜなら、図 17-1、2 でみたように、多数を占める「NPO 法人」の争議性の度合いは相対的に低く、任意団体で「ボランティア」と自認する団体と同じぐらいなのだから。図 17-3、4 における自己定義の「NPO」とは、NPO 法人格を取らず「任意団体」でありながら「NPO」を自認する特異な（例外的な）位置を占めている団体である（だからサンプル数も小さく 16 しかない）。

総じて見ると、「NPO 法人」や「ボランティア」と自己定義する団体は、自らが争議的な行動を行うことは少ない。この点において、「運動」との距離は大きい。

次に②の検討に移ろう。

「ボランティア」「NPO」である限り、自らが争議的な行動を取る必要はない、ということは可能である。争議性の高い「運動」との間に、ネットワークが築かれていれば、それは一つの回路である。

ここでは、法人別、自己定義別に、それぞれ「運動団体」との間に、「事業・集会」「寄付・カンパ」「直接行動・デモ」において協力した経験があるかについて、分析を行った。

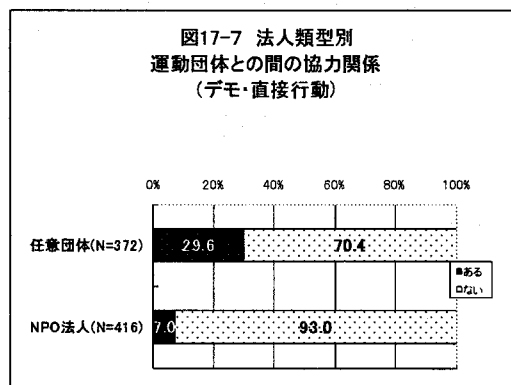
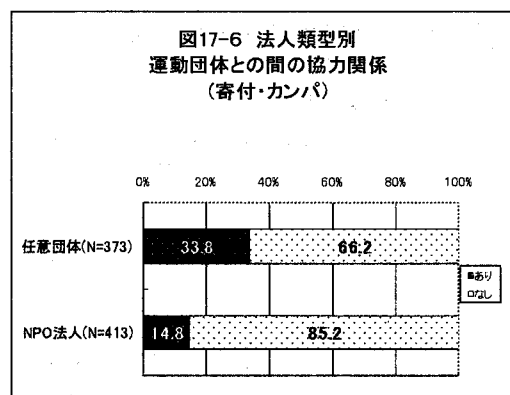
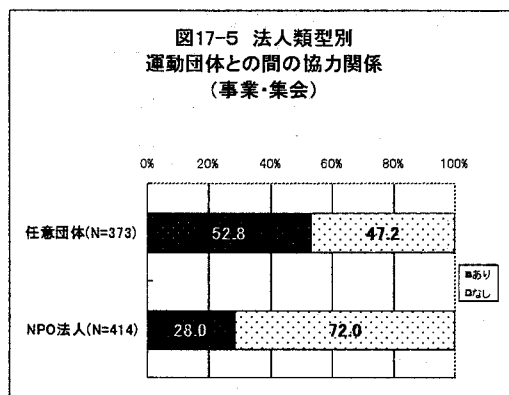


図17-5から7までの結果から、NPO法人が全般的に「運動団体」と弱い関係性しか築いていないことを示している。ここには、「NPO法人」は、「運動」との回路が切断されている傾向がはっきりと現れている。特に、「デモ」や「直接行動」というレパトリーに関わる協力関係は著しく少ない。

次に、法人格のない「任意団体」だけを取り出して、団体の自己定義ごとに、同様の分析を行う。

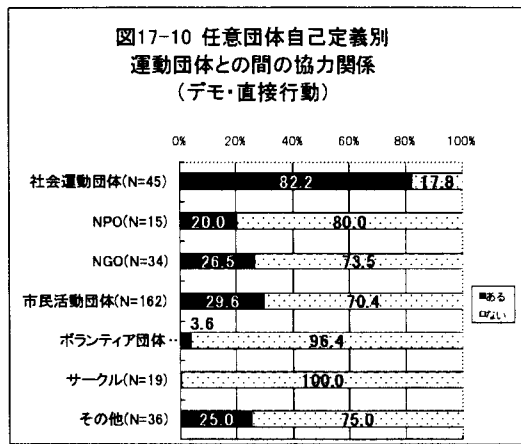
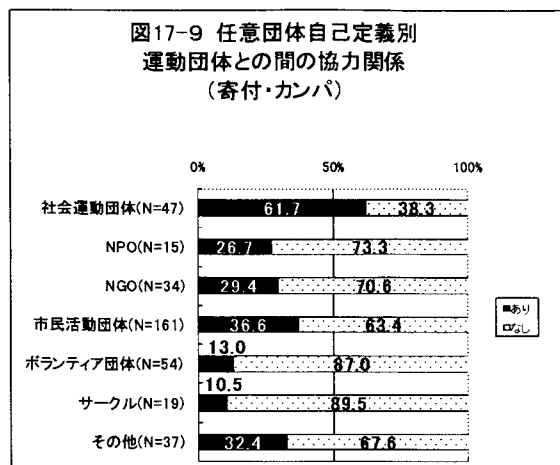
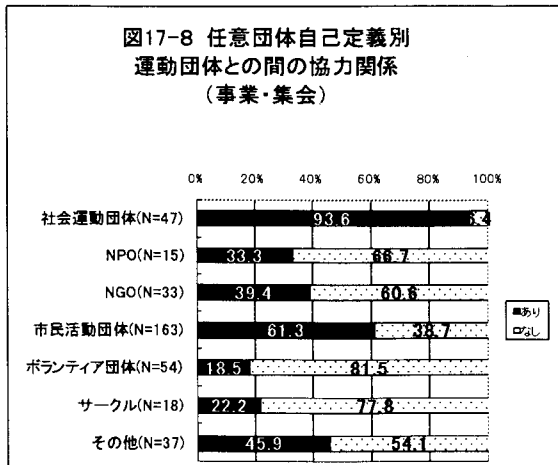
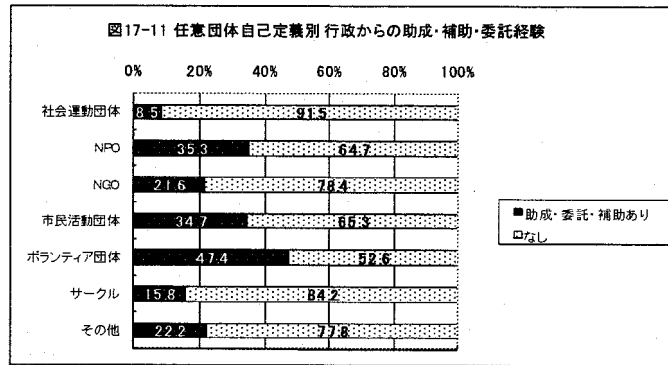


図17-8から10を見て分かるように、法制的には同じ「任意団体」でありながら、「社会運動団体」と自己定義する団体と、「ボランティア」「サークル」と自己定義する団体との間には、極めて大きな差が存在している。「社会運動団体」と自己定義する団体が、どの項目においても高い数値を示しているのに対し、「ボランティア団体」「サークル」と自己定義する団体の数値は非常に低い。特に、運動団体と直接行動やデモで協力関係を結んだ経験は皆無に近いという状況である。

また、「市民活動団体」と自己定義する団体の結果も興味深い。それは、「NPO」や「NGO」と自己定義する団体を抑えて、「社会運動団体」と自己定義する団体について運動団体と密接な関係を築いているのだ。「市民活動団体」という言表は最近多くの団体が採用するようになってきており、それがどういう性格をもつか——つまり従来の「運動」に近いのかあるいは「ボランティア」に近いのか——について議論が行われているが、この結果を見るかぎり、それは両方の中間に位置しながら、「運動」との回路に開かれながらあるという姿が浮かび上がってくる。

ちなみに、図17-11は、任意団体の自己定義ごとに、行政から助成・補助・委託を受けた経験について図示したものである。「ボランティア団体」が非常に高く（半数近く）にのぼっていることに着目しよう。戦後「ボランティア」の意味論においては、行政からの自立と、(運動)への準拠が、理念として掲げられたが、現在、少なくとも行為のレパートリーとしてみる限り、それと逆のあり方が趨勢となっていることが分かる。



ちなみに、先ほど「運動」との関係において高い値を示した「市民活動団体」が、行政との関係においても比較的高い値を示している点に関心が向く。「市民活動団体」という言表は、「行政」との関係（パートナーシップ！）を結びつつ、「運動」との関係も積極的に維持するという、両価性を帯びた存在だという面が指摘できる。

（3）検証2：「ボランティア/NPO」は、その意味論を、〈運動〉と共有しているのか？

次に、「政治機会的プラグマティスト」に対する二つ目の疑問の検証として、「ボランティア/NPO」は、その意味論を、〈運動〉と共有しているのかどうかについて検証を行っていく。

ここではそのために、各団体のリーダーに様々な政治的争点に関する意識を訊く質問を用いる。用いた項目は「自分は革新というより保守だと思う」「総理大臣の靖国参拝に賛成」「憲法の改正に賛成」「自民党支持」という〈革新-保守〉のコードにおける「保守」志向、「競争は、格差拡大より、社会の活力のもとになる」「経済活動への規制は少ない方がよい」「人間的な社会より、まずは安定した経済が必要」というネオリベラリズム志向、「決めるときは、話し合いよりリーダーシップですばやくの方がよい」という反「コミュニケーション的的行為」志向、「原子力発電の推進に賛成」といった反環境志向、である。

表 17-2 が、任意団体と NPO 法人という法人格別の比較、表 17-3 は、任意団体のみを取り出して、自己定義別に比較したものである。

表 17-2 法人格種別 政治意識（保守・ネオリベラリズム的志向）

	法人格	
	任意団体 (n=394)	NPO法人 (n=434)
革新というより保守(%)	11.7	19.8
総理大臣の靖国参拝に賛成(%)	12.4	24.4
憲法の改正に賛成(%)	19.4	41.5
自民党支持(%)	9.4	17.0
競争は、格差拡大より、社会の活力のもとになる(%)	40.8	65.2
経済活動への規制は少ない方がよい(%)	31.2	52.5
人間的な社会より、まずは安定した経済が必要(%)	26.7	43.5
決めるときは、話し合いよりリーダーシップですばやく(%)	25.5	55.1
原子力発電の推進に賛成(%)	17.0	35.9

表 17-3 任意団体のみ・自己定義別 政治意識（保守・ネオリベラリズム的志向）

	任意団体のみ 自己定義						
	社会運動 団体 (n=48)	NPO(n=16)	NGO(n=37)	市民活動団 体(n=173)	ボランティア 団体(n=57)	サークル (n=19)	その他 (n=38)
革新というより保守(%)	<u>2.3</u>	7.1	11.5	9.6	<u>22.0</u>	15.8	18.9
総理大臣の靖国参拝に賛成(%)	<u>0</u>	0	9.1	12.0	<u>25.0</u>	23.5	15.2
憲法の改正に賛成(%)	<u>4.5</u>	13.3	18.2	16.5	<u>42.9</u>	33.3	15.2
自民党支持(%)	<u>4.5</u>	7.1	6.1	8.6	<u>14.0</u>	22.2	11.1
競争は、格差拡大より、社会の活力のもとになる(%)	<u>13.6</u>	50.0	31.3	39.5	<u>66.0</u>	50.0	44.4
経済活動への規制は少ない方がよい(%)	<u>6.8</u>	57.1	30.3	27.8	<u>51.1</u>	58.8	28.6
人間的な社会より、まずは安定した経済が必要(%)	<u>22.2</u>	7.1	12.9	23.3	<u>32.7</u>	61.1	38.2
決めるときは、話し合いよりリーダーシップですばやく(%)	<u>9.1</u>	42.9	18.2	22.3	<u>44.9</u>	22.2	34.3
原子力発電の推進に賛成(%)	<u>2.2</u>	13.3	12.1	15.8	<u>30.6</u>	27.8	23.5

まず、表 17-2 の法人格別の比較を見ていきたい。一見して分かるように、NPO 法人は、いずれの項目においても、保守主義、ネオリベラリズムに対する態度において、任意団体を上回っている。ちなみに、無作為抽出法ではない上、任意団体に至っては母集団の特性も仮定できないため、統計的検定を行うことは意味がない。しかし擬似的に行ってみると、どの項目も 1% 水準で有意であった。

次に、表 17-3 の自己定義別（任意団体のみ）の分析に移る。とりあえず、太字・下線で示されている「社会運動団体」と「ボランティア団体」の二つに着目する。この二つは、全項目の中で、両極に位置していることが分かる。言うまでもなく、「社会運動団体」が革新・反ネオリベラリズムという意味論に準拠し、「ボランティア団体」は保守・ネオリベラリズムという意味論に準拠している。ちなみに、(2) でも述べたが、この表における「NPO」については、「任意団体（法人格なし）かつ NPO」という例外的なものなので、無視してよい。「NPO」については趨勢的な傾向を見るには、表 17-2 の「NPO 法人」の値を確認する必要がある。ちなみに、全ての法人格（任意団体・NPO 法人・その他の非営利法人・その他の法人）を含めた上で、自己定義別に分析した結果を一応示しておく（表 17-4 参照）。

表 17-4 全ての団体・自己定義別 政治意識（保守・ネオリベラリズム的志向）

	全ての団体 自己定義						
	社会運動 団体 (n=76)	NPO (n=363)	NGO(n=78)	市民活動団 体(n=217)	ボランティア 団体(n=73)	サークル (n=23)	その他 (n=78)
革新というより保守(%)	<u>4.3</u>	<u>20.7</u>	9.5	9.5	<u>25.8</u>	13.0	17.3
総理大臣の靖国参拝に賛成(%)	<u>5.4</u>	<u>26.0</u>	14.5	10.0	<u>32.3</u>	23.8	18.6
憲法の改正に賛成(%)	<u>11.1</u>	<u>42.3</u>	27.1	18.0	<u>46.9</u>	31.8	23.9
自民党支持(%)	<u>5.6</u>	<u>18.7</u>	12.9	6.8	<u>16.9</u>	21.7	10.8
競争は、格差拡大より、社会の活力のもとになる(%)	<u>20.5</u>	<u>67.4</u>	45.7	40.2	<u>70.5</u>	50.0	52.0
経済活動への規制は少ない方がよい(%)	<u>12.3</u>	<u>54.9</u>	39.4	29.4	<u>58.1</u>	57.1	37.8
人間的な社会より、まずは安定した経済が必要(%)	<u>27.0</u>	<u>45.7</u>	24.6	21.5	<u>34.4</u>	63.6	45.2
決めるときは、話し合いよりリーダーシップですばやく(%)	<u>20.3</u>	<u>56.1</u>	40.8	24.0	<u>50.0</u>	31.8	40.5
原子力発電の推進に賛成(%)	<u>10.8</u>	<u>38.6</u>	19.4	15.0	<u>32.8</u>	22.7	21.9

ここでは、「NPO」と「ボランティア」が同じような値を示し、「社会運動団体」と対極の位置にあることが分かる。このデータの分析を詳細に行った丸山真央（2007）は、次のように指摘している。

「社会運動団体」「市民活動団体」と自己定義した団体のリーダーたちは、革新的で、政治不信が強く、反競争・「大きな政府」への志向性をもっており、首相の靖国参拝や改憲に否定的である。これに対して、「ボランティア団体」「NPO」と自己定義した団体のリーダーたちは、「社

会運動団体」や「市民活動団体」のリーダーたちに比べて、保守的で、政治をある程度信頼し、競争・「小さな政府」志向をもっており、靖国参拝や改憲に肯定的な態度を示している。「NGO」とした団体のリーダーたちは、保革を除いて、「社会運動団体」や「市民活動団体」のリーダー層の傾向に近い。(丸山 2007: 92-93)

われわれの結論も丸山の指摘と同じである。「運動」という思想財のもとに構成される政治的意味論と、「ボランティア」「NPO」のもとに構成される政治的意味論は、「参加型市民社会」の布置の上では、対極と言っていい位置にある。「運動」と「参加・参画」(ボランティア/NPO)は、〈運動〉の意味論は共有しており、その上で、最適なレパトリーを選んでいるだけだという「政治機会的プラグマティスト」の決断に、同意することはできない。それらは、まさに意味論のレベルにおいてこそ、断絶があるのである。

5 「表象動員のプラグマティスト」との交渉

(1) 「運動」という記号からの逃走

ここから、「運動の封殺」という共振問題をめぐる、第三の立場について検討する。ここで「表象動員のプラグマティスト」と呼ぶそれは、〈運動〉の意義を認めた上で、従来の「運動」という表象(イメージ、言表、形態等)が動員や支持獲得に逆機能であるということをも主張するものである。

この例として、道場親信は、小林正弥の「平和運動の中心を担ってきた方々が高齢化して、若い世代にとっては従来の運動のスタイルや論理が、古く見えているのではないでしょうか」という言葉を引いている(道場 2005: 647)。この観点から、「参加・参画」など争議性の低いものも含めた異なるスタイルを採用することが、〈運動〉にとっても効果的だと主張する。まず「普通の人」でも参加できる「普通の」形にしてから、意味論や世界観を徐々に浸透させていく方が、有効だというわけだ。

これに対しては、道場(2005)は、ここで想定されている〈古い/新しい〉という区別が、現実の歴史を整理するものとしては、あまりに事実誤認に満ちたものであること、また「普通の人々」の「普通感覚」を、無前提に準拠にするには、「普通でない」とされるものを排除するメンタリティとつながるという点から、批判を展開している。

しかしこの批判を踏まえた上で、さらに論点を追加するとしたら、既存の「運動」の表象を忌避するのは、研究者や言説生産者だけではなく、実際に活動している人たちの間にも時に見られるという点である。例えば、ある国際 NGO で中核的に働く A 氏は、「『社会運動』は薄い言葉」であるため使つてこなかったという。なぜならそれは「マルクスとか、イデオロギー的なもの」、「共産党系、労組系」のものであり、「60~70年代の活動とつながる感じがする」と述べる。そして、「市民運動より、市民活動や市民社会という言葉」の方を使いたいという。この発話内容に対し、道場のように、それは「運動」に対する偏ったイメージだと異議を唱えつつ対話を開いていくことは可能であろう。しかしここで注目したいのは、A 氏は、あるいは A 氏が所属する NGO は、様々なアドボカシー活動も行っており、外部の観察者からみたとき、「運動」的と観察が可能である——「運動」との差異性を見いだせない——ということである。「運動」と変わらない活動をしながらか、「運動」という言表を回避する現場の活動者——これは「敵対性の封殺」という「ネオリベリズムとの共振」に陥っているといえるのだろうか。

これを考える上で必要なことは、「運動」という言表を使用することと、〈運動的〉と観察可能な行為をしたり・その意味論を生きることを、区別して考えるということだと思われる。

ここで「運動」とは、特定の集合行為（形態）に対して「実体的」に与えられる言表である。社会運動論などで使用される通常の用法はこちらに含まれる。これに対し、〈運動〉とは、社会を参照しながら、敵手（＝既存の秩序）／自己を同時に起動させ、前者を変えていこうとするコミュニケーションのモードに対して与えられる。これは、様々な意味領域（福祉、教育、文学……）とプログラムとして接続可能である。例えば戦後長い間、社会福祉や教育では、ある種の実践を、〈運動〉的と呼ぶ慣行があったが、それはこちらの意味で捉えることができる。もちろん、この〈運動である／ない〉というコミュニケーションは、「戦後」という思想財が摩耗するのと相関して、首肯性を失ってきた。

しかしとりあえず運動の語を、狭義の実体性をもつ「運動」から切り離し、〈運動〉という意味論上の用法に置き直すところから初めてみたい。「運動」という名指しからの撤退は、〈運動〉からの撤退と同義ではないということ、〈運動〉にとって「運動」という形態・言表は偶有的であるということである。

（２）〈運動〉を胚胎する記号について

A氏は、「運動」という言葉を、過去の党派的な教条主義を呼び起こすとして拒否した。われわれはここにある既視感を覚えないだろうか。1970年初頭にも、新左翼系の運動が行き詰りと血腥い転回を見せるのを受けて——〈運動〉論の意味論を共有しつつ——手垢にまみれた「運動」と異なる言表／思想財を求める動きが確かにあった。

例えば、ボランティア推進に大きな役割を果たしてきた興梠寛は、1970年代当時の日本青年奉仕協会（JYVA）について次のように語っている（仁平 2007a）。彼は1970年代はじめに、学生運動が「組織間の中でかなり厳しい自己否定や粛清が行われていく」ため、運動に「醒め」ざるをえなかった。しかし、同時に、社会状況については「変えなきゃいけないという意識」は強かった。「ボランティア」はこの中で、そのアイデンティティの受け皿になったという。それは彼／女だけではなく、「全国ボランティア研究集会」に参加し「俺はボランティアなんか嫌いだ」と言いつつ、中核的な役割を果すようになる「学生運動崩れのやつ」も同様であった。彼／女らは、「ボランティア」に「市民運動なんてものを持ち込んでくる」ようになる。

ある言表／思想財に、負の歴史が刻まれ、その象徴的な正当性を失うとき、別の新規な言表／思想財が、かつての言葉とはズレと反復を孕む形で意味を備給され、生きられていくということがある。1970年代の「ボランティアの増殖」の中には、「運動」という言表を捨てることで〈運動〉的な意味論と実践の刷新を図ろうとした系譜があった。現在は、「NPO／ボランティア」の語は、〈運動〉の意味論との間には、無視できない距離が広がっていた。それは、思想財としては、〈運動〉を胚胎させる耐用期間を過ぎていたと言った方が、妥当する面が多いのではないだろうか。

しかし、「運動」の語の否定は、〈運動〉的なものの否定と同義ではないとしたら、現在、かつての「ボランティア」のように、〈運動〉の意味論が刻印された言表／思想財を探すことで、「敵対性の封殺」という結論と異なる現実を開示すること、この可能性は残されている。

これに関するわれわれの答は、極めて凡庸なものである。「市民活動」「NGO」という言葉がそれだ。本章の図 17-3、4、8、9、10、表 17-3 などを見る限り、それらは、「ボランティア」や「NPO」とは異なり、「社会運動団体」に準じる動きを見せている。「非政府」という立場性が刻印された「NGO」だけではなく、「運動」ではなく「活動」の語を選択する「市民活動」の言表も——A氏の言葉通り——その中に〈運動〉的なものを胚胎する場所となっているということを示唆しているように思われる。エルネスト・ラクラウとジャンタル・ムフによると、

差異の体系の象徴秩序としての社会は、縫合しきれない外部をその中に孕みもつ。その内部の外部こそが、敵対性＝〈政治的なもの〉であり、それは抹消しきれものではない (Laclau & Mouffe 1985=1992)。これが深層「構造」だとしたら、その敵対性は、様々な記号を介して、表に現われうるということではないだろうか。そして、それは、時に敵対性＝〈政治的なもの〉なき平滑空間として想定・批判される「参加型市民社会」の用語系の中にも、現出する。「市民活動」「NGO」という記号は、敵対性という亀裂が開示しやすい一つの場所なのかもしれない。その一方で「市民活動」は、図 17-11 にみるように、行政との「パートナーシップ」の値も高い。「市民活動」という記号は、そのいささか凡庸な響きと裏腹に、様々なベクトルを胚胎させるスキャンダラスな場所になっている可能性がある。

今後の運動論の課題として、様々な現場において、いろいろな言表や形態のもとに散らばっている〈運動的〉のかけらを集めて、現在の〈運動〉の輪郭を浮かび上がらせるということがあるのではないだろうか。それは、NPO を「運動」と外挿的に名指し・言祝ぐことでも、NPO ≠ 「運動」とやはり外挿的に否定することでもない。現場から様々な〈運動的〉なものを丁寧に拾い上げ、その像と射程を追跡していくこと——それこそが、段階論が失効した現在において、リアルに今を捉えていく唯一の方法ではないだろうか。

引用文献

- Castells, M., 1989, *The Information City: Information Technology, Economic Restructuring and the Urban-Regional Process*, Oxford: Blackwell.
- Castells, M., 1997, *The Power of Identity*, Oxford: Blackwell.
- Foucault, M., 1978, «gouvernementalité», *Dits et Ecrits 1954-1988*, Defert, D. & F. Ewald eds., Paris: Gallimard. = 2000 小林康夫ほか訳「統治性」『ミシェル・フーコー思考集成第Ⅶ巻』筑摩書房. pp.246-272.
- Hardt, Michael & Negri, Antonio, 2000, *Empire. The President and Fellows of Harvard College*. = 2003 水嶋一憲他訳『<帝国>——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社.
- Harvey, David 2005, *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford University Press. = 2007 渡辺治監訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』作品社.
- 樋口直人・稲葉奈々子 2004 「グローバル化と社会運動」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂, pp.190-229.
- Lipnack, Jessica & Stamps, Jeffrey 1982 *Networking*, Ron Bernstein Agency Inc. = 1984 正村公宏監訳『ネットワーク——ヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社.
- Melucci, Alberto, 1989, *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Keane, John and Mier, Paul. = 山之内靖・喜堂嘉之・宮崎かずみ訳 1997 『現在に生きる遊牧民——新しい公共空間の創出に向けて——』岩波書店.
- Melucci, Alberto, 1996, *Challenging codes: Collective action in the information age*, Cambridge University Press.
- 道場親信 2005 『占領と平和——〈戦後〉という経験』青土社.
- 道場親信 2006 「1960-70年代『市民運動』『住民運動』の歴史的位罫——中断された『公共性』論議と運動史的文脈をつなぎ直すために」日本社会学会『社会学評論』pp.240-257.
- 町村敬志編 2007 『首都圏の市民活動団体に関する調査——調査結果報告書』日本学術振興会科

- 学研究費 基盤研究 (B) (2005~2008 年度)「市民エージェントの構想する新しい都市のかたち——グローバル化と新自由主義を越えて」2006 年度報告書
- 丸山真央 2007「団体リーダー層の政治意識——〈保守—革新〉の現在」町村敬志編『首都圏の市民活動団体に関する調査——調査結果報告書』日本学術振興会科学研究費 基盤研究 (B) (2005~2008 年度)「市民エージェントの構想する新しい都市のかたち——グローバル化と新自由主義を越えて」2006 年度報告書 pp.88-93.
- 丸山真央・仁平典宏・村瀬博志 2008「ネオリベラリズムと市民活動／社会運動——東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』602号 pp.51-68.
- 中野敏男 2001『大塚久雄と丸山眞男——動員, 主体, 戦争責任』青土社.
- 仁平典宏 2001「ボランティア・アソシエーション再考のために——官僚制概念との関係で」ソシオロギス編集委員会『ソシオロギス』25号 pp.176-192.
- 仁平典宏 2004「ボランティア的行為の(転用)可能性について——野宿者支援活動を事例として」東北社会学会『社会学年報』33号 pp.1-21.
- 仁平典宏 2005「ボランティア活動とネオリベラリズムの共振問題を再考する」日本社会学会『社会学評論』56(2) pp.485-499.
- 仁平典宏 2007a「『国土』と『市民』の邂逅——右派の創った『参加型市民社会』の成立と変容」武蔵社会学会『ソシオロジスト』9号 pp.111-145.
- 仁平典宏 2007b「『運動かパートナーシップか』の二者択一を超えて——諸団体の布置と関係」町村敬志編『首都圏の市民活動団体に関する調査——調査結果報告書』日本学術振興会科学研究費 基盤研究 (B) (2005~2008 年度)「市民エージェントの構想する新しい都市のかたち——グローバル化と新自由主義を越えて」2006 年度報告書 pp.32-37.
- 仁平典宏 2008「『ボランティア』の意味論の変容過程と機能に関する社会学的研究——福祉国家の形成／再編及びネオリベラリズムとの関係に着目して』(博士論文)
- Rose, Nikolas, 1999, *Powers of Freedom: Reframing political thought*, Polity.
- 酒井隆史 2001『自由論——現在性の系譜学』青土社.
- 酒井隆史 2004『暴力の哲学』河出書房.
- Sampson, R. J., D. McAdam, H. MacIndoe, and S. Weffer-Elizondo, 2005, "Civil Society Reconsidered: The Durable Nature and Community Structure of Collective Civic Action," *American Journal of Sociology*, 111(3): 673-714.
- 渋谷望 2003『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』青土社.
- 渋谷望 2004「(参加)への封じ込めとしてのNPO——市民活動と新自由主義」『都市問題』95(8): 35-47.
- Sinha, S., 2005, "Neoliberalism and Civil Society: Project and Possibilities," A. Saad-Filho and D. Johnston eds., *Neoliberalism: A Critical Reader*, London: Pluto: 163-9.
- Tarrow, Sidney, 1998, *Power in Movement*, Cambridge University Press. =2006 大畑裕嗣 監訳『社会運動の力——集合行為の比較社会学』彩流社.
- Touraine, Alan, 1968, *La mouvement de mai ou le communisme utopique*, Paris: Seuil. =1970 寿里茂・西川潤訳『現代の社会闘争——五月革命の社会学的展望』日本評論社.
- Touraine, Alan, 1978, *La Voix et le Regard*, Paris: Seuil. =1983 梶田孝道訳『声とまなざし』新泉社.
- Touraine, Alan, 1980, *L'après-Socialisme*, Grasset et Fasquelle. =1982 平田清明・清水耕一

1 道場は、この議論の例として、牛山久仁彦（2003、2004）や高田昭彦（2001、2004）を挙げている（道場 2006 : 243）。

2 「統治性 (governmentality : gouvernementalité)」はフーコーの概念であり、「諸々の制度、諸々の手続きと分析と考察、計算、そして戦術からなる全体」(Foucault 1978=2000 : 270) と定義される。フーコー自身は、これはいわゆる生・権力と結びつけて用いるのだが、近年は、この概念を鍛え直し、それぞれの時代の人々が、それぞれのやり方で他者と自己を方向づける合理性といった広義の意味で用いることが多い。これを踏まえた上で、本報告では、「統治的合理性」という訳語を用いる。

3 次の言明を参照のこと。

「今回の紛争の本質をもっとはっきり規定する言葉は搾取ではなく…統合・操作・権利侵害という言葉である。それゆえ、今回の紛争は、とくに経済的なものというよりは、社会的・文化的・政治的なものだ。この闘争は資本主義 (そのもの) にむけられたものではなく、まずテクノクラシーに向けられたものだった」(Touraine 1968=1970:10-11)。

4 「プログラム化された社会は、関係の網の目として考えられ、この社会が良しとする行動様式は、節約および投資のための努力というよりもむしろ、コミュニケーション能力を増強するような行動様式なのである。こうした変化を、旧来の倫理の単なる解体と混同してしまい、即時的な満足や消費の追究というふうには受け取ってはならない。」(Touraine 1978=1983 : 27)

「労働組織はもはや絶対的なものとみなされた諸原理には照応しなくなる。そしてテーラー・システムが保証していたワン・ベスト・ウェイ、すなわち唯一最善の方法というものを信じるものはもはや誰もいない。逆に最善の組織形態は今日では、硬直性をできるかぎりなくした諸形態であると思われる。組織はもはや秩序を創出してはならず、変革を助長するものとならねばならない。」(Touraine 1980=1982 : 105)

「すなわち、自分自身の変革を外部から受けとるのではなく、みずからこの変革を産み出している《中心的》諸社会においては、新しい文化と生産および社会的組織の新しい形態が指導エリートの論理に従属されていることである。しかもこの指導エリートは、私たちの国ではその大部分が資本家階級にとどまりつづけている、ということである。このようであったからこそ、自分の敵のイニシアチブをはなはだしく過小評価した反対諸勢力の立ち遅れが生じたのである。つまり反対派諸勢力は自分たちの敵が、かつて自分たちが闘う習慣をもっていた昨日の敵とはすでに違っている、ということに気づかないのである。」(Touraine 1980=1982 : 117-118 傍点引用者)

5 この概念・用語は、成元哲の指摘による。本稿と、成の概念は力点の置き方が異なる部分もあるが、「新しい社会運動」論の「先」をどう考えていこうかという問題意識は、この語のもとで共有している。

6 1990年代のトゥレーヌやその後継者たちは、このような変化に照準を合わせて、運動論を

再構築している。またカステル (Castells 1997) は、「ネットワーク社会」という概念を前面に据えながら、その再帰性の亢進に対抗しうる「共同体」概念を鍛え直しながら、運動論を組み立てている。トゥレーヌ派やカステルの近年の運動論の展開については、樋口・稲葉 (2004) を参照のこと。

7 マックアダムたちのアメリカの文脈における研究によると、抗議行動は減ったというより、抗議行動も非争議的な活動も行うハイブリッド型の団体が増えたと考えるべきである (Sampson et al. 2005)。

8 この結論は、相川 (2007)、村瀬 (2007)、仁平 (2007b)、丸山・仁平・村瀬 (2008) と共有している。

9 このデータを用いた上での同様の指摘は、相川 (2007)、村瀬 (2007)、仁平 (2007b) によってもなされている。